

東海第二発電所 審査資料	
資料番号	SA 設-C-2 改4
提出年月日	平成 29 年 5 月 19 日

# 東海第二発電所

## 重大事故等対処設備について

### (補足説明資料)

平成 29 年 5 月

日本原子力発電株式会社

本資料のうち、 は商業機密又は核物質防護上の観点から公開できません。

目 次

39 条

39-1 重大事故等対処設備の分類

39-2 設計用地震力

39-3 重大事故等対処施設の基本構造等に基づく既往の耐震評価手法の適用性と評価方針について

39-4 重大事故等対処施設の耐震設計における重大事故と地震の組合せについて

41 条

41-1 重大事故等対処施設における火災防護に係る基準規則等への適合性について

41-2 火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設の分類について

41-3 火災による損傷の防止と行う重大事故等対処施設に係る火災区域・火災区画の設定について

41-4 重大事故等対処施設が設置される火災区域・火災区画の火災感知設備について

41-5 重大事故等対処施設が設置される火災区域・火災区画の消火設備について

41-6 重大事故等対処施設が設置される火災区域・火災区画の火災防護対策について

共通

共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定について

共-2 類型化区分及び適合内容

共-3 重大事故等対処設備の環境条件について

共-4 可搬型重大事故等対処設備の必要数，予備数及び保有数について

共-5 可搬型重大事故等対処設備の接続口の兼用状況について

共-6 重大事故等対処設備の外部事象に対する防護方針について

共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について

共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について

44 条

44-1 SA 設備基準適合性 一覧表

44-2 単線結線図

44-3 配置図

44-4 系統図

44-5 試験及び検査

44-6 容量設定根拠

44-7 その他設備

44-8 A T W S 緩和設備について

44-9 A T W S 緩和設備に関する健全性について

45 条

45-1 SA 設備基準適合性 一覧表

45-2 単線結線図

45-3 配置図

45-4 系統図

45-5 試験及び検査

45-6 容量設定根拠

45-7 その他の原子炉冷却時圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備について

45-8 原子炉隔離時冷却系蒸気加減弁（H0 弁）に関する説明書

46 条

46-1 SA 設備基準適合性 一覧表

46-2 単線結線図

46-3 配置図

46-4 系統図

46-5 試験及び検査

46-6 容量設定根拠

46-7 接続図

46-8 保管場所図

46-9 アクセスルート図

46-10 その他設備

46-11 過渡時自動減圧機能について

46-12 過渡時自動減圧機能に関する健全性について

47 条

47-1 SA 設備基準適合性 一覧表

47-2 単線結線図

47-3 配置図

47-4 系統図

47-5 試験及び検査



47-6 容量設定根拠

47-7 接続図

47-8 保管場所図

47-9 アクセスルート図

47-10 その他設備

48 条

48-1 SA 設備基準適合性 一覧表

48-2 単線結線図

48-3 計測制御系統図

48-4 配置図

48-5 系統図

48-6 試験及び検査

48-7 容量設定根拠

48-8 その他の最終ヒートシンクへ熱を輸送する設備について

49 条

49-1 SA 設備基準適合性 一覧表

49-2 単線結線図

49-3 配置図

49-4 系統図

49-5 試験及び検査

49-6 容量設定根拠

49-7 接続図

49-8 保管場所図

49-9 アクセスルート図

49-10 その他設備

50 条

50-1 SA 設備基準適合性 一覧表

50-2 単線結線図

50-3 計装設備系統図

50-4 配置図

50-5 系統図

50-6 試験及び検査

50-7 容量設定根拠

50-8 接続図

50-9 保管場所図

50-10 アクセスルート図

50-11 その他設備

51 条

51-1 SA 設備基準適合性 一覧表

51-2 単線結線図

51-3 配置図

51-4 系統図

51-5 試験及び検査

51-6 容量設定根拠

51-7 接続図

51-8 保管場所図

51-9 アクセスルート図

51-10 ペDESTAL (ドライウェル部) 底部の構造変更について

51-11 その他設備

52 条

52-1 SA 設備基準適合性 一覧表

52-2 単線結線図

52-3 配置図

52-4 系統図

52-5 試験及び検査

52-6 容量設定根拠

52-7 計装設備の測定原理

52-8 水素及び酸素発生時の対応について

53 条

53-1 SA 設備基準適合性 一覧表

53-2 単線結線図

53-3 配置図

53-4 系統図

53-5 試験及び検査

53-6 容量設定根拠

53-7 その他設備

54 条

54-1 SA 設備基準適合性 一覧表

- 54-2 単線結線図
- 54-3 配置図
- 54-4 系統図
- 54-5 試験及び検査
- 54-6 容量設定根拠
- 54-7 接続図
- 54-8 保管場所図
- 54-9 アクセスルート図
- 54-10 その他の燃料プール代替注水設備について
- 54-11 使用済燃料プール監視設備
- 54-12 使用済燃料プールサイフォンブレーカの健全性について
- 54-13 使用済燃料プール水沸騰・喪失時の未臨界性評価
  
- 55 条
- 55-1 SA 設備基準適合性 一覧表
- 55-2 配置図
- 55-3 系統図
- 55-4 試験及び検査
- 55-5 容量設定根拠
- 55-6 接続図
- 55-7 保管場所図
- 55-8 アクセスルート図
- 55-9 その他設備

## 56 条

56-1 SA 設備基準適合性 一覧表

56-2 配置図

56-3 系統図

56-4 試験及び検査

56-5 容量設定根拠

56-6 接続図

56-7 保管場所図

56-8 アクセスルート図

56-9 その他設備

## 57 条

57-1 SA設備基準適合性一覧表

57-2 配置図

57-3 系統図

57-4 試験及び検査

57-5 容量設定根拠

57-6 アクセスルート図

57-7 設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備のバウンダリ系統図

57-8 可搬型代替低圧電源車接続に関する説明書

57-9 代替電源設備について

57-10 全交流動力電源喪失対策設備について

## 58 条

58-1 SA 設備基準適合性 一覧表

58-2 単線結線図

58-3 配置図

58-4 系統図

58-5 試験及び検査

58-6 容量設定根拠

58-7 主要パラメータの代替パラメータによる推定方法について

58-8 可搬型計測器について

58-9 主要パラメータの耐環境性について

58-10 パラメータの抽出について

## 59 条

59-1 SA 設備基準適合性一覧

59-2 単線結線図

59-3 配置図

59-4 系統図

59-5 試験及び検査性

59-6 容量設定根拠

59-7 保管場所図

59-8 アクセスルート図

59-9 原子炉制御室について（被ばく評価除く）

59-10 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について

## 60 条

60-1 SA 設備基準適合性一覧表

60-2 単線結線図

60-3 配置図

60-4 試験及び検査

60-5 容量設定根拠

60-6 保管場所図

60-7 アクセスルート図

60-8 監視測定設備について

## 61 条

61-1 SA 設備基準適合性 一覧表

61-2 単線結線図

61-3 配置図

61-4 系統図

61-5 試験及び検査性

61-6 容量設定根拠

61-7 保管場所図

61-8 アクセスルート図

61-9 緊急時対策所について（被ばく評価除く）

61-10 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について

## 62 条

62-1 SA 設備基準適合性 一覧表

62-2 単線結線図

62-3 配置図

62-4 系統図

62-5 試験及び検査

62-6 容量設定根拠

62-7 アクセスルート図

62-8 設備操作及び切替に関する説明書



61-1

SA 設備基準適合性 一覽表

東海第二原子力発電所 SA 設備基準適合性 一覧表 (常設)

61条：緊急時対策所		緊急時対策所遮蔽		類型化区分	緊急時対策所非常用送風機	類型化区分	
第43条	第1項	第1号	環境温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線	屋外	D	その他の建屋内 (緊急時対策所)	C
			荷重	(有効に機能を発揮する)	—	(有効に機能を発揮する)	—
			海水	(海水を通水しない)	対象外	(海水を通水しない)	対象外
			他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—
			電磁波による影響	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外
			関連資料	[配置図] 61-3		[配置図] 61-3	
	第2号	操作性	(操作不要)	対象外	現場操作(緊急時対策所) (操作スイッチ操作)	B d	
	関連資料	[配置図] 61-3		[配置図] 61-3			
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	遮蔽 (外観点検が可能)	K	ファン (機能・性能の確認が可能) (分解が可能)	A	
	関連資料	[本文] 3.18		[本文] 3.18, [試験及び検査] 61-5			
	第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替不要	B b	本来の用途として使用一切替不要	B b	
	関連資料	—		—			
	第5号	悪影響防止	系統設計	他の設備から独立	A c	他の設備から独立	A c
			その他(飛散物)	(考慮対象なし)	対象外	(考慮対象なし)	対象外
		関連資料	[配置図] 61-3		[配置図] 61-3		
	第6号	設置場所	(操作不要)	対象外	現場(遠隔)操作	A b	
	関連資料	—		[配置図] 61-3			
	第2項	第1号	常設 SA の容量	その他設備	対象外	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A
			関連資料	—		[容量根拠] 61-6	
		第2号	共用の禁止	共用しない	—	共用しない	—
関連資料			—		—		
第3号		共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外	(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外
			サポート系故障	(サポート系なし)	対象外	(サポート系なし)	対象外
	関連資料	—		[配置図] 61-3			

東海第二原子力発電所 SA 設備基準適合性 一覧表 (常設)

61 条：緊急時対策所		緊急時対策所非常用 フィルタ装置		類型化 区分	
第 4 3 条	第 1 項	第 1 号	環境温度・湿度・ 圧力／屋外の天候／ 放射線	その他の建屋内 (緊急時対策所)	C
			荷重	(有効に機能を発揮する)	—
			海水	(海水を通水しない)	対象外
			他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により 機能を失うおそれがない)	—
			電磁波による影響	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外
			関連資料	[配置図] 61-3	
	第 1 項	第 2 号	操作性	現場操作(緊急時対策所) (操作スイッチ操作) *緊急時対策所非常用送風機と連 動	B d
			関連資料	[配置図] 61-3	
		第 3 号	試験・検査 (検査性、系統構成・外 部入力)	空調ユニット (機能・性能の確認が可能) (差圧確認が可能)	E
			関連資料	[本文] 3.18, [試験及び検査] 61-5	
		第 4 号	切り替え性	本来の用途として使用一切替不要	B b
			関連資料	—	
	第 5 号	悪 影 響 防 止	系統設計	他の設備から独立	A c
			その他(飛散物)	(考慮対象なし)	対象外
			関連資料	[配置図] 61-3	
	第 6 号	設置場所	現場(遠隔)操作	A b	
		関連資料	[配置図] 61-3		
	第 2 項	第 1 号	常設 SA の容量	重大事故等への対処を本来の目的 として設置するもの	A
			関連資料	[容量根拠] 61-6	
		第 2 号	共用の禁止	共用しない	—
			関連資料	—	
第 3 号		共 通 要 因 故 障 防 止	環境条件、自然現象、 外部人為事象、溢水、火災	(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外
			サポート系故障	(サポート系なし)	対象外
	関連資料		[配置図] 61-3		

東海第二原子力発電所 SA 設備基準適合性 一覧表 (常設)

61条：緊急時対策所		緊急時対策所用発電機		類型化区分	緊急時対策所用発電機 燃料油貯蔵タンク	類型化区分	
第43条	第1項	第1号	環境温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線	その他の建屋内 (緊急時対策所)	C	屋外	D
			荷重	(有効に機能を発揮する)	—	(有効に機能を発揮する)	—
			海水	(海水を通水しない)	対象外	(海水を通水しない)	対象外
			他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—
			電磁波による影響	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外
			関連資料	[配置図] 61-3		[配置図] 61-3	
	第2号	操作性	現場操作(緊急時対策所) (操作スイッチ操作)	B d	(操作不要)	対象外	
	関連資料	[配置図] 61-3		[配置図] 61-3			
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	原動機(ディーゼル)、発電機 (機能・性能の確認が可能) (分解が可能)	G H	容器(タンク類) (機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能) (油量を確認できる設計)	C	
	関連資料	[本文] 3.18, [試験及び検査] 61-5		[本文] 3.18, [試験及び検査] 61-5			
	第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替不要	B b	本来の用途として使用一切替不要	B b	
	関連資料	[単線結線図] 61-2		—			
	第5号	悪影響防止	系統設計	他設備から独立	A c	他設備から独立	A c
			その他(飛散物)	(考慮対象なし)	対象外	(考慮対象なし)	対象外
		関連資料	[単線結線図] 61-2		—		
	第6号	設置場所	現場(遠隔)操作	A b	(操作不要)	対象外	
	関連資料	[配置図] 61-3		[配置図] 61-3			
	第2項	第1号	常設 SA の容量	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A	重大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A
			関連資料	[容量根拠] 61-6		[容量設定根拠] 61-6	
		第2号	共用の禁止	共用しない	—	共用しない	—
関連資料			—		—		
第3号		共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外	(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外
			サポート系故障	(サポート系なし)	対象外	(サポート系なし)	対象外
	関連資料	[配置図] 61-3		[配置図] 61-3			

東海第二原子力発電所 SA 設備基準適合性 一覧表 (常設)

61条：緊急時対策所		緊急時対策所用発電機 給油ポンプ		類型化 区分	緊急時対策所用M/C	類型化 区分	
第 4 3 条	第 1 項	環 境 条 件 に お け る 健 全 性	環境温度・湿度・ 圧力/屋外の天候/ 放射線	その他の建屋内 (緊急時対策所)	C	その他の建屋内 (緊急時対策所)	C
			荷重	(有効に機能を発揮する)	—	(有効に機能を発揮する)	—
			海水	(海水を通水しない)	対象外	(海水を通水しない)	対象外
			他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により 機能を失うおそれがない)	—	(周辺機器等からの悪影響によ り機能を失うおそれがない)	—
			電磁波による影響	(電磁波により機能が損なわれな い)	対象外	(電磁波により機能が損なわれ ない)	対象外
			関連資料	[配置図] 61-3		[配置図] 61-3	
	第2号	操作性	現場操作(緊急時対策所) (操作スイッチ操作)	B d	現場操作(緊急時対策所) (操作スイッチ操作)	B d	
	関連資料	[配置図] 61-3		[配置図] 61-3			
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外 部入力)	ポンプ (機能・性能及び漏えいの有無の 確認が可能) (分解が可能)	A	その他の電源設備 (機能・性能の確認が可能) (分解が可能)	I	
	関連資料	[本文] 3.18, [試験及び検査] 61-5		[本文] 3.18, [試験及び検査] 61-5			
	第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替不要	B b	本来の用途として使用一切替不要	B b	
	関連資料	—		[単線結線図] 61-2, [配置図] 61-3			
	第5号	悪 影 響 防 止	系統設計	他設備から独立	A c	他設備から独立	A c
			その他(飛散物)	(考慮対象なし)	対象外	(考慮対象なし)	対象外
			関連資料	—		[単線結線図] 61-2	
	第6号	設置場所	現場(遠隔)操作	A b	現場(遠隔)操作	A b	
	関連資料	[配置図] 61-3		[配置図] 61-3			
	第 2 項	第1号	常設 SA の容量	重大事故等への対処を本来の目的 として設置するもの	A	重大事故等への対処を本来の目 的として設置するもの	A
			関連資料	[容量設定根拠] 61-6		[容量設定根拠] 61-6	
		第2号	共用の禁止	共用しない	—	共用しない	—
関連資料			—		—		
第3号		共 通 要 因 故 障 防 止	環境条件、自然現象、 外部人為事象、溢水、火災	(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外	(共通要因の考慮対象設備な し)	対象外
			サポート系故障	(サポート系なし)	対象外	(サポート系なし)	対象外
	関連資料		[配置図] 61-3		[配置図] 61-3		

東海第二原子力発電所 SA 設備基準適合性 一覧表 (可搬型)

61条：緊急時対策所		緊急時対策所加圧設備		類型化区分	
第43条	第1項	第1号	環境温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線	その他の建屋内 (緊急時対策所)	C
			荷重	(有効に機能を発揮する)	-
			海水	(海水を通水しない)	対象外
			他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-
			電磁波による影響	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外
			関連資料	[配置図] 61-3	
		第2号	操作性	現場操作(緊急時対策所) (操作スイッチ操作)	B d
			関連資料	[配置図] 61-3	
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	容器(タンク類) (機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能) (規定圧力の確認及び外観の確認が可能)	C
			関連資料	[本文] 3.18, [試験及び検査] 61-5	
		第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替不要	B b
			関連資料	-	
	第5号	悪影響防止	系統設計	他設備から独立	A c
			その他(飛散物)	(考慮対象なし)	対象外
		関連資料	-		
	第6号	設置場所	現場(遠隔)操作	A b	
		関連資料	[配置図] 61-3		
	第3項	第1号	可搬SAの容量	その他設備(必要な台数を確保することに加え、自主的にバックアップを確保する)	C
			関連資料	[容量設定根拠] 61-6	
		第2号	可搬SAの接続性	(常設設備と接続なし)	対象外
			関連資料	-	
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	対象外
			関連資料	-	
		第4号	設置場所	(放射線量の高くなる恐れのない場所を選定)	-
関連資料			[配置図] 61-3		
第5号		保管場所	屋内(共通要因の考慮対象設備なし)	A b	
		関連資料	[配置図] 61-3		
第6号		アクセスルート	対象外	対象外	
		関連資料	-		
第7号	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外	
		サポート系故障	(サポート系なし)	対象外	
	関連資料	[配置図] 61-3			

東海第二原子力発電所 SA 設備基準適合性 一覧表 (可搬型)

61条：緊急時対策所		酸素濃度計		類型化区分	二酸化炭素濃度計		類型化区分	
第43条	第1項	第1号	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線	その他の建屋内 (緊急時対策所)	C	その他の建屋内 (緊急時対策所)	C
				荷重	(有効に機能を発揮する)	-	(有効に機能を発揮する)	-
				海水	(海水を通水しない)	対象外	(海水を通水しない)	対象外
				他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-
				電磁波による影響	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外	(電磁波により機能が損なわれない)	対象外
				関連資料	[配置図] 61-3		[配置図] 61-3	
		第2号	操作性	現場操作 (設備の運搬・設置) (操作スイッチ操作)	B c B d	現場操作 (設備の運搬・設置) (操作スイッチ操作)	B c B d	
			関連資料	[配置図] 61-3		[配置図] 61-3		
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備 (機能・性能の確認が可能) (校正が可能)	J	計測制御設備 (機能・性能の確認が可能) (校正が可能)	J	
			関連資料	[本文] 3.18, [試験及び検査] 61-5		[本文] 3.18, [試験及び検査] 61-5		
		第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替不要	B b	本来の用途として使用一切替不要	B b	
			関連資料	-		-		
	第5号	悪影響防止	系統設計	他設備から独立	A c	他設備から独立	A c	
			その他 (飛散物)	(考慮対象なし)	対象外	(考慮対象なし)	対象外	
			関連資料	-		-		
	第6号	設置場所	現場 (設置場所) 操作可能	A a	現場 (設置場所) 操作可能	A a		
		関連資料	[配置図] 61-3		[配置図] 61-3			
	第3項	第1号	可搬 SA の容量	その他設備 (必要な台数を確保することに加え、自主的にバックアップを確保する)	C	その他設備 (必要な台数を確保することに加え、自主的にバックアップを確保する)	C	
			関連資料	-		-		
		第2号	可搬 SA の接続性	(常設設備と接続なし)	対象外	(常設設備と接続なし)	対象外	
			関連資料	-		-		
		第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	対象外	対象外	対象外	
			関連資料	-		-		
		第4号	設置場所	(放射線量の高くなる恐れのない場所を選定)	-	(放射線量の高くなる恐れのない場所を選定)	-	
			関連資料	[配置図] 61-3		[配置図] 61-3		
		第5号	保管場所	屋内 (共通要因の考慮対象設備なし)	A b	屋内 (共通要因の考慮対象設備なし)	A b	
			関連資料	[保管場所] 61-7		[保管場所] 61-7		
第6号		アクセスルート	屋内アクセスルートの確保	A	屋内アクセスルートの確保	A		
		関連資料	[アクセスルート図] 61-8		[アクセスルート図] 61-8			
第7号		共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	共通要因の考慮対象設備なし	対象外	共通要因の考慮対象設備なし	対象外	
			サポート系故障	(サポート系なし)	対象外	(サポート系なし)	対象外	
			関連資料	-		-		

東海第二原子力発電所 SA 設備基準適合性 一覧表 (可搬型)

61条：緊急時対策所		緊急時対策所エリアモニタ		類型化区分		
第43条	第1項	第1号	環境温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線	その他の建屋内（緊急時対策所）	C	
			荷重	（有効に機能を発揮する）	－	
			海水	（海水を通水しない）	対象外	
			他設備からの影響	（周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない）	－	
			電磁波による影響	（電磁波により機能が損なわれない）	対象外	
			関連資料	[配置図] 61-3		
		第2号	操作性	現場操作（設備の運搬・設置） （操作スイッチ操作）	B c B d	
			関連資料	[配置図] 61-3		
		第3号	試験・検査（検査性、系統構成・外部入力）	計測制御設備 （機能・性能の確認が可能） （校正が可能）	J	
			関連資料	[本文] 3.18, [試験及び検査] 61-5		
		第4号	切り替え性	本来の用途として使用一切替不要	B b	
			関連資料	－		
		第5号	悪影響防止	系統設計	他設備から独立	A c
				その他（飛散物）	（考慮対象なし）	対象外
			関連資料	－		
		第6号	設置場所	現場（設置場所）操作可能	A a	
			関連資料	[配置図] 61-3		
		第3項	第1号	可搬 SA の容量	その他設備（必要な台数を確保することに加え、自主的にバックアップを確保する）	C
	関連資料			－		
	第2号		可搬 SA の接続性	（常設設備と接続なし）	対象外	
			関連資料	[配置図] 61-3		
	第3号		異なる複数の接続箇所の確保	対象外	対象外	
			関連資料	－		
	第4号		設置場所	（放射線量の高くなる恐れのない場所を選定）	－	
			関連資料	[配置図] 61-3		
	第5号		保管場所	屋内（共通要因の考慮対象設備なし）	A b	
			関連資料	[保管場所] 61-7		
第6号	アクセスルート		屋内アクセスルートの確保	A		
	関連資料		[アクセスルート図] 61-8			
第7号	共通要因故障防止		環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	（共通要因の考慮対象設備なし）	対象外	
			サポート系故障	（サポート系なし）	対象外	
	関連資料		－			



61-2

単線結線図

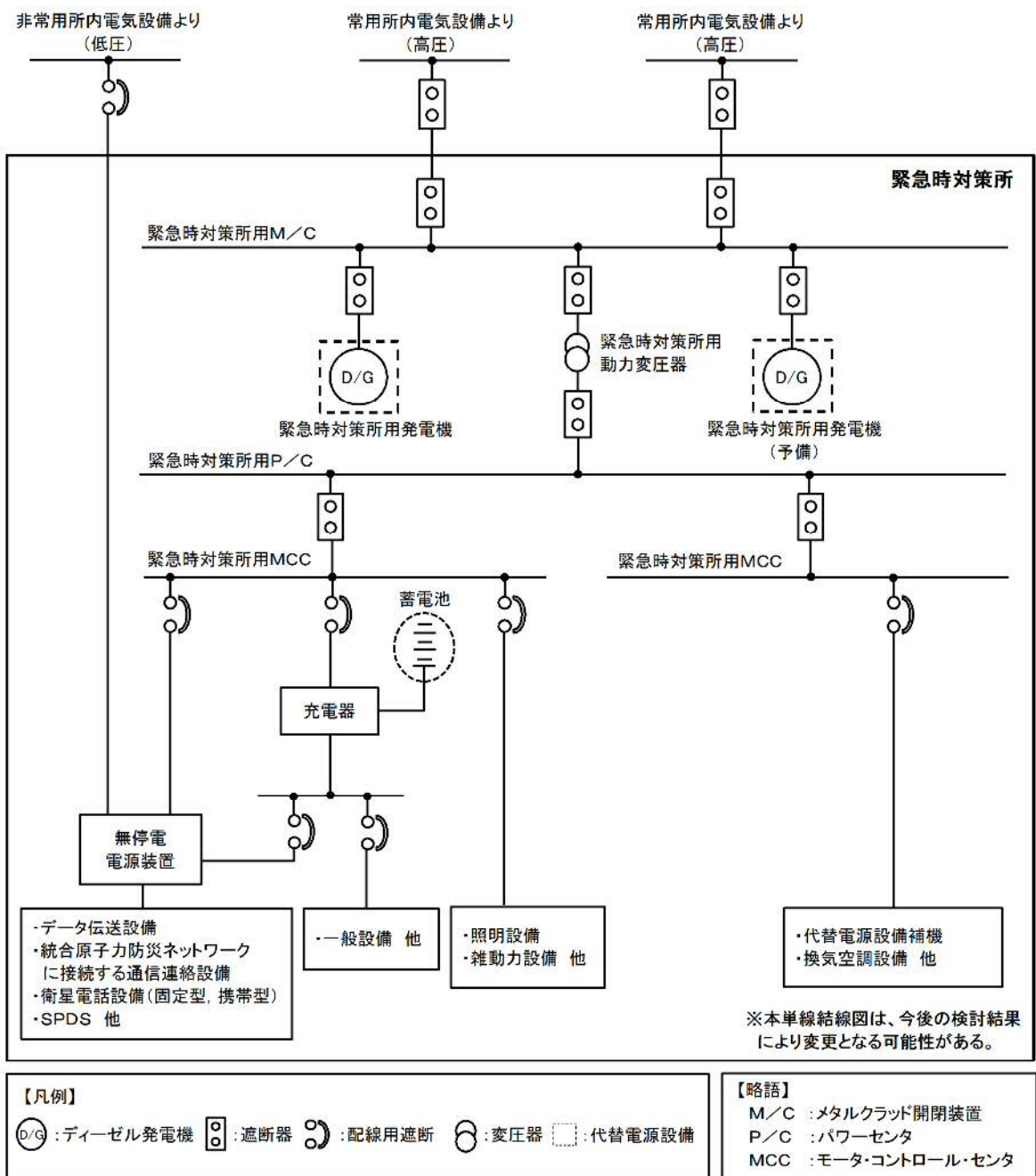
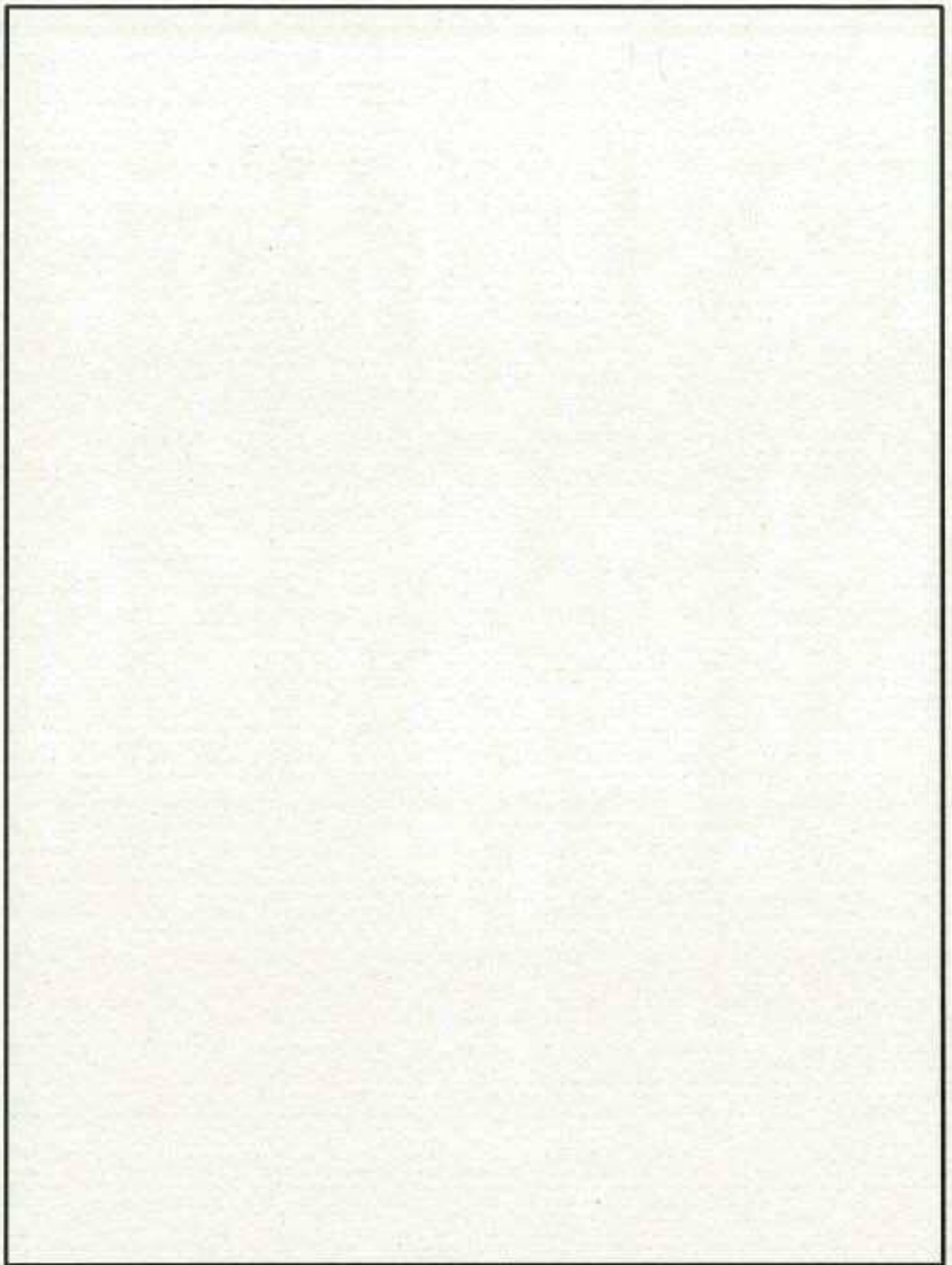


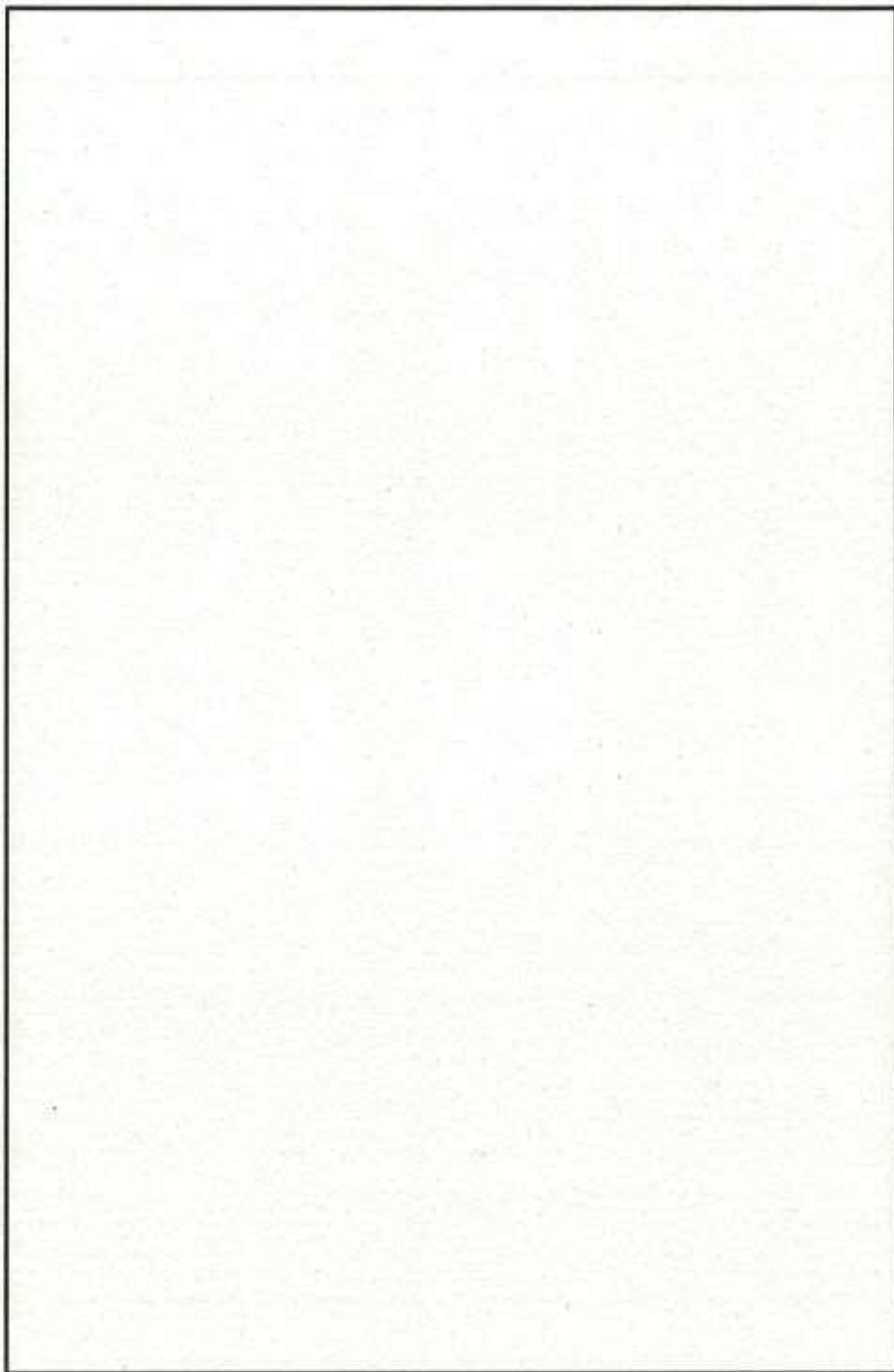
図 61-2-1 緊急時対策所 単線結線図

61-3

配置図



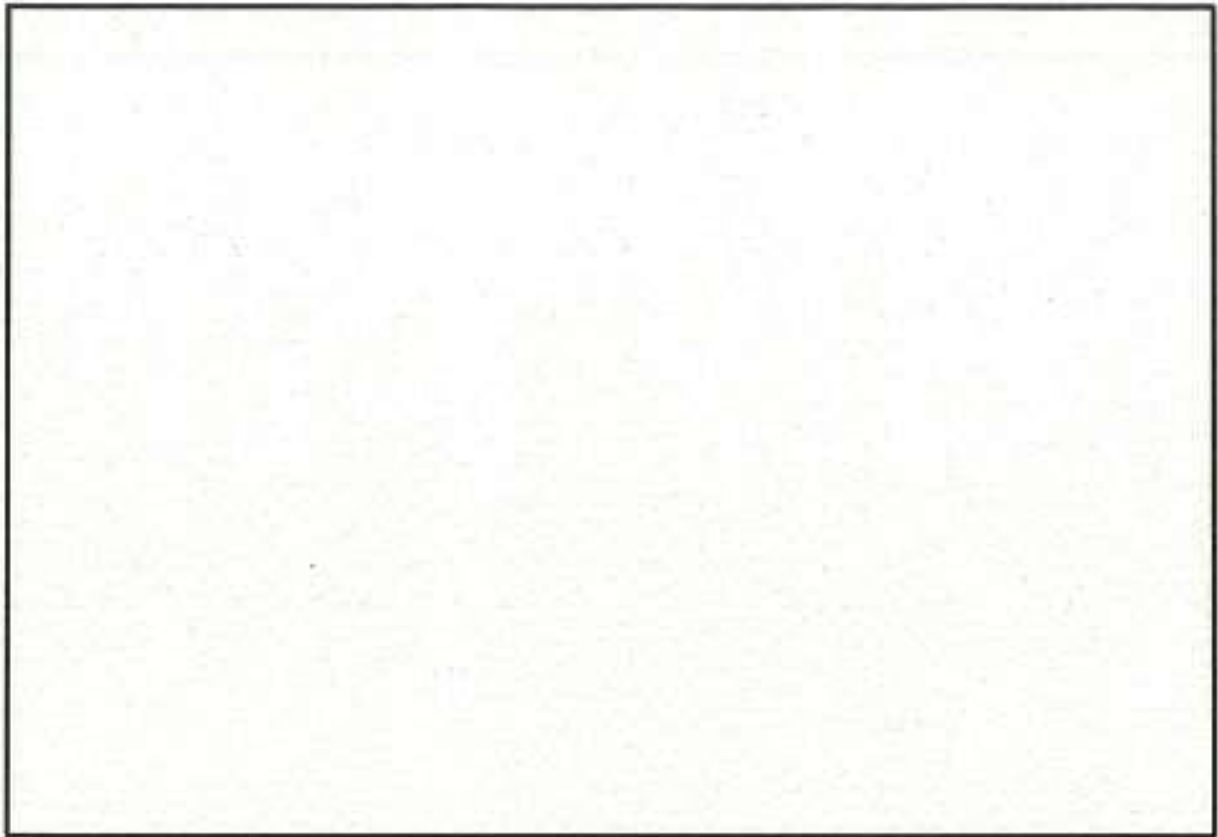
第 61-3-1 図 緊急時対策所 配置図



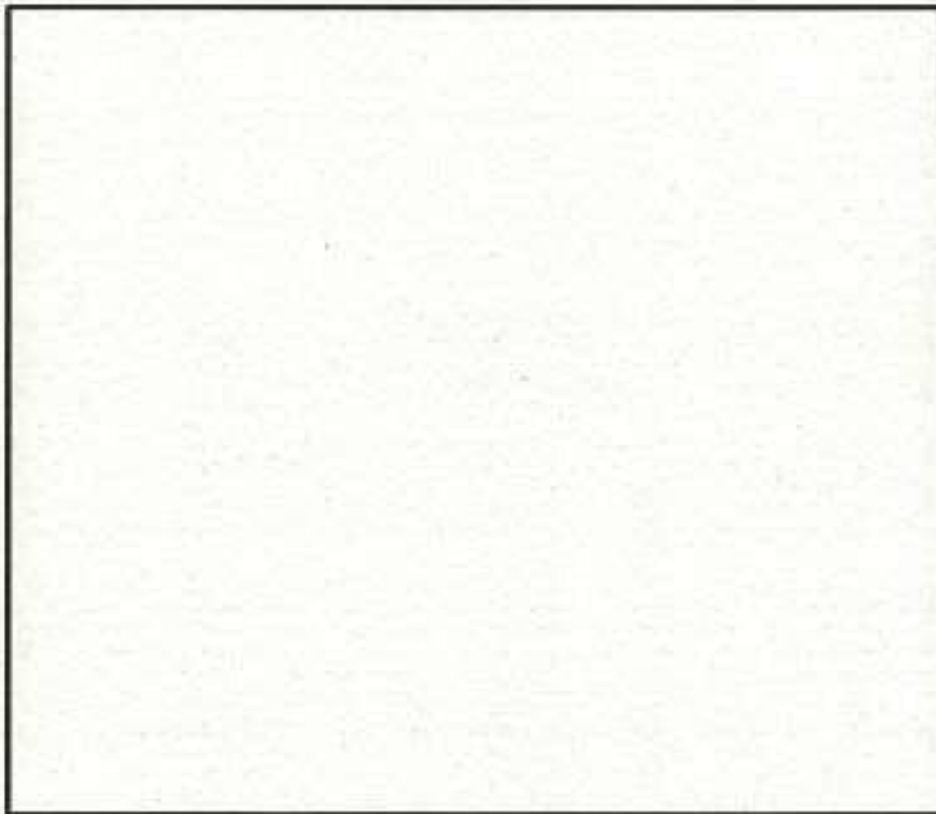
(緊急時対策所2階 平面図)

第 6-3-2 図 緊急時対策所(災害対策本部等) 配置図

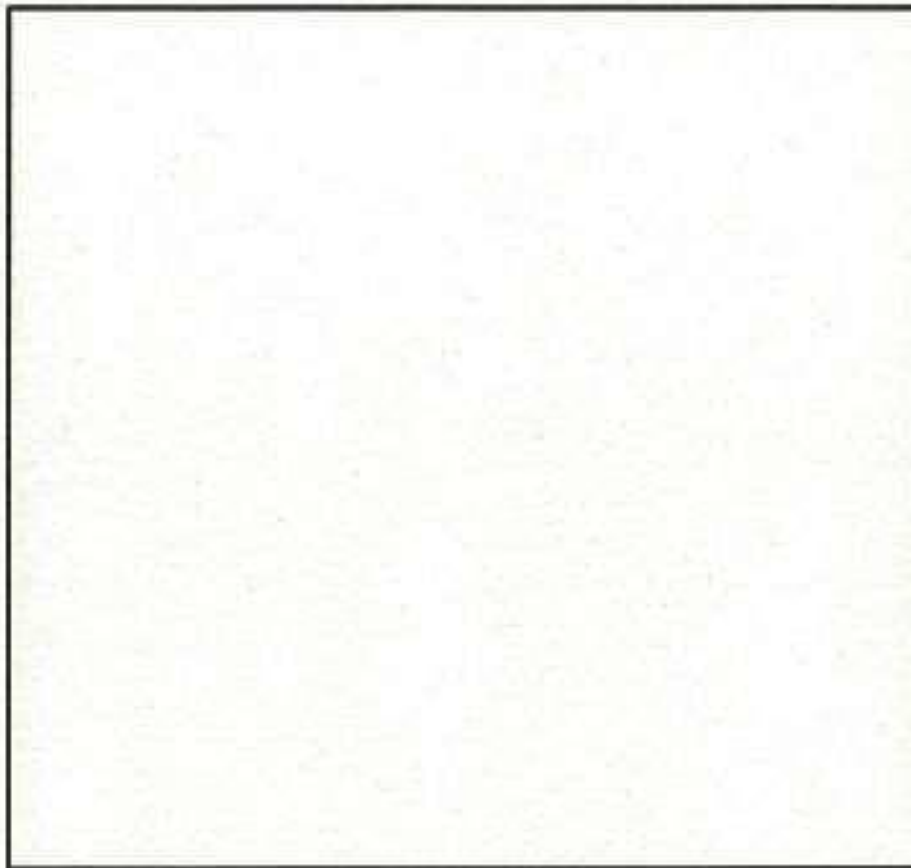




第 61-3-4 図 緊急時対策所内の代替電源設備 配置図  
\* 今後の設計により変更になる場合あり



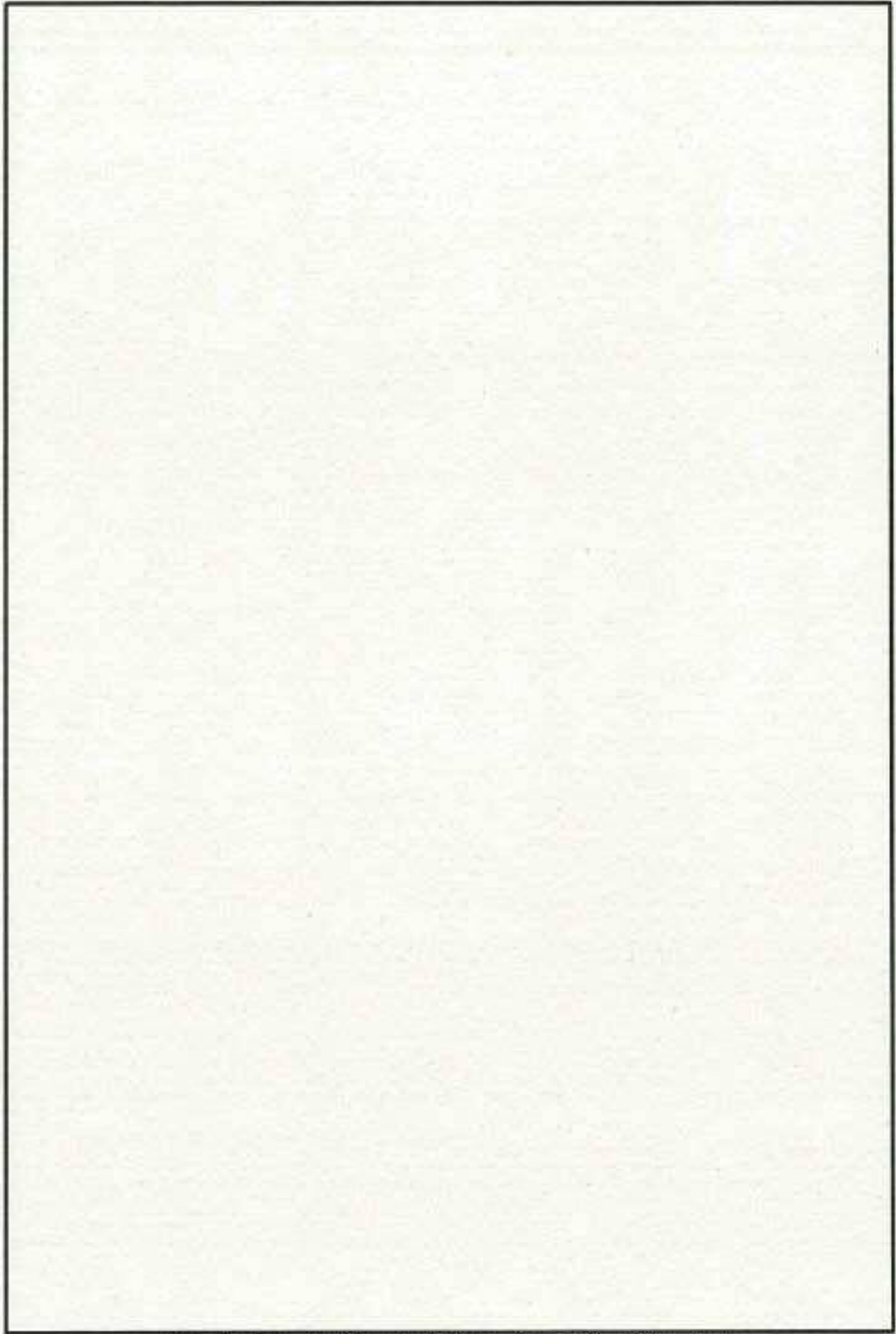
第 61-3-5 図 緊急時対策所用M/C 配置図  
\* 今後の設計により変更になる場合あり



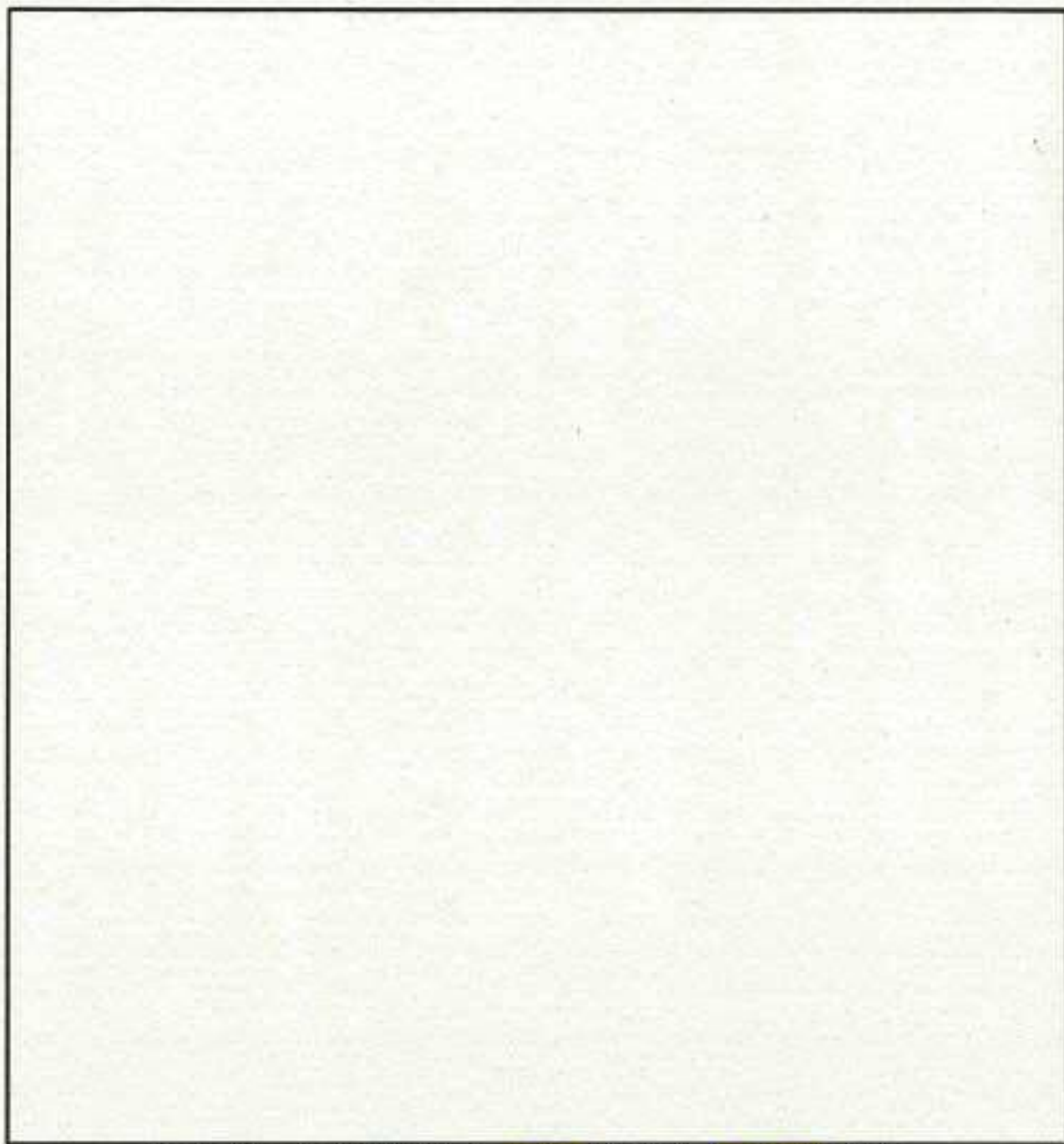
第 61-3-6 図 緊急時対策所用発電機の操作盤 配置図

\*今後の設計により変更になる場合あり



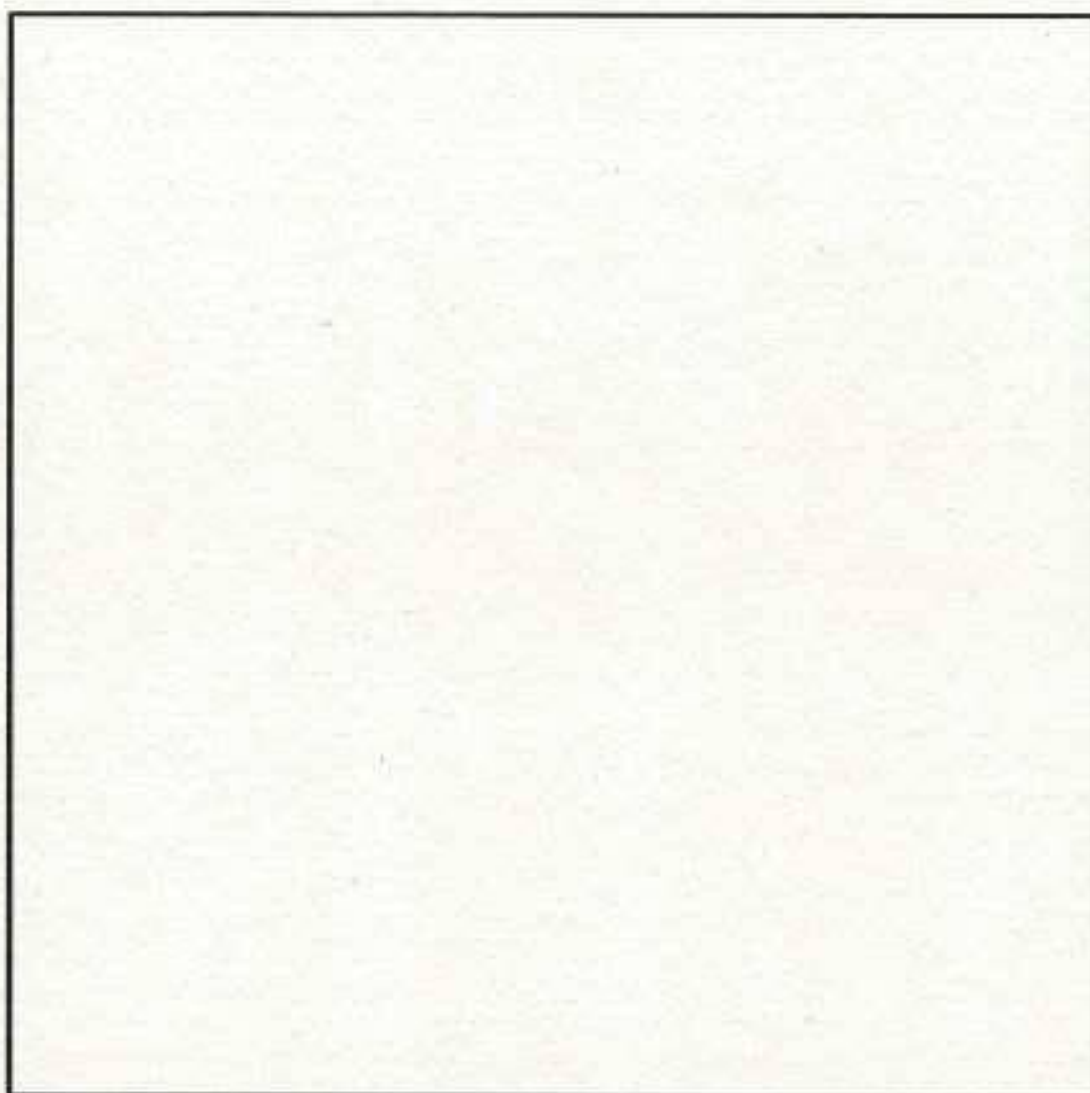


第 61-3-7 図 緊急時対策所建屋・災害対策本部等 遮蔽計画



第61-3-8図 緊急時対策所 非常用換気設備、加圧設備 配置図

\*今後の設計により変更になる場合あり



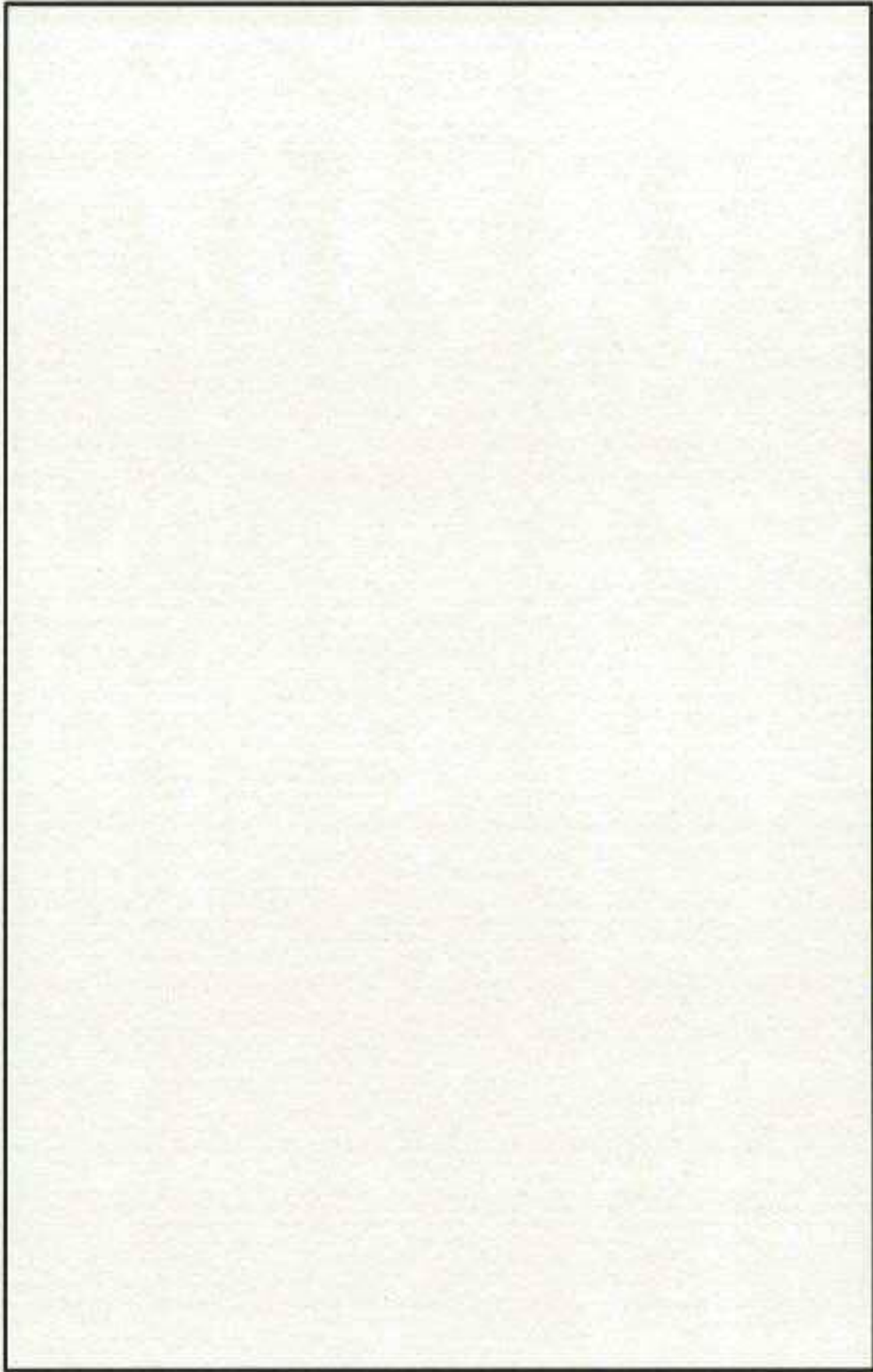
(緊急時対策所 2階 災害対策本部等)

第 61-3-9 図 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エリアモニタ 配置図

\*今後の設計により変更になる場合があります

61-4

系統図

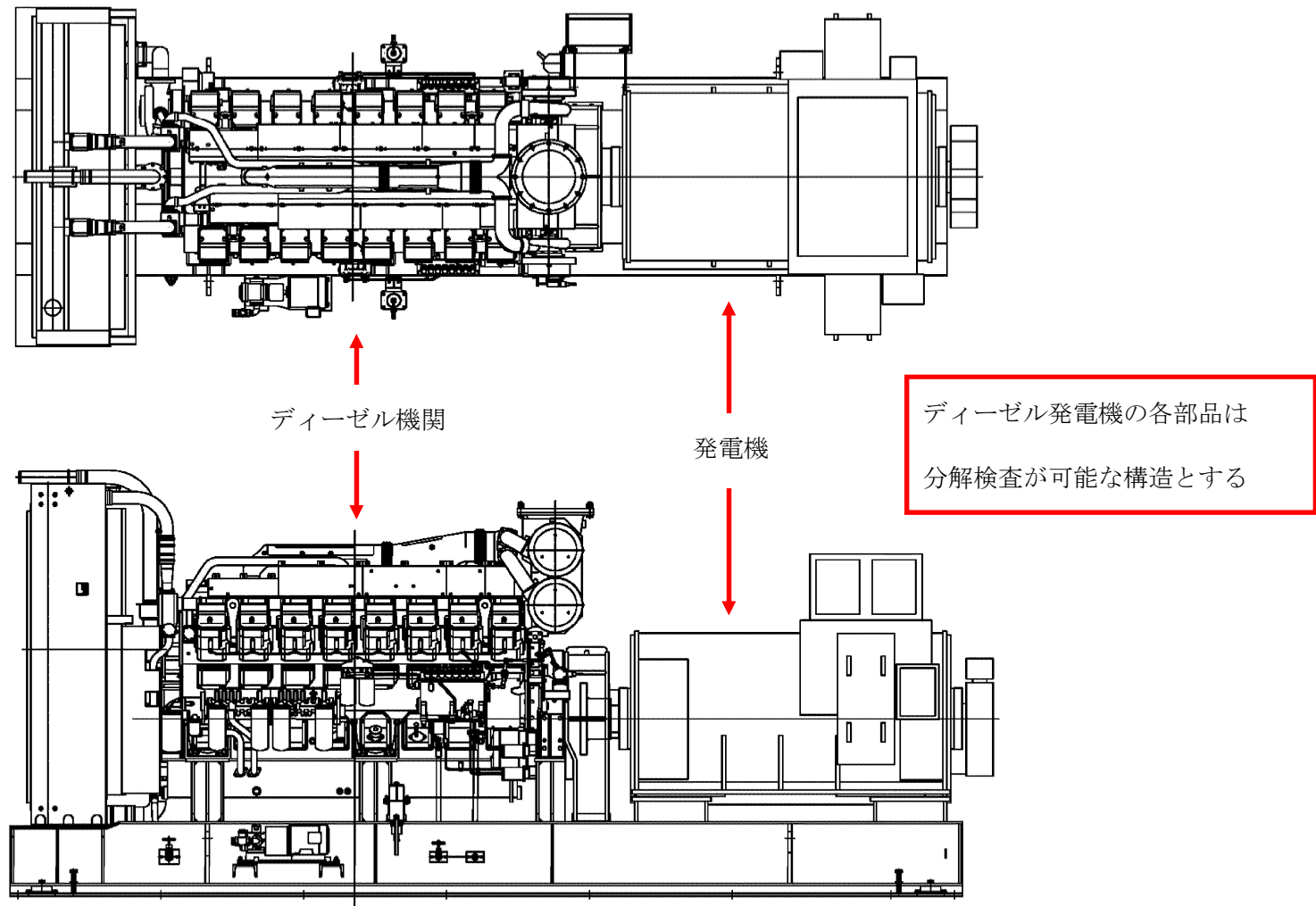


第 61-4-1 図 緊急時対策所換気設備等の概要図



61-5

試験及び検査



第 61-5-1 図 緊急時対策所用発電機 構造図

\*今後の設計により変更になる場合あり

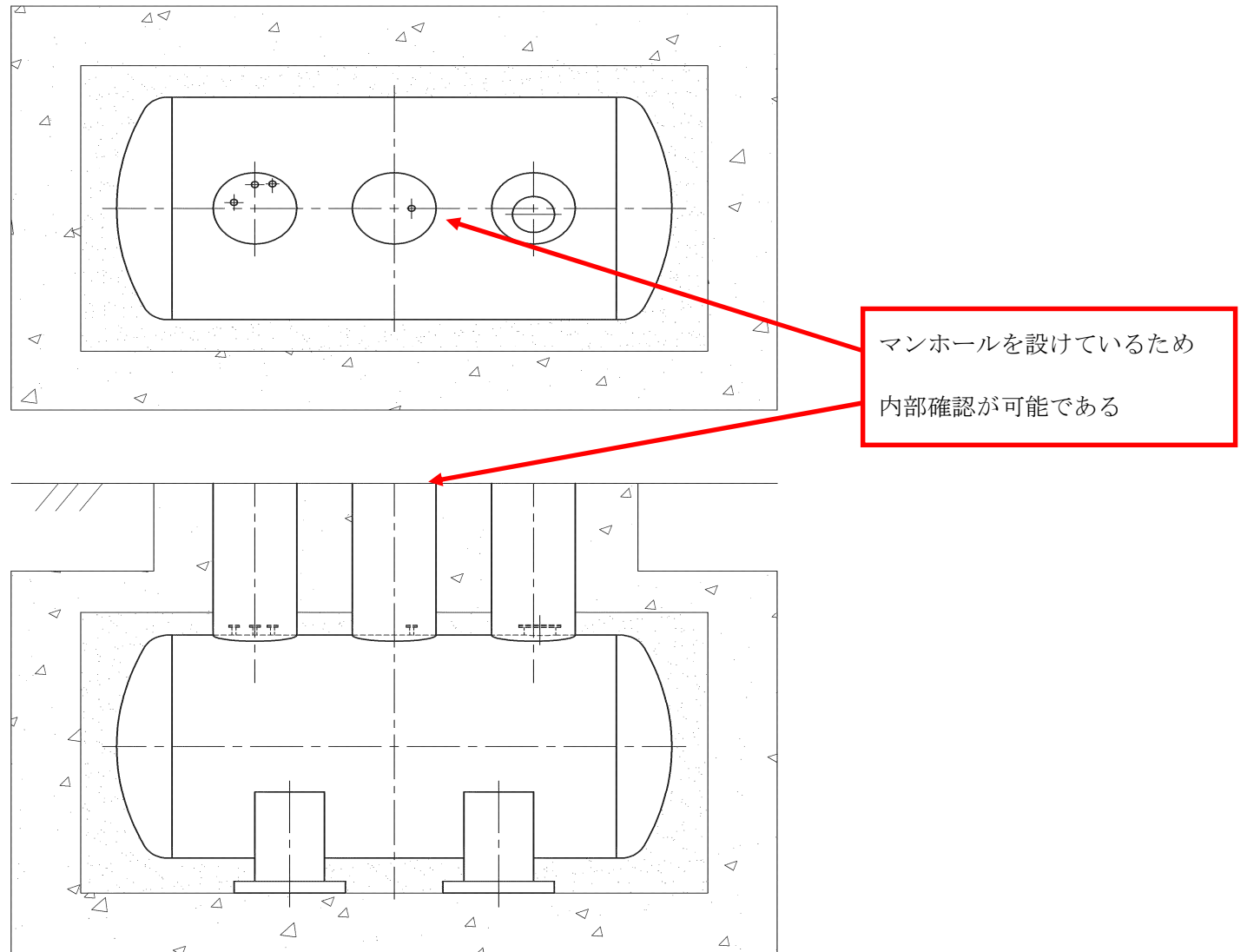
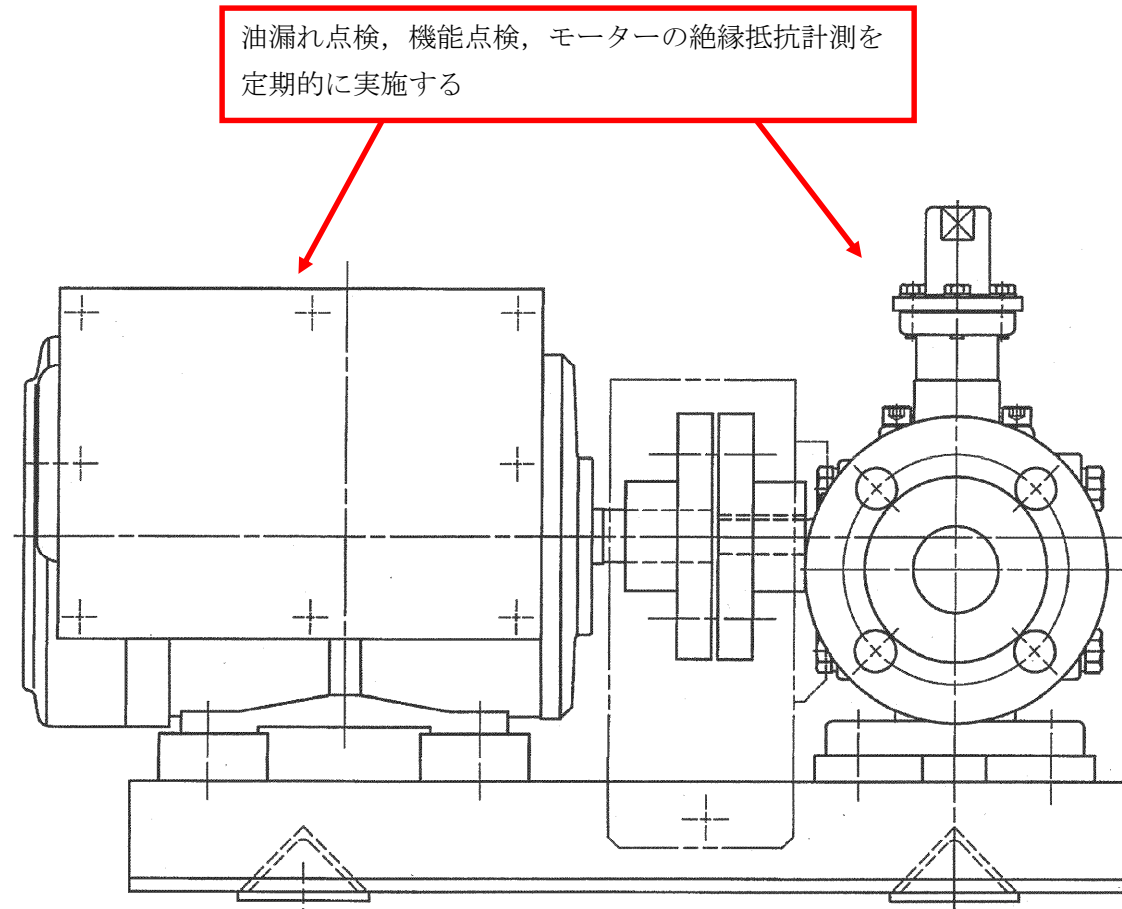


図 61-5-2 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク 構造図

\*今後の設計により変更になる場合あり

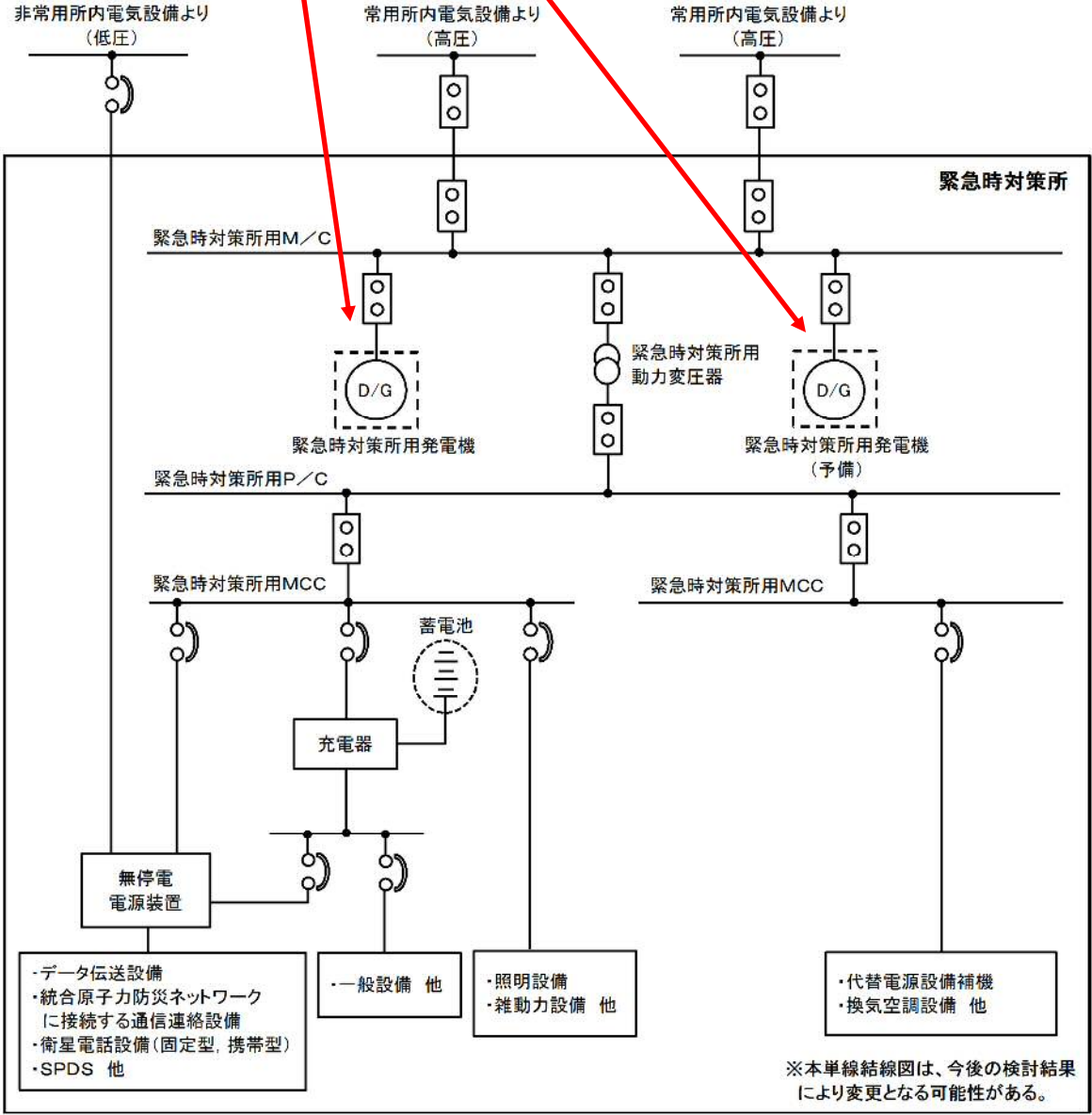




第 61-5-3 図 緊急時対策所用発電機給油ポンプ 構造図

\*今後の設計により変更になる場合あり

発電機及びケーブルは  
絶縁抵抗測定が可能である

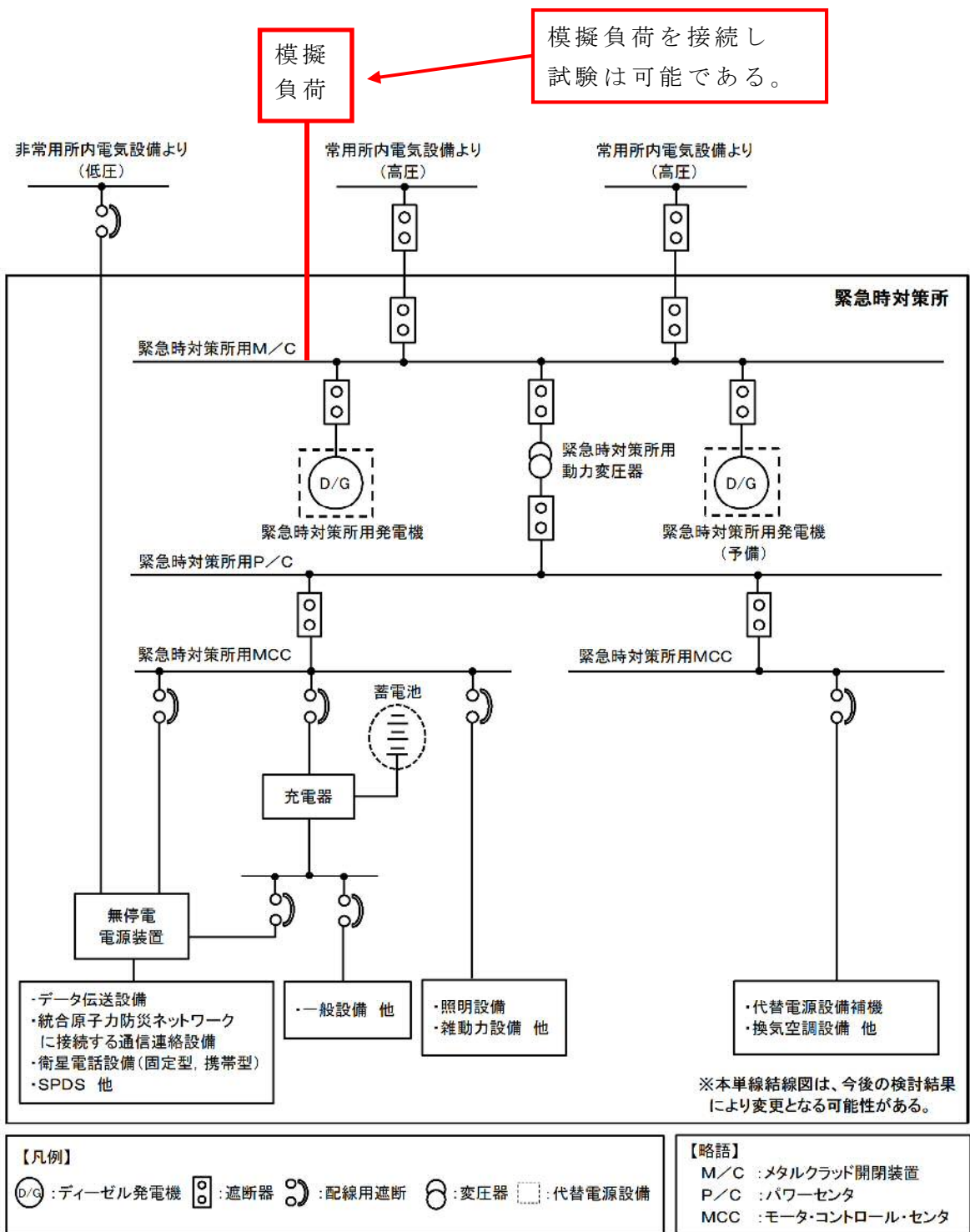


※本単線結線図は、今後の検討結果により変更となる可能性がある。

【凡例】  
 (D/G) : ディーゼル発電機    □ : 遮断器    ⌘ : 配線用遮断    ⚡ : 変圧器    □ (点線) : 代替電源設備

【略語】  
 M/C : メタルクラッド開閉装置  
 P/C : パワーセンタ  
 MCC : モータ・コントロール・センタ

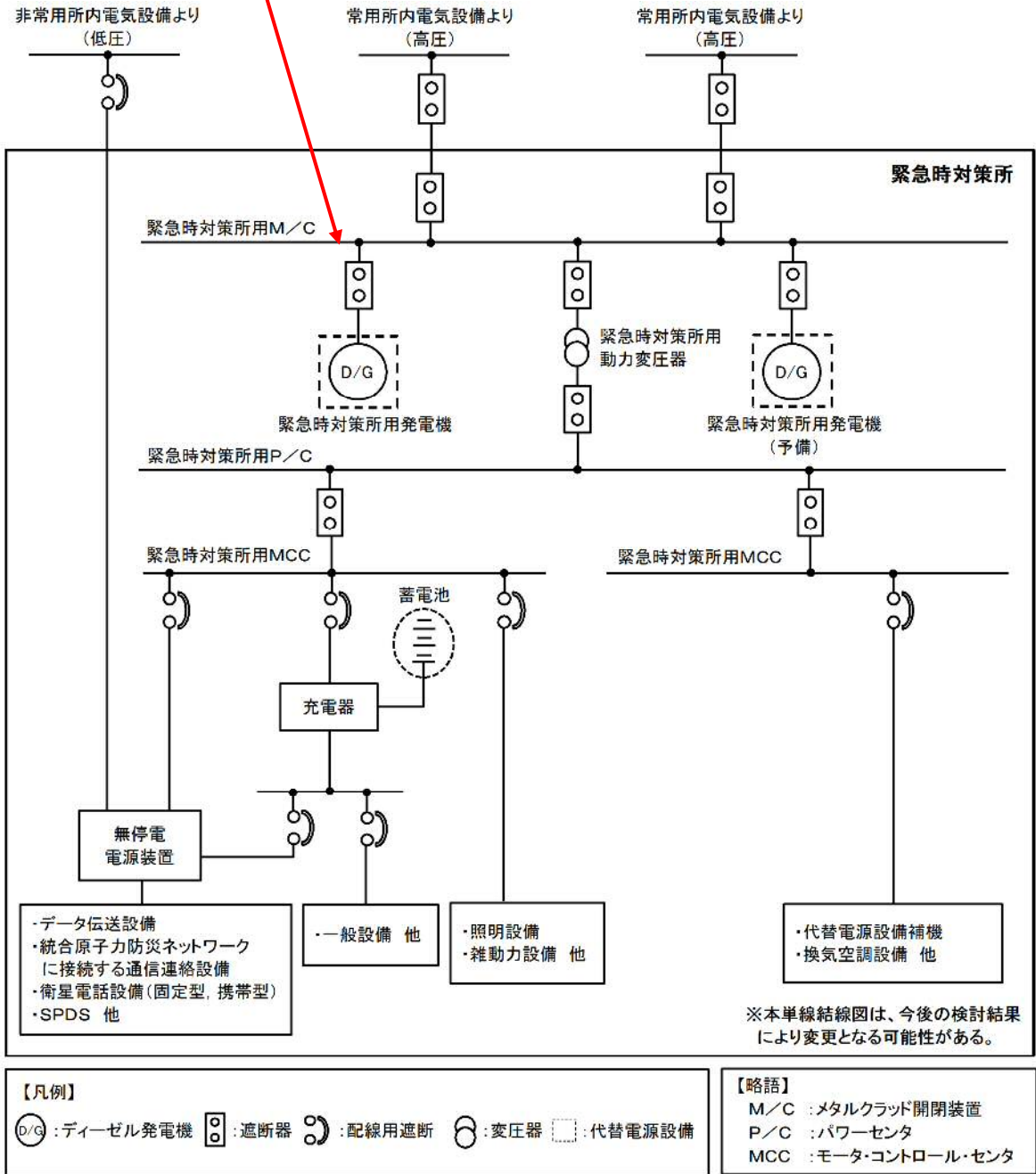
第61-5-4図 緊急時対策所用発電機 検査系統図



第61-5-5図 緊急時対策所用発電機 検査系統図

(模擬負荷による発電機の出力行性能確認)

緊急時対策所用M/Cは  
絶縁抵抗測定が可能である



第61-5-6図 緊急時対策所用M/C 検査系統図

○緊急時対策所非常時換気設備の機能・性能検査及び緊急時対策所（災害対策本部）の気密性，正圧化に関する検査性について

- ・緊急時対策所非常時換気設備の機能・性能検査（試運転による機能確認）は第61-5-7図のとおりである。
- ・緊急時対策所（災害対策本部）の気密性，正圧化に関する点検及び検査は第61-5-1表及び第61-5-8図の通りである。

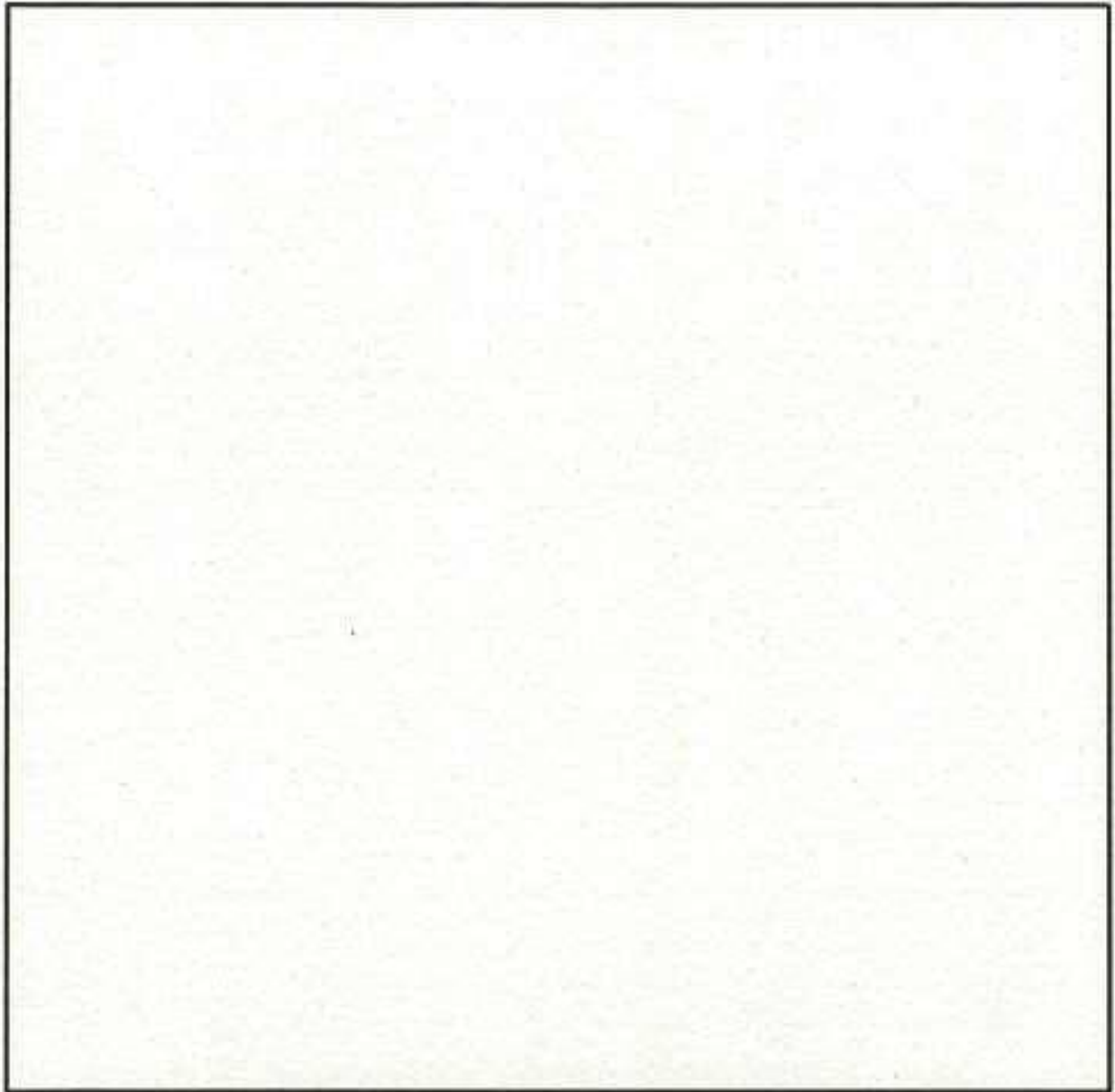
第61-5-1表 緊急時対策所（災害対策本部）の気密性，系統機能に関する検査性

プラント状態	項目	内容
停止中	外観検査	外観確認
	機能・性能検査	気密性，正圧化機能の確認 運転性能の確認

緊急時対策所非常時換気設備、緊急時対策所加圧設備の機能・性能検査（試運転による機能確認）を行う。

緊急時対策所加圧設備により緊急時対策所（災害対策本部）気密性，正圧化機能・性能が正常であることを確認する。

緊急時対策所（災害対策本部）の機能・性能検査は，緊急時対策所（災害対策本部）の出入口エアロック（二重扉構造の出入室）扉を閉止し，外気取り入れ・排気のための隔離ダンパを全閉し，緊急時対策所加圧設備の空気ポンベより規定流量の空気を緊急時対策所（災害対策本部）に供給し，緊急時対策所（災害対策本部）を規定差圧に正圧化できることを確認する。



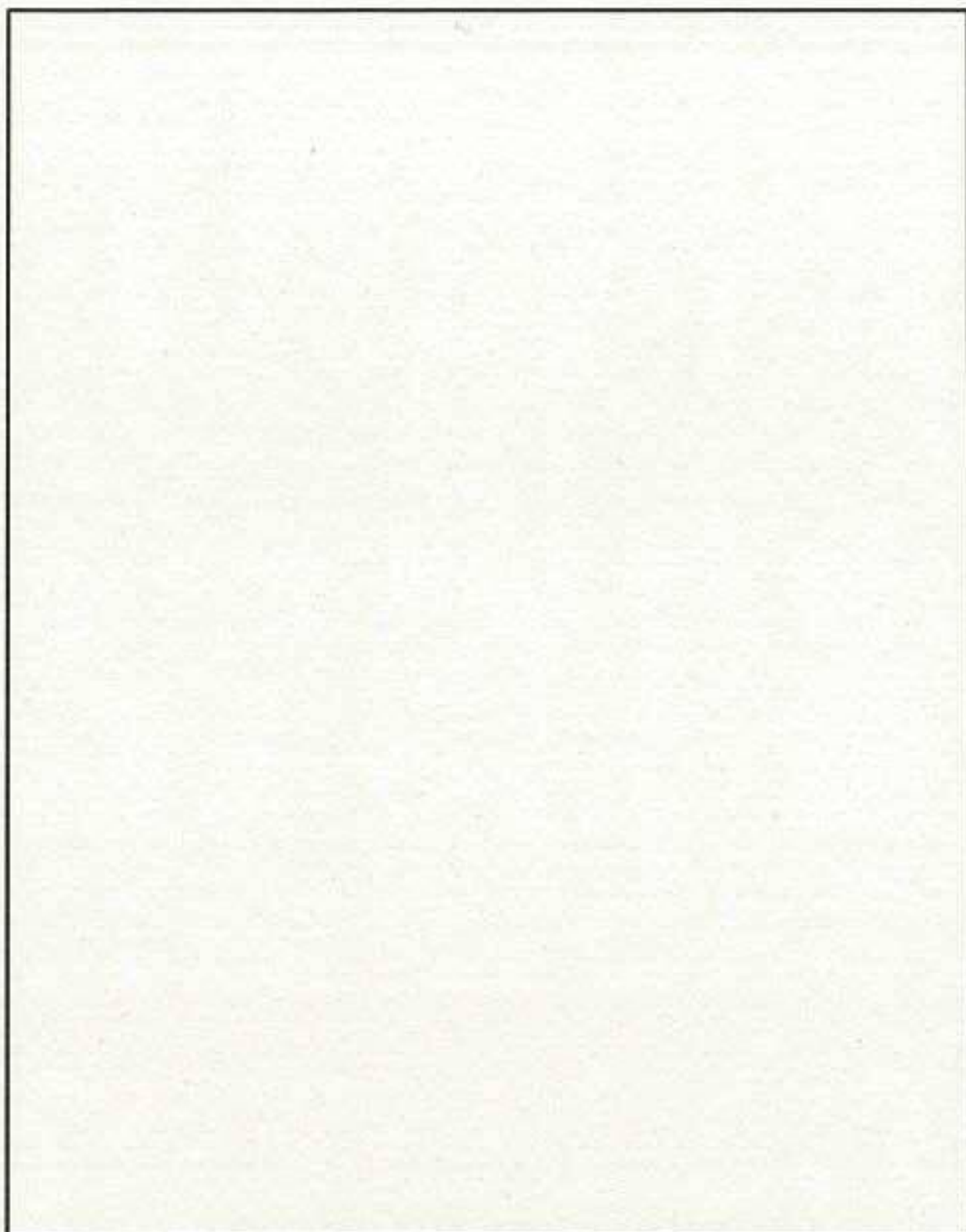
(ブルーム通過前後：非常用換気の系統)

第61-5-7図 非常用換気設備の系統に関する点検(検査性)

概略図

\* 今後の設計により変更になる場合あり





(ブルーム通過中：緊急時対策所加圧設備の系統)

第61-5-8図 緊急時対策所加圧設備の系統に関する点検（検査性）及び緊急時対策所（災害対策本部）の気密性、正圧化機能に関する検査性 概略図

\*今後の設計により変更になる場合あり

○酸素濃度計，二酸化炭素濃度計の検査性について

酸素濃度計，二酸化炭素濃度計は，運転中又は停止中においても校正ガスによる性能検査が可能な設計とする。酸素濃度計概略図を第61-5-9図，二酸化炭素濃度計概略図を第61-5-10図 に示す。



第61-5-9図 酸素濃度計の概略図



第 61-5-10 図 二酸化炭素濃度計の概略図



○緊急時対策所エリアモニタの検査性について

緊急時対策所エリアモニタは、運転中又は停止中においても線源による校正により機能・性能試験を行うことが可能な設計とする。

緊急時対策所エリアモニタの概略図を第61-5-11図に示す。



第 61-5-11 図 緊急時対策所エリアモニタの概略図

61-6

容量設定根拠

名称		正圧化に必要な差圧
緊急時対策所（災害対策本部）／ 隣接区画の正圧化差圧	Pa	20 以上
機器仕様に関する注記		—

【設定根拠】

緊急時対策所の正圧化バウンダリ（災害対策本部）は、配置上、動圧の影響を直接受けない屋内に設置されているため、室内へのインリークは隣接区画との温度差によるものと考えられる。

重大事故等発生時の災害対策本部及び隣接区画の温度を外気の気象観測データ（水戸地方気象台の過去の観測記録）から 38.4℃，-12.7℃とする。災害対策本部の天井高さは約 5.7m であるため、以下のとおり約 12.4Pa 以上の圧力差があれば温度の影響を受けたとしても、正圧を維持できる。

$$\begin{aligned}
 \Delta P &= \{(-12.7^\circ\text{Cの乾き空気の密度}) - (38.4^\circ\text{Cの乾き空気の密度})\} \times (\text{高低差}) \\
 &= \{(1.3555) - (1.1332)\} \times (5.7) \\
 &= 1.26711 \text{ (kg/m}^2\text{)} \\
 &= 12.426 \text{ (Pa)}
 \end{aligned}$$

このため、災害対策本部内の正圧化バウンダリの必要差圧は、設計裕度を考慮して隣接区画 + 20Pa 以上とする。

名称		緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）
本数	本	320以上
容量	L/本	47
充填圧力	MPa	約15(35℃)
機器仕様に関する注記		—

【設定根拠】

1. 正圧維持に必要な空気供給量

災害対策本部はコンクリートの間仕切りで区画されることから、壁の継ぎ目からのリークはないものとする。よって、災害対策本部のリークポテンシャルは、ドア開口の隙間、壁貫通部（配管、ケーブル、ダクト）である。

(a) ドア開口リーク量

気密が要求される建屋／部屋に使用されるドアの気密性はJIS A4702にて定義されている。最も気密性の高い等級A-4のドアにおいては、圧力差30Paにおけるドア面積当たりのリーク量は約 $6\text{m}^3/\text{h}\cdot\text{m}^2$ であるため（図1参照），ドアからのリーク量は以下の式により算出できる。

$$Q_{\text{ドア}} = S \times 6$$

$Q_{\text{ドア}}$ ：ドアからのリーク量 $[\text{m}^3/\text{h}]$

$S$ ：ドアの面積合計  $9.5\text{m}^2$ （災害対策本部）

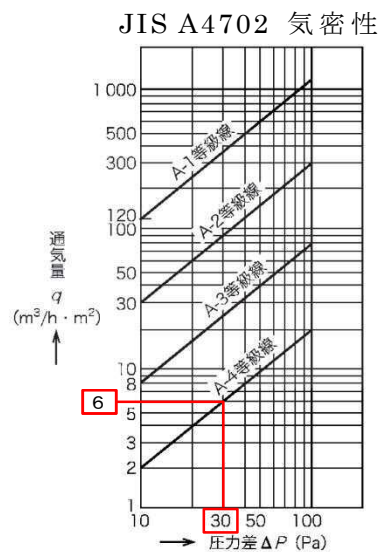


図1—気密等級線

(b) 壁貫通部のリーク量

壁貫通部のリーク量は、実績がある原子炉二次格納施設のリーク率0.5回/dayを用いると、以下の式により算出できる。

$$Q_{\text{貫通部}} = V \times 0.5 \div 24$$

$$V : \text{室容積 } 2,994 \text{ m}^3$$

したがって、災害対策本部のリーク量は以下の式により $120 \text{ m}^3 / \text{h}$ となる。

$$\begin{aligned} Q &= Q_{\text{ドア}} [\text{m}^3 / \text{h}] + Q_{\text{貫通部}} [\text{m}^3 / \text{h}] \\ &= S [\text{m}^2] \times 6 [\text{m}^3 / \text{h} \cdot \text{m}^2] + V [\text{m}^3] \times 0.5 [\text{回} / \text{day}] \div 24 [\text{day} / \text{h}] \\ &= 9.5 \times 6 + 2,994 \times 0.5 \div 24 \\ &= 120 \text{ m}^3 / \text{h} \end{aligned}$$

$$Q : \text{供給空気供給量 } [\text{m}^3 / \text{h}]$$

2. 酸素濃度維持に必要な空気供給量

許容酸素濃度は19vol%以上（「鉱山保安法施行規則」を準拠），滞在人数は100名，酸素消費量は成人の呼吸量（静座時）とし，許容酸素濃度以上に維持できる空気供給量は，以下のとおりである。

$$\begin{aligned} Q &= \frac{Ga \times P}{(K - K_0)} \times 100 \\ &= \frac{-0.0218 \times 100}{(19.00 - 20.95)} \times 100 \\ &= 112 \text{ m}^3 / \text{h} \end{aligned}$$

$Ga$  : 酸素発生量  $-0.0218 \text{ m}^3 / \text{h} / \text{人}$

$P$  : 人員 100人

$K_0$  : 供給空气中酸素濃度 20.95vol%

$K$  : 許容最低酸素濃度 19.0vol%

### 3. 二酸化炭素濃度抑制に必要な空気供給量

許容二酸化炭素濃度は1.0vol%以下（「鉱山保安法施行規則」を準拠）、空気中の二酸化炭素量は0.03vol%、滞在人数100名の二酸化炭素吐出量は、計器監視等を行う程度の作業時（極軽作業）の量とし、許容二酸化炭素濃度以下に維持できる空気供給量は以下のとおりである。

$$\begin{aligned} Q &= \frac{Ga \times P}{(K - K_0)} \times 100 \\ &= \frac{0.022 \times 100}{(1.0 - 0.022)} \times 100 \\ &= 227 \text{ m}^3 / \text{h} \end{aligned}$$

また、加圧設備運転時間は12時間であることから、12時間後の時点で二酸化炭素濃度が1.0vol%以下となる空気供給量は160m<sup>3</sup>/hとなる。（12時間後のCO<sub>2</sub>濃度は0.977%）

$$K_t = K_0 + (K_1 - K_0) \times e^{-\left(\frac{Q}{V}\right) \times t} + G_a \times P / Q \left(1 - e^{-\left(\frac{Q}{V}\right) \times t}\right)$$

$$K_t = \left(K_1 - K_0 - G_a \times P / Q\right) \times e^{-\left(\frac{Q}{V}\right) \times t} + \left(K_0 - G_a \times P / Q\right)$$

K<sub>t</sub> : t時間後のCO<sub>2</sub>濃度 [%]  
K<sub>1</sub> : 室内初期CO<sub>2</sub>濃度 0.05%  
K<sub>0</sub> : 供給空気のCO<sub>2</sub>濃度 0.03%  
G<sub>a</sub> : CO<sub>2</sub>発生量 0.022m<sup>3</sup> / (h・人)  
P : 滞滞在人員 100人  
Q : 空気供給量 [m<sup>3</sup> / h]  
V : 室容積 2,994m<sup>3</sup>

### 4. 空気ポンベの必要本数

- (a) 空気ポンベ必要本数の算定時間は、ブルーム放出時間の10時間に、ブルーム通過後の加圧設備から非常用換気設備への切り替え時間を考慮した2時間にさらに余裕をもたせ14時間分とする。

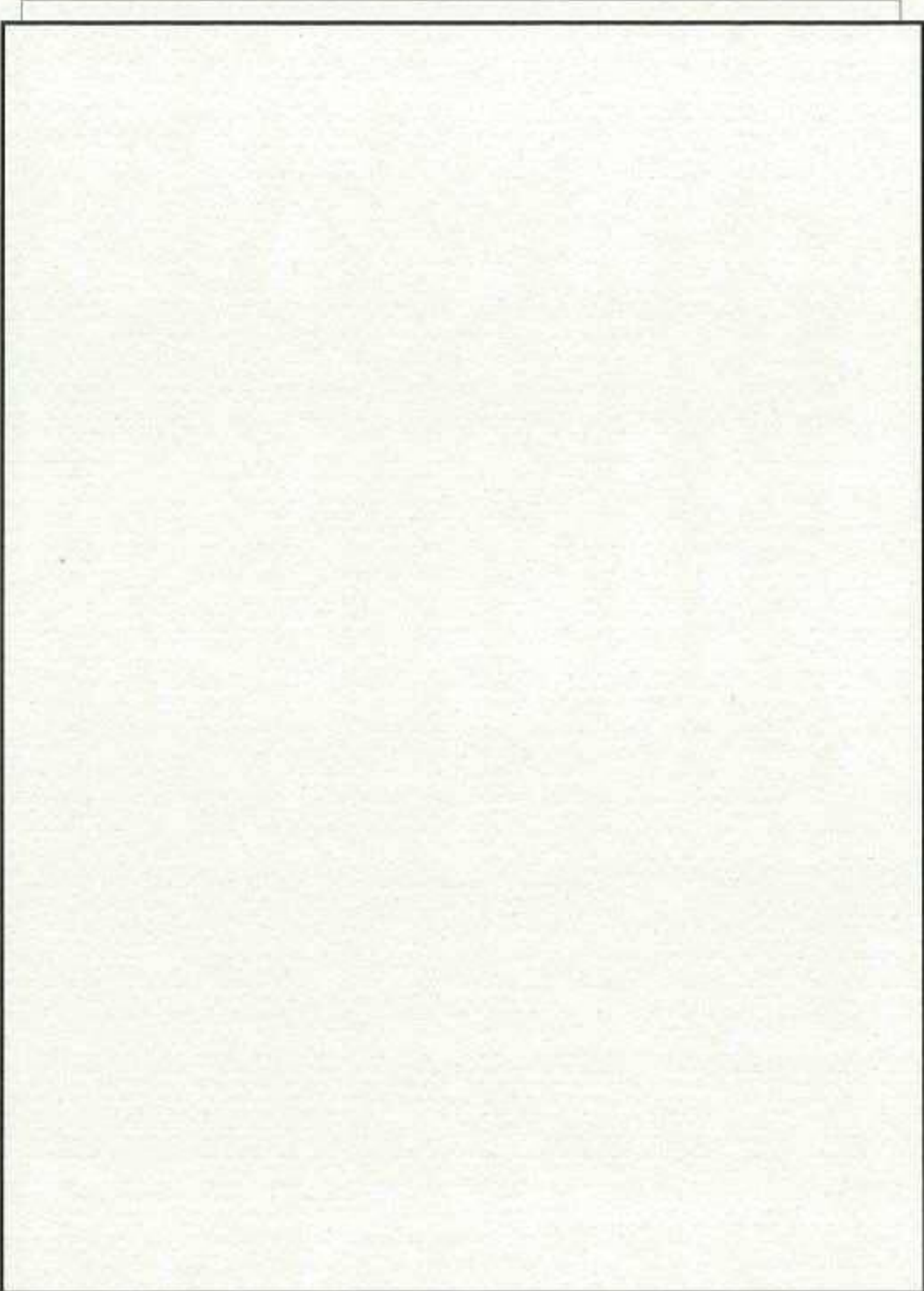
(b) ポンベ使用可能量は、 $7.162\text{m}^3$ ／本とする。

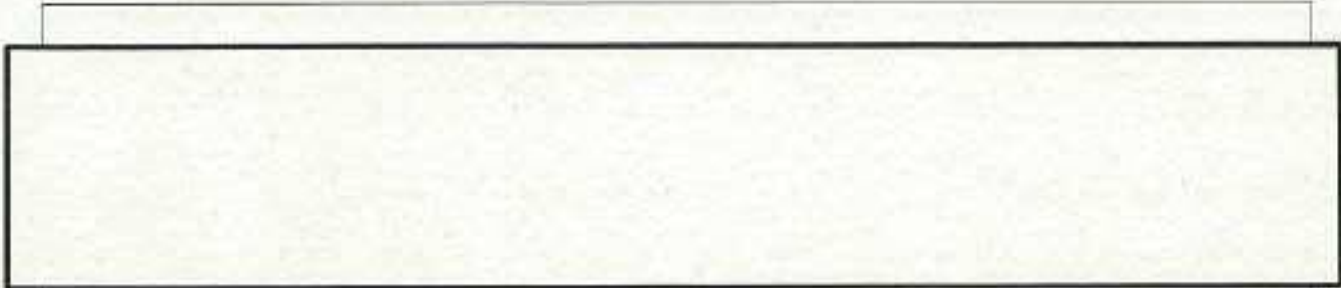
(c) 必要な空気供給量は、空気供給量のうち、供給量の最も多い許容二酸化炭素濃度以下に維持できる空気供給量として、12時間後の時点で二酸化炭素濃度が1.0vol%以下となる空気供給量 $160\text{m}^3$ ／hとする。以上から12時間を正圧維持する場合に必要な本数は、下記計算より、 $320$ 本となる。

$$\text{計算式： } \frac{160 \times 14}{7.162} = 313$$

名称	緊急時対策所 換気設備 (非常用送風機)	
緊急時対策所 非常用送風機 容量	㎥ <sup>3</sup> /h/台	<input type="text"/>
機器仕様に関する注記	-	
【設定根拠】 必要外気取入量算出における適用項目表		







名 称		緊急時対策所用発電機
台 数	台	2
容 量	kVA/台	約1,725

【設定根拠】

緊急時対策所は、常用所内電気設備からの受電が喪失した場合の重大事故等対処設備（電源の確保）として、緊急時対策所用発電機を設置する。緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有する設計とする。

○容量

緊急時対策所用発電機の容量は、以下（第61-6-1表）の緊急時の指揮命令に必要とされる負荷容量を基に設定。

第61-6-1表 緊急時の指揮命令に必要とされる負荷内訳

負荷名称	負荷容量 (kVA)
換気設備	約460
通信連絡設備等	約35
その他（照明，雑動力等）	約375
合 計	約870

したがって、発電機の出力は負荷である、870kVA に対し十分な余裕を有する容量 1,725kVA（連続定格：1,380kVA）とする。

名称		緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク
基数	基	2
容量	kL/基	約 75

**【設定根拠】**

緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、重大事故等対処時に緊急時対策所用発電機への燃料補給を円滑に行うために設置する。

○容量

緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクの容量は、緊急時対策所用発電機1基の定格出力運転時の燃料消費量を基に設定する。

緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク（約 75kL/基）は、緊急時対策所近傍の地下に設置し、重大事故時等に緊急時対策所に電源供給した場合、緊急時対策所用発電機の100%負荷連続運転において必要となる7日間分の容量以上の燃料を貯蔵する設計とする。

$$V = H \times c = 168 \times 0.411 \approx 70$$

V：必要容量（kL）

H：運転時間（h）＝168（7日間）

c：100%負荷連続運転時の燃料消費率（kL/h）＝0.411

名称		緊急時対策所用発電機給油ポンプ
台数	台	2
容量	m <sup>3</sup> /h/台	約 1.4
原動機出力	kW	約 1.5

**【設定根拠】**

緊急時対策所用発電機給油ポンプは、重大事故時に緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機へ燃料を供給するために設置する。なお、緊急時対策所用発電機給油ポンプは供給系統1 系列あたり、100%容量を1 台設置する。

1. 容量の設定根拠

緊急時対策所用発電機給油ポンプの容量は、発電機の単位時間あたりの燃料最大消費量約0.411kL/h を緊急時対策所用発電機に供給するため、それよりも容量の大きい 約1.4m<sup>3</sup>/h とする。

名称		緊急時対策所用M/C
母線電流容量	A	約 1,200

【設定根拠】

緊急時対策所用M/Cは、常設重大事故等対処設備として設置する。緊急時対策所用M/Cは、**常用所内電気設備からの受電が**喪失した際、重大事故等に対処するために必要な電力を供給できる設計とする。

○容量

緊急時対策所用M/Cの**母線電流**容量は、緊急時対策所用発電機が接続可能であることから、緊急時対策所用発電機用の定格電流以上に設定する。


緊急時対策所用発電機用の定格電流である約151A に対し、十分余裕を有する約1,200A とする。

緊急時対策所用発電機の定格電流： $1,725\text{kVA} \div \sqrt{3} \div 6.6\text{kV} \doteq 151\text{A}$

○酸素濃度計・二酸化濃度計の仕様

機器名称・外観	仕様等	
酸素濃度計 	検知原理	ガルバニ式
	検知範囲	0.0～40.0vol%
	表示精度	±0.1vol%
	電源	電 源：乾電池（単四×2本） 測定可能時間：約 3000 時間 （バッテリー切れの場合、予備を可動させ、乾電池交換を実施する。）
台数	1 台（故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備 1 個を保有する。）	
二酸化炭素濃度計 	検知原理	NDIR（非分散型赤外線）
	検知範囲	0.0～5.0vol%
	表示精度	±3.0%F.S
	電源	電 源：乾電池（単三×4本） 測定可能時間：約 12 時間 （バッテリー切れの場合、予備を可動させ、乾電池交換を実施する。）
台数	1 台（故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備 1 個を保有する。）	

○緊急時対策所エリアモニタの仕様

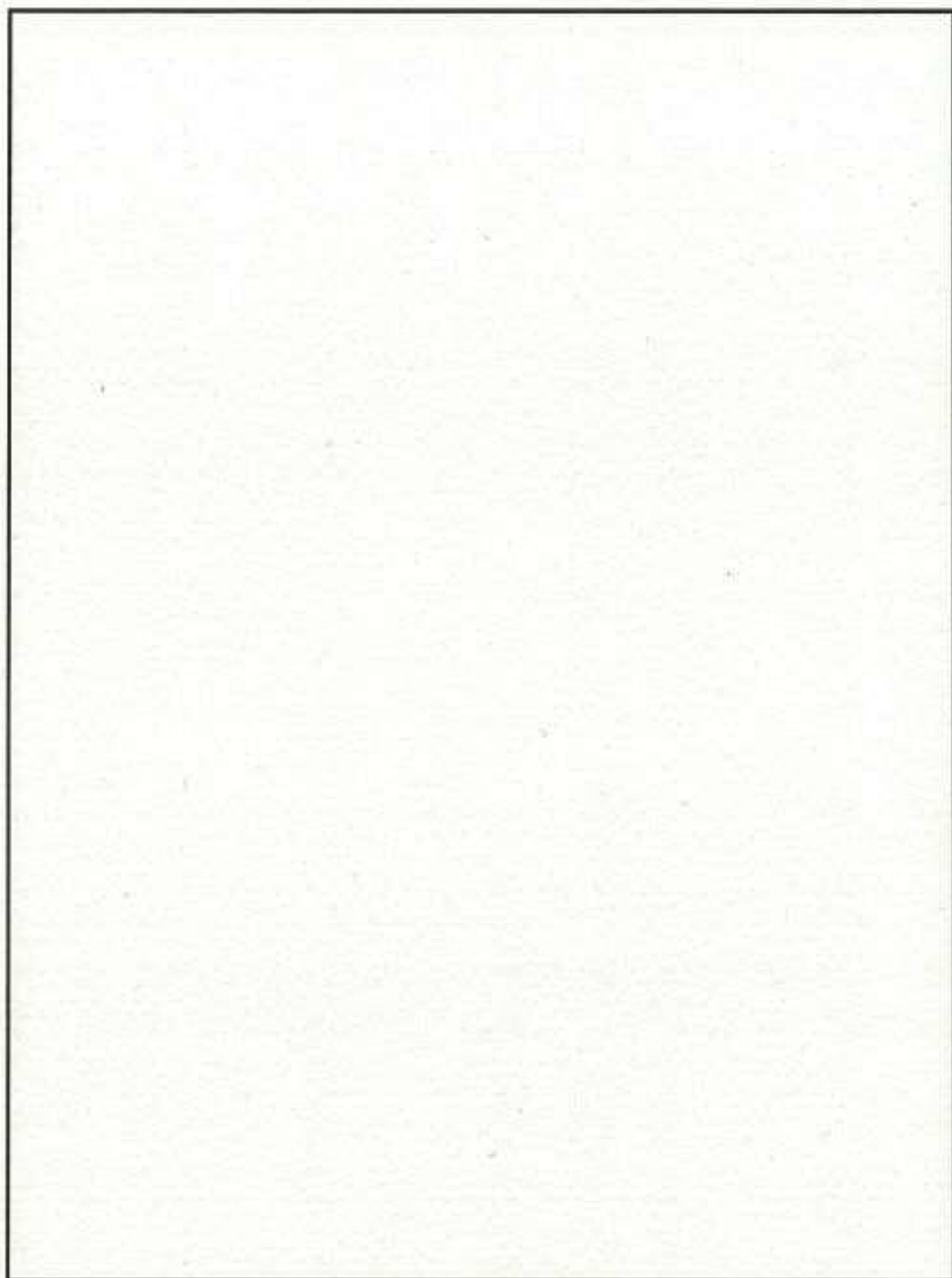
機器名称・外観	検出器の種類	計測範囲	台数	電源
緊急時対策所 エリアモニタ 	半導体検出器	0.001～ 99.99mSv/h	1 (予備 1)	AC100V

第 61-6-2 表 酸素濃度計，二酸化炭素濃度計，緊急時対策所  
エリアモニタの仕様（設置台数等）

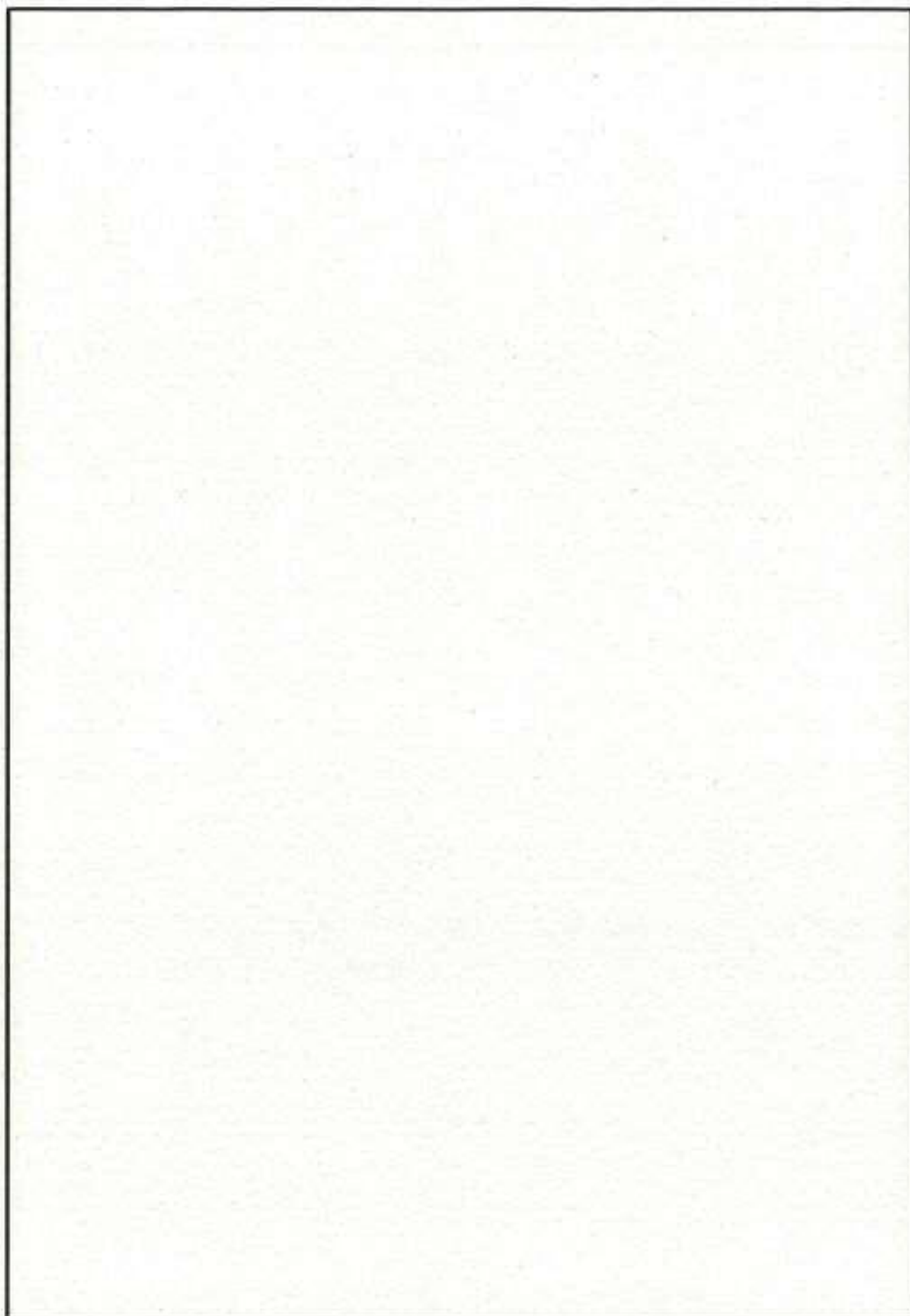
61-7

保管場所図

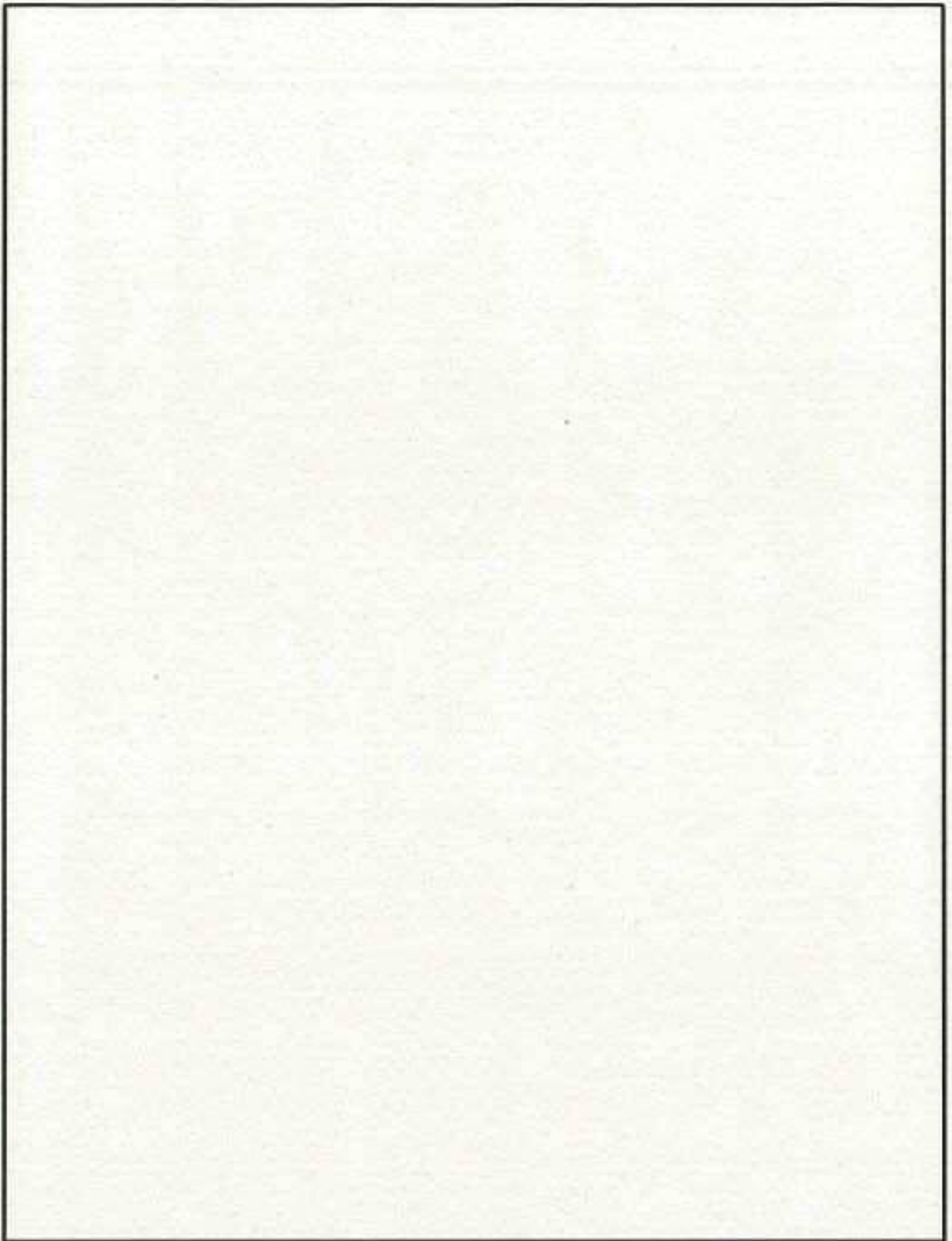




第 61-7-1 图 緊急時対策所 保管場所位置图



第 61-7-2 図 緊急時対策所 居住性（遮蔽）対策 位置図

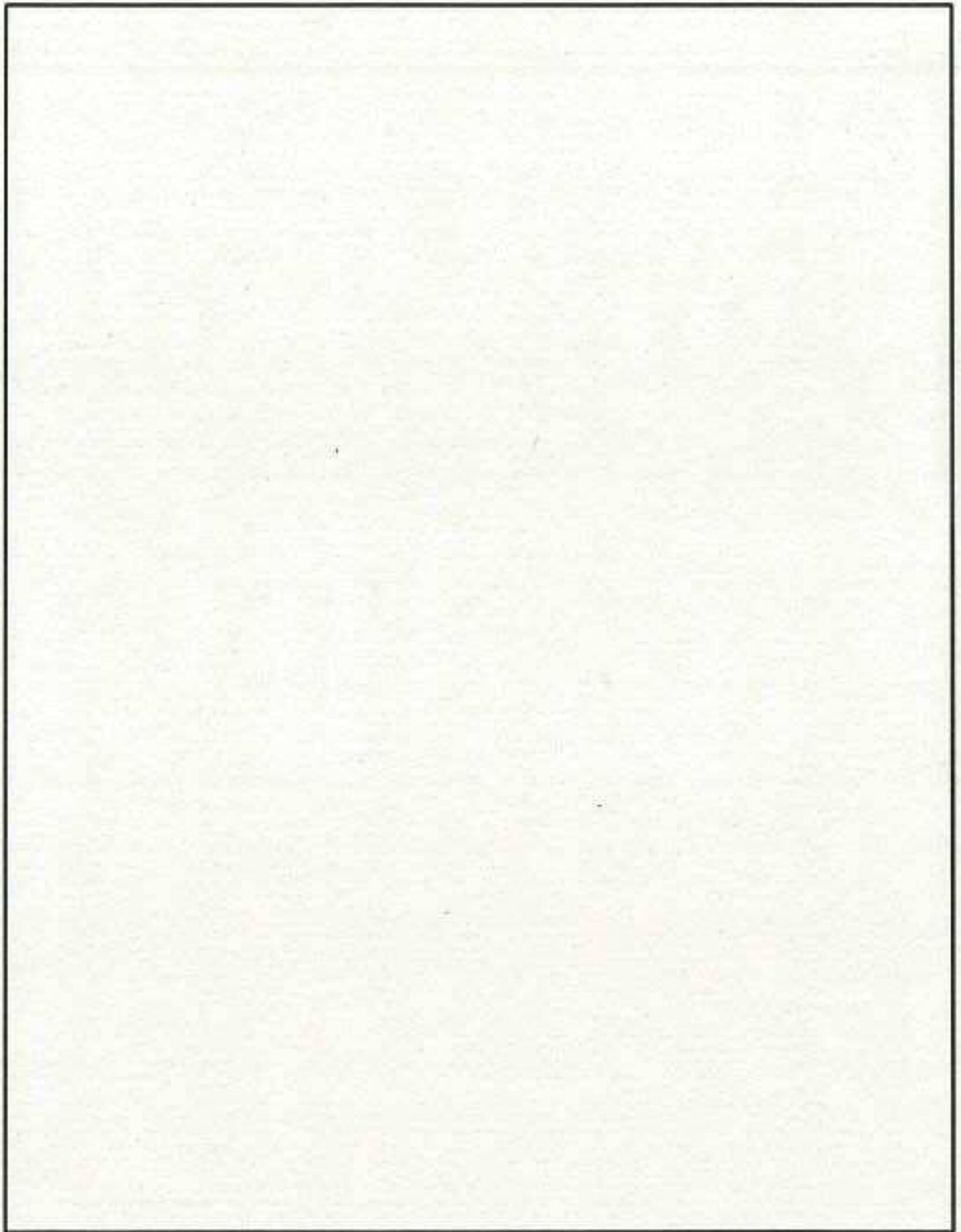


第 61-7-4 図 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エリアモニタ  
保管位置図

\*今後の設計により変更になる場合あり

61-8

アクセスルート図



第 61-8-1 図 酸素濃度計，二酸化炭素濃度計，緊急時対策所エリアモニタ  
建屋内移動ルート図

\*今後の設計により変更になる場合あり

61-9

緊急時対策所について

(被ばく評価除く)

## 目 次

1. 概要
  - 1.1 設置の目的
  - 1.2 拠点配置
  - 1.3 新規制基準への適合方針
2. 設計方針
  - 2.1 建物及び収容人数について
  - 2.2 電源設備について
  - 2.3 遮蔽設計について
  - 2.4 換気空調系設備について
  - 2.5 必要な情報を把握できる設備について
  - 2.6 通信連絡設備について
3. 運用
  - 3.1 必要要員の構成，配置について
  - 3.2 事象発生後の要員の動きについて
  - 3.3 汚染持ち込み防止について
  - 3.4 配備する資機材の数量及び保管場所について
4. 耐震設計方針について
5. 添付資料
  - 5.1 チェンジングエリアについて
  - 5.2 配備資機材等の数量等について
  - 5.3 通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量について
  - 5.4 SPDS のデータ伝送概要とパラメータについて
  - 5.5 緊急時対策所の要員数とその運用について

- 5.6 原子力警戒態勢，緊急時態勢について
- 5.7 災害対策本部内における各機能班との情報共有について
- 5.8 設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止），第8条及び第41条（火災による損傷の防止）への適合方針について



## 1. 概要

### 1.1 設置の目的

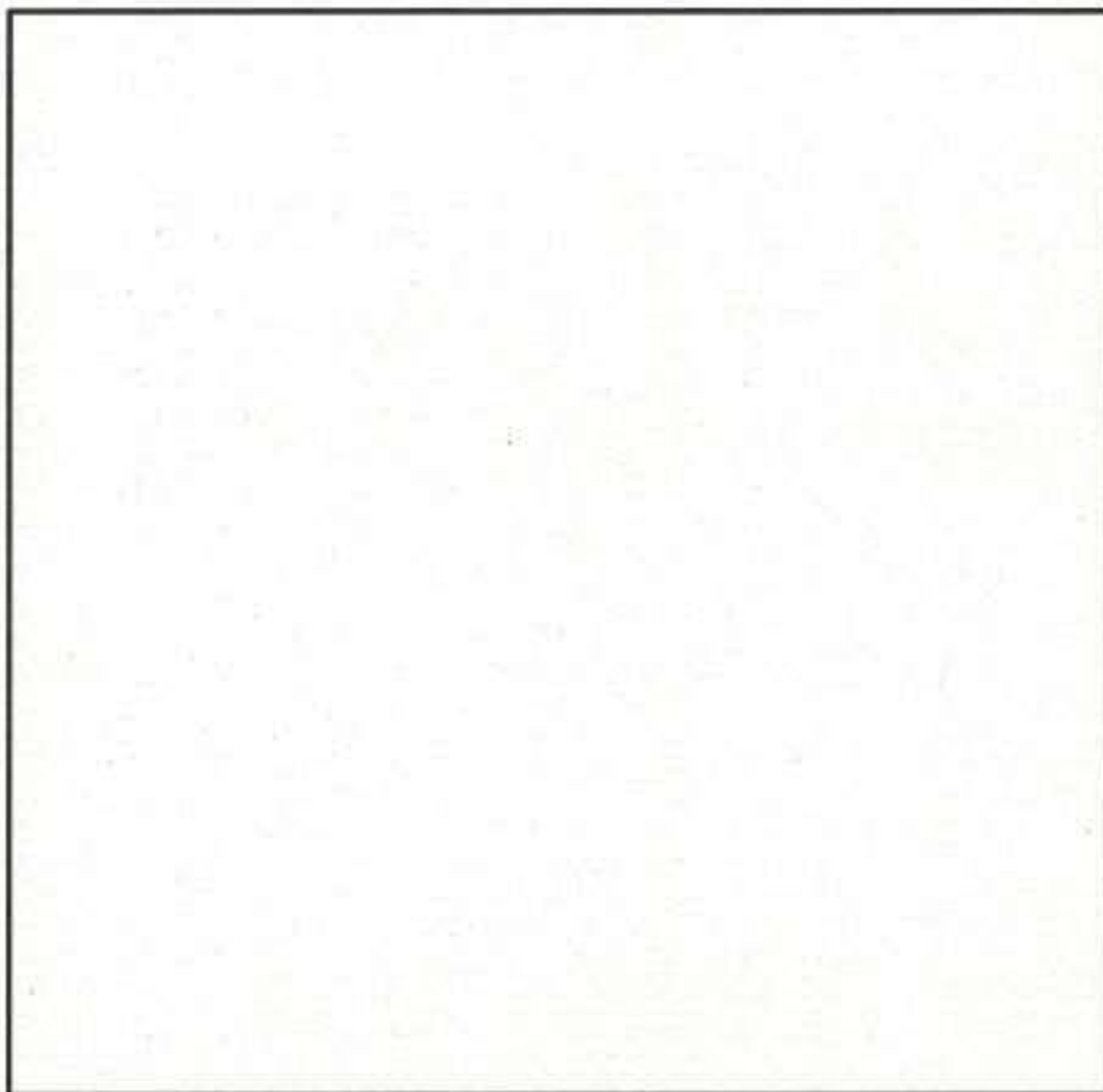
緊急時対策所は、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合、並びに重大事故等が発生した場合において、中央制御室以外の場所から適切な指示又は連絡を行うために設置する。

緊急時対策所の基本仕様と重大事故等発生時における緊急時対策所の必要な機能等について、第 1.1-1 表に示す。

第 1.1-1 表 緊急時対策所の基本仕様等について

	項 目	基 本 仕 様
1	建屋構造	・鉄筋コンクリート造（耐震構造）
2	階層	・4階建
3	建屋延床面積／緊急時対策所床面積（有効面積）	・建屋：約 4,000m <sup>2</sup> ／緊急時対策所：約 350m <sup>2</sup> 待機スペース：約 70m <sup>2</sup>
4	耐震強度	・基準地震動で機能維持
5	耐津波	・防潮堤内側，発電所構内高台（T.P. + 約 23m）に設置
6	中央制御室との共通要因による同時機能喪失防止	・中央制御室と独立した機能 （電源設備及び換気設備は独立した専用設備）
7	電源設備	・通常電源設備：常用所内電気設備 ・代替電源設備：緊急時対策所用発電機（2台）
8	遮蔽，放射線管理	・壁厚の確保等遮蔽設計 ・よう素フィルタ付換気装置による換気設備 ・プルーム通過時に室内正圧維持のための加圧設備 ・居住性確認のための酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の配備 ・チェン징ングエリアの設置
9	原子炉施設の情報	・対策に必要な情報を表示するデータ表示装置の設置
10	通信連絡	・発電所内・外の必要箇所と連絡をとるための通信連絡設備を配備
11	食料，飲料水等	・7日間必要とされる食料，飲料水等を配備

緊急時対策所建屋の各階における主な配置について、第 1.1-1 図に示す。



第 1.1-1 図 緊急時対策所の各階配置図

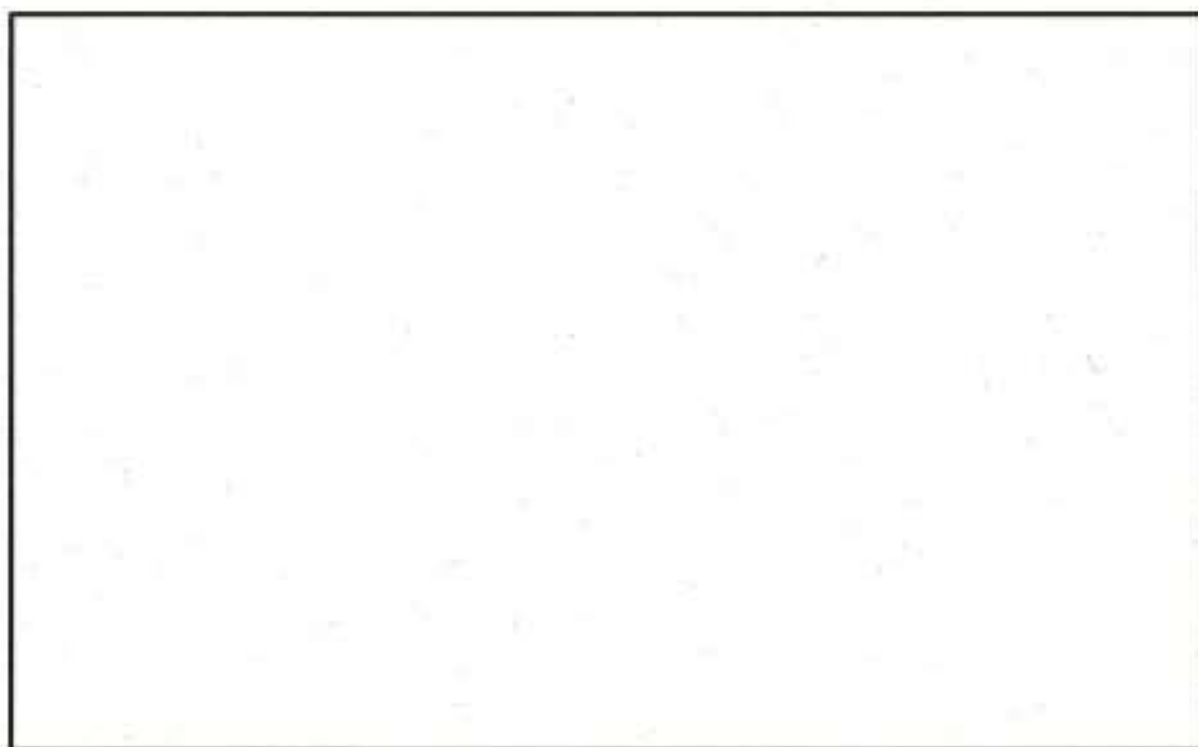
## 1.2 拠点配置

緊急時対策所は、十分な支持性能を有する新第三系鮮新統の砂質泥岩（久米層）上に設置する。

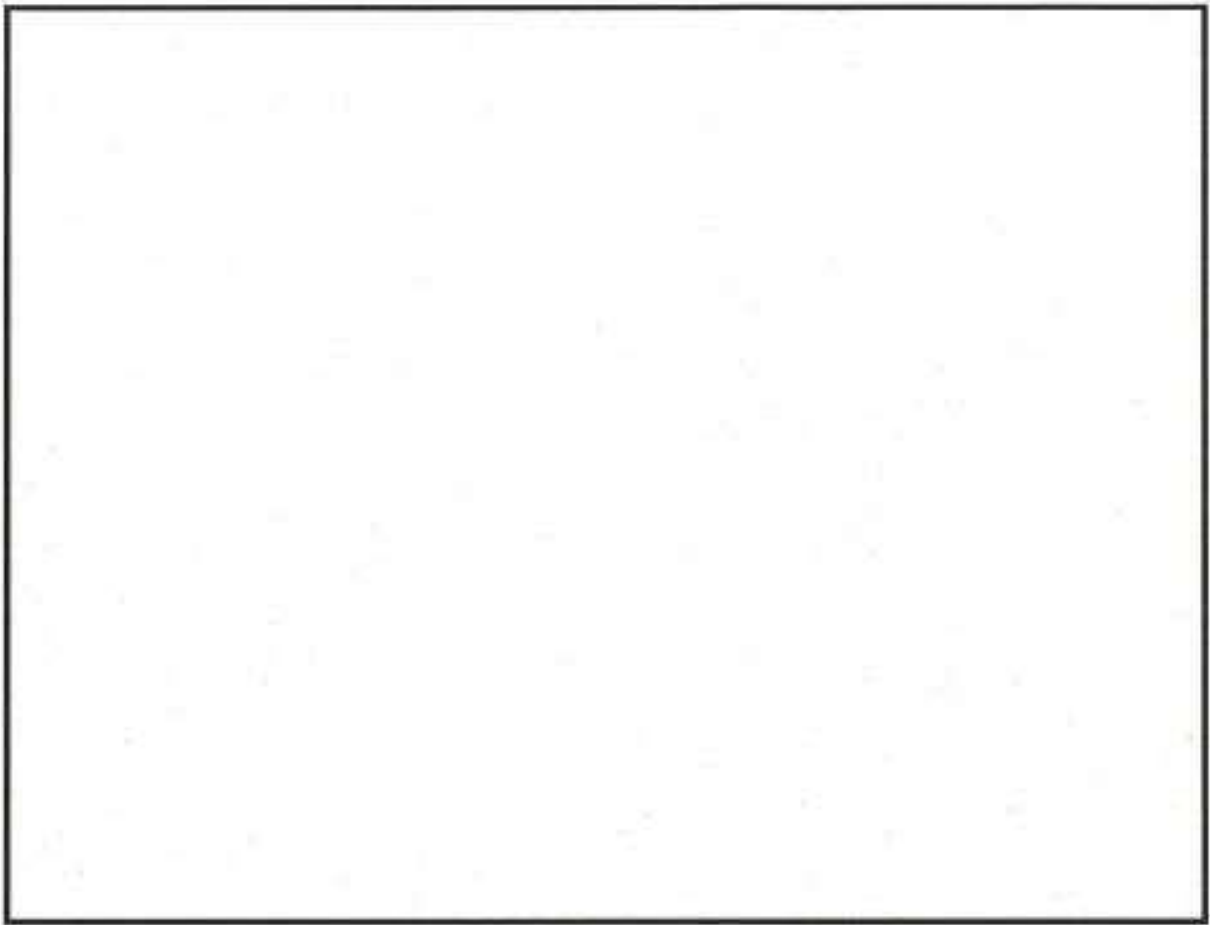
緊急時対策所は、新たに設置する防潮堤の内側の発電所高台用地（T.P. +約 23.0m）に設置し、基準津波（防潮堤位置における最高水位 T.P. +17.1m）さらには、基準津波を超え敷地に遡上する津波による浸水に対しても影響を受けない設計とする。

また、中央制御室から約 320m 離れた場所に設置すること、換気設備及び電源設備が中央制御室とは独立していることから、中央制御室との共通要因（火災、内部溢水等）により、同時に機能喪失することのない設計とする。

配置図及び周辺図を第 1.2-1 図、第 1.2-2 図に示す。



第 1.2-1 図 緊急時対策所 配置図



第 1.2-2 図 緊急時対策所 周辺図

### 1.3 新規制基準への適合方針

緊急時対策所に関する要求事項と、その適合方針は、以下の第 1.3-1 表から第 1.3-2 表のとおりである。

第 1.3-1 表 「設置許可基準規則」第三十四条（緊急時対策所）

「技術基準規則」第四十六条（緊急時対策所）

設置許可基準規則 第三十四条 (緊急時対策所)	技術基準規則 第四十六条 (緊急時対策所)	適合方針
<p>工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</p>	<p>工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に施設しなければならない。</p> <p><b>【解釈】</b> 第 46 条に規定する「緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合において、関係要員が必要な期間にわたり滞在でき、原子炉制御室内の運転員を介さずに事故状態等を正確にかつ速やかに把握できること。また、発電所内の関係要員に指示できる通信連絡設備、並びに発電所外関連箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備及びデータを伝送できる設備を施設しなければならない。</p>	<p>一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室のある建屋以外の独立した場所に設置する。</p> <p>一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設置し、災害時において必要な要員最大約 100 名を収容できる設計とする。</p> <p>また、中央制御室内の運転員を介さずプラントの状態を把握するために必要な安全パラメータ表示システム (SPDS) を設置する設計とし、発電所内外と必要な連絡を行うための専用かつ多様性を有した通信連絡設備を設置する。</p>

設置許可基準規則 第三十四条 (緊急時対策所)	技術基準規則 第四十六条 (緊急時対策所)	適合方針
	<p>さらに、酸素濃度計を施設しなければならない。酸素濃度計は、設計基準事故時において、外気から緊急時対策所への空気の取り込みを、一時的に停止した場合に、事故対策のための活動に支障がない酸素濃度の範囲にあることが正確に把握できるものであること。また、所定の精度を保証するものであれば、常設設備、可搬型を問わない。</p>	<p>可搬型の酸素濃度計を配備し、室内の空気の取り込みを一時的に停止した場合であっても、室内の酸素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握できる設計とする。</p>

\*設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）、第8条及び第41条（火災による損傷の防止）への適合方針については、添付資料5.8で後述する。

第 1.3-2 表 「設置許可基準規則」 第六十一条（緊急時対策所）

「技術基準規則」 第七十六条（緊急時対策所）

設置許可基準規則 第六十一条 (緊急時対策所)	技術基準規則 第七十六条 (緊急時対策所)	適合方針
<p>第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p><b>【解釈】</b></p> <p>1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p>	<p>第四十六条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p><b>【解釈】</b></p> <p>1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p>	<p>重大事故等が発生した場合においても、緊急時対策所により、当該重大事故等に対処するための適切な措置を講じることができる。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、以下の設計とする。</p> <p>緊急時対策所は耐震構造とし、基準地震動による地震力に対し、機能（遮へい性、機密性等）を喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所の機能維持にかかる電源設備、換気設備、必要なデータを把握する設備（データ表示端末等）、通信連絡設備等については、転倒防止措置等を施すことで、基準地震動に対し機能を喪失しない設計とする。</p>

設置許可基準規則 第六十一条 (緊急時対策所)	技術基準規則 第七十六条 (緊急時対策所)	適合方針
<p>b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。</p> <p>c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。</p> <p>d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</p>	<p>b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。</p> <p>c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。</p> <p>d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</p>	<p>また、緊急時対策所は基準津波 (T.P. +17.1m) 及び基準津波を超え敷地に遡上する津波による浸水の影響を受けない、防潮堤内側の発電所高台用地 (T.P. +約 23m) に設置する。</p> <p>緊急時対策所は、中央制御室のある建屋以外の独立した場所に設置し、十分な離隔 (約 320m) を設けること、換気設備及び電源設備を独立させ、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、通常時、発電所内の電気設備より受電する設計とする。所内電気設備からの受電喪失時は、緊急時対策所専用の発電機より受電可能な設計とし、また、専用の発電機は多重性を有した設計とする。</p> <p>緊急時対策所の重大事故等の対策要員の居住性が確保されるように、建屋に適切な遮蔽設計及び換気設計等を行う。</p> <p>緊急時対策所災害対策本部は重大事故等において必要な対策活動が行え、またブルーム通過中においても必要な要員を収容可能な設計とする。</p> <p>(1) 遮蔽設計</p> <p>重大事故等において、対策要員が事故後 7 日間とどまっても換気設備等の機能とあいまって、実効線量が 100mSv を超えないよう天井、壁及び床には十分な厚さの遮蔽(コンクリート)設計とする。</p>



設置許可基準規則 第六十一条 (緊急時対策所)	技術基準規則 第七十六条 (緊急時対策所)	適合方針
<p>e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p>	<p>e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p>	<p>(2) 換気設計等</p> <p>重大事故等の発生により、大気中に大規模な放射性物質が放出された場合においても、対策要員の居住性を確保するために、空気浄化をする設備を配備する。</p> <p>また、希ガスの放出を考慮し、プルーム通過中は空気ポンベにより緊急時対策所内を加圧する設備を配備し、希ガス等の流入を防止する。</p> <p>遮蔽設計及び換気設計等により緊急時対策所の居住性については、「実用発電用原子炉に係る重大事故等の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づき評価を行った結果、マスク着用等の付加条件なしで実効線量は約 37mSv※であり、判断基準である「対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと」を確認している。</p> <p>※評価値は現在の最新値</p>

設置許可基準規則 第六十一条 (緊急時対策所)	技術基準規則 第七十六条 (緊急時対策所)	適合方針
<p>f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること</p>	<p>f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。</p>	<p>重大事故等時に緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を、緊急時対策所出入口付近に設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等において、プラントの状態並びに環境放射線量等を把握するために必要な情報を把握できる設備(安全パラメータ表示システム(SPDS))を設置する設計とする。</p> <p>なお、SPDS情報伝達手段は有線及び無線で多重化した設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等に対処するため、発電所内の中央制御室、屋内外の関係要員に対して必要な指示が出来る通信連絡設備を設置する。また、発電所外の必要のある箇所と必要な連絡を行うための通信連絡設備を設置する。</p>

設置許可基準規則 第六十一条 (緊急時対策所)	技術基準規則 第七十六条 (緊急時対策所)	適合方針
<p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p> <p><b>【解釈】</b> 2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p>	<p>2 緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置を講じなければならない。</p> <p><b>【解釈】</b> 2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め約100名を収容できる設計とする。</p>

また、緊急時対策所に設置する設備のうち、重大事故対処設備に関する概要を、以下の第 1.3-3 表に示す。

第 1.3-3 表 重大事故対処設備に関する概要 (61 条 緊急時対策所) (1/3)

系統機能	設備	代替する機能を有する 設計基準対象施設		設備 種別	設備分類	
		設備	耐震重要 度分類		分類	機器 クラス
居住性の確保	緊急時対策所遮蔽	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	—
	緊急対策所非常用送風機	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	—
	緊急対策所非常用フィルタ装置	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	—
	緊急時対策所給気・排気ダクト	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	—
	緊急時対策所給気・排気隔離弁	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	—
	緊急時対策所加圧設備	—	—	可搬	可搬型重大事故緩和設備	SA-3
	緊急時対策所加圧設備(配管・弁)	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	—
	酸素濃度計※ <sup>1</sup>	—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	—
	二酸化炭素濃度計※ <sup>1</sup>	—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	—
	緊急時対策所エアモニタ	—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	—
可搬型モニタリング・ポスト (加圧判断用)	60条に記載					
必要な情報の把握	必要な情報を把握できる設備 (安全 パラメータ表示システム (SPDS))	—	—	常設	常設重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	—
	無線通信装置 [伝送路]	—	—	常設	常設重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	—
	無線通信通信用アンテナ [伝送路]	—	—	常設	常設重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	—

※1 計測器本体を示すため計器名を記載

重大事故対処設備に関する概要 (61条 緊急時対策所) (2/3)

系統機能	設備	代替する機能を有する 設計基準対象施設		設備 種別	設備分類	
		設備	耐震重要 度分類		常設 可搬型	分類
必要な情報の把握	必要な情報を把握できる設備 (安全パ ラメータ表示システム(SPDS)) [伝送路]			常設	常設重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	—
通信連絡	無線連絡設備 (携帯型)	送受話器 (ページ ング), 電力保安通信用 電話設備 (固定電話 機, PHS端末) —	C	可搬	可搬型重大事故防止設備 可搬型重大事故緩和設備	—
	衛星電話設備 (固定型)		—	常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
	衛星電話設備 (携帯型)		—	可搬	可搬型重大事故防止設備 可搬型重大事故緩和設備	—
	携行型有線通話装置	—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	—
	統合原子力防災ネットワークに 接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話, I P-FAX)	—	—	常設	常設重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	—
	データ伝送装置	—	—	常設	常設重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	—
	衛星電話設備 (屋外アンテナ) [伝送路]	—	—	常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
	衛星制御装置 [伝送路]	—	—	常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
	衛星電話設備 (固定型) ~衛星電話設 備 (屋外アンテナ) 電路 [伝送路]	—	—	常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
	専用接続箱~専用接続箱電路 [伝送路]	—	—	常設	常設重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	—
	衛星無線通信装置 [伝送路]	—	—	常設	常設重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	—
	通信機器 [伝送路]	—	—	常設	常設重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	—

重大事故対処設備に関する概要 (61条 緊急時対策所) (3/3)

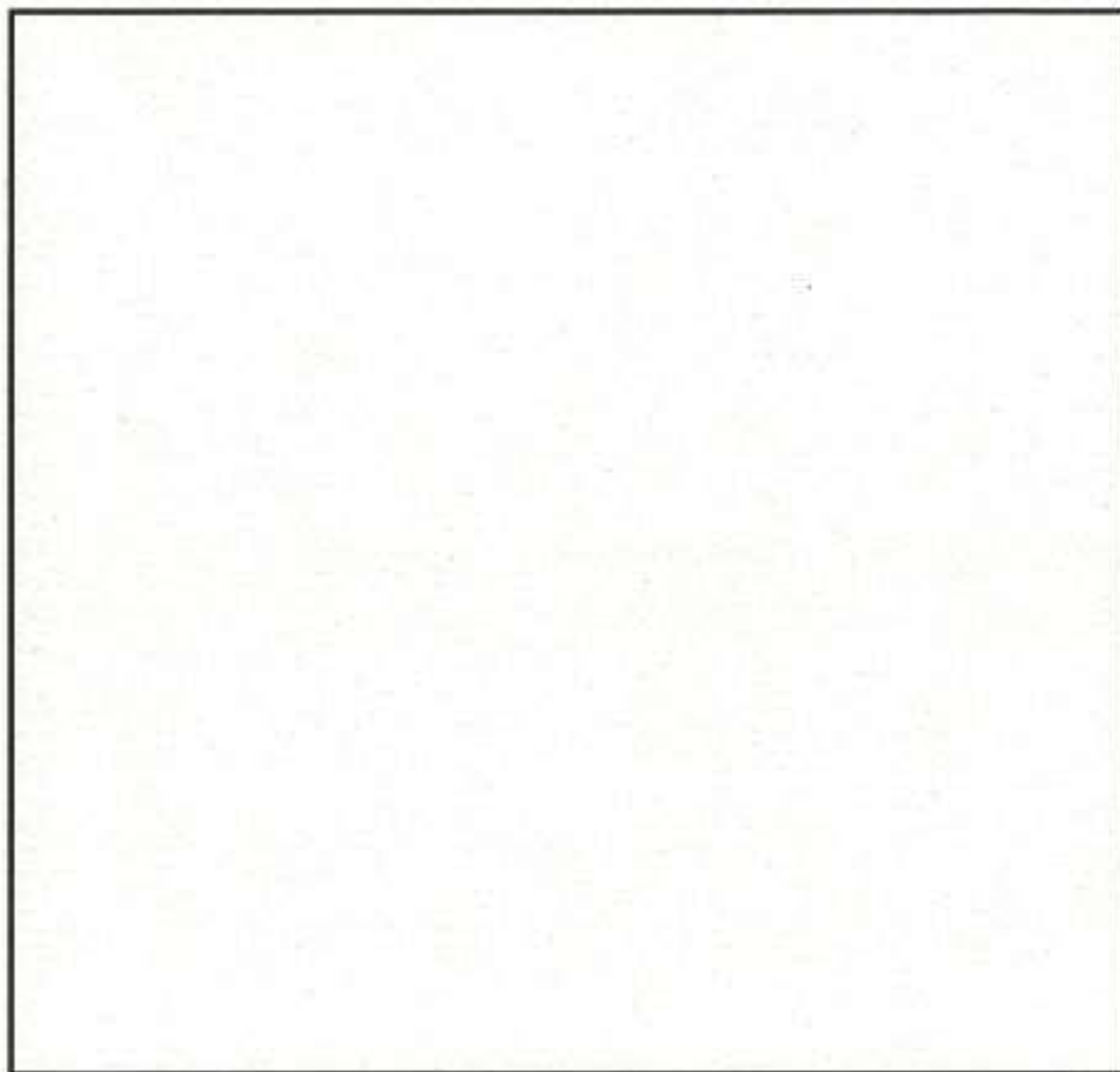
系統機能	設備	代替する機能を有する 設計基準対象施設		設備 種別 常設 可搬型	設備分類	
		設備	耐震重要 度分類		分類	機器 クラス
通信連絡	統合原子力防災ネットワークに 接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, I P 電話, I P - F A X) ~ 衛星無線通信装置 電路 [伝送路]	—	—	常設	常設重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	—
電源の確保	緊急時対策所用発電機	—	—	常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
	緊急時対策所用発電機 燃料油貯蔵タンク			常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
	緊急時対策所用発電機 給油ポンプ			常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
	緊急時対策所用M/C			常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
	緊急時対策所用発電機 燃料移送配管・弁			常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
	緊急時対策所用発電機~ 緊急時対策所用M/C電路			常設	常設重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—

## 2. 設計方針

### 2.1 建物及び収容人数について

緊急時対策所は、鉄筋コンクリート造（地上4階建て）の建屋であり、基準地震動による地震力に対し、緊急時対策所の耐震壁の最大応答せん断ひずみが評価基準値以下であること並びに波及的影響の評価として、天井スラブ及び中間床が基準地震動による地震力に対し、落下等により緊急時対策所の機能を喪失しないことを確認する。さらに、遮蔽機能等について機能喪失しないよう設計する。

建屋の概要を第2.1-1図に示す。

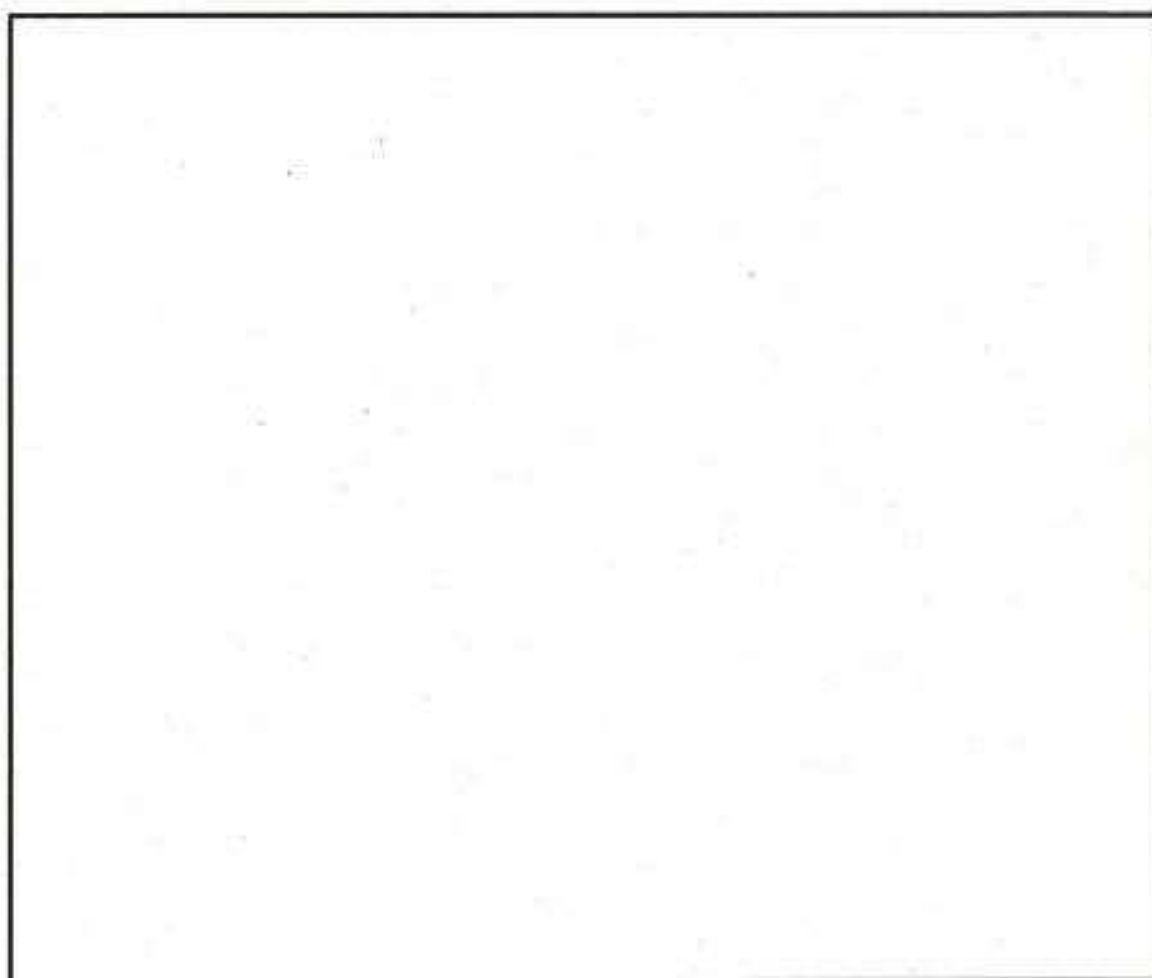


第2.1-1図 建屋の概要（断面図）

緊急時対策所は、地上4階建て、延べ床面積約4,000m<sup>2</sup>を有する建屋としており、指揮、作業をする本部スペース（約350m<sup>2</sup>）と待機スペース（約70m<sup>2</sup>）の2つのエリアを配置し、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（46名）及び原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に必要な要員（18名）を含め、最大約100名が活動することを想定している。

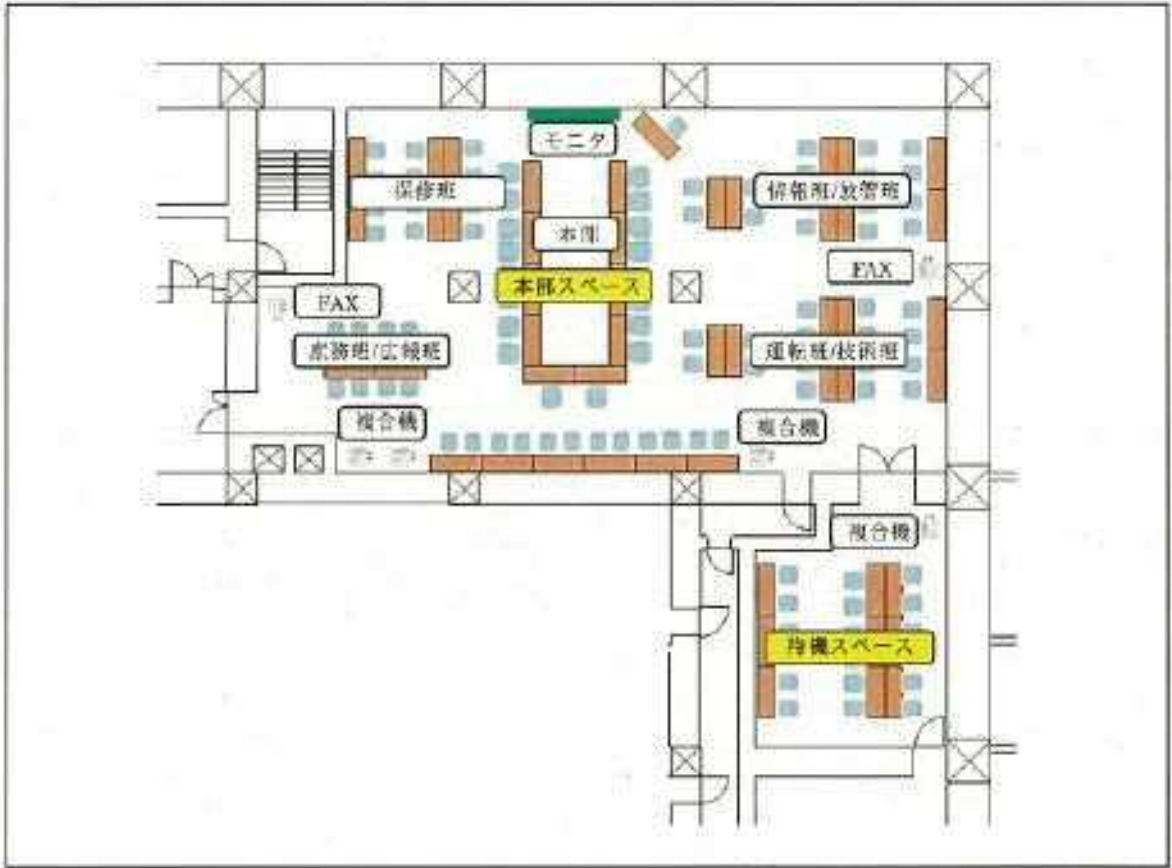
また、ブルーム通過に備えて最大人数を収容した場合においても、必要な各作業班用の机等や設備等を配置しても活動に必要な広さと、機能を有した設計としている。

緊急時対策所建屋内の配置を第2.1-2図に、災害対策本部のレイアウトを第2.1-3図に示す。



第2.1-2図 緊急時対策所内の配置





(注) レイアウトについては訓練等において有効性を確認し適宜見直していく

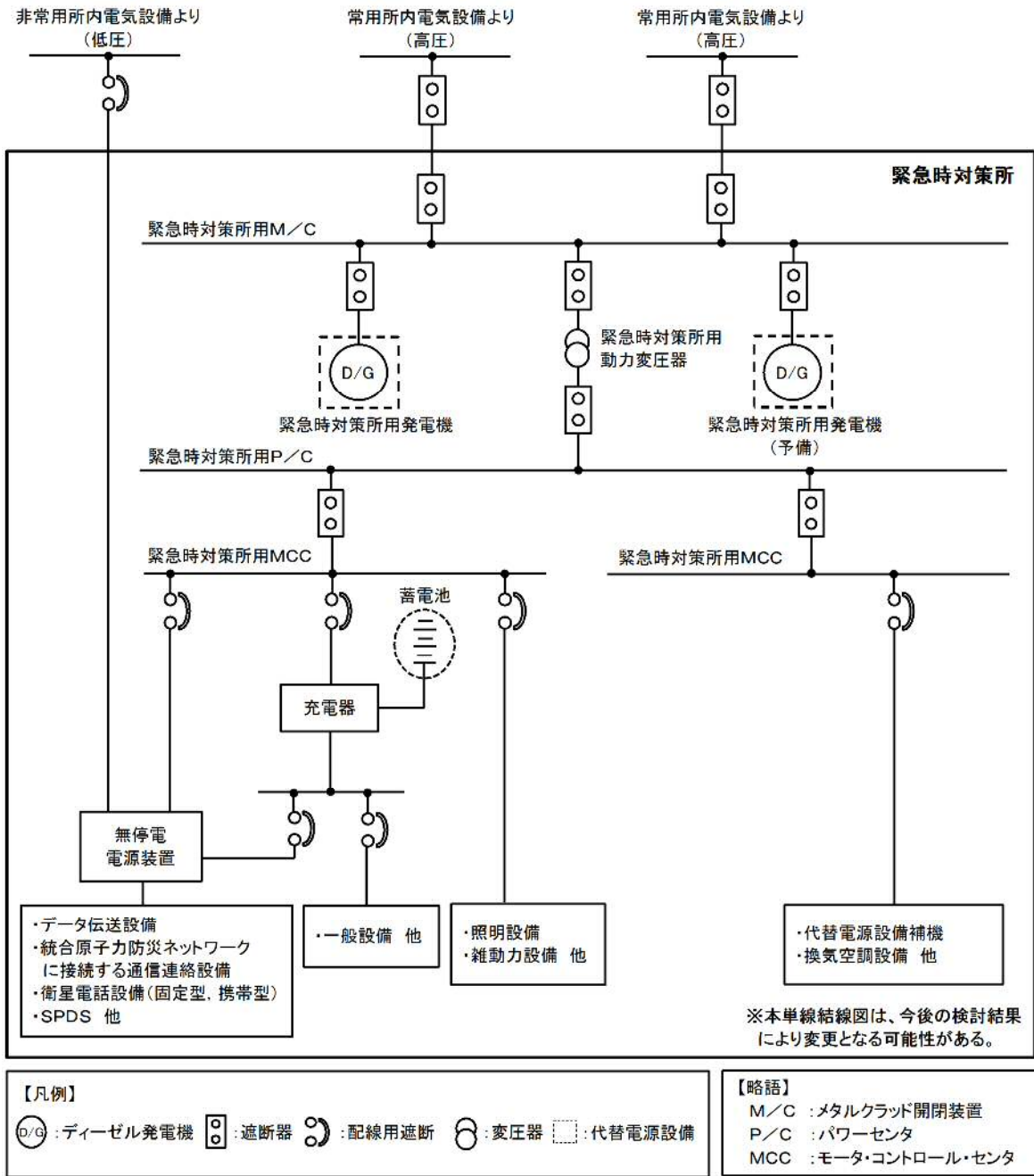
第2.1-3図 災害対策本部のレイアウト (建屋2階)

## 2.2 電源設備について

緊急時対策所の必要な負荷は、東海第二発電所の常用所内電気設備から受電する。また、緊急時対策所に設置する通信設備は、東海第二発電所の非常用所内電気設備から受電し、無停電電源装置を介することにより、停電なく切り替え可能とする。

緊急時対策所の代替電源設備として、緊急時対策所用発電機2台を緊急時対策所内に設置することにより多重性を確保し、プラント設備から独立した専用の電源設備を有する設計とする。

電源構成を第 2.2-1 図に示す。



第 2.2-1 図 緊急時対策所 単線結線図

(1) 常用電源と代替電源設備

① 常用電源

通常電源は、東海第二発電所の常用所内電気設備から受電する。なお、点検時等のバックアップ電源として別系統の常用所内電気設備から受電可能とする。

また、緊急時対策所に設置する通信設備は、東海第二発電所の非常用所内電気設備から受電し、無停電電源装置を介することにより、停電なく切り替え可能とする。

② 代替電源設備

緊急時対策所の代替電源設備は、緊急時対策所内に設置しているプラント設備とは独立した専用の緊急時対策所用発電機により給電が可能な設計とする。

緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時の指揮命令の継続に必要な電源容量を有し、また、1台で7日間連続運転できる燃料を確保する設計とする。

(2) 緊急時対策所の負荷及び給電容量

緊急時の指揮命令に必要とされる負荷容量は、約870kVAであり、緊急時対策所用発電機（定格容量：1,725kVA（連続定格：1,380kVA））1台で給電が可能な設計とする。

第2.2-1表 緊急時の指揮命令に必要とされる負荷内訳

負荷名称	負荷容量 (kVA)
換気設備	約460
通信連絡設備等	約35
その他（照明、雑動力等）	約375
合計	約870

(3) 緊急時対策所用発電機

緊急時対策所用発電機の燃料系統は、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク約75k1（2系列）、緊急時対策所用発電機給油ポンプ及び配管等で構成する。

緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、緊急時対策所近傍の地下に設置し、重大事故時等に緊急時対策所に電源供給した場合、緊急時対策所用発電機の100%負荷連続運転において必要となる7日間分の容量以上の燃料を貯蔵する設計とする。

$$V = H \times c = 168 \times 0.411 \cong 70$$

V : 必要容量 (k1)

H : 運転時間 (h) = 168 (7日間)

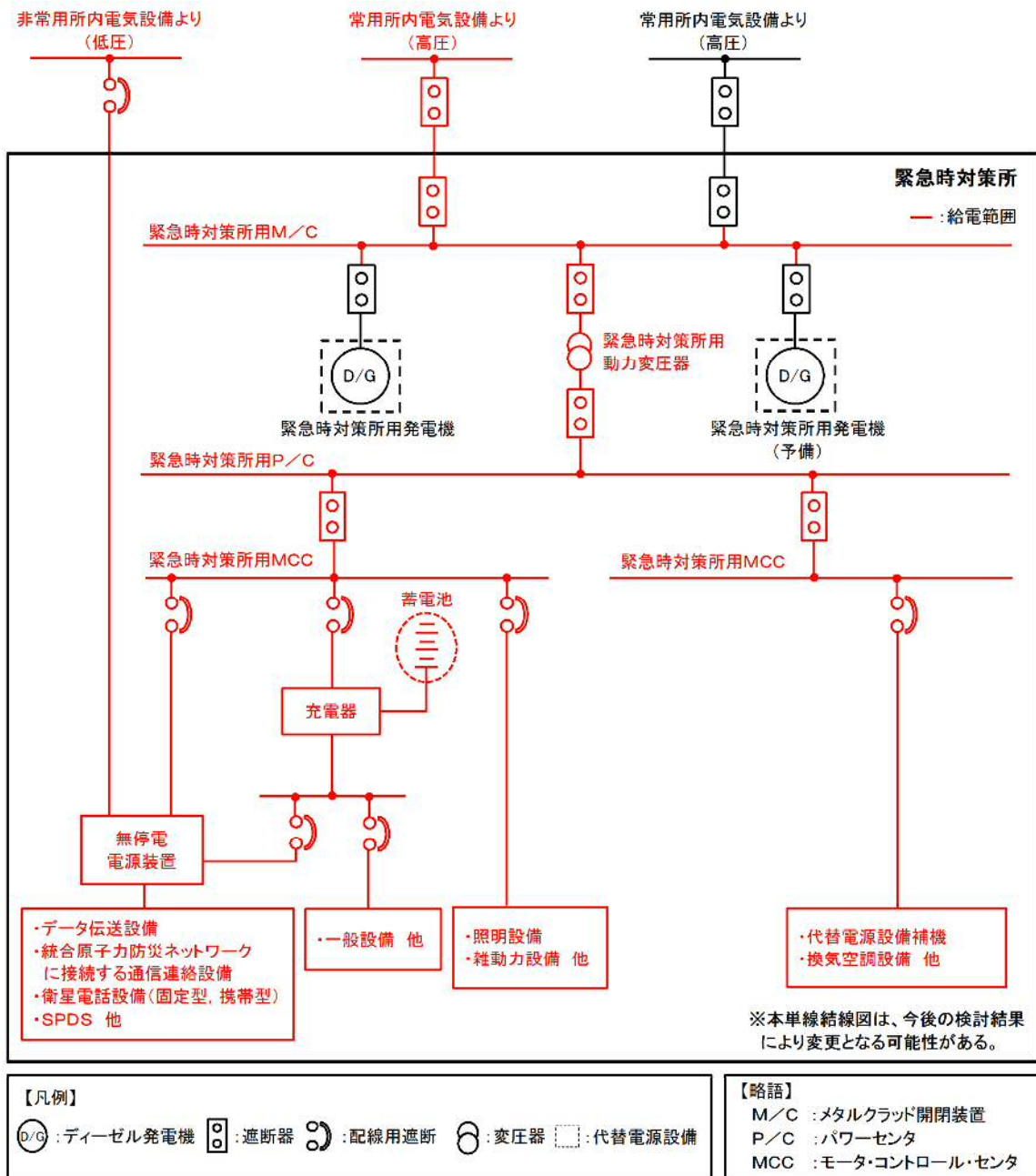
c : 100%負荷連続運転時の燃料消費率 (k1/h) = 0.411

(4) 緊急時対策所負荷への給電方法

緊急時対策所の給電は、多様な電源から下記の受電経路で実施する。

① 通常時の給電

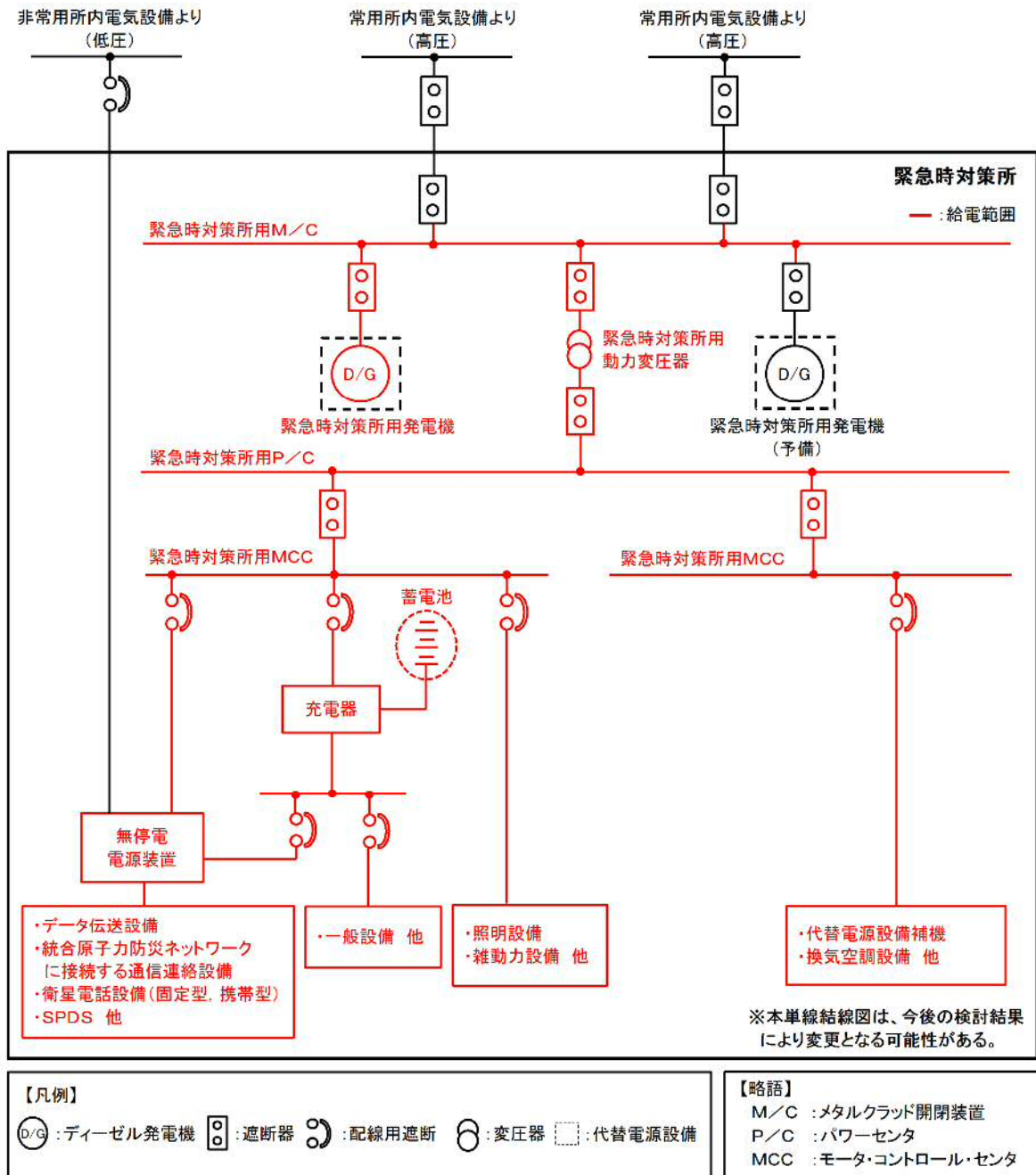
通常時の受電経路であり、緊急時対策所全体に給電する。給電範囲を第2.2-2図に示す。



第 2.2-2 図 緊急時対策所 通常時の給電図

② 代替電源設備

外部電源喪失等により常用所内電気設備から受電できない場合，代替電源設備である緊急時対策所用発電機を起動し緊急時対策所全体に給電する。給電範囲を第 2.2-3 図に示す。



第 2.2-3 図 緊急時対策所 代替電源設備設備からの給電図

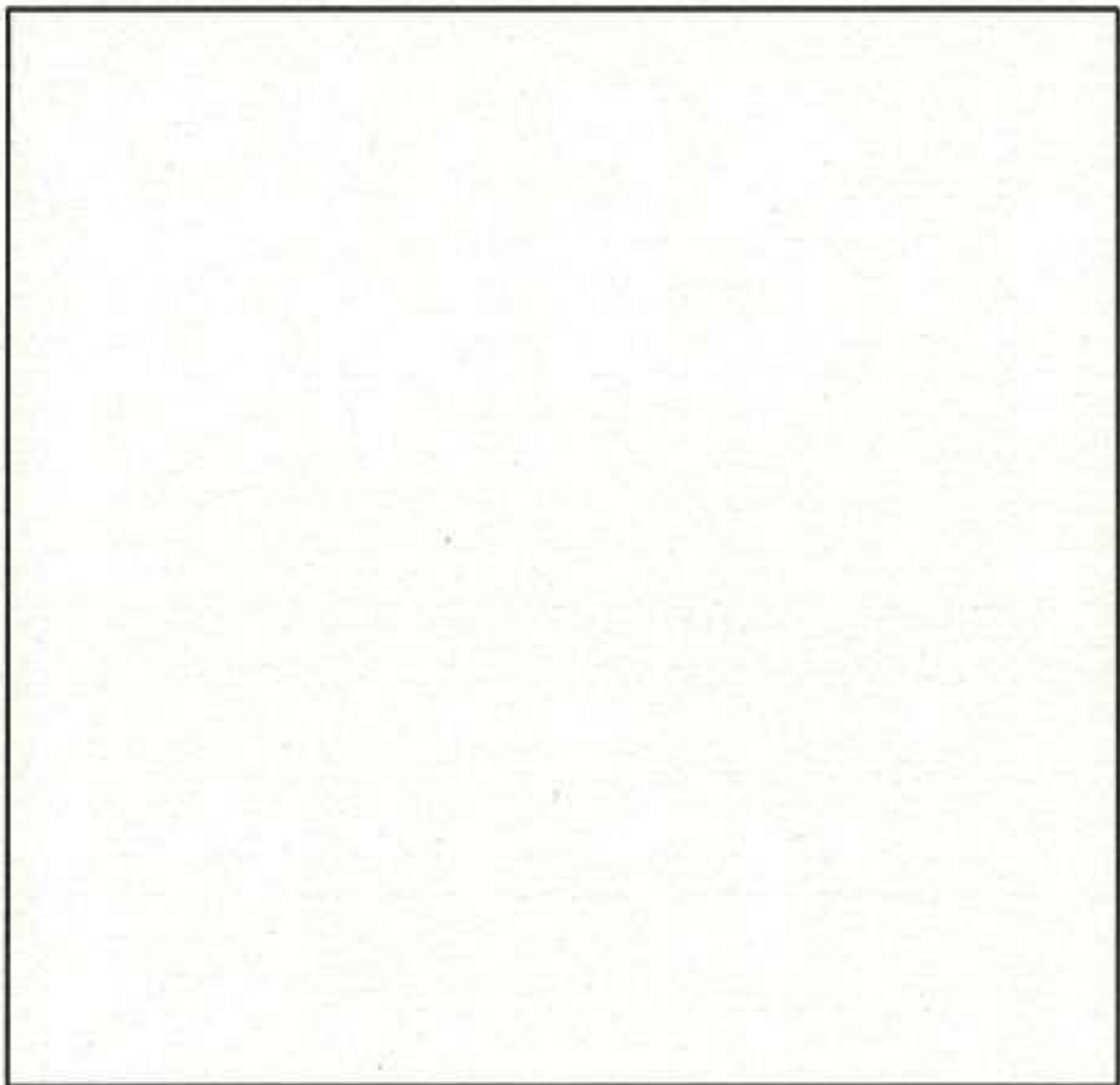


### 2.3 遮蔽設計について

重大事故等において、対策要員が事故後7日間とどまっても、換気設備等の機能とあいまって、実効線量が100mSvを超えないよう、天井、壁及び床は十分な厚さの遮蔽（鉄筋コンクリート）を設ける。

また、外部扉又は配管その他の貫通部があるものについては、遮蔽扉又は迷路構造等により、外部の放射線源を直接取り込まないように考慮した設計とする。

遮蔽設計を第2.3-1図に示す。



第2.3-1図 緊急時対策所 遮蔽設計（断面図）



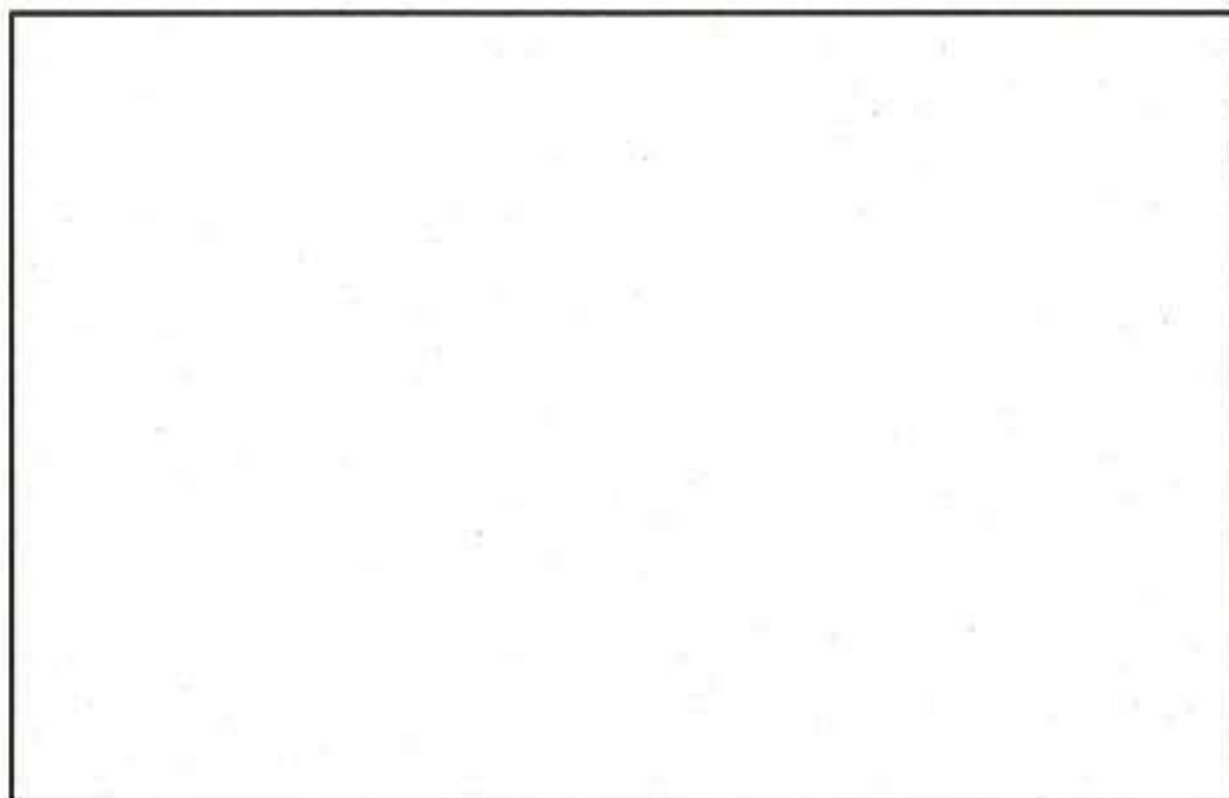
## 2.4 換気空調系設備について

重大事故等の発生により、大気中に大規模な放射性物質が放出された場合においても、緊急時対策所にとどまる要員の居住性を確保するため、「緊急時対策所非常用送風機」、「緊急時対策所非常用フィルタ装置」を緊急時対策所に設置する。

また、ブルーム通過時の緊急時対策所の対策要員への被ばく防止対策として、「緊急時対策所加圧設備」により災害対策本部を加圧することにより、災害対策本部内への放射性物質の流入を防止する。

なお、災害対策本部は、隔離時でも酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計により、居住性が維持されていることを確認する。

換気設備等の概略系統図を第2.4-1図に示す。



第2.4-1図 緊急時対策所 換気設備等の概略系統図

(1) 換気設備等の設置概要

緊急時対策所の換気設備等は、重大事故等発生により緊急時対策所の周辺環境が放射性物質により汚染したような状況下でも、緊急時対策所にとどまる要員の居住性を確保できる設計とし、以下の設備で構成する。

また、換気設備等の概略系統図を第 2.4-2 図に示す。

a. 緊急時対策所送風機

台数 : 1 台 (予備 1)

容量

b. 緊急時対策所非常用送風機

台数 : 1 台 (予備 1)

容量

c. 緊急時対策所排風機

台数 : 1 台 (予備 1)

容量

d. 緊急時対策所非常用フィルタ装置

台数 : 1 基 (予備 1)

よう素除去効率 : 99%以上 (相対湿度 70%以下において)

粒子除去効率 : 99.9%以上

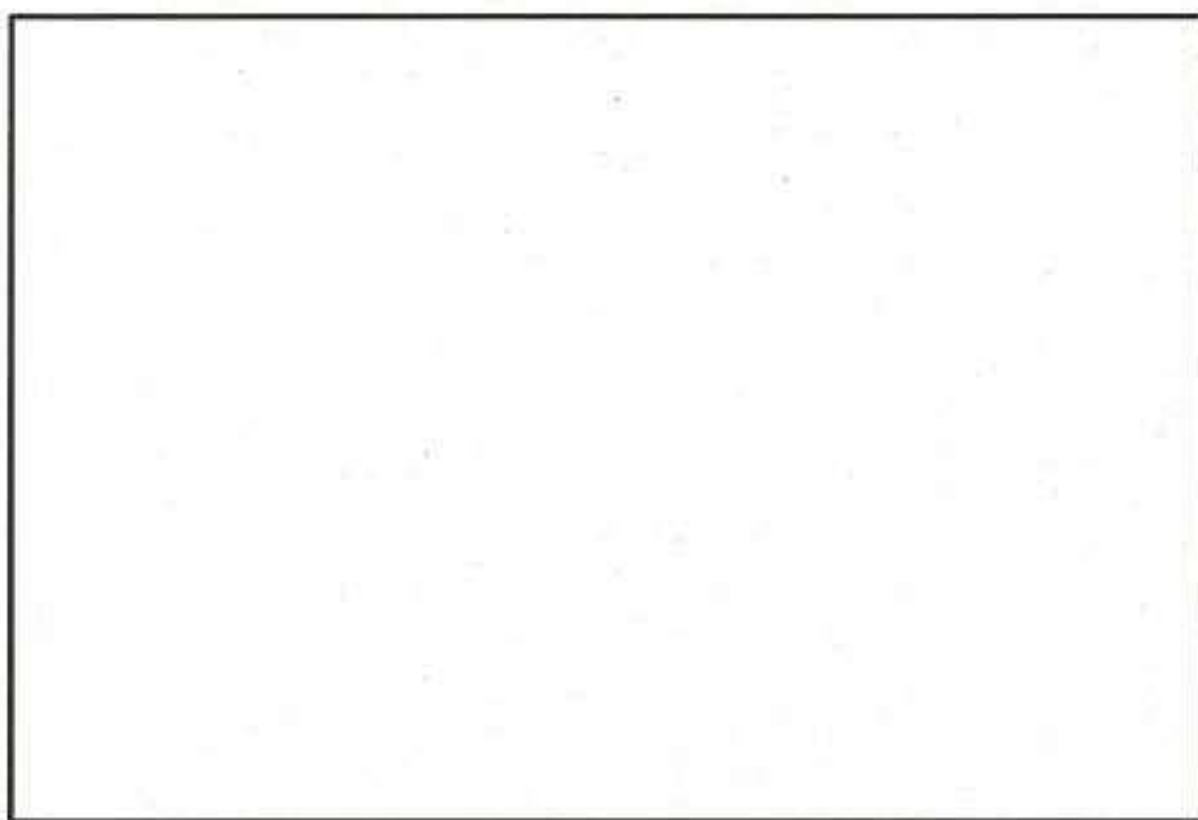
e. 緊急時対策所加圧設備

型式 : 空気ポンプ

本数 : 320 本 (予備 80 本)

緊急時対策所送風機、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置の各風量は、災害対策本部の二酸化炭素濃度抑制に必要な換気量及び他エリアの換気回数等から設定している。

また、緊急時対策所加圧設備の空気ポンペの本数は、ブルーム放出時間の10時間に、ブルーム通過後の加圧設備から非常用換気設備への切り替え時間を考慮した2時間に、さらに余裕をもたせ14時間分とし、災害対策本部等を14時間正圧維持できる空気容量から設定している。



第2.4-2図 換気設備等の概略系統図

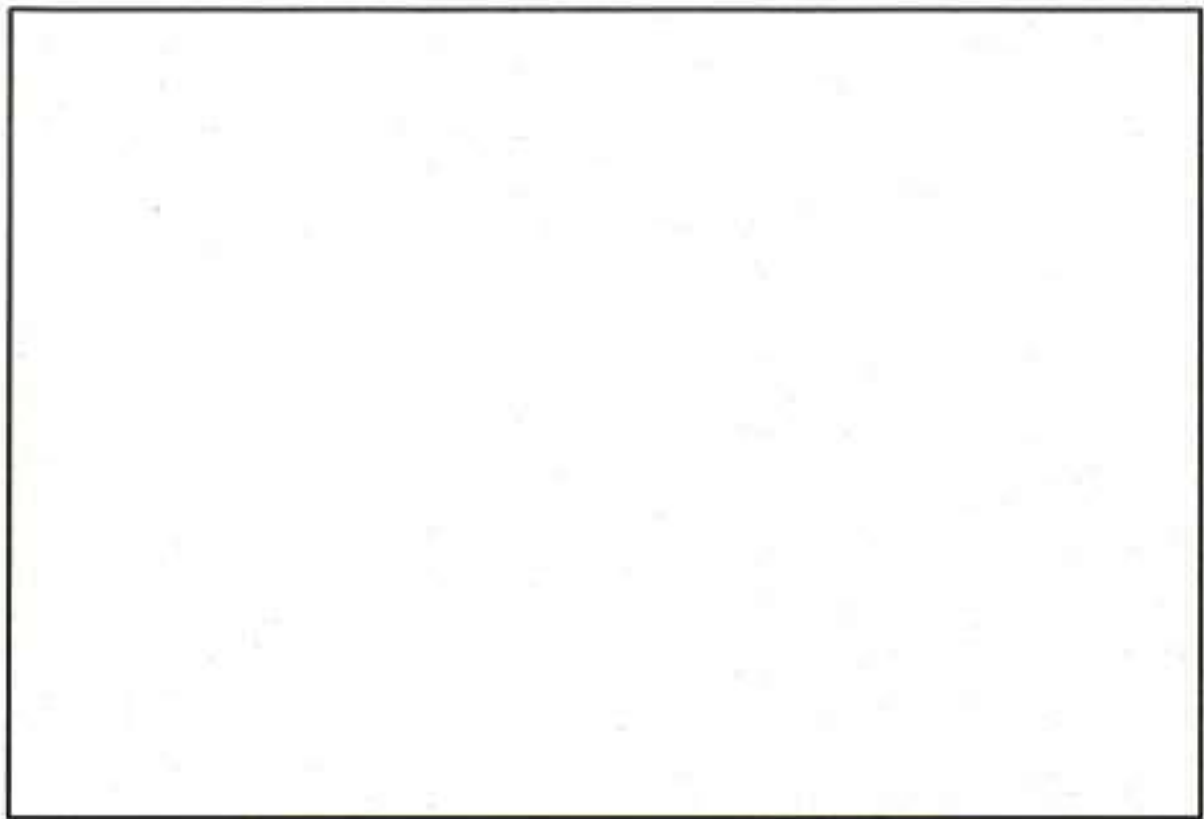
(2) 換気設備の目的等

名称	目的等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時対策所送風機</li> <li>・ 緊急時対策所非常用送風機</li> <li>・ 緊急時対策所非常用フィルタ装置</li> <li>・ 災害対策本部隔離弁（電動）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重大事故等の発生により、大気中に大量の放射性物質が放出された場合においても、緊急時対策所にとどまる要員の居住性を確保</li> <li>・ 緊急時対策所送風機、緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置については、100%×2台を緊急時対策所内に設置</li> <li>・ プルーム通過時に災害対策本部隔離弁（電動）を閉止し、災害対策本部内への希ガス等の流入を防止</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時対策所加圧設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策本部内を、空気ポンプを用いて加圧することによって、プルーム通過時の災害対策本部への希ガス等の流入を防止</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酸素濃度計（可搬型） （測定範囲：0.0～40.0vol%）</li> <li>・ 二酸化炭素濃度計（可搬型） （測定範囲：0.0～5.0vol%）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建屋内の空気取り込みを一時的に停止した場合でも、建屋内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対策等の活動に支障がない範囲（酸素濃度：19.0vol%以上、二酸化炭素濃度：1.0vol%以下）であることを把握</li> </ul>

(3) 換気設備等の運用

原子炉格納容器破損によるプルームへの対応は、災害対策本部隔離弁（電動）（以下「隔離弁」という。）を閉とし、災害対策本部外との空気の流れを遮断し、災害対策本部内を災害対策本部加圧設備（以下「加圧設備」という。）により加圧することによって、災害対策本部内への放射性物質の流入を防止する。プルーム通過時の対応の概要図を第 2.4-3 図に示す。





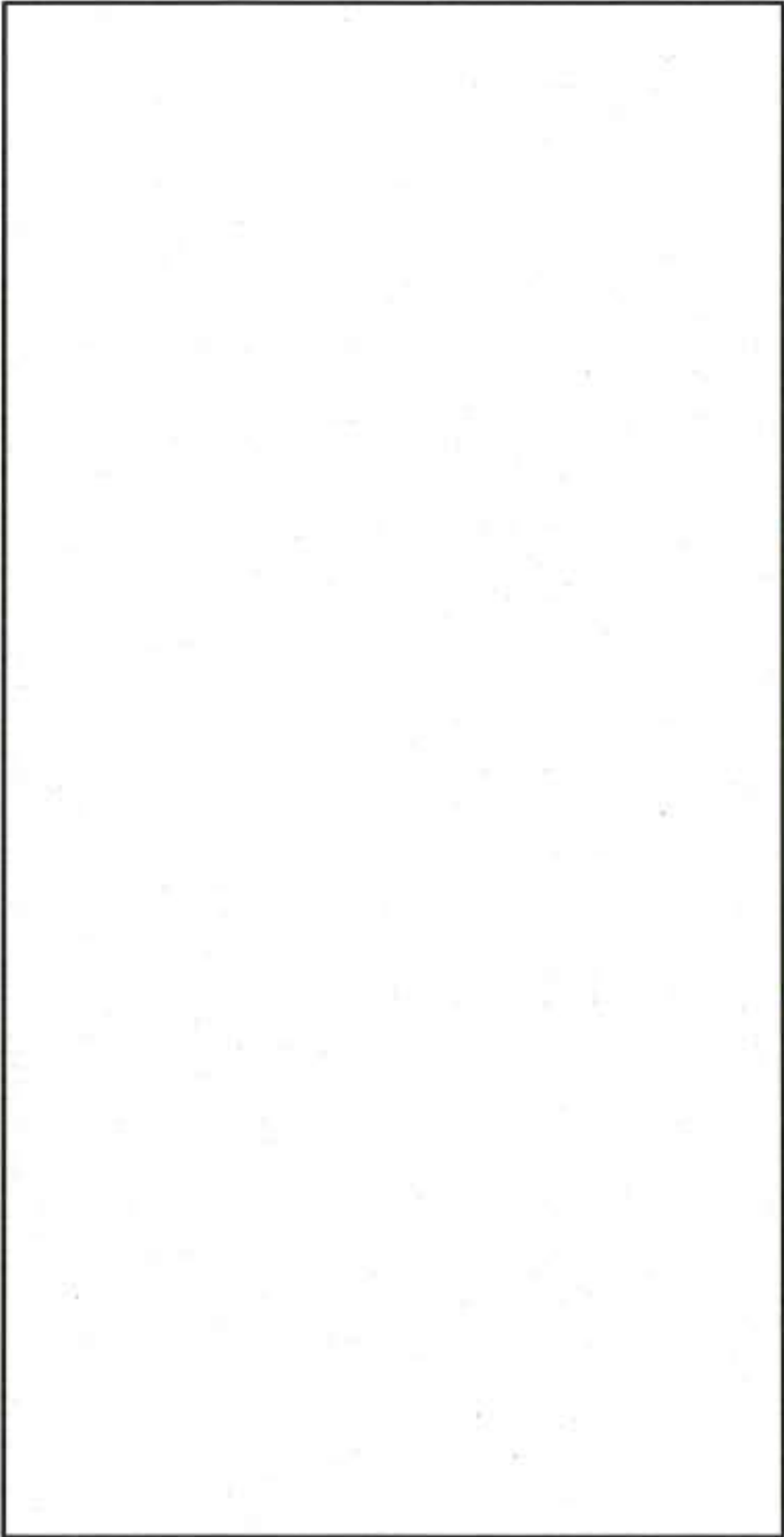
第 2.4-3 図 プルーム通過時の対応の概要図

可搬型モニタリング・ポスト（加圧判断用）でプルームの放出を確認した場合には、隔離弁を閉止する。

更に、緊急時対策所エリアモニタの指示上昇を確認した場合には、加圧設備（空気ポンペ加圧）により災害対策本部を加圧し、災害対策本部内への放射性物質の流入を防止する。

原子炉格納容器の圧力が低下安定し、緊急時対策所エリアモニタの指示値がプルーム通過後安定した段階で、隔離弁を開とする。換気設備の運用イメージを第 2.4-4 図に示す。

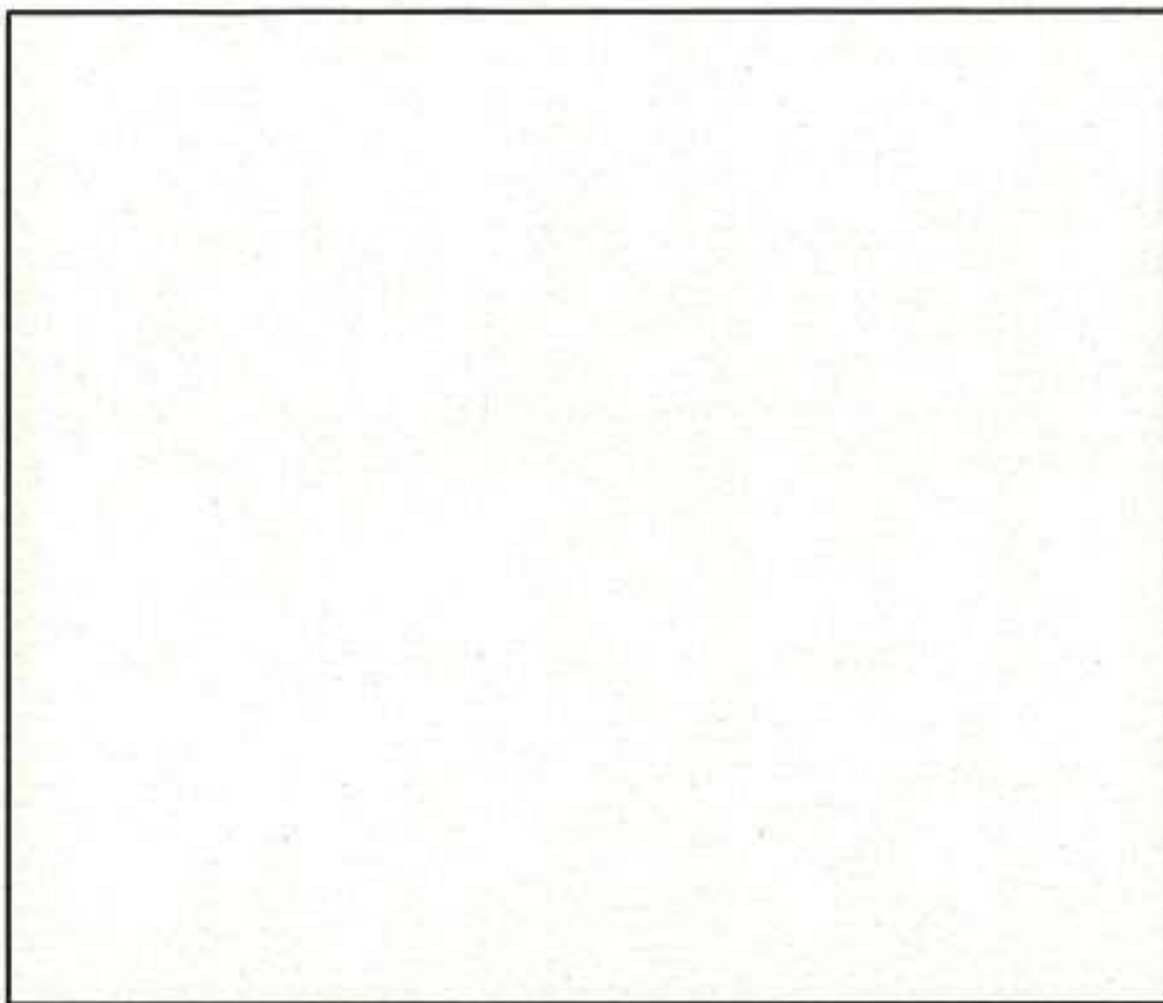
なお、「緊急時対策所の居住性評価に係る被ばく評価」では、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」（平成 25 年 6 月 19 日）に基づき、事故発生後 24 時間後から 10 時間放出が継続する評価条件としている。



第2.4-4図 換気設備等の運用イメージ

(4) 換気設備等の運転状態

① 通常運転



第 2.4-5 図 換気設備等の概要系統図（通常運転）

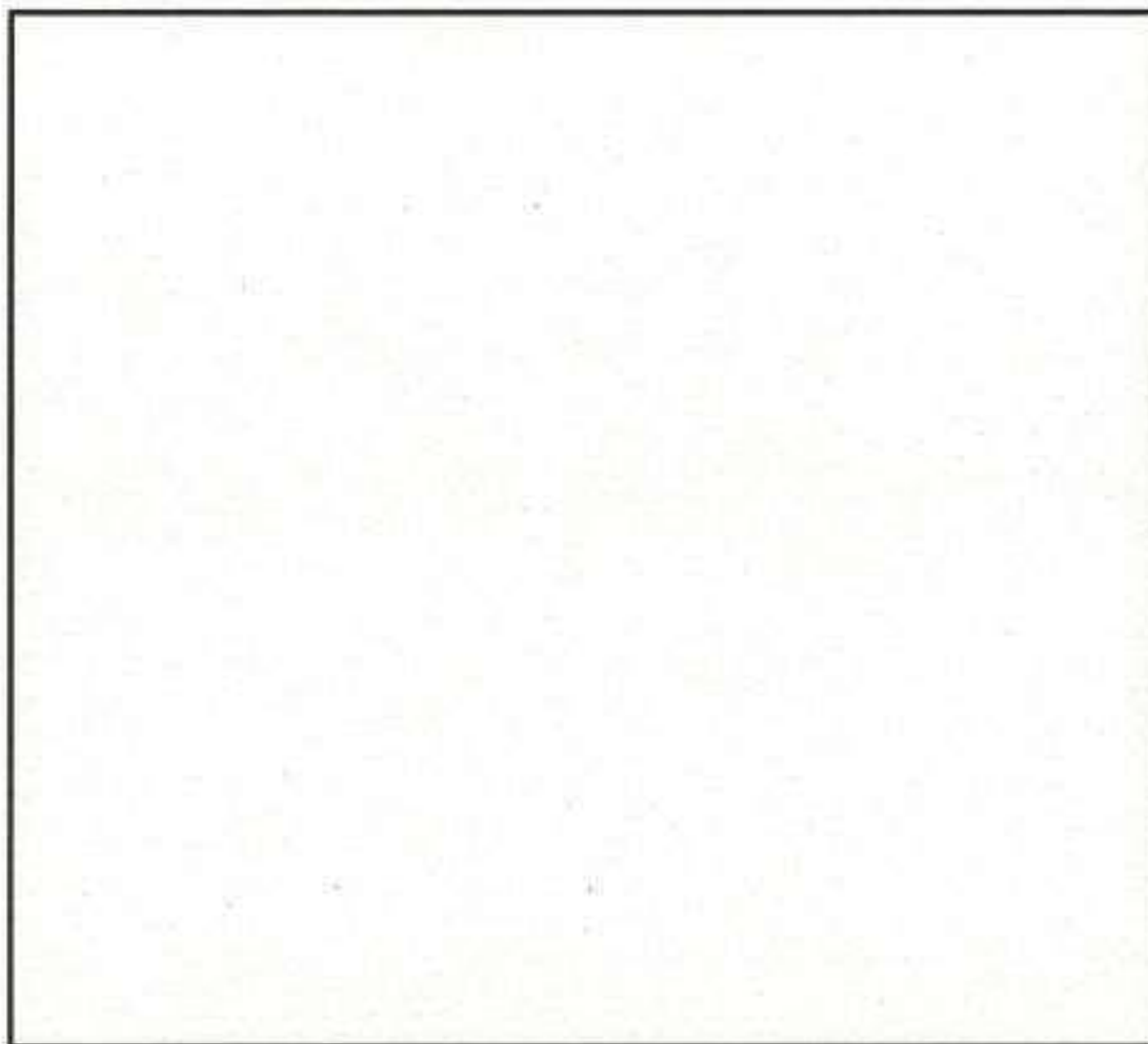
② 非常時運転



第2.4-6図 換気設備等の概要系統図（非常時運転）



③ ブルーム通過時加圧運転



第2.4-7図 換気設備等の概要系統図（ブルーム通過時加圧運転）

(5) 加圧設備の概要

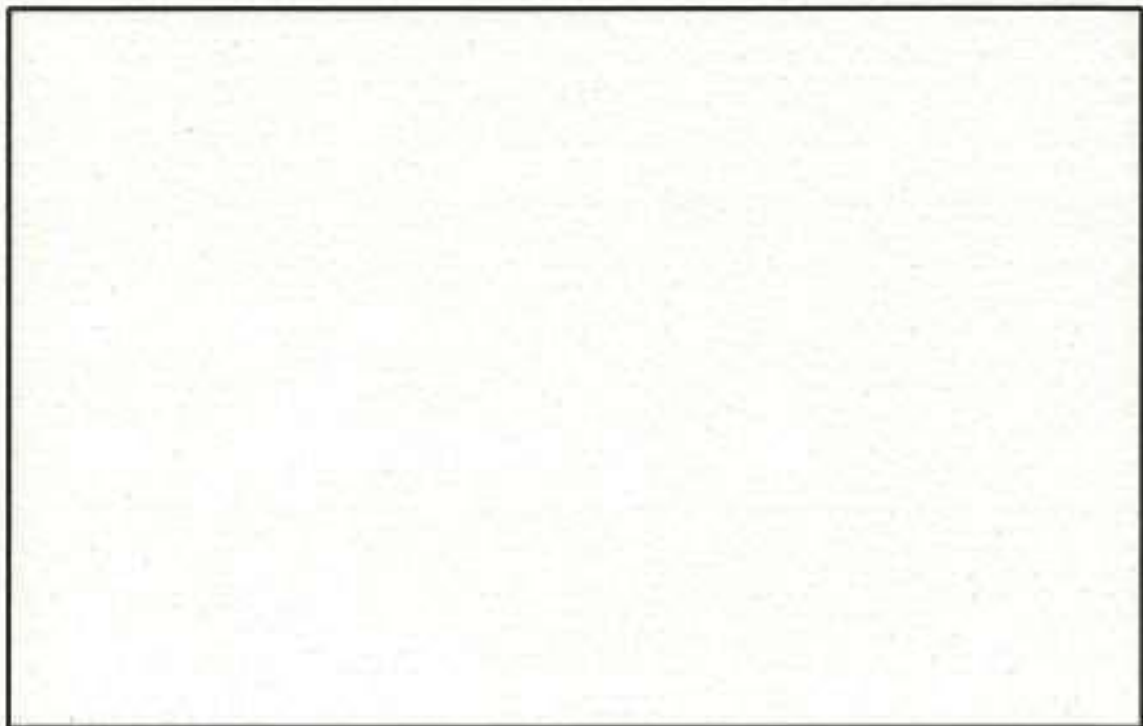
ブルーム通過時の 10 時間は、加圧設備を運転し災害対策本部を正圧維持することで放射性物質の流入を防ぎ、要員の被ばくを低減する。

空気ポンプ本数は、ブルーム通過時、災害対策本部に収容する対策要員 100 名が滞在するために必要な本数以上を設置する。

㏁. 系統構成

緊急時対策所内に設置した空気ポンプから減圧ユニットを介し、流量制御ユニットで一定流量を災害対策本部へ供給する。災害対策本部内は排気側の排気調節弁によって正圧を維持するよう自動調整される。加圧設備の概略系統図を第 2.4-8 図に示す。

なお、排気調節弁は手動操作も可能であり、災害対策本部内の圧力を手動で調整する場合は、排気調節弁を手動で操作し、操作盤の差圧計を監視しながら上流側の手動弁により正圧維持するよう調整する。



第 2.4-8 図 加圧設備の概略系統図

b. 加圧設備運転時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視

換気設備の停止後、災害対策本部を隔離して加圧設備により正圧とした際に、災害対策本部内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を可搬型濃度計の監視により、正常範囲内にあることを確認する。

(6) 災害対策本部の正圧維持

屋内に設置する災害対策本部のインリークは、隣接区画との温度差によって生じる圧力差を考慮すれば良い。このインリークを防止するため、災害対策本部を周囲の隣接区画より高い圧力に加圧する。

災害対策本部内の加圧は、以下に示すとおり約 12.4Pa が必要であるため、災害対策本部の加圧目標は余裕を考慮して隣接区画より +20Pa とする。

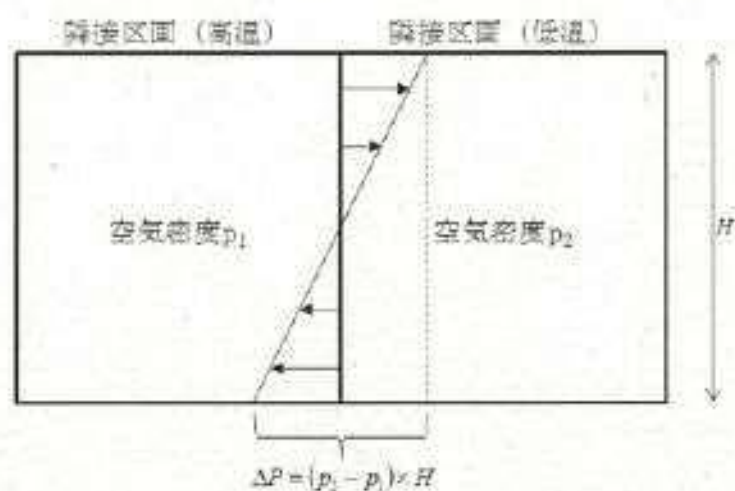
a. 温度差を考慮した加圧値

災害対策本部と隣接区画との境界壁間に隙間がある場合は、両区画に温度差があると第 2.4-9 図に示すように空気の密度差に起因し、高温区画の上部から低温区画へ空気が流入し、低温区画の下部から高温区画へ空気が流れ込む。

これら各々の方向に生じる圧力差の合計  $\Delta P$  は次の式で表される。

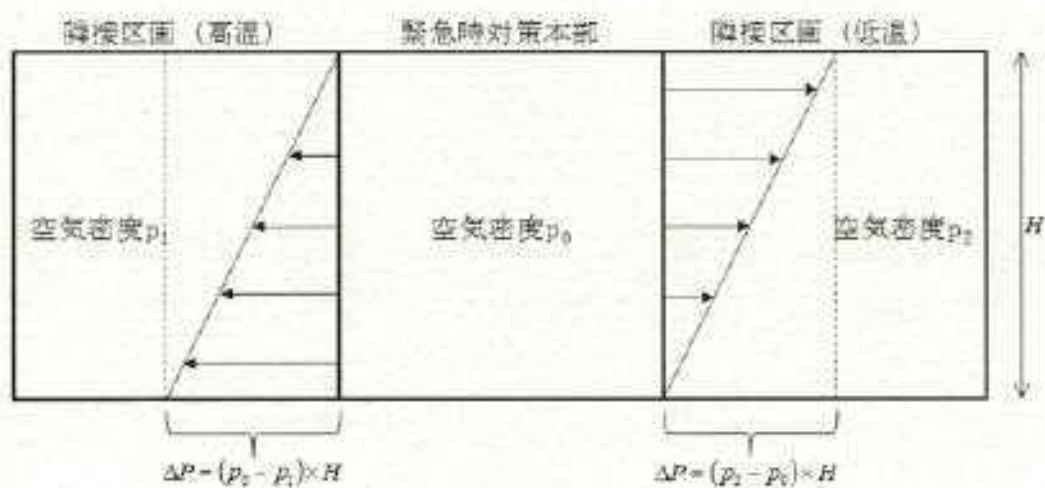
$$\Delta P = (\rho_1 - \rho_2) \times H$$

$\rho$  : 空気密度,  $H$  : 災害対策本部の階層高さ



第 2.4-9 図 温度差のある区画の圧力分布

したがって、災害対策本部を  $\Delta P$  だけ加圧することによって、隣接区画との温度差が生じても第 2.4-10 図に示すように災害対策本部へのインリークを防ぐことができる。



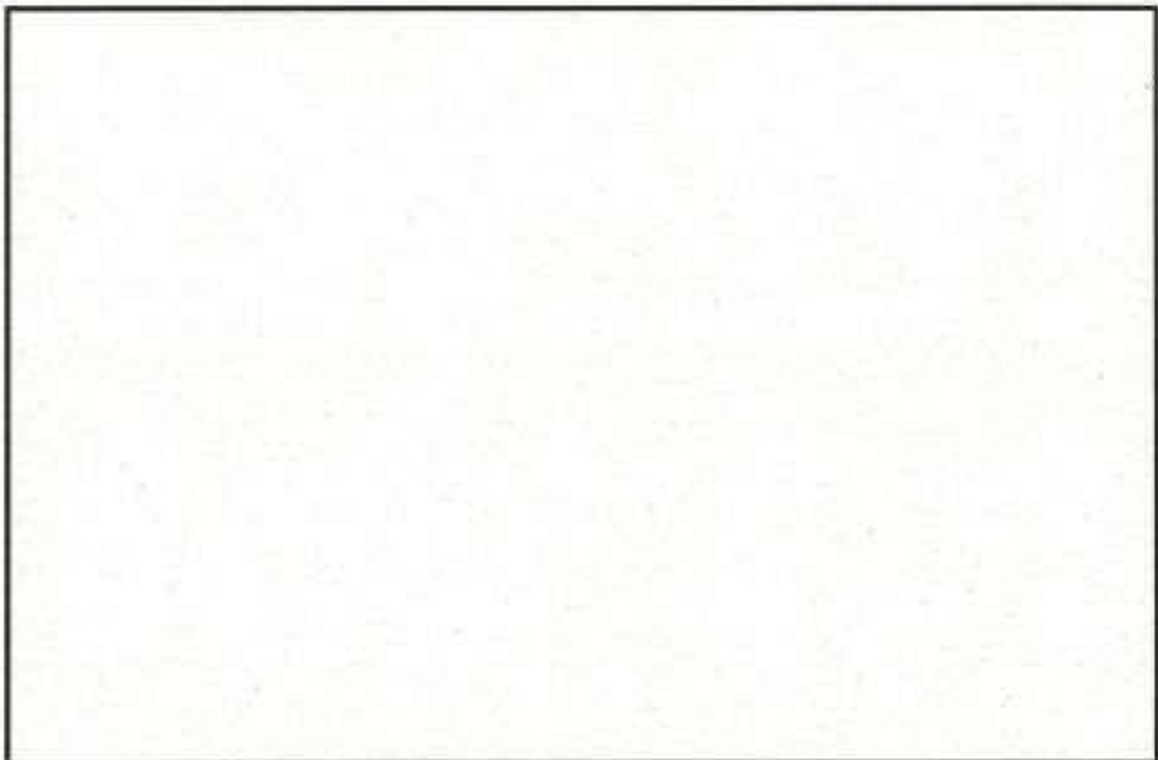
第 2.4-10 図 温度差のある区画の圧力分布

重大事故等発生時の災害対策本部及び隣接区画の温度を外気の気象観測データ（水戸地方気象台の過去の観測記録）から 38.4℃、-12.7℃とする。災害対策本部の天井高さは約 5.7m であるため、以下のとおり約 12.4Pa 以上の圧力差があれば温度の影響を受けたとしても、正圧を維持できる。

$$\begin{aligned}\Delta P &= \{(-12.7\text{℃の乾き空気の密度}) - (38.4\text{℃の乾き空気の密度})\} \times (\text{高低差}) \\ &= \{(1.3555) - (1.1332)\} \times (5.7) \\ &= 1.26711(\text{kg}/\text{m}^3) \\ &= 12.426(\text{Pa})\end{aligned}$$

b. 災害対策本部への空気供給量

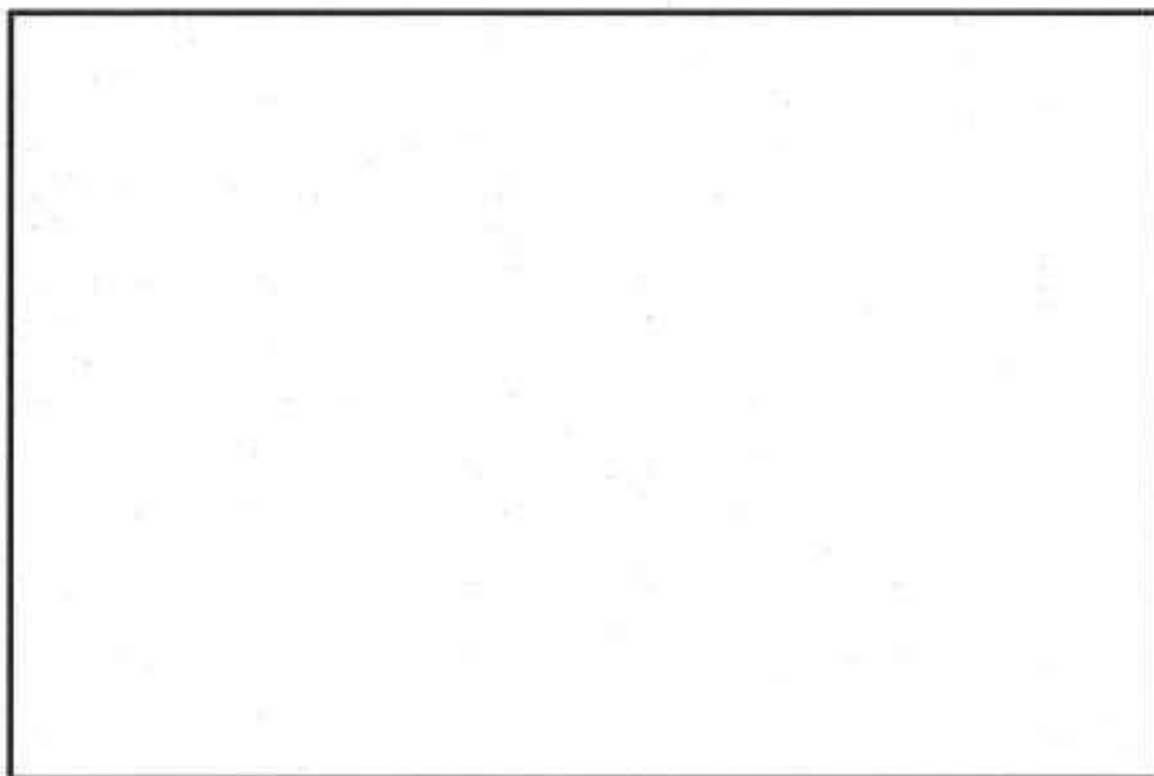
(a) 非常時運転



第 2.4-11 図 換気設備等の概要系統図（非常時運転）



(b) ブルーム通過時加圧運転



第 2.4-12 図 換気設備等の概要系統図（ブルーム通過時加圧運転）

(7) 加圧設備運転時における災害対策本部の空気供給量の設定

加圧設備運転時の評価条件別必要空気供給量を第 2.4-1 表に示す。加圧設備運転時の空気供給量は正圧維持、酸素濃度維持、二酸化炭素濃度抑制の全ての条件を満たす  $160\text{m}^3/\text{h}$  に設定する。

第 2.4-1 表 加圧設備運転時の評価条件別必要空気供給量

各種評価条件	必要空気供給量 ( $\text{m}^3/\text{h}$ )
正圧維持	120
酸素濃度維持	112
二酸化炭素濃度抑制	160

以下に、各条件の空気供給量の設定方法を示す。

a. 正圧維持に必要な空気供給量

災害対策本部はコンクリートの間仕切りで区画されることから、壁の継ぎ目からのリークはないものとする。よって、災害対策本部のリークポテンシャルは、ドア開口の隙間、壁貫通部（配管、ケーブル、ダクト）である。

(a) ドア開口リーク量

気密が要求される建屋／部屋に使用されるドアの気密性はJIS A4702にて定義されている。最も気密性の高い等級A-4のドアにおいては、圧力差30Pa（運用差圧）におけるドア面積当たりのリーク量は約 $6\text{m}^3/\text{h}\cdot\text{m}^2$ であるため（図1参照），ドアからのリーク量は以下の式により算出できる。

$$Q_{\text{ドア}} = S \times 6$$

$Q_{\text{ドア}}$ ：ドアからのリーク量 $[\text{m}^3/\text{h}]$

$S$ ：ドアの面積合計  $9.5\text{m}^2$ （災害対策本部）

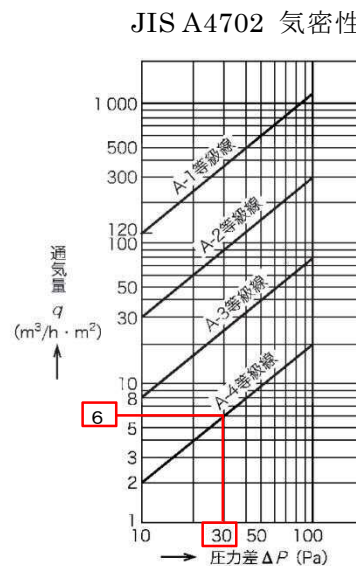


図1—気密等級線

(b) 壁貫通部のリーク量

壁貫通部のリーク量は、実績がある原子炉二次格納施設のリーク率 0.5回/dayを用いると、以下の式により算出できる。

$$Q_{\text{貫通部}} = V \times 0.5 \div 24$$

$$V : \text{室容積 } 2,994\text{m}^3$$

したがって、災害対策本部のリーク量は以下の式により $120\text{m}^3/\text{h}$ となる。

$$\begin{aligned} Q &= Q_{\text{ドア}} [\text{m}^3/\text{h}] + Q_{\text{貫通部}} [\text{m}^3/\text{h}] \\ &= S [\text{m}^2] \times 6 [\text{m}^3/\text{h} \cdot \text{m}^2] + V [\text{m}^3] \times 0.5 [\text{回}/\text{day}] \div 24 [\text{day}/\text{h}] \\ &= 9.5 \times 6 + 2,994 \times 0.5 \div 24 \\ &= 120\text{m}^3/\text{h} \end{aligned}$$

$$Q : \text{供給空気供給量 } [\text{m}^3/\text{h}]$$

b. 酸素濃度維持に必要な空気供給量

許容酸素濃度は 19vol%以上（「鉱山保安法施行規則」を準拠），滞在人数は 100 名，酸素消費量は成人の呼吸量（静座時）とし，許容酸素濃度以上に維持できる空気供給量は以下のとおりである。

$$\begin{aligned} Q &= \frac{Ga \times P}{(K - K_0)} \times 100 \\ &= \frac{-0.0218 \times 100}{(19.00 - 20.95)} \times 100 \\ &= 112\text{m}^3/\text{h} \end{aligned}$$

$$Ga : \text{酸素発生量 } -0.0218\text{m}^3/\text{h}/\text{人}$$

$$P : \text{人員 } 100\text{人}$$

$$K_0 : \text{供給空气中酸素濃度 } 20.95\text{vol}\%$$

$$K : \text{許容最低酸素濃度 } 19.0\text{vol}\%$$

c. 二酸化炭素濃度抑制に必要な空気供給量



許容二酸化炭素濃度は1.0vol%以下（「鉱山保安法施行規則」を準拠）、空気中の二酸化炭素量は0.03vol%、滞在人数100名の二酸化炭素吐出量は、計器監視等を行う程度の作業時（極軽作業）の量とし、許容二酸化炭素濃度以下に維持できる空気供給量は以下のとおりである。

$$\begin{aligned}
 Q &= \frac{Ga \times P}{(K - K_0)} \times 100 \\
 &= \frac{0.022 \times 100}{(1.0 - 0.022)} \times 100 \\
 &= 227 \text{ m}^3 / \text{h}
 \end{aligned}$$

また、加圧設備運転時間はプルーム放出時間の10時間に、プルーム通過後の加圧設備から非常用換気設備への切り替え時間を考慮した2時間に、さらに余裕をもたせ14時間分とする。14時間後の時点で二酸化炭素濃度が1.0vol%以下となる空気供給量は160m<sup>3</sup>/hとなる。（14時間後のCO<sub>2</sub>濃度は0.977%）

$$K_t = K_0 + (K_1 - K_0) \times e^{-\left(\frac{Q}{V}\right) \times t} + G_a \times P / Q \left(1 - e^{-\left(\frac{Q}{V}\right) \times t}\right)$$

$$K_t = \left(K_1 - K_0 - G_a \times P / Q\right) \times e^{-\left(\frac{Q}{V}\right) \times t} + \left(K_0 - G_a \times P / Q\right)$$

K<sub>t</sub> : t時間後のCO<sub>2</sub>濃度 [%]

K<sub>1</sub> : 室内初期CO<sub>2</sub>濃度 0.05%

K<sub>0</sub> : 供給空気のCO<sub>2</sub>濃度 0.03%

G<sub>a</sub> : CO<sub>2</sub>発生量 0.022m<sup>3</sup> / (h・人)

P : 滞人员在人員 100人

Q : 空気供給量 [m<sup>3</sup> / h]

V : 室容積 2,994m<sup>3</sup>

【参考】加圧設備運転時の酸素濃度維持及び二酸化炭素濃度抑制に必要な空気供給量の評価条件

1. 酸素濃度維持に必要な空気供給量の評価条件

○鉱山保安法施行規則（許容酸素濃度に使用）

第十六条 1

鉱山労働者が作業し，又は通行する坑内の空気の酸素含有率は十九パーセント以上とし，炭酸ガス含有率は一パーセント以下とすること。

（平成 16 年 9 月 27 日 経済産業省令第 96 号，最終改正平成 26 年 6 月 24 日 経済産業省令第 32 号）

○成人の呼吸量（酸素消費量の換算に使用）

（「空気調和・衛生工学便覧」の記載より）

作業	呼吸数 (回/min)	呼吸数 (cm <sup>3</sup> /回)	呼吸数 (L/min)
仰が（臥）	14	280	5
静座	16	500	8
歩行	24	970	24
歩行 (150m/min)	40	1,600	64
歩行 (300m/min)	45	2,290	100

○成人呼吸気の酸素量（酸素消費量の換算に使用）

（「空気調和・衛生工学便覧」の記載より）

	吸気 (%)	呼気 (%)	乾燥空気換算 (%)
酸素量	20.95	15.39	16.40

## 2. 二酸化炭素濃度抑制に必要な空気供給量の評価条件

○鉱山保安法施行規則（許容二酸化炭素濃度に使用）

### 第十六条 1

鉱山労働者が作業し、又は通行する坑内の空気の酸素含有率は十九パーセント以上とし、炭酸ガス含有率は一パーセント以下とすること。

（平成 16 年 9 月 27 日 経済産業省令第 96 号，最終改正平成 26 年 6 月 24 日 経済産業省令第 32 号）

○各種作業に対するエネルギー代謝率(「空気調和・衛生工学便覧」の記載より)

RMR 区分	作業	RMR	作業	RMR
0～1	キーパンチ	0.6	—	—
	計器監視 (立)	0.6	運転 (乗用車)	0.6～1.0
1～2	れんが積み	1.2	バルブ操作	1.0～2.0
	工事監督	1.8	徒歩	1.5～2.2
2～3	馬車	2.2	塗装 (はけ, ローラ)	
	測量	2.6	自転車	2.0～2.5
3～4	やすりかけ	3.5	電柱立て	3.0～3.5
4～5	ボルト締め	4.5	土掘り	4.0～5.0
5以上	かけ足	5.0		5.0～6.0
	はしごのぼり	10.0	—	—

○労働強度別二酸化炭素吐出し量 (「空気調和・衛生工学便覧」の記載より)

RMR	作業程度	二酸化炭素吐出し量 ( $\text{m}^3/\text{h}\cdot\text{人}$ )	計算採用二酸化炭素 吐出し量 ( $\text{m}^3/\text{h}\cdot\text{人}$ )
0	安静時	0.0132	0.013
0～1	極軽作業	0.0132～0.0242	0.022
1～2	軽作業	0.0242～0.0352	0.030
2～4	中等作業	0.0352～0.0572	0.046
4～7	重作業	0.0572～0.0902	0.074

○「二酸化炭素消火設備の安全対策について（通知）」（平成 8 年 9 月 20 日  
 付け消防予第 193 号，消防危第 117 号）

・表 1 二酸化炭素の濃度と人体への影響

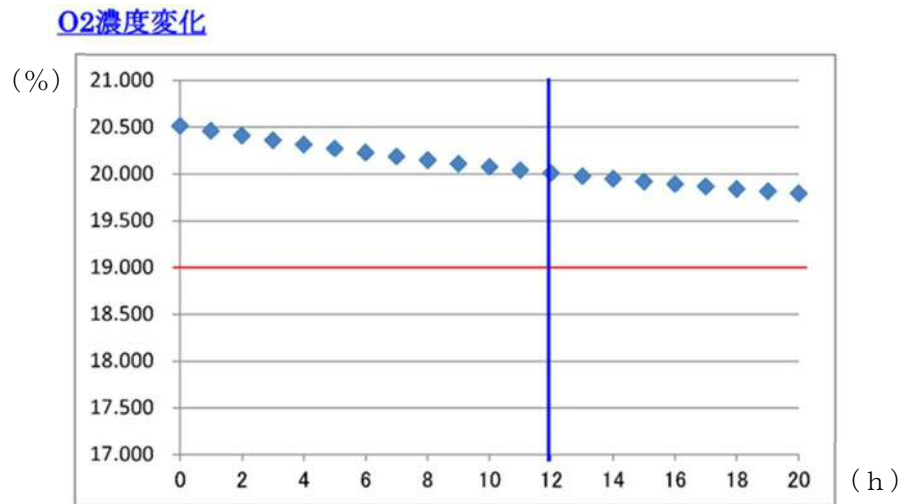
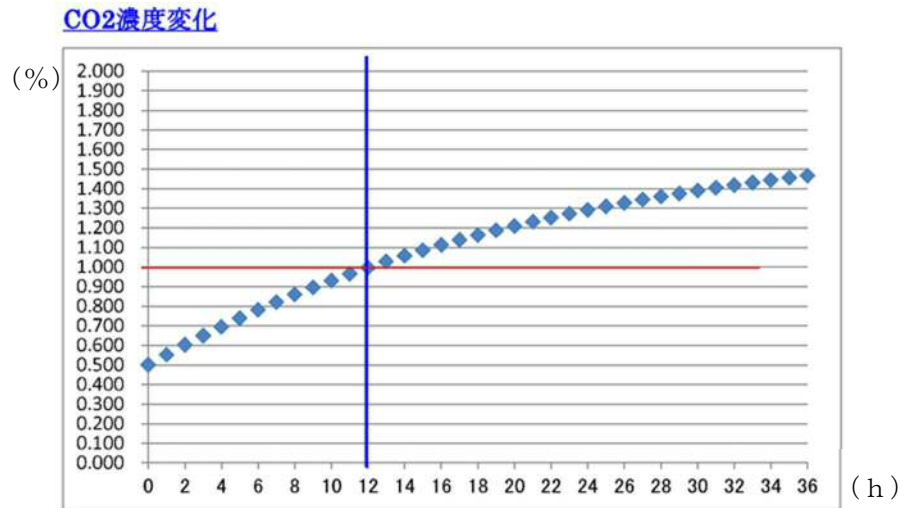
- < 2 % : はっきりした影響は認められない
- 2 ~ 3 % : 5~10 分呼吸深度の増加，呼吸数の増加
- 3 ~ 4 % : 10~30 分頭痛，めまい，悪心，知覚低下
- 4 ~ 6 % : 5~10 分上記症状，過呼吸による不快感
- 6 ~ 8 % : 10~60 分意識レベルの低下，その後意識喪失へ進む，ふるえ，けいれんなどの不随意運動を伴うこともある

○二酸化炭素の生理作用が現れる濃度（許容二酸化炭素濃度の目安）（「空気  
 調和・衛生工学便覧」の記載より）（単位：ppm）

分類	単純窒息性
ガス	二酸化炭素
作用	吸気中酸素分圧を低下させ，酸素欠乏症を誘引，呼吸困難，弱い刺激，窒息
1日8時間，1週間40時間の 労働環境における許容濃度	5,000
のどの刺激	40,000
目の刺激	40,000
数時間ばく露で安全	11,000~17,000
1時間ばく露で安全	30,000~40,000

(8) 災害対策本部の使用期間中の酸素濃度及び二酸化炭素濃度

災害対策本部の使用期間中において、災害対策本部内への空気供給量と酸素濃度及び二酸化炭素濃度との関係は第 2.4-13 図に示すとおり、酸素濃度及び二酸化炭素濃度ともに許容濃度を満足することができる。



第 2.4-13 図 災害対策本部の酸素濃度及び二酸化炭素濃度変化

【備考】

換気設備運転時の労働強度

…酸素消費量「歩行」、二酸化炭素吐し出量「中等作業」

加圧設備運転時の労働強度

…酸素消費量「静座」、二酸化炭素吐し出量「極軽作業」

(9) 空気ポンベの必要本数及び圧力監視

- (a) 空気ポンベ必要本数の算定時間は、プルーム放出時間の10時間に、プルーム通過後の加圧設備から非常用換気設備への切り替え時間を考慮した2時間にさらに余裕をもたせ14時間分とする。
- (b) ポンベ使用可能量は、 $7.162\text{m}^3/\text{本}$ とする。
- (c) 二酸化炭素濃度以下に維持できる空気供給量として、12時間後の時点で二酸化炭素濃度が1.0vol%以下となる空気供給量 $160\text{m}^3/\text{h}$ とする。以上から12時間を正圧維持する場合に必要な本数は、下記計算より、320本となる。

$$\text{計算式: } \frac{160 \times 14}{7.162} = 313$$

\*空気ポンベの圧力監視

日常点検にて、空気ポンベの圧力を監視する。圧力が低下した場合には、ポンベの交換を行う。

なお、圧力低下によるポンベの交換基準は、ポンベ運用本数から災害対策本部を11時間加圧可能な残圧を算出し、適切な交換基準を定めるものとする。

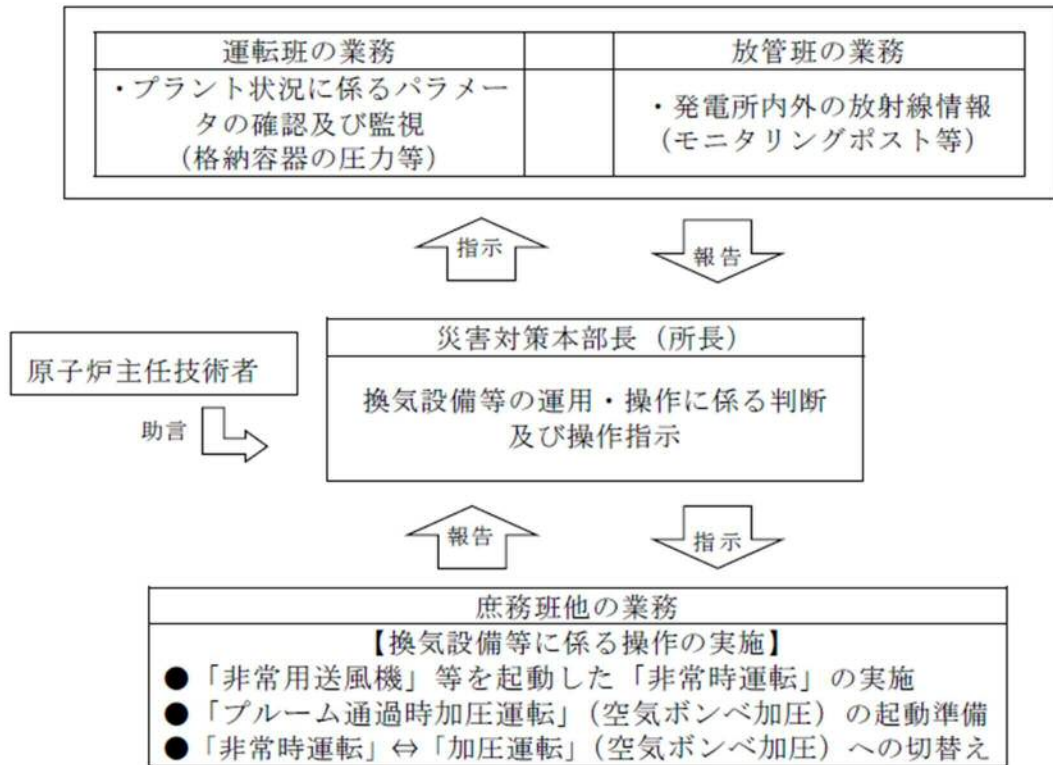
(10) 換気設備等の操作に係る判断等

① 換気設備の運用について

時 期	内 容
災害対策本部立上げ時 (「警戒事態」事象等発生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常運転（外気取り込み空調運転）の実施</li> <li>・非常時運転のための「非常用送風機」等空気浄化設備の起動確認、準備</li> <li>・「加圧設備（空気ボンベ）」の機器系統確認</li> <li>・「緊急時対策所エリアモニタ」を設置起動</li> <li>・「可搬型モニタリング・ポスト（加圧判断用）」を設置起動</li> </ul>
炉心損傷が発生し，放射性物質が大気中に放出（プルーム放出）される可能性がある場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・格納容器最高圧力の上昇継続</li> <li>・格納容器内線量急上昇</li> <li>・炉心温度の上昇</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常運転系統の外気取り込み<b>隔離弁</b>を閉じ，緊急時対策所内を循環運転</li> <li>・非常時運転として，「非常用送風機」等を起動し，微粒子フィルタ，よう素フィルタで浄化した空気を緊急時対策所内に取り込む<b>非常時運転実施（流量自動調整</b>により正圧維持）</li> <li>・パラメータの監視強化及び「空気ボンベ」加圧操作の準備</li> </ul>
プルーム放出，接近時 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベント実施時</li> <li>・格納容器圧力の急低下</li> <li>・可搬型モニタリングポスト（加圧判断用）の線量率の急上昇</li> <li>・緊急時対策所エリアモニタの線量率の急上昇</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所の周辺に希ガスを含むプルームが流れてきた場合には，災害対策本部内の換気・浄化を停止（<b>隔離弁を閉止</b>）し「非常時運転」から「プルーム通過時加圧運転」（空気ボンベ加圧）へ切り替え</li> <li>・緊急時対策所内を正圧に維持できるよう<b>流量自動調整</b></li> <li>・酸素濃度計等を使用して緊急時対策所内の環境を管理・維持</li> </ul>
原子炉格納容器からの希ガス等の放出が収束した等と判断した場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・格納容器圧力の急低下後にほぼ安定</li> <li>・可搬型モニタリングポスト（加圧判断用）等の線量率が低下して安定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部内は引き続き「加圧運転」を継続</li> <li>・災害対策本部以外の建屋内については，ダクト内のパージを目的に，少量外気取込による「非常時運転」の外気取り込み量を増加させた運転に切り替え</li> <li>・「非常時運転」の外気取り込み量を増加させた運転に切り替えした1時間後に「空気ボンベ」による加圧を停止</li> <li>・<b>流量，圧力自動調整</b>により正圧維持</li> </ul> <p>*この際，極少量の希ガス等が緊急時対策所に流入するため，緊急時対策所エリアモニタにて線量率の監視を強化する</p>



② 換気設備等の操作判断に係る体制



③ 換気設備等に係る操作等の判断基準

	操作等	状況	監視パラメータ	判断基準
1	換気設備の運転切り替え（操作要員配置やパラメータの監視強化）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策本部立ち上げ時</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原災法第 10 条事故発生</li> </ul>
2	「非常時運転」の運転切り替え（少量外気取り込み）及び空気ポンベ加圧に係る準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 炉心損傷が発生し、放射性物質が大気に放出される可能性がある場合</li> </ul>	原子炉格納容器損傷に係る監視 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央制御室からの連絡</li> <li>・ プラント状況</li> <li>・ 炉心温度の上昇</li> <li>・ 格納容器内線量急上昇</li> <li>・ 緊急時対策所におけるプラント状態監視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射性物質放出のおそれがあると判断した場合</li> </ul>
3	災害対策本部の換気を「非常時運転」から「空気ポンベによる加圧運転」に切り替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時対策所の周辺にプルームが到達</li> </ul>	① 可搬型モニタリング・ポスト（加圧判断用）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 30mSv/h<sup>※</sup>以上</li> <li>※評価値は現在の最新値</li> </ul>
			② 緊急時対策所エリアモニタ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0.5mSv/h 以上</li> </ul>
			—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ベント実施時</li> </ul>
4	「非常時運転」の運転切り替え（外気取り込み量を増加させた運転）、「非常時運転」の運転切換えから1時間後に「空気ポンベによる加圧運転」を停止、緊急時対策所を出て、屋外活動を再開する準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プルーム放出が終息</li> <li>・ 原子炉格納容器の圧力が低下して安定し、モニタリング・ポスト等の線量率が屋外作業可能なレベルまで低下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可搬型モニタリング・ポスト（加圧判断用）</li> <li>・ 緊急時対策所エリアモニタ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低下後安定、指示値安定</li> </ul>

(11) 空気ボンベ加圧に係る判断基準の検討について

① 判断基準に係る検討

プルーム放出後における緊急時対策所内の空気浄化設備の切替え、空気ボンベ加圧等の希ガス侵入防止対応は、要員の被ばくに大きく影響するため、素早い判断と操作が必要となる。

加圧に係る判断は、様々な指標を確認し、検討する時間的猶予がないことから、計測可能であり、シンプルかつ明確な判断基準とする必要がある。

これらを踏まえ、加圧判断基準の主たるパラメータを「緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリング・ポスト（加圧判断用）」、「緊急時対策所エリアモニタ」とする。

② 判断に係わる各パラメータ

可搬型モニタリング・ポスト (加圧判断用)	緊急時対策所付近に設置し、放射線量率の測定によりプルームの通過を把握することができるため、緊急時対策所に接近するプルームを検出する指標として最も効果的である。(加圧判断に係る主たるパラメータと位置付ける)
緊急時対策所エリアモニタ	緊急時対策所内に設置し、放射線量率の測定によりプルームの通過を把握することができるため、緊急時対策所に接近するプルームを検出する指標として最も効果的なものである。(加圧判断に係る主たるパラメータと位置付ける)
モニタリング・ポスト, 可搬型 モニタリング・ポスト (加圧判断用以外)	緊急時対策所付近に設置しないが、放射線量率の測定によりプルームの通過を把握することができるため、補助的な扱いとする。
気象観測装置 (風向等)	プルームを検出する指標としては効果的ではないが、プルームの進行方向を推定する指標として効果的であるため、補助的な扱いとする。
格納容器圧力	格納容器スプレイや炉心冷却など、災害対策に伴う効果により、値の変動が予想されるため、明確な判断基準値を設定することは困難。また、判断に迷う可能性がある。

③ 状況フローと監視パラメータ及びその判断基準

以下のパラメータを監視し、緊急時対策所外の状況及び緊急時対策所における各種操作を判断する。

状況フロー	SPDS			可搬型モニタリング・ポスト		緊急時対策所 エリアモニタ
	プラント状況 (C/V 圧力等)	気象情報 (風向・風速等)	モニタリング ポスト	加圧判断用	その他	
炉心状況確認	○ 状況把握	△ 状況把握	△ BG 把握	△ BG 把握		△ BG 把握
発電所構内放射線量率上昇	△ 状況把握	△ 状況把握	△ 指示値上昇	△ 指示値上昇	△ 指示値上昇	△ 指示値上昇
その他要員 一時退避	—	○ 避難ルートの検討・判断				—
ブルーム放出	○ C/V 圧力急減等	△ 監視強化	○ 指示値上昇	○ 指示値上昇		○ 指示値上昇
ベント 実施 ベント未実施 可搬型モニタリング・ポスト 又は 緊急時対策所エリアモニタ にて検知	—	—	△ 指示値上昇	○ 30mSv/h※ ※評価値は現在の 最新値	△ 指示値上昇	○ 0.5mSv/h
入口ダンパ閉止・ファン停止 空気ポンペ加圧	—	—	—	—	—	○ 監視強化
ブルーム通過	△ C/V 圧力安定	△ 状況確認	○ 指示値低下	○ 指示値低下	○ 指示値低下	○ 指示値低下
空気ポンペ加圧停止 ファン起動	—	—	—	—	—	○ 監視強化

○：判断の主たるパラメータ，△：判断のための補助的なパラメータ

④ 判断基準値の考え方

判断基準値		考え方
可搬型モニタリング・ポスト (加圧判断用)	30mSv/h※ ※評価値は現在の最新値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空気ポンベ加圧による加圧を開始するための指標として設定する。</li> <li>・炉心損傷直後の最大線量率約 20mSv/h※よりも高い値とすることで、誤判断を防止する。</li> <li>・可搬型モニタリング・ポスト（加圧判断用）におけるプルーム放出前（炉心損傷後，原子炉格納容器破損前）の直接線・スカイシャイン線量を評価した結果，約 2mSv/h※程度であり，確実に判断できる。</li> </ul>
緊急時対策所エリアモニタ	0.5mSv/h	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型モニタリング・ポスト（加圧判断用）による検知や判断が遅れた場合等，空気ポンベ加圧による加圧を開始するための指標として設定する。</li> <li>・対策要員の被ばく線量が7日間で100mSvを満足する基準として設定する。</li> <li>・緊急時対策所エリアモニタにおける直接線・スカイシャイン線量を評価した結果，<math>3.7 \times 10^{-4}</math>mSv/h程度であるため無視できる。</li> <li>・被ばく防護上は希ガス侵入量を少なくする（判断基準値を低めに設定する）ことも考慮する。</li> </ul>

## 2.5 必要な情報を把握できる設備について

重大事故時等に対処するために、緊急時対策所へデータを伝送する必要な情報を把握できる設備（安全パラメータ表示システム（SPDS））（以下「SPDS」という。）を設置する設計とする。

緊急時対策所へデータを伝送するSPDSとして、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置を設置する設計とする。

データ伝送装置は原子炉建屋附属棟に設置する設計とする。

緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置は、緊急時対策所に設置する設計とする。

SPDSデータ表示装置で把握できる主なパラメータを第2.5-1表に示す。

第2.5-1表に示す通り、炉心反応度の状態、炉心の冷却の状態、格納容器内の状態、使用済燃料プールの状態、水素爆発による格納容器の破損防止、水素爆発による原子炉建屋の損傷防止を確認できるパラメータについても、SPDSデータ表示装置にて確認できる設計とする。また、原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時対策所において推定できるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。また、今後の監視パラメータ追加等を考慮した設計とする。

なお、周辺的环境放射線状況を把握するため、可搬型モニタリング・ポスト及び可搬型気象観測設備のデータを伝送し、確認できる設計とする。

第 2.5-1 表 S P D S データ表示装置で確認できる主なパラメータ

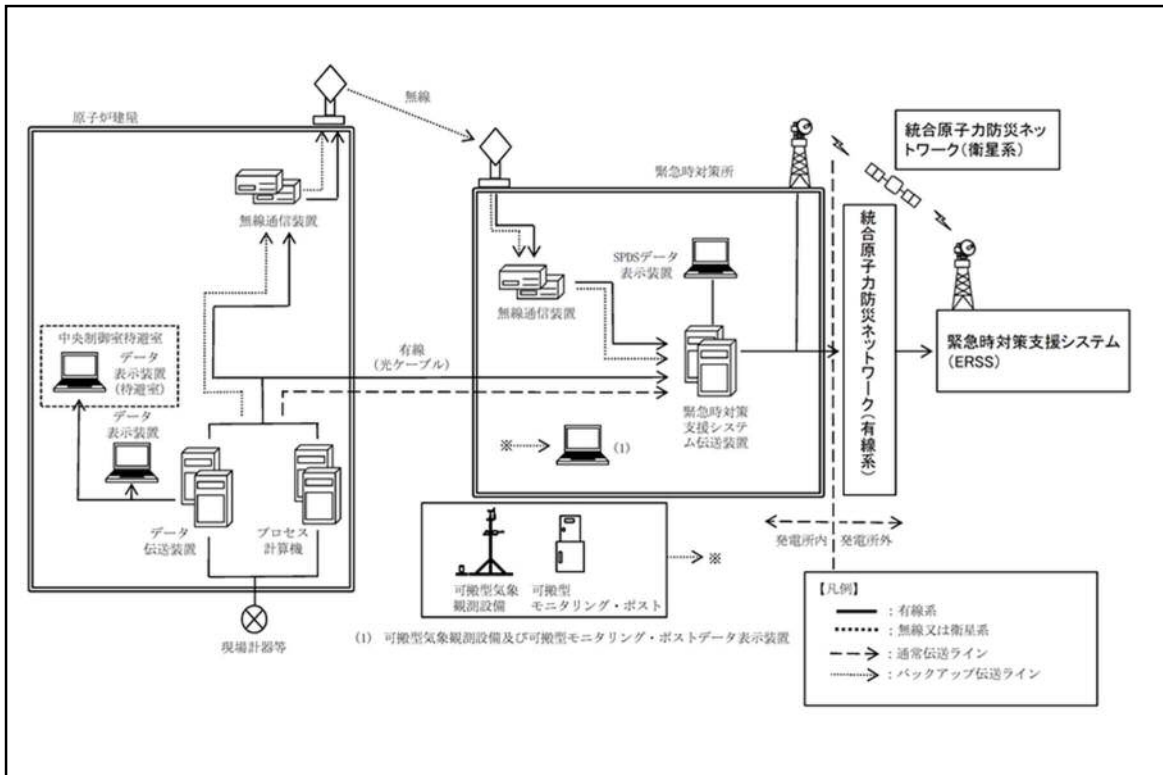
目的	対象パラメータ
炉心反応度の状態確認	出力領域計装
	起動領域計装
炉心の冷却の状態確認	原子炉水位
	原子炉圧力
	原子炉冷却材温度
	高圧炉心スプレイ系系統流量
	低圧代替注水系原子炉注水流量
	原子炉隔離時冷却系系統流量
	高圧代替注水系系統流量
	残留熱除去系系統流量
	原子炉圧力容器温度
	非常用ディーゼル発電機の給電状態
	非常用高圧母線電圧
格納容器内の状態確認	格納容器内圧力
	格納容器内温度
	格納容器内水素濃度，酸素濃度
	格納容器内雰囲気放射線レベル
	サプレッション・プール水位
	格納容器下部水位
	格納容器スプレイ弁開閉状態
残留熱除去系系統流量	
放射能隔離の状態確認	原子炉格納容器隔離の状態
	主排気筒放射線レベル
使用済燃料プールの状態確認	使用済燃料プール水位・温度（SA 広域）
水素爆発による格納容器の破損防止確認	フィルタ装置入口圧力
	フィルタ装置水位
	フィルタ装置入口水素濃度
	フィルタ装置出口放射線モニタ
フィルタ装置金属フィルタ差圧	
水素爆発による原子炉建屋の損傷防止確認	原子炉建屋内水素ガス濃度

緊急時対策所の S P D S データ表示に係る機能に関しては、原子炉建屋附属棟に設置するデータ伝送装置を含め、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。

原子炉建屋附属棟及び原子炉建屋と緊急時対策所間のデータ伝送については、有線及び無線による伝送を行い、多様性を確保した設計とする。

また、周辺の環境線量状況を把握するため、可搬型モニタリング・ポスト及び可搬型気象観測設備のデータを緊急時対策所へ伝送し、緊急時対策所内にて確認できるように設置する。

必要な情報を把握できる設備の概略を第 2.5-1 図に示す。



第 2.5-1 図 必要な情報を把握できる設備の概要

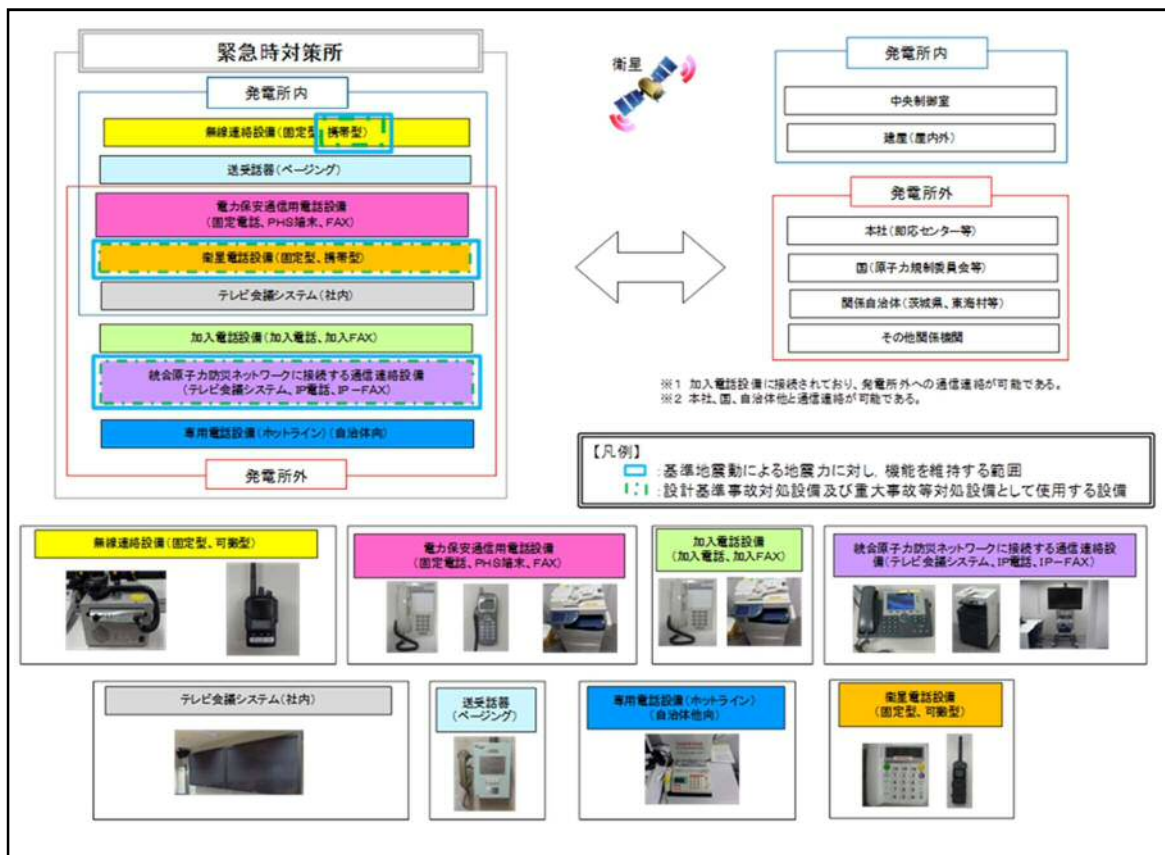


## 2.6 通信連絡設備について

発電所内の関係要員に対して必要な指示を行うための通信連絡設備（発電所内用）を緊急時対策所に設置する設計とする。

また、発電所外の関係箇所へ連絡を行うための通信連絡設備（発電所外）を緊急時対策所に設置し、多様性を確保した設計とする。

通信連絡設備の概略を第 2.6-1 図に示す。



第 2.6-1 図 緊急時対策所 通信連絡設備の概略

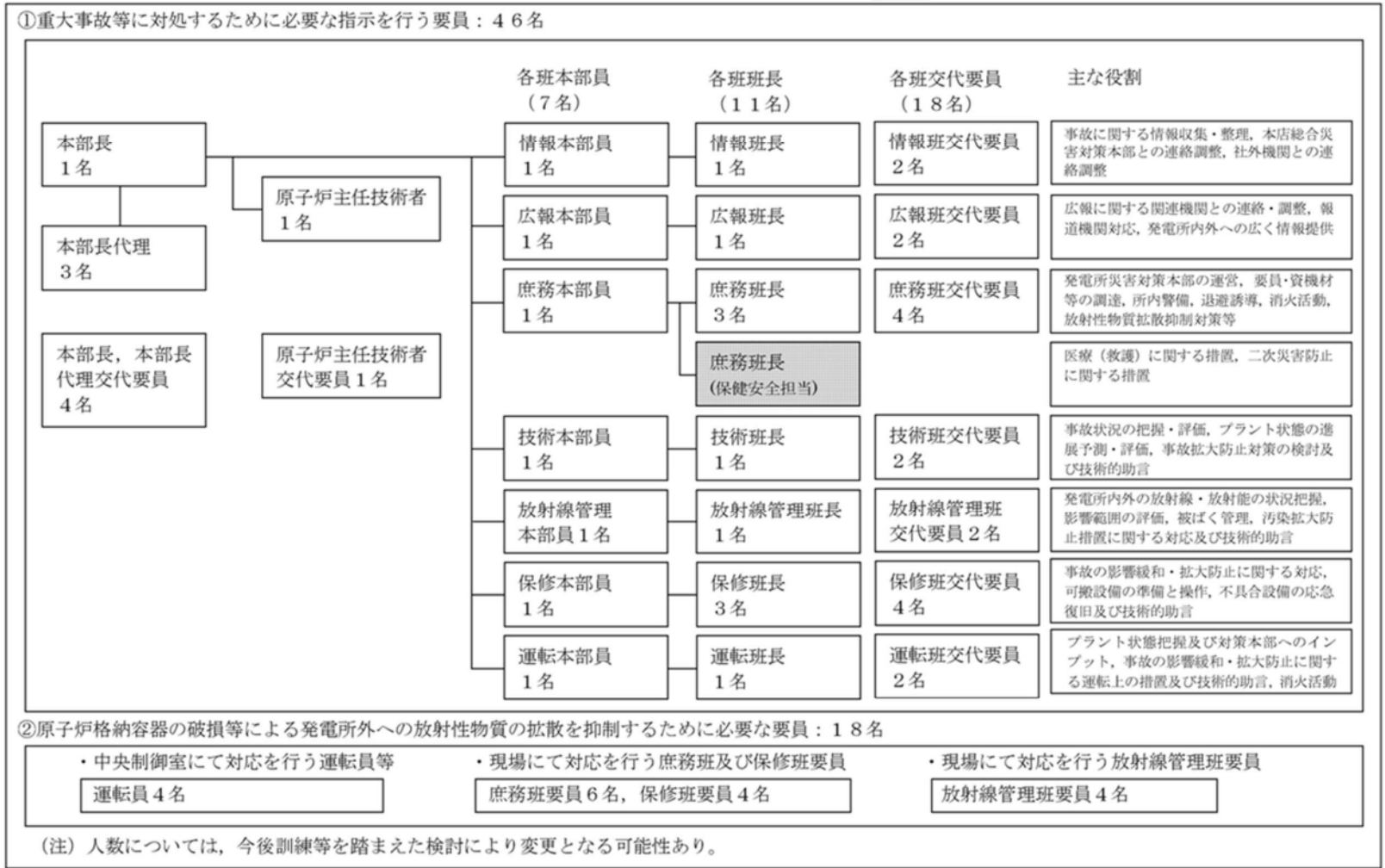
### 3. 運用

#### 3.1 必要要員の構成，配置について

プルーム通過中においても，緊急時対策所にとどまる要員は，休憩・仮眠をとるための交代要員を考慮して，第 3.1-1 図，第 3.1-2 図及び第 3.1-1 表のとおり重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 46 名と，原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員 18 名の合計 64 名と想定している。

なお，この要員数を目安として，発電所災害対策本部長が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。

凡例：  ブルーム通過時は庶務本部員又は班長が兼務



第 3.1-1 図 緊急時対策所 必要要員の考え方

		事故発生、拡大	炉心露出、損傷、溶融	格納容器破損 (ブルーム通過時：10時間)	格納容器破損 (ブルーム通過後)
「居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づく事象進展時間		24時間			34時間
防災対策		▽災害対策本部体制による事故収束活動		▽ブルーム通過直前	▽ブルーム通過直後
中央制御室（現場対応含む）	事故拡大防止、炉心損傷防止活動、格納容器破損防止活動		緊急時対策所(4)		
	当直運転員（7）		【中央制御室待避室】当直運転員（3）		
	重大事故等対応要員 (運転班要員)（3）	退避(3)	重大事故等対応要員 (運転班要員)（3）		
	情報班要員（1）	退避(1)	情報班要員（1）		
現場	招集要員	構内瓦礫撤去、炉心損傷防止活動、格納容器破損防止活動 (電源復旧、注水等)、放射性物質拡散抑制活動		格納容器ベント対応	
		退避(19)		【二次隔離弁操作室】 重大事故等対応要員（運転班要員）（3）	
	モニタリング要員	構内モニタリング、可搬型モニタ設置		ブルーム通過後に必要な要員以外の 現場要員は基本的に発電所外退避	
	重大事故等対応要員 (庶務班要員（15）、保修班要員（14）)		緊急時対策所(10)		重大事故等対応要員 (庶務班要員)（6） (保修班要員)（3）
	重大事故等対応要員 (放射線管理班要員（4）)		緊急時対策所(4)		モニタリング等
緊急時対策所（本部）		退避(1)		【緊急時対策所】 本部要員（23）、本部交替要員（23）、 現場要員（庶務班要員、保修班要員）（10）、 運転要員（当直運転員）（4）、 モニタリング要員（4） 《計(64)》	
		本部要員（47）		本部要員（47）	
発電所外		交替・待機要員			必要時招集

※上記の災害対策要員の他に、初期消火活動にあたる自衛消防隊員 11 名が発電所内に常駐している。ブルーム通過中は発電所外に退避するが、ブルーム通過後は発電所に常駐する。  
 また、オフサイトセンターに派遣されたオフサイトセンター派遣者 8 名が発電所外で活動している。  
 ※要員数については、今後の訓練等を踏まえた検討により変更となる可能性がある。

第 3.1-2 図 緊急時対策所 事故発生からブルーム通過後までの要員の動き

第 3.1-1 表 重大事故発生時の各体制における緊急時対策所の収容人数

	体制	要員数 (最低必要人数)		緊急時 対策所		その 他 建屋	中央 制御 室	現場	合計
①	事象発生	運転員 (当直)	7	—	0	—	7	—	39
		災害対策 本部要員	4	—		3	1	—	
		重大事故等 対応要員*	26	—		11	—	15	
		モニタリング 要員	2	—		2	—	—	
②	初動態勢 (警戒態勢)	運転員 (当直)	7	—	3~ 10	—	7	—	39
		災害対策 本部要員	4	3		—	1	—	
		重大事故等 対応要員*	26	0~10		—	1~3	15~ 23	
		モニタリング 要員	2	0~2		—	—	0~2	
③	要員招集 (非常招集 から2時間 後)	運転員 (当直)	7	—	47~ 78	—	7	—	102
		災害対策 本部要員	48	47		—	1	—	
		重大事故等 対応要員*	43	0~27		—	1~3	15~ 40	
		モニタリング 要員	4	0~4		—	—	0~4	
④	プルーム通 過直前及び 通過時	運転員 (当直)	7	4	64	—	3	—	70
		災害対策 本部要員	46	46		—	—	—	
		重大事故等 対応要員	13	10		—	—	3	
		モニタリング 要員	4	4		—	—	—	
⑤	プルーム 通過後	運転員 (当直)	7	—	47~ 64	—	7	—	72
		災害対策 本部要員	48	47		—	1	—	
		重大事故等 対応要員	13	0~12		—	1~3	0~10	
		モニタリング 要員	4	0~4		—	—	0~4	

(注) ※重大事故等対応要員には、初期消火要員(11名)を含む。  
 原子力オフサイトセンター派遣者(8名)を除く。  
 要員数については、今後訓練等を踏まえた検討により変更となる可能性あり。

### 3.2 事象発生後の要員の動きについて

#### (1) 災害対策要員の招集

平日勤務時間中に、重大事故等が発生した場合、電話、所内放送、ページング等にて、発電所内の緊急時対策要員に対して招集連絡を行う。

また、夜間及び休日に、重大事故等が発生した場合、一斉通報システムを活用し、発電所外にいる緊急時対策要員への情報提供及び非常招集を速やかに行う。

発電所周辺地域（東海村）で震度 6 弱以上の地震が発生した場合には、各災害対策要員は、社内規程に基づき自主的に参集する。

発電所外にいる緊急時対策要員の招集に関する概要は以下のとおりである。重大事故等が発生した場合、一斉通報システムによる連絡により、発電所緊急時対策所もしくは発電所外集合場所である第三滝坂寮へ参集する。

第三滝坂寮は、面積約 53,000m<sup>2</sup>の厚生施設敷地内に建てられた、延床面積 2,000m<sup>2</sup>、建築基準法の新耐震設計法に基づき設計された鉄筋コンクリート製の構築物であり、東日本大震災でも大きな被害を受けておらず、十分な耐震性を有している。

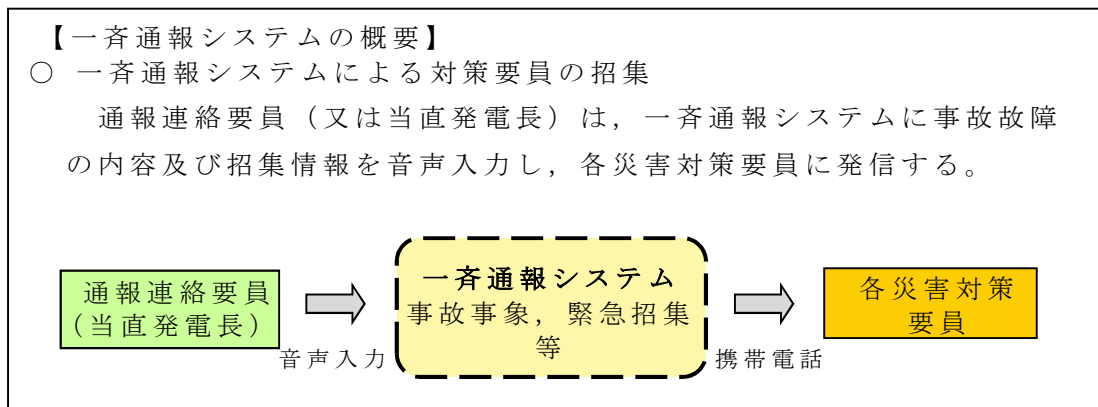
なお、地震等により家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。

招集する災害対策要員のうち、あらかじめ指名されている発電所参集要員（拘束当番）である災害対策要員は、直接発電所緊急時対策所へ参集する。また、あらかじめ指名された発電所参集要員以外の要員は、発電所外集合場所となる第三滝坂寮に参集し、災

害対策本部と参集に係る以下①～⑤の情報確認及び調整を行い、災害対策本部からの要員派遣の要請に従い、集団で発電所に移動する。

- ① 発電所の状況（設備及び所員の被災等）
- ② 参集した要員の確認（人数，体調等）
- ③ 重大事故等対応に必要な装備（汚染防護具，マスク，線量計等）
- ④ 発電所への持参品（通信連絡設備，照明機器等）
- ⑤ 気象及び災害情報等

一斉通報システムの概要を第 3.2-1 図に、夜間及び休日における災害対策要員の招集について第 3.2-1 表に示す。



※ 発電所周辺地域（東海村）で震度 6 弱以上の地震が発生した場合には、各災害対策要員は、社内規程に基づき自主的に参集する。

第 3.2-1 図 一斉通報システムの概要

第 3.2-1 表 夜間及び休日における災害対策要員の招集

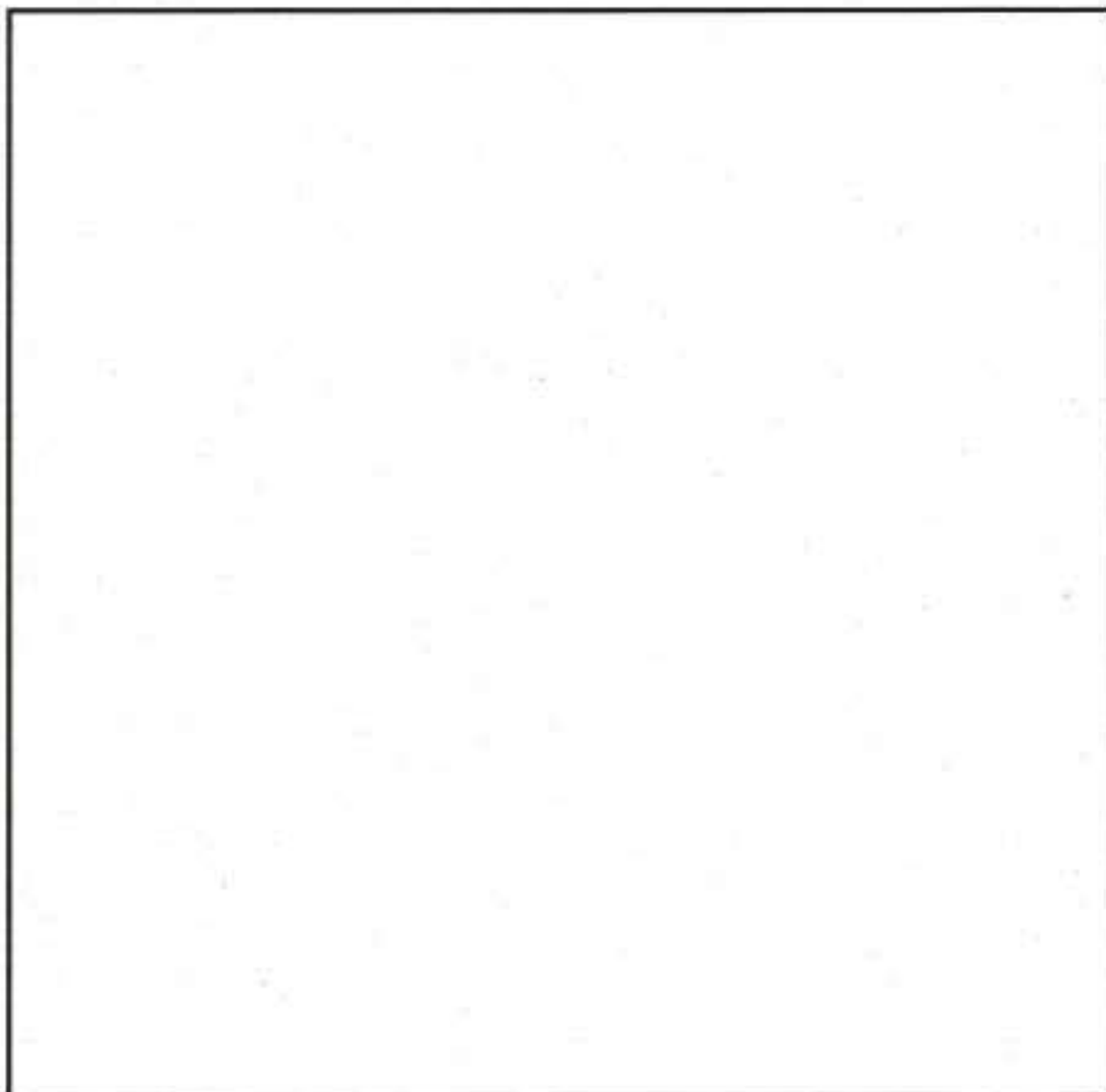
非常招集の連絡	非常招集のための準備	非常招集の実施
<p>○重大事故等が発生した場合、一斉通報システム等により招集の連絡を行う。</p> <p>[初動対応要員（発電所構内及び発電所近傍に常駐）] 《事象発生，招集連絡》</p> <p>当直発電長(連絡責任者) ↔ 通報連絡要員※</p> <p style="text-align: center;">↑ ↓ ※中央制御室常駐1名</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統括待機当番(本部長代理)：1名</li> <li>・現場統括当番(本部長代理又は本部長)：1名</li> <li>・情報班要員：1名</li> <li>・重大事故等対応要員(現場要員)：15名※ ※放射線管理要員を除く</li> <li>・消火活動要員：11名※ ※火災時現場出動</li> <li>・放射線管理要員：2名</li> </ul> </div> <p>-----</p> <p>[参集要員（自宅，寮等からの参集）] 《非常招集連絡》</p> <p style="text-align: center;">通報連絡要員（又は当直発電長）</p> <p style="text-align: center;">↓ (一斉通報システム)</p> <p style="text-align: center;">災害対策要員※</p> <p>※発電所緊急時対策所又は発電所外集合場所(第三滝坂寮)に参集する。</p> <p>発電所周辺地域で震度6弱以上の地震が発生した場合は、災害対策要員は自主的に参集する。</p>	<p>○参集する災害対策要員の指名と参集場所指定</p> <p>①発電所参集要員（拘束当番）の災害対策要員：発電所緊急時対策所（災害対策本部）</p> <p>②発電所参集要員（拘束当番）以外の災害対策要員：発電所外参集場所（第三滝坂寮）※</p> <p>※災害対策本部と無線連絡設備等により連絡を取り合う。</p> <p>○発電所外集合場所と災害対策本部間の通信設備の配備及び連絡担当（庶務班員）の指名《発電所参集時の確認項目》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所の状況（設備及び所員の被災等）</li> <li>・参集した要員の確認（人数，体調等）</li> <li>・防護具（汚染防護服，マスク，線量計等）</li> <li>・持参品（通信連絡設備，照明機器等）</li> <li>・気象，災害情報等</li> </ul> <p>○発電所参集ルートを選定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ定めた参集ルートの中から，気象，災害情報等を踏まえ，最適なルートを選定する。</li> </ul> <p>○発電所参集手段を選定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参集ルートの道路状況や気象状況を勘案し最適な手段（自動車，自転車，徒歩等）を選定する。</li> </ul>	<p>○非常招集の開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所構内及び発電所近傍に常駐する初動対応要員は，発電所緊急時対策所に参集，又は災害対策本部の指示により現場対応を行う。</li> <li>・あらかじめ指名されている発電所参集要員（拘束当番）である災害対策要員（本部長，本部長代理，各本部要員，各班長及び各班の要員）は，直接発電所に向け参集を開始する。</li> <li>・あらかじめ指名された発電所参集要員（拘束当番）以外の災害対策要員は，発電所外集合場所（第三滝坂寮）に参集し，災害対策本部と参集に係る情報確認を行い，災害対策本部からの要員派遣の要請に従い，集団で発電所に移動する。</li> </ul> <p>○非常招集中の連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所長（本部長）は，無線連絡設備，携帯電話等により，災害対策要員の参集状況等について適宜確認を行う。</li> </ul> <p>○緊急時対策所への参集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策要員（本部長，本部長代理，各本部要員，各班長及びその他必要な要員）は，発電所の緊急時対策所に参集し，本部長又は本部長代理の指揮のもとに活動を開始する。</li> </ul>



(2) 災害対策要員の所在と発電所外からの参集ルート

東海村の大半は東海第二発電所から半径 5km 圏内であり、発電所員の約 5 割が居住している。さらに、東海村周辺のひたちなか市、那珂市など東海第二発電所から半径 5～10km 圏内には、発電所員の約 2 割が居住しており、概ね東海第二発電所から半径 10km 圏内に発電所員の約 7 割が居住している。

東海第二発電所とその周辺の図を第 3.2-2 図に、居住地別の発電所員数（平成 28 年 7 月時点）を第 3.2-2 表に示す。



第 3.2-2 図 東海第二発電所とその周辺

第 3.2-2 表 居住地別の発電所員数（平成 28 年 7 月時点）

居住地	半径 5km 圏内	半径 5～10km 圏内	半径 10km 圏外
居住者数	133 名 (52%)	58 名 (23%)	64 名 (25%)

発電所外から参集する災害対策要員の主要な参集ルートについては、第 3.2-3 図に示すとおりである。

要員の参集ルートは比較的平坦な土地であることから、参集に係る障害要因として、土砂災害の影響は少なく、地震による橋梁の崩壊、津波による参集ルートの浸水が考えられる。

地震による橋梁の崩壊については、参集ルート上の橋梁が崩壊等により通行ができなくなった場合でも、迂回ルートが複数存在することから、参集は可能である。また、木造建物の密集地域はなくアクセスに支障はない。なお、地震による参集ルート上の主要な橋梁への影響については、平成 23 年東北地方太平洋沖地震においても、実際に徒歩による通行に支障はなかった。

大規模な地震が発生し、発電所で重大事故等が発生した場合には、住民避難の交通渋滞が発生すると考えられるため、交通集中によるアクセス性への影響回避のため、参集ルートとしては可能な限り住民避難の渋滞を避けることとし、複数ある参集ルートから適切なルートを選定する。

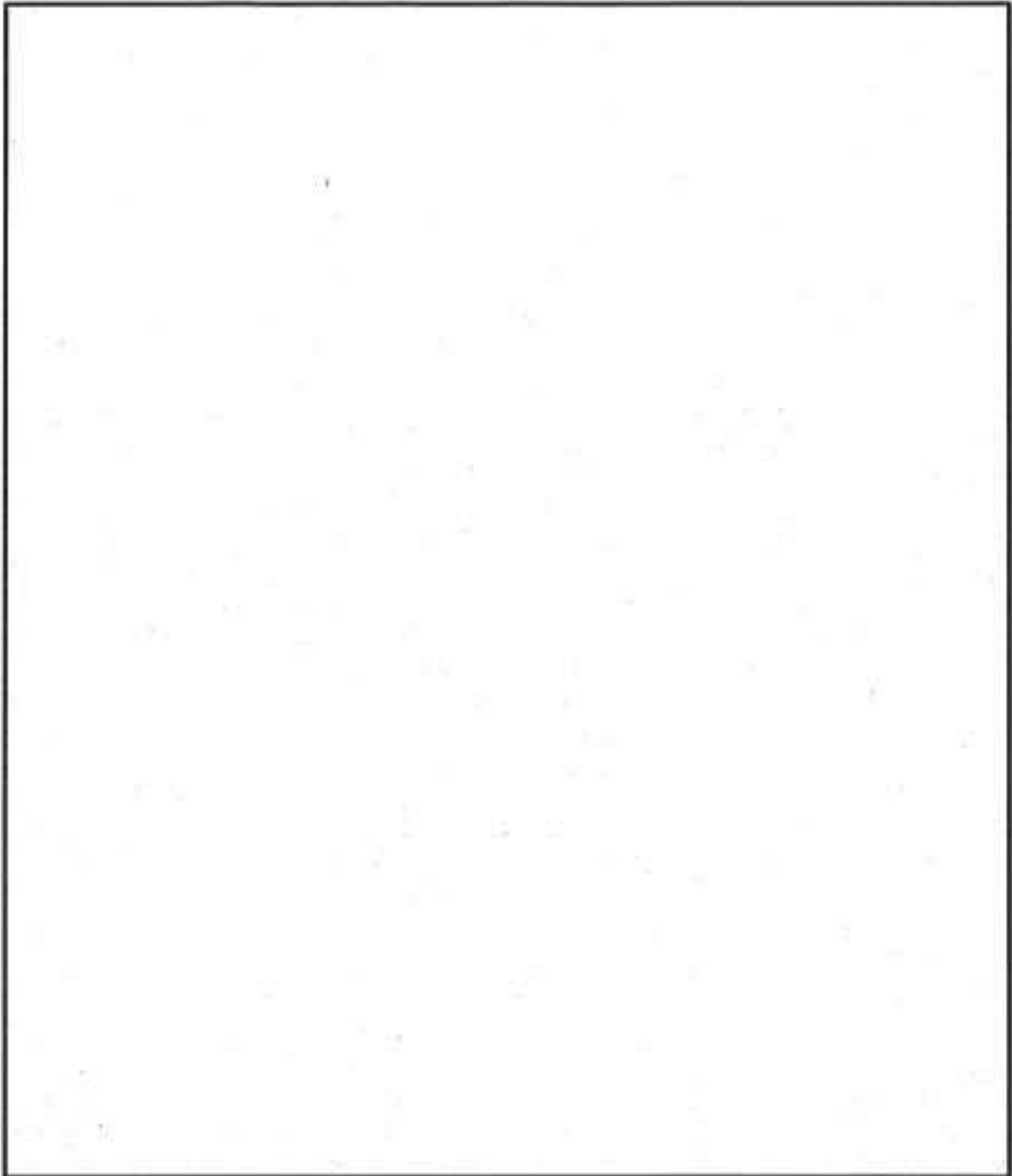
また、津波浸水時については、アクセス性への影響を未然に回避するため、大津波警報発生時には、基準津波が襲来した際に浸水が予想されるルート（第 3.2-4 図に示した、ひたちなか（那珂湊方面）及び日立の比較的海に近いルート）は使用しないこととし、これ以外の参集ルートを使用して参集することとする。

津波の浸水について、東海村津波ハザードマップ（第 3.2-4 図参照）

によると、東海村中心部から発電所までの参集ルートへの影響はほとんど見られない（川岸で数 10cm 程度）が、大津波警報発令時は、津波による影響を想定し、海側や新川の河口付近を避けたルートにより参集する。



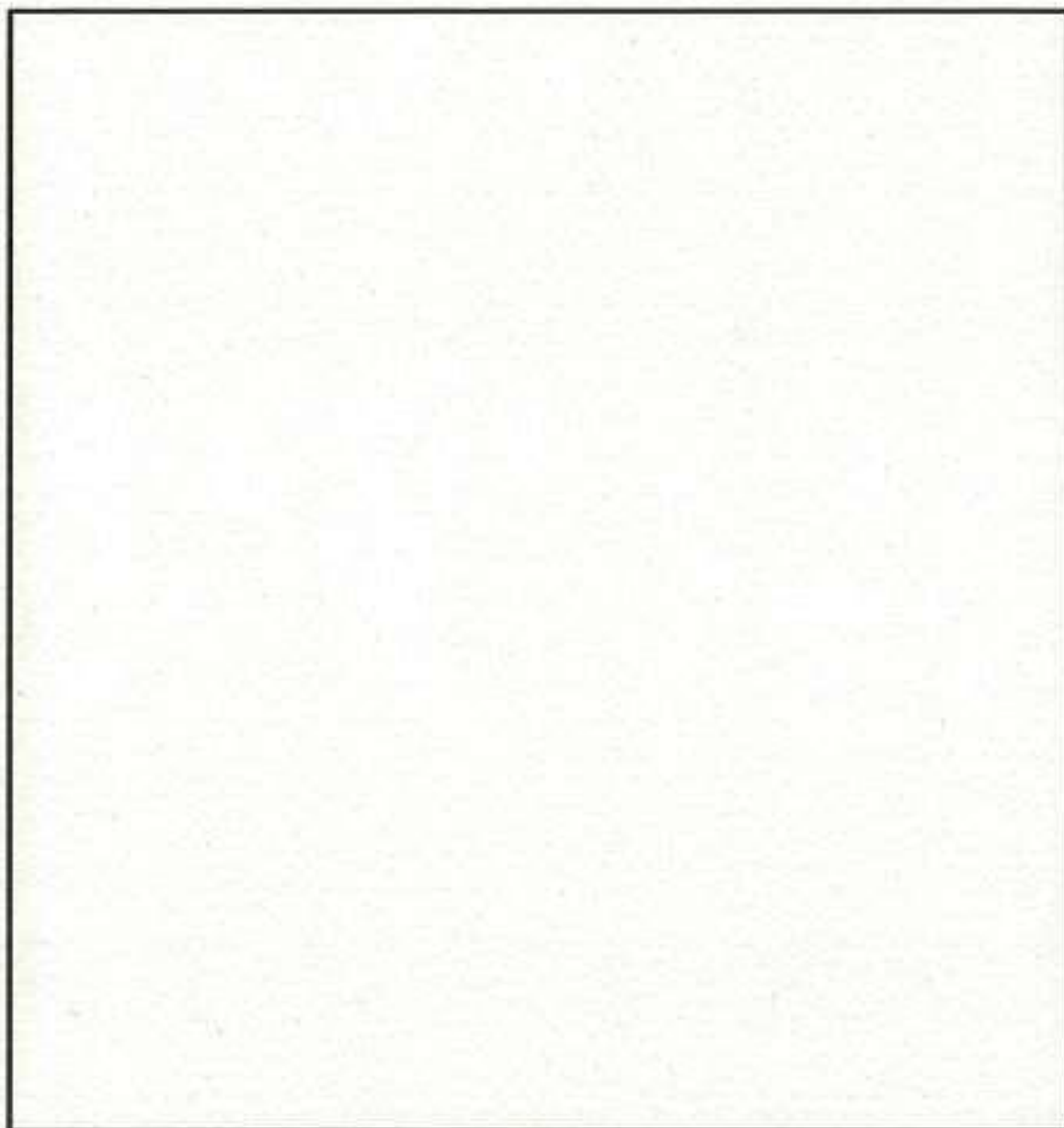
第 3.2-3 図 主要な参集ルート



第 3.2-4 図 茨城県（東海村）の津波浸水想定図（抜粋）

また、東海第二発電所では、津波 P R A の結果を踏まえ、基準津波を超え敷地に遡上する津波に対し影響を考慮する必要がある。敷地に遡上する津波の遡上範囲の解析結果（第 3.2-5 図参照）から、発電所周辺に浸水を受ける範囲が認められるが、東海村中心部から発電所までの参

集ルートの津波の影響がない範囲も確認できることから、津波の影響を避けたルートを選択することにより参集することは可能である。



第 3.2-5 図 敷地に遡上する津波の遡上範囲想定図

(3) 災害対策要員の参集時間等について

参集要員（参集する災害対策要員）が、事象発生後に招集連絡及び要員受信を受けて自宅を出発し、発電所に参集するまでの所要時間を第3.2-3表に示す。

第3.2-3表 参集時間と参集要員数（平成28年7月時点）

参集に係る所要時間 (発災30分後に自宅出発)	徒 歩 (4.0km/h)	参 考	
		徒 歩 (4.8km/h)	自 転 車 (12km/h)
60分以内	4名	12名	126名
90分以内	100名	112名	176名
120分以内	128名	132名	200名

\* 参集時間等は参集訓練の実績値を基に算定

重大事故等時に災害対策本部の体制が機能するために必要な参集する要員（71名）は、保守的に評価しても、発災後120分以内で参集可能である。また、アクセスルートの状況により自転車で参集できる場合には、更に短時間での参集が可能となる。

(4) 緊急時対策所の立ち上げについて

緊急時対策所は、常用系2系統、非常用系1系統の電源から受電可能となっており、加えてこれらの電源が喪失した場合でも、緊急時対策所に設置された専用非常用発電機により、緊急時対策所全体に給電が可能な設計となっている。また、通信連絡設備も常設され、常時充電されているため、電源設備の立ち上げ等の作業は伴わない。参集後は、10分程度で緊急時対策所の立ち上げることができる。

(5) 発電所からの一時退避

緊急時対策所周辺に、大量のプルームが放出されるような事態においては、緊急時対策所に収容する要員以外は、以下の要領にて発電所から構外へ一時退避させる。

なお、プルーム通過の判断については、可搬型モニタリング・ポスト等の指示値により行う。発電所災害対策本部長は、プルームの影響により可搬型モニタリング・ポスト等の線量率が上昇した後に線量率が下降に転じ、更に線量率が安定的な状態になった場合に、プルームが通過したと判断する。

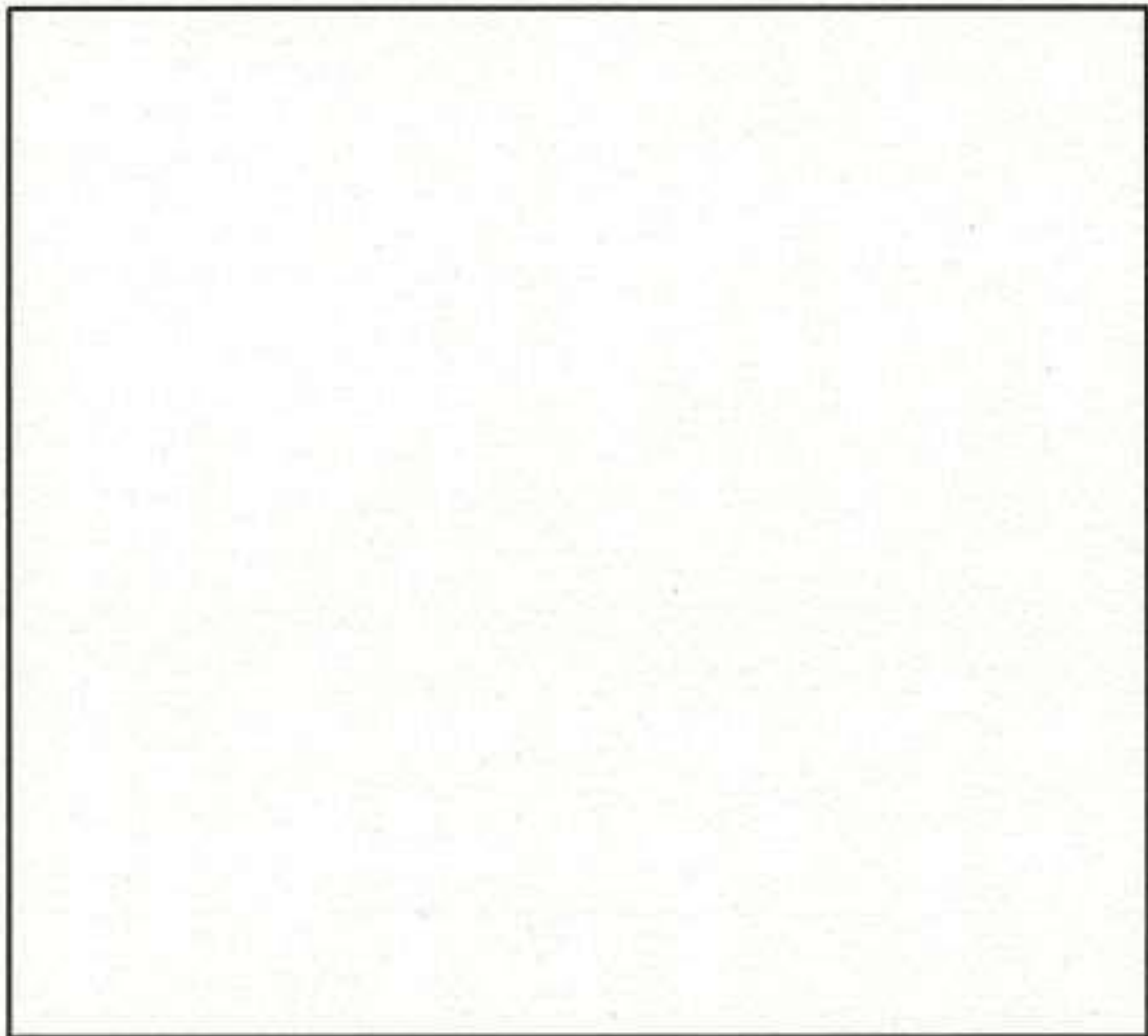
- a. 発電所災害対策本部長は、要員の退避に係る判断を行う。また、必要に応じて、原子炉主任技術者の助言等を受ける。
- b. 発電所災害対策本部長は、プルーム放出中に緊急時対策所にとどまる要員と、発電所から一時退避する要員とを明確にし、指示する。
- c. 発電所から一時退避する要員は、退避に係る体制を確立するとともに、通信連絡手段、移動手段を確保する。
- d. 対策本部の指示に従い、放射性物質による影響の少ない場所に退避する。

### 3.3 汚染持ち込み防止について

緊急時対策所には、ブルーム通過後など緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止することを目的として、防護具の脱衣、身体の汚染検査及び除染を行うための区画として、チェンジングエリアを設ける。

屋外にて作業を行った現場作業員等が緊急時対策所に入室する際に利用する。

チェンジングエリアの設置場所及び概略図を第3.3-1図に示す。



第3.3-1図 緊急時対策所チェンジングエリアの設置場所及び概略図



### 3.4 配備する資機材の数量及び保管場所について

緊急時対策所内には、少なくとも外部からの支援なしに7日間の活動を可能とするため、資機材等を配備する。

配備する資機材等及び保管場所（放射線管理用資機材保管スペース（1階）、建屋2階食糧等保管スペース（2階））を第3.4-1表に示す。

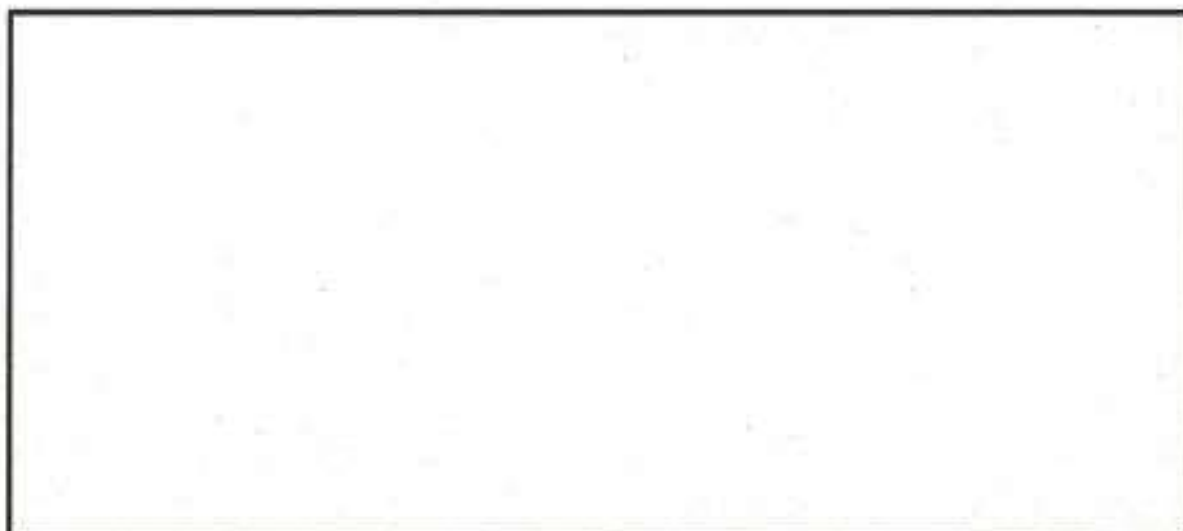
第3.4-1表 配備する主な資機材等及び保管場所

（注）今後、訓練等を踏まえた検討により変更となる可能性がある。

区分	品名	数量	単位	備考
放射線管理用資機材	タイベック	1,155	着	110名×7日×1.5
	アノラック	330	個	110名×2日 <sup>*1</sup> ×1.5
	全面マスク	2,310	個	110名×2個×7日×1.5
	チャコールフィルタ	220	台	110名×2
	個人線量計	5	台	予備含む
	GM汚染サーベイメータ	5	台	
	電離箱サーベイメータ	2	台	
	緊急時対策所エリアモニタ	2	台	
		可搬型モニタリング・ポスト <sup>*2</sup>	1	式
資料	発電所周辺地図	1	式	
	発電所周辺人口関連データ	1	式	
	主要系統模式図	1	式	
	系統図及びプラント配置図	1	式	
計器	酸素濃度計	2	台	予備含む
	二酸化炭素濃度計	2	台	
食糧等	食糧	2,310	食	110名×3食×7日
	飲料水（1.5ℓ/本）	1,540	L	110名×2本×7日

※1：3日目以降は除染で対応する。

※2：「監視測定設備」と兼用

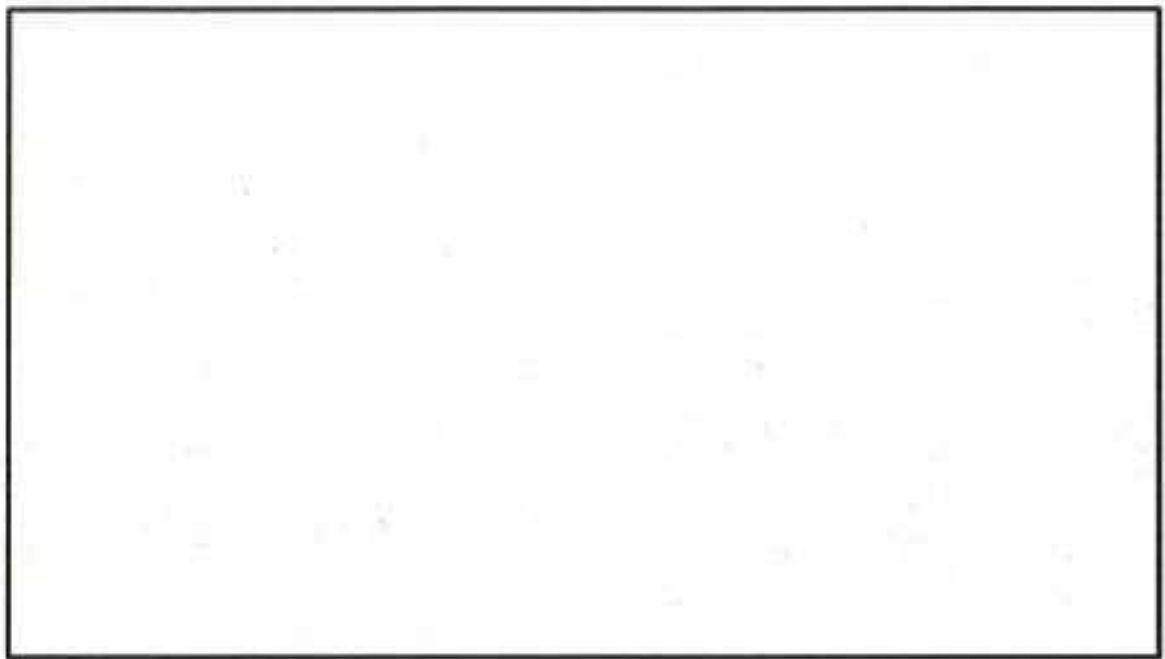


緊急時対策所には緊急時対策所エリアモニタ（可搬型）を配備し、重大事故等発生時に緊急時対策所本部室内に設置し、緊急時対策所本部室内の線量率を監視、測定する。また、当該緊急時対策所エリアモニタは、ブルーム放出後の緊急時対策所への到達及び通過の時期を把握して、換気設備の運転変更や加圧設備への切り替えの判断に使用する。

緊急時対策所エリアモニタの仕様を第 3.4-2 表、配置を第 3.4-1 図に示す。

第 3.4-2 表 緊急時対策所エリアモニタの仕様

名称	検出器の種類	計測範囲	配備場所	台数
緊急時対策所 エリアモニタ 	半導体検出器	0.001～ 99.99mSv/h	緊急時対策所	1 (予備 1)



※設置場所については今後の訓練等により変更となる可能性あり

第3.4-1図 緊急時対策所エリアモニタの測定場所

#### 4. 耐震設計方針について

緊急時対策所に必要な機能として、第4-1表に示す設備がある。

これら必要な機能に対して、基準地震動による地震力に対し、機能が喪失しないことを確認する、又は適切に固縛、転倒防止措置等を施すことで、基準地震動による地震力に対し、機能が喪失しない設計とする。

第4-1表 緊急時対策所の必要な機能及び主要設備

必要な機能	主要設備
代替電源設備設備	緊急時対策所用発電機 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク 緊急時対策所用発電機給油ポンプ 緊急時対策所用M/C
非常用換気設備	非常用送風機, 非常用フィルタ装置 給気・排気隔離弁, 給気・排気ダクト
加圧設備	空気ボンベラック, 配管, 弁
通信連絡設備	発電所内用 無線連絡設備 発電所内外用 衛星電話設備 発電所外用 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備
重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設備	S P D S
居住性の確保、放射線量の測定	緊急時対策所遮蔽 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 緊急時対策所エリアモニタ

(1) 緊急時対策所に設置する代替電源設備設備について

代替電源設備設備について以下のとおり耐震評価を行い、機能が喪失しないことを確認する。

第4-2表 代替電源設備に係る耐震性評価

設備	機器	評価内容
緊急時対策所用発電機	ディーゼル発電機	耐震計算
	ケーブルトレイ	耐震計算
	分電盤	耐震計算
緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク	緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク	耐震計算
緊急時対策所用発電機給油ポンプ	緊急時対策所用発電機給油ポンプ	耐震計算
	燃料配管	耐震計算
緊急時対策所用M/C	緊急時対策所用M/C	耐震計算

(2) 緊急時対策所に設置する換気設備等について

換気設備等について以下のとおり耐震評価を行い、機能が喪失しないことを確認する。

第4-3表 換気設備等に係る耐震性評価

設備	機器	評価内容
非常用換気設備	非常用送風機	震計算
	非常用フィルタ装置	耐震計算
	給気・排気隔離弁, 給気・排気ダクト	耐震計算
加圧設備	空気ボンベラック	耐震計算
	配管, 弁	耐震計算

(3) 緊急時対策所に設置する通信連絡設備等について

① 通信連絡設備について

重大事故等発生時に使用する通信連絡設備については、基準地震動の地震力に対して機能を維持するよう、以下の措置を講じる。

第4-4表 通信連絡設備に係る耐震性評価

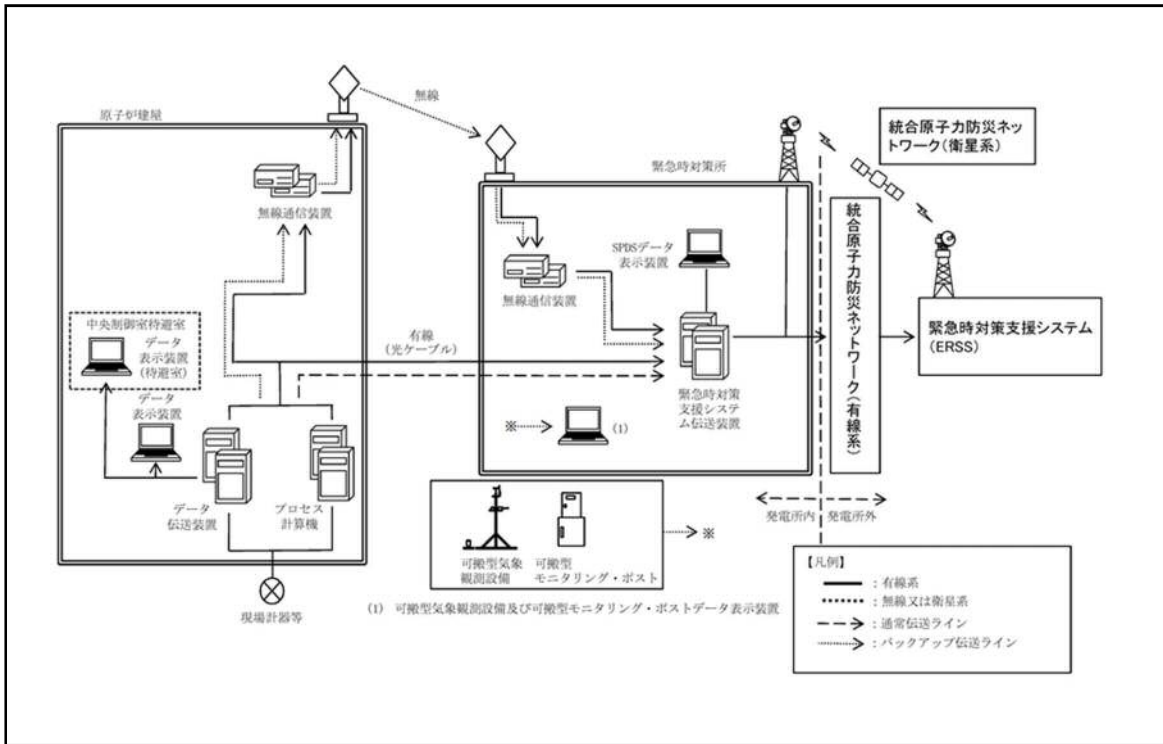
通信種別	主要設備		耐震措置
発電所内用	無線連絡設備	携帯型	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>
発電所内外用	衛星電話設備	固定型	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛星電話設備（固定型）の衛星電話用アンテナ、常設の端末装置は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>衛星電話設備（固定型）の端末装置から衛星電話用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に布設する。</li> </ul>
		携帯型	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>
発電所外用	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	テレビ会議システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>
		IP電話	
		IP-FAX	

② S P D S について

緊急時対策所の S P D S データ表示に係る機能に関しては、基準地震動による地震力に対して機能を維持するよう、以下の措置を講じる。

第 4-5 表 S P D S に係る耐震性評価

場所	主要設備		耐震措置
原子炉建屋	S P D S 本体関係	S P D S データ伝送装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震性を有する原子炉建屋附属棟に設置する</li> <li>加振試験等により基準地震動による地震力に対し、機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>信号、電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等の電路に敷設する。</li> </ul>
	建屋間伝送設備	通信機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信機器を設置する盤は、耐震性を有する原子炉建屋に設置する。</li> <li>加振試験等により基準地震動による地震力に対し、機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>建屋内の信号、電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等の電路に敷設する。</li> </ul>
建屋間	建屋間伝送ルート		<ul style="list-style-type: none"> <li>伝送ルートは、無線系及び有線系回線を確保する。</li> <li>無線アンテナは、耐震性を有する原子炉建屋屋上、緊急時対策所屋上に設置して固定等の措置を実施する。</li> <li>無線アンテナは、加振試験等により基準地震動による地震力に対し、機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>
緊急時対策所建屋	建屋間伝送設備	通信機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信機器を設置する盤は、耐震性を有する緊急時対策所に設置する。</li> <li>加振試験等により基準地震動による地震力に対し、機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>建屋内の信号、電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等の電路に敷設する。</li> </ul>
	S P D S 本体関係	緊急時対策支援システム伝送装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>サーバを設置する盤は、耐震性を有する緊急時対策所に設置する。</li> <li>加振試験等により基準地震動による地震力に対し、機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>信号、電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等の電路に敷設する。</li> </ul>
	S P D S データ表示装置		<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震性を有する緊急時対策所に設置し、固縛等の転倒防止の措置を実施する。</li> <li>加振試験等により基準地震動による地震力に対し、機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>



第 4-1 図 SPDS の概要

(4) 居住性の確保、放射線量の測定する設備について

緊急時対策所遮蔽，酸素濃度計，二酸化炭素濃度計，緊急時対策所エリアモニタについては，基準地震動の地震力に対して機能を維持するよう，以下の措置を講じる。

第 4-6 表 居住性の確保、放射線量の測定する設備に係る耐震性評価

設備	機器	耐震措置
居住性の確保、放射線量の測定	緊急時対策所遮蔽	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震性を有する緊急時対策所に設置し，転倒防止の措置を実施する。</li> <li>加振試験等により基準地震動による地震力に対し，機能が喪失しないことを確認する。</li> </ul>
	酸素濃度計	
	二酸化炭素濃度計	
	緊急時対策所エリアモニタ	



## 5. 添付資料

### 5.1 チェンジングエリアについて

#### 5.1.1 チェンジングエリアの基本的な考え方

チェンジングエリアの設営にあたっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第 61 条第 1 項（緊急時対策所）並びに「実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則の解釈」第 76 条第 1 項（緊急時対策所）に基づき，緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため，身体の汚染検査及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。

（実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則の解釈第 76 条第 1 項（緊急時対策所）抜粋）

緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため，モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。

### 5.1.2 チェンジングエリアの概要

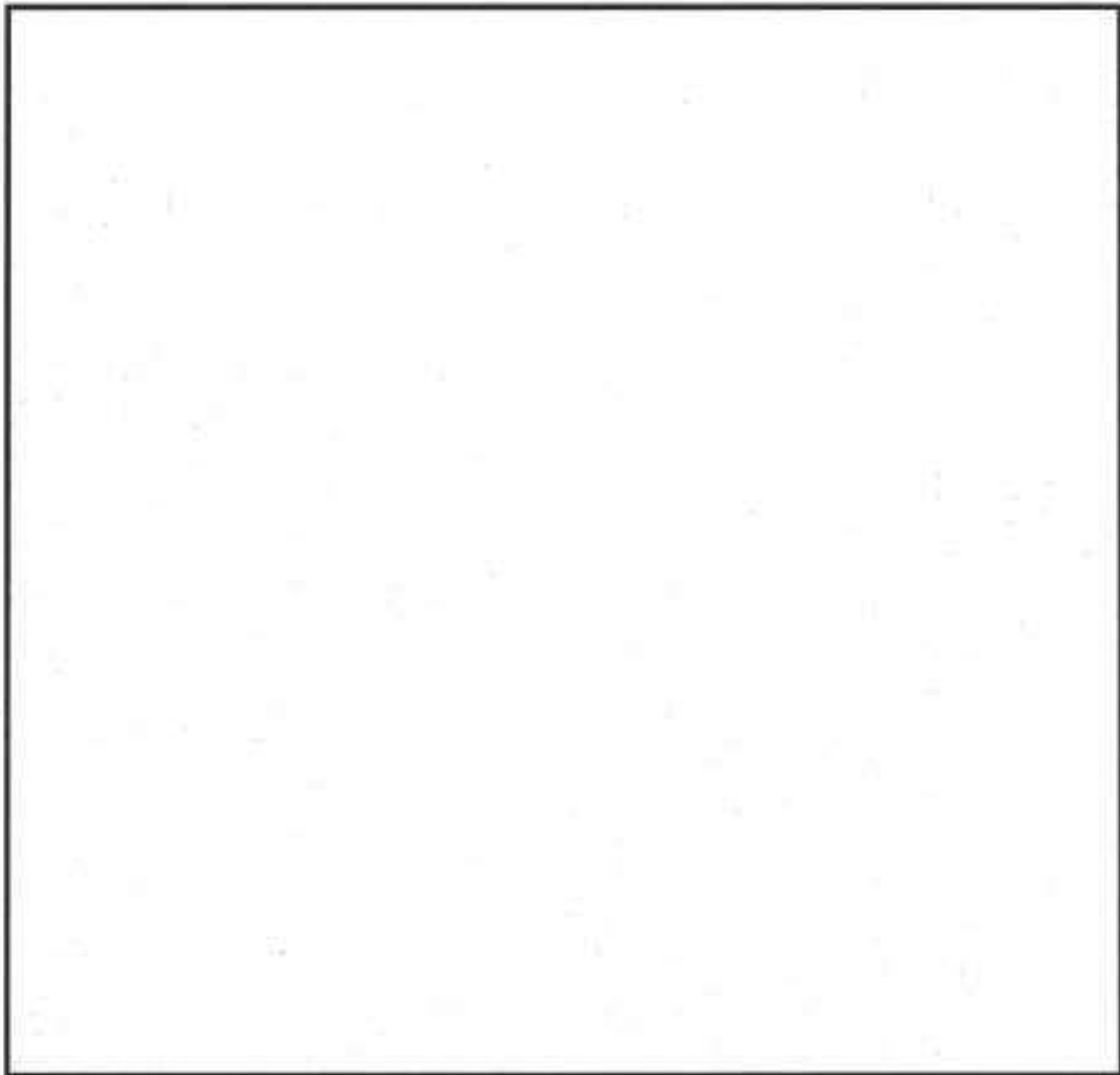
チェンジングエリアは、脱衣エリア、サーベイエリア、除染エリアからなり、緊急時対策所入口に設置する。概要は第 5.1-1 表のとおり。

第 5.1-1 表 チェンジングエリアの概要

設営場所	緊急時対策所 1階入口	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体汚染検査及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。
形式	シート区画化 (緊急時対策所)	通常時より壁、床等について、あらかじめシート及びテープにより区画養生を行っておく。
判断基準 手順書の	原子力災害対策特別措置法第 10 条特定事象が発生し、災害対策本部長の指示があった場合	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染するおそれが発生した場合、チェンジングエリアの設営を行う。なお、事故進展の状況、参集済みの要員数等を考慮して放射線管理班が実施する作業の優先順位を判断し、設営を行う。
実施者	放射線管理班	チェンジングエリアを速やかに設営できるよう定期的に訓練を行っている放射線管理班員が参集した後に設営を行う。

### 5.1.3 チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルート

チェンジングエリアは、緊急時対策所入口に設置する。チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルートは、第 5.1-1 図のとおり。



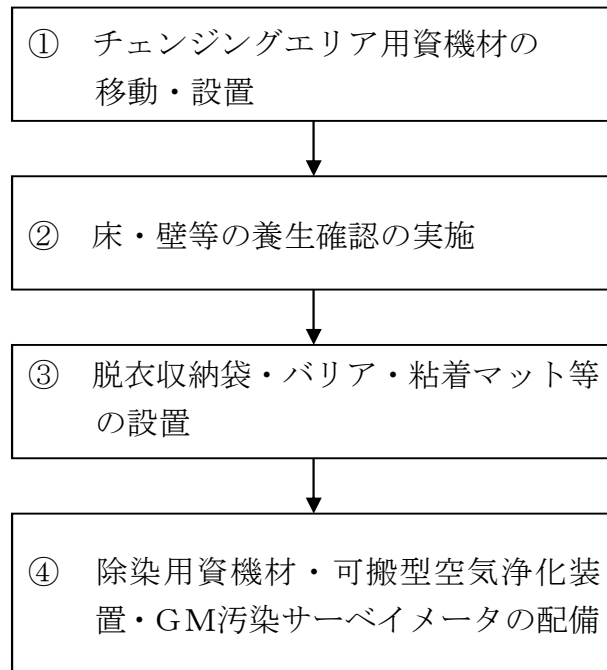
第 5.1-1 図 緊急時対策所チェンジングエリアの設営場所及び屋内の  
アクセスルート

#### 5.1.4 チェンジングエリアの設営（考え方、資機材）

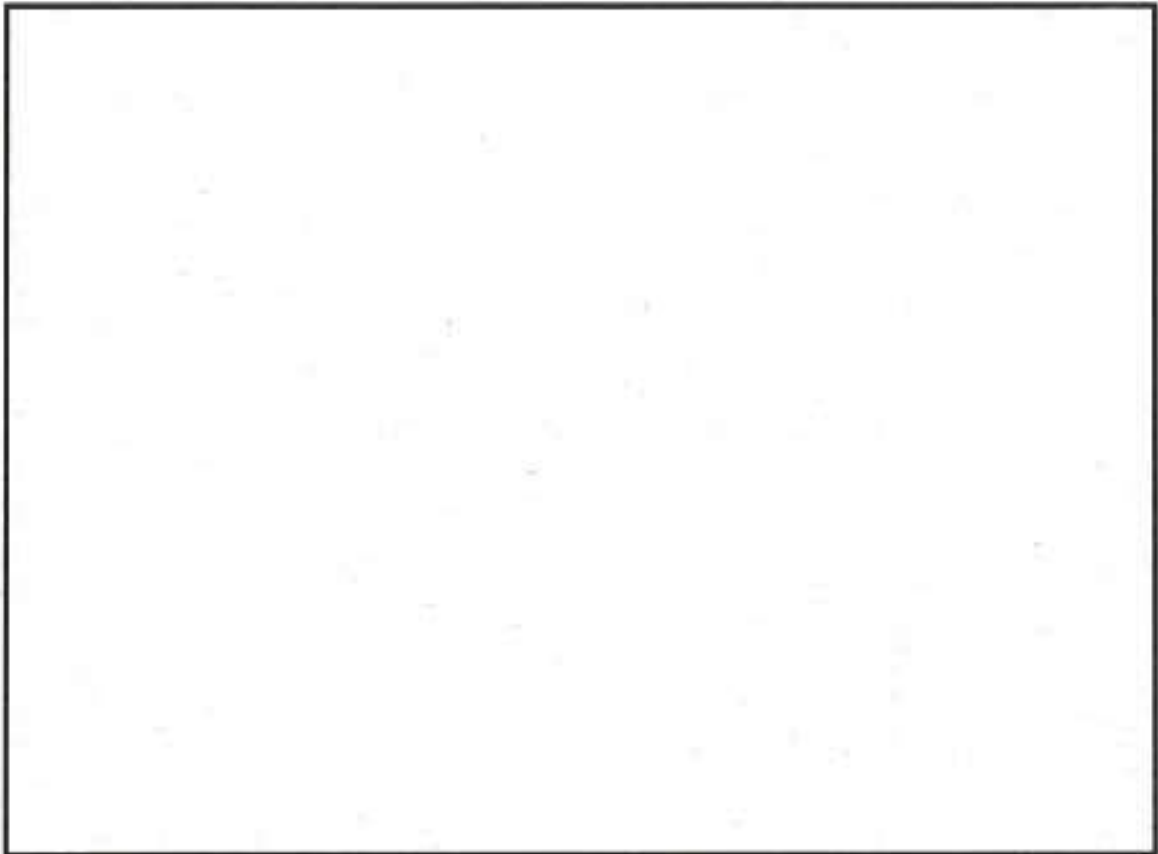
##### (1) 考え方

緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止するため、第 5.1-2 図の設営フローに従い、第 5.1-3 図のとおりチェンジングエリアを設営する。チェンジングエリアの設営は、放射線管理班員 2 名で約 20 分を想定している。なお、チェンジングエリアが速やかに設営できるよう定期的に訓練を行い、設営時間の短縮及び更なる改善を図ることとしている。

チェンジングエリアの設営は、原子力防災組織の要員の放射線管理班 7 名のうち、チェンジングエリアの設営に割り当てることができる要員で行う。設営の着手は、原子力災害特別措置法第 10 条特定事象が発生した後、事象進展の状況、参集済みの要員数及び放射線管理班が実施する作業の優先順位を考慮して放射線管理班長が判断し、速やかに実施する。



第 5.1-2 図 チェンジングエリア設営フロー



※今後、訓練等で見直しを行う。

### 第 5.1-3 図 緊急時対策所チェンジングエリアのレイアウト

#### (2) チェンジングエリア用資機材

チェンジングエリア用資機材については、運用開始後のチェンジングエリアの補修や汚染によるシート張替え等も考慮して、以下のとおりとする。

名称	数量※	根拠
養生シート	10 巻	チェンジングエリア設営に必要な数量
バリア	4 個	
粘着マット	6 枚	
脱衣収納袋	8 個	
難燃袋	80 枚	
難燃テープ	20 巻	
クリーンウエス	10 缶	
はさみ, カッター	各 3 本	
筆記用具	2 式	
簡易シャワー	1 式	
簡易水槽	1 個	
バケツ	2 個	
排水タンク	1 式	
可搬型空気浄化装置	4 台	

※予備を含む（今後，訓練等で見直しを行う）

#### 5.1.5 チェンジングエリアの運用

（出入管理，脱衣，汚染検査，除染，着衣，要員に汚染が確認された場合の対応，廃棄物管理，チェンジングエリアの維持管理）

##### (1) 出入管理

チェンジングエリアは，緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，緊急時対策所に待機していた要員が，屋外で作業を行った後，再度，緊急時対策所に入室する際に利用する。緊急時対策所外は，放射性物質により汚染しているおそれがあることから，緊急時対策所外で活動する要員は防護具を着用し活動する。

チェンジングエリアのレイアウトは第 5.1-3 図のとおりであり，チェンジングエリアには下記の①から③のエリアを設けることで緊急時対策所内への放射性物質の持ち込みを防止する。

①脱衣エリア

防護具を適切な順番で脱衣するエリア

②サーベイエリア

防護具を脱衣した要員の身体や物品の汚染検査を行うエリア

③除染エリア

サーベイエリアにて汚染が確認された際に除染を行うエリア

(2) 脱衣

チェンジングエリアにおける防護具の脱衣手順は以下のとおり。

- ・脱衣エリアの靴・ヘルメット置場で、安全靴、ヘルメット、ゴム手袋（外側）、タイベック、アノラック等を脱衣する。
- ・脱衣エリアで、マスク、ゴム手袋（内側）、帽子、綿手袋、靴下を脱衣する。なお、チェンジングエリアでは、放射線管理班員が要員の脱衣状況を適宜確認し、指導、助言、防護具の脱衣の補助を行う。

(3) 汚染検査

チェンジングエリアにおける汚染検査手順は以下のとおり。

- ・脱衣後、サーベイエリアに移動する。
- ・サーベイエリアにて汚染検査を受ける。
- ・汚染基準を満足する場合は、防護具着衣エリアへ入室する。汚染基準を満足しない場合は、除染エリアに移動する。

なお、放射線管理班員でなくても汚染検査ができるように汚染検査の手順について図示等を行う。また、放射線管理班員は汚染検査の状況について、適宜確認し、指導、助言をする。

#### (4) 除染

チェンジングエリアにおける除染手順は以下のとおり。

- ・汚染検査にて汚染基準を満足しない場合は，除染エリアに移動する。
- ・汚染箇所をクリーンウエスで拭き取りする。
- ・再度汚染箇所について汚染検査する。
- ・汚染基準を満足しない場合は，簡易シャワーで除染する。（簡易シャワーでも汚染基準を満足しない場合は，汚染箇所を養生し，再度除染ができる施設へ移動する。）

#### (5) 着衣

防護具の着衣手順は以下のとおり。

- ・防護具着衣エリアで，綿手袋，靴下，帽子，タイベック，マスク，ゴム手袋内側，ゴム手袋外側等を着衣する。
- ・チェンジングエリアの靴・ヘルメット置場で，ヘルメット，安全靴等を着用する。

放射線管理班は，要員の作業に応じて，アノラック等の着用を指示する。

#### (6) 要員に汚染が確認された場合の対応

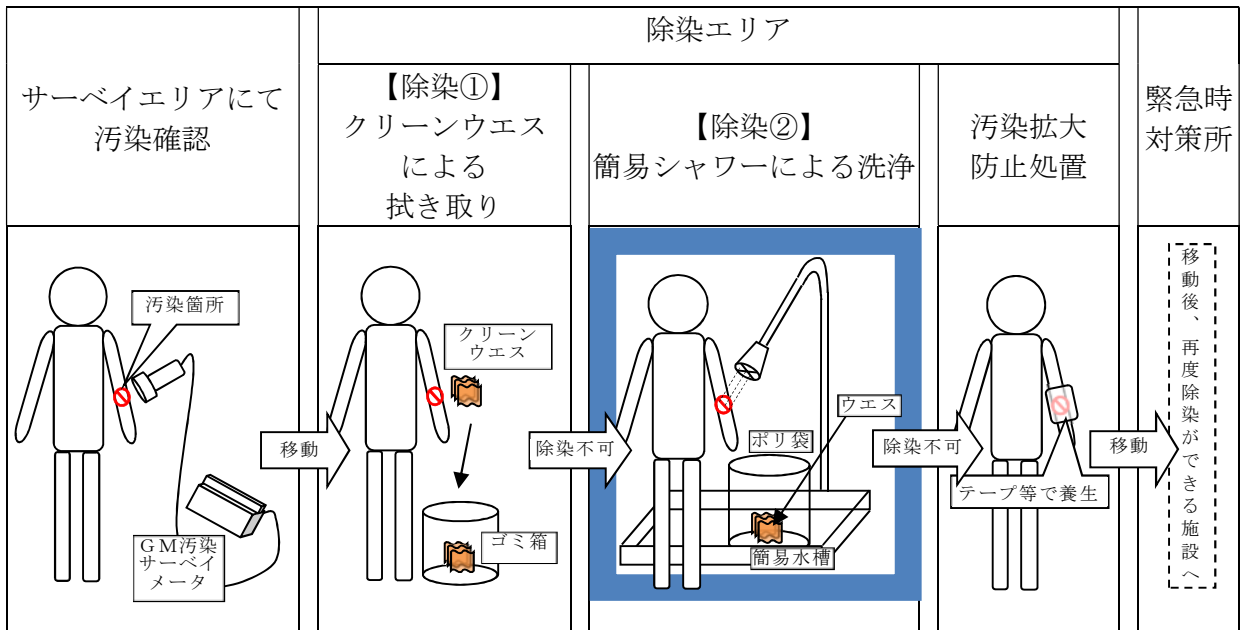
サーベイエリア内で要員の汚染が確認された場合は，サーベイエリアに隣接した除染エリアで要員の除染を行う。

要員の除染については，クリーンウエスでの拭き取りによる除染を基本とするが，拭き取りにて除染ができない場合も想定し，汚染箇所への水洗によって除染が行えるよう簡易シャワーを設ける。

簡易シャワーで発生した汚染水は，**第 5.1-4 図**のとおり必要に応じて



ウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理する。



第 5.1-4 図 除染及び汚染水処理イメージ図

(7) 廃棄物管理

緊急時対策所外で活動した要員が脱衣した防護具については、チェンジングエリア内に留め置くとチェンジングエリア内の線量当量率の上昇及び汚染拡大へつながる要因となることから、適宜屋外に持ち出しチェンジングエリア内の線量当量率の上昇及び汚染拡大防止を図る。

(8) チェンジングエリアの維持管理

放射線管理班員は、チェンジングエリア内の表面汚染密度、線量当量率及び空气中放射性物質濃度を定期的（1回／日以上）に測定し、放射性物質の異常な流入や拡大がないことを確認する。

プルーム通過後にチェンジングエリアの出入管理を再開する際には、表面汚染密度、線量当量率及び空气中放射性物質濃度の測定を実施する。

#### 5.1.6 チェンジングエリアに係る補足事項


##### (1) 可搬型空気浄化装置

チェンジングエリアには、更なる被ばく低減のため、可搬型空気浄化装置を設置する。可搬型空気浄化装置は、最も汚染が拡大するおそれのある脱衣エリアの空気を吸い込み浄化するよう配置し、脱衣エリアを換気することで、緊急時対策所外で活動した要員の脱衣による汚染拡大を防止する。

可搬型空気浄化装置による送気が正常に行われていることの確認は、可搬型空気浄化装置に取り付ける吹き流しの動きを目視で確認することで行う。可搬型空気浄化装置は、脱衣エリアを換気できる風量とし、仕様等を第5.1-6図に示す。

なお、緊急時対策所はプルーム通過時には、原則出入りしない運用とすることから、チェンジングエリアについてもプルーム通過時は、原則利用しないこととする。したがって、チェンジングエリア用の可搬型空気浄化装置についてもプルーム通過時には運用しないことから、可搬型空気浄化装置のフィルタが高線量化することでの居住性への影響はない。

ただし、可搬型空気浄化装置は長期的に運用する可能性があることから、フィルタの線量が高くなることも想定し、本体（フィルタ含む）の予備を1台設ける。なお、交換したフィルタ等は、線源とならないよう屋外に保管する。

	○外形寸法：縦 380×横 350×高 1100 mm ○風 量：9m <sup>3</sup> /min (540m <sup>3</sup> /h) ○重 量：約 45 kg ○フィルタ：微粒子フィルタ (除去効率 99%以上) よう素フィルタ (除去効率 97%以上)
	<u>微粒子フィルタ</u> 微粒子フィルタの材はガラス繊維であり、微粒子を含んだ空気が濾材を通過する際に、微粒子が捕集される。 <u>よう素フィルタ</u> よう素フィルタのろ材は、活性炭素繊維であり、よう素を含んだ空気がフィルタを通過する際に、よう素が活性炭繊維を通過することにより吸着・除去される。

第 5.1-5 図 可搬型空気浄化装置の仕様等

## (2) チェンジングエリアの設営状況

チェンジングエリアは、脱衣エリア、サーベイエリア、除染エリア毎に部屋が分けられており、各部屋の壁・床等について、通常時よりシート及びテープにより区画養生を行っておくことで、チェンジングエリア設営時間の短縮を図る。

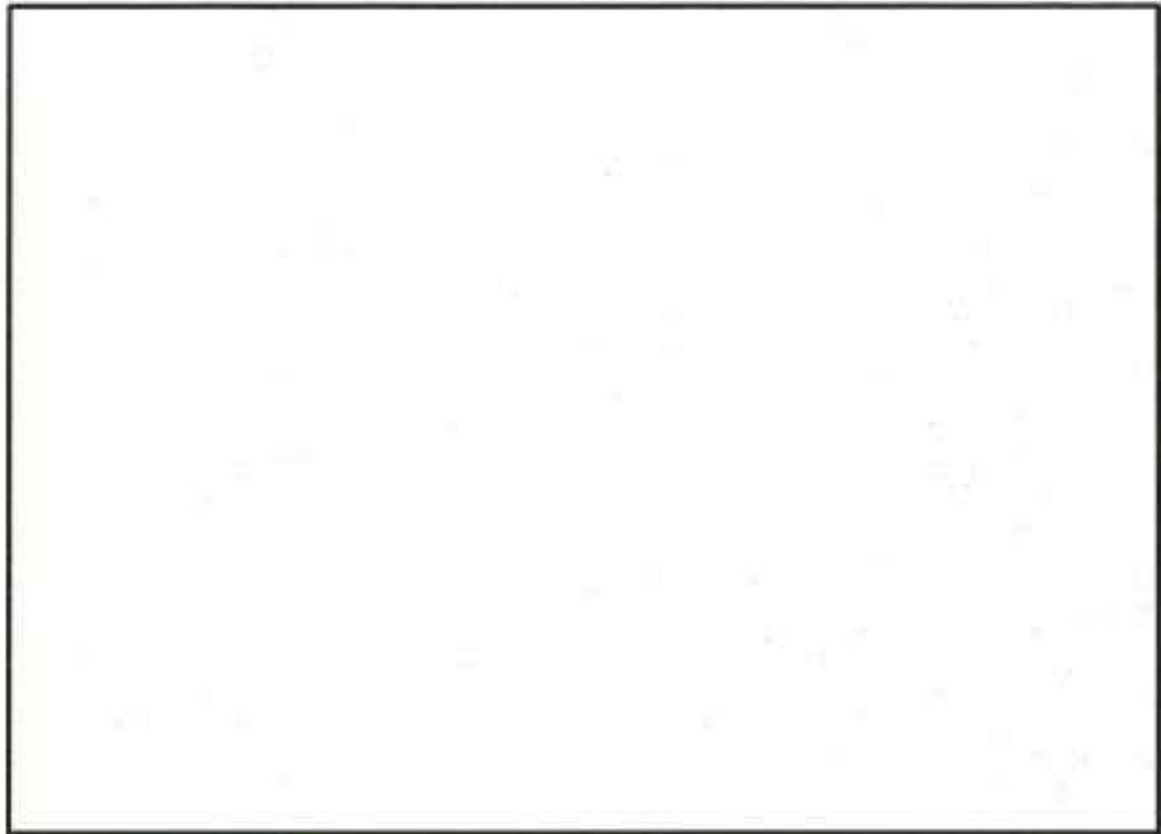
また、チェンジングエリア床面については、必要に応じて汚染の除去の容易さの観点から養生シートを積層して貼ることとし、一時閉鎖となる時間を短縮している。

## (3) チェンジングエリアへの空気の流れ

緊急時対策所チェンジングエリアは、一定の気密性が確保された緊急時対策所内の 1 階に専用で設置し、第 5.1-7 図のように、汚染の区分ごとに空間を区画し、汚染を管理する。

また、更なる被ばく低減のため、可搬型空気浄化装置を 2 台設置する。

1 台は靴・ヘルメット置場の放射性物質を低減し、もう 1 台は、脱衣エリアの空気を吸い込み浄化し、靴・ヘルメット置場側へ送気することでチェンジングエリアに第 5.1-7 図のように空気の流れをつくることで脱衣による汚染拡大を防止する。



第 5.1-6 図 緊急時対策所チェンジングエリアの空気の流れ

(4) チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について

緊急時対策所に入室しようとする要員に付着した汚染が、他の要員に伝播することがないようにサーベイエリアにおいて要員の汚染が確認された場合は、汚染箇所を養生するとともに、サーベイエリア内に汚染が拡大していないことを確認する。サーベイエリア内に汚染が確認された場合は、一時的にチェンジングエリアを閉鎖し、速やかに養生シートを張り替える等により、要員の出入りに極力影響を与えないようにする。

ただし、緊急時対策所から緊急に現場に行く必要がある場合は、張り替え途中であっても、退室する要員は防護具を着用していること及びサーベイエリアは通過しないことから、退室することは可能である。

また、緊急時対策所への入室の動線と退室の動線を分離することで、脱

衣時の接触を防止する。なお、緊急時対策所から退室する要員は、防護具を着用しているため、緊急時対策所に入室しようとする要員と接触したとしても、汚染が身体に付着することはない。

#### 5.1.7 汚染の管理基準

第 5.1-2 表のとおり、状況に応じた汚染の管理基準を運用する。

ただし、サーベイエリアのバックグラウンドに応じて、第 6-2 表の管理基準での運用が困難となった場合は、バックグラウンドと識別できる値を設定する。

第 5.1-2 表 汚染の管理基準

状況		汚染の管理基準	根拠等
状況①	屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm (4Bq/cm <sup>2</sup> 相当)	法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度）： 40 Bq/cm <sup>2</sup> の 1/10
状況②	大規模プルームが放出されるような原子力災害時	40,000cpm (120Bq/cm <sup>2</sup> 相当)	原子力災害対策指針における O I L 4 に準拠
		13,000cpm (40Bq/cm <sup>2</sup> 相当)	原子力災害対策指針における O I L 4 【1ヶ月後の値】に準拠

#### 5.1.8 チェンジングエリアのスペースについて

緊急時対策所における現場作業を行う要員は、プルーム通過後現場復旧要員である 18 名を想定し、同時に 18 名の要員がチェンジングエリア内に収容できる設計とする。チェンジングエリアに同時に 18 名の要員が来た場合、全ての要員が緊急時対策所に入りきるまで約 42 分であり、全ての要員が汚染している場合でも約 78 分であることを確認している。

また、仮に想定人数以上の要員が同時にチェンジングエリアに来た場合でも、チェンジングエリアは建屋内に設置しており、屋外での待機はなく不要な被ばくを防止することができる。

## 5.2 配備資機材等の数量等について

### (1) 通信連絡設備の通信種別と配備台数、電源設備

通信種別	主要設備		台数 <sup>※2</sup>	電源設備（代替電源含む）
発電所内用	無線連絡設備	固定型	2台	非常用所内電源 充電器（蓄電池） 緊急時対策所用発電機
	無線連絡設備	携帯型	20台	充電池 <sup>※2</sup> 緊急時対策所用発電機
	送受信機	ハンドセット, スピーカ	3台	非常用所内電源 充電器（蓄電池） 常設代替高圧電源装置
	携行型有線通話装置	携行型有線通信装置	4台	乾電池 <sup>※2</sup>
発電所内外用	電力保安通信用電話設備 <sup>※1</sup>	固定型	4台	非常用所内電源 充電器（蓄電池） 常設代替高圧電源装置
		携帯型	40台	非常用所内電源 充電器（蓄電池） 常設代替高圧電源装置
		F A X	1台	非常用所内電源 緊急時対策所用発電機
	衛星電話設備	固定型	7台	非常用所内電源 充電器（蓄電池） 緊急時対策所用発電機
		携帯型	12台	充電池 <sup>※2</sup> 緊急時対策所用発電機
	テレビ会議システム（社内）	テレビ会議システム（社内）	2台	非常用所内電源 充電器（蓄電池） 緊急時対策所用発電機
発電所外用	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	テレビ会議システム	1式	非常用所内電源 充電器（蓄電池） 緊急時対策所用発電機
		I P 電話	7台	
		I P - F A X	3台	
	専用電話設備	専用電話	1台	

※1：通信事業者回線に接続されており，発電所外への連絡も可能

※2：予備を含む。台数については，今後，訓練等を通して見直しを行う。

(2) 放射線管理用資機材

○放射線防護具類

品名	配備数 <sup>※1</sup>	
	緊急時対策所	中央制御室
タイベック	1,155着 <sup>※2</sup>	17着 <sup>※10</sup>
靴下	1,155足 <sup>※2</sup>	17足 <sup>※10</sup>
帽子	1,155個 <sup>※2</sup>	17個 <sup>※10</sup>
綿手袋	1,155双 <sup>※2</sup>	17双 <sup>※10</sup>
ゴム手袋	2,310双 <sup>※3</sup>	34双 <sup>※11</sup>
全面マスク	330個 <sup>※4</sup>	17個 <sup>※10</sup>
チャコールフィルタ	2,310個 <sup>※5</sup>	34個 <sup>※12</sup>
アノラック	462着 <sup>※6</sup>	17着 <sup>※10</sup>
長靴	132足 <sup>※7</sup>	9足 <sup>※13</sup>
胴長靴	5足 <sup>※8</sup>	9足 <sup>※13</sup>
遮蔽ベスト	15着 <sup>※9</sup>	—
自給式呼吸用保護具	5式 <sup>※8</sup>	9式 <sup>※13</sup>

※1：予備を含む。今後、訓練等で見直しを行う。

※2：110名（要員数）×7日×1.5倍＝1,155

※3：綿手袋×2倍（二重にして着用）＝2,310

※4：110名（要員数）×2日（3日目以降は除染にて対応）×1.5倍＝330

※5：110名（要員数）×7日×2個×1.5倍＝2,310

※6：44名（現場の災害対策要員から自衛消防隊員を除いた数）×7日間×1.5倍＝462

※7：44名（現場の災害対策要員から自衛消防隊員を除いた数）×2倍（現場での要員交代を考慮）×1.5倍（基本再使用，必要により除染）＝132

※8：3名（重大事故等対応要員（運転操作対応）3名）×1.5倍（基本再使用，必要により除染）＝4.5→5

※9：10名（重大事故等対応要員（庶務班）6名+（保修班）4名）×1.5倍（基本再使用，必要により除染）＝15

※10：11名（中央制御室要員数）×1.5倍＝16.5→17

※11：綿手袋×2倍（二重にして着用）＝34

※12：11名（中央制御室要員数）×2個×1.5倍＝33→34（2個を1セットで使用するため）

※13：3名（運転員（現場））×2倍（現場での要員交代を考慮）×1.5倍＝9



- ・ 配備数の妥当性の確認について

### 【緊急時対策所】

初動体制時（1日目）、東海第二発電所の緊急時対策要員数は110名であり、緊急時対策所の災害対策本部本部員及び各作業班要員47名、現場要員55名（うち自衛消防隊11名を含む。）及び発電所外での活動を行うオフサイトセンターへの派遣要員8名で構成されている。このうち、緊急時対策所の災害対策本部員は、緊急時対策所を陽圧化することにより、防護具類を着用する必要はないが、全要員は12時間に1回交代するため、2回の交代分を考慮する。また、現場要員から自衛消防隊員を除いた44名は、1日に4回現場に行くことを想定する。

ブルーム通過以降（2日目以降）、東海第二の緊急時対策要員数は110名であり、緊急時対策所の災害対策本部本部員及び各作業班要員47名、現場要員55名（うち自衛消防隊11名を含む）及び発電所外での活動を行うオフサイトセンターへの派遣要員8名で構成されている。このうち、緊急時対策所の災害対策本部本部員及び各作業班員は、緊急時対策所を陽圧化することにより、防護具類を着用する必要はないが、全要員は7日目以降に1回交代するため、1回の交代分を考慮し、その後の交代に要する防護具類は外部からの支援が期待できるため考慮しない。また、現場要員から自衛消防隊員を除いた44名は1日に2回現場に行くことを想定する。

よって、以下のとおりタイベック等（靴下、帽子、綿手袋、及びアノラック）の配備数は必要数を上回っており妥当である。

$$110 \text{ 名} \times 2 \text{ 交代} + 44 \text{ 名} \times 4 \text{ 回} + 110 \text{ 名} + 44 \text{ 名} \times 2 \text{ 回} \times 6 \text{ 日} \\ = 1,034 \text{ 着} < 1,155 \text{ 着}$$

チャコールフィルタは2個装着して使用し、ゴム手袋は綿手袋の上に二重にして使用するため、以下のとおり配備数は必要数を上回っており妥当である。

$$(110 \text{ 名} \times 2 \text{ 交代} + 44 \text{ 名} \times 4 \text{ 回} + 110 \text{ 名} + 44 \text{ 名} \times 2 \text{ 回} \times 6 \text{ 日}) \times 2$$

$$= 2,068 \text{ 個} < 2,310$$

全面マスクは、再使用するため、交替を考慮して必要数は220個（要員数分×2）であり、配備数は必要数を上回っており妥当である。

○放射線計測器（被ばく管理・汚染管理）

品名	配備数 <sup>※1</sup>	
	緊急時対策所	中央制御室
個人線量計	330台 <sup>※3</sup>	33台 <sup>※8</sup>
GM汚染サーベイメータ	5台 <sup>※4</sup>	3台 <sup>※9</sup>
電離箱サーベイメータ	5台 <sup>※5</sup>	3台 <sup>※10</sup>
緊急時対策所エリアモニタ	2台 <sup>※6</sup>	—
可搬型モニタリング・ポスト <sup>※2</sup>	2台 <sup>※6</sup>	—
ダストサンプラ	2台 <sup>※7</sup>	2台 <sup>※7</sup>

※1：予備含む。今後、訓練等で見直しを行う

※2：緊急時対策所の可搬型モニタリングポスト（加圧判断用）については「監視測定設備」の可搬型モニタリングポストと兼用する。

※3：110名（要員数）×2台（交代時用）×1.5倍=330

※4：身体の汚染検査用に2台+3台（予備）

※5：現場作業等用に4台+1台（予備）

※6：加圧判断用に1台+1（予備）=2

※7：室内のモニタリング用に1台+1台（予備）

※8：11名（中央制御室要員数）×2台（交代時用）×1.5倍=33

※9：身体の汚染検査用に2台+1台（予備）



※10：現場作業等用に2台+1台（予備）

○チェンジングエリア用資機材

名 称	数 量 <sup>※</sup>	根 拠
養生シート	10巻	チェンジングエリア 設営に必要な数量
バリア	4個	
粘着マット	6枚	
脱衣収納袋	8個	
難燃袋	80枚	
難燃テープ	20巻	
クリーンウェス	10缶	
はさみ、カッター	各3本	
筆記用具	2式	
簡易シャワー	1式	
簡易水槽	1個	
バケツ	2個	
排水タンク	1式	
可搬型空気浄化装置	4台	

※予備を含む（今後，訓練等で見直しを行う。）

(3) 測定計器

機器名称及び外観	仕様等	
酸素濃度計 	検知原理	ガルバニ式
	検知範囲	0.0~40.0vol%
	表示精度	±0.1vol%
	電源	電 源：乾電池（単四×2本） 測定可能時間：約 3000 時間 （バッテリー切れの場合、予備を可動させ、乾電池交換を実施する。）
	台数	1 台（故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備 1 個を保有する。）
二酸化炭素濃度計 	検知原理	NDIR（非分散型赤外線）
	検知範囲	0.0~5.0vol%
	表示精度	±3.0%F.S
	電源	電 源：乾電池（単三×4本） 測定可能時間：約 12 時間 （バッテリー切れの場合、予備を可動させ、乾電池交換を実施する。）
	台数	1 台（故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備 1 個を保有する。）

(4) 情報共有設備等

資機材名	仕様等
社内パソコン (回線, 端末)	緊急時対策所本部内での情報共有や必要な資料や書類等を作成するために配備する。
大型メインモニタ	緊急時対策所本部内の要員が必要な情報の共有を行いやすいよう、資料等を表示する大型のモニタを配備する。

(5) 原子力災害対策活動で使用する主な資料

資 料 名	
1. 組織及び体制に関する資料	<p>(1) 原子力発電所施設を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織資料</p> <p>①東海第二発電所原子力事業者防災業務計画 ②東海第二発電所原子炉施設保安規定 ③災害対策規程 ④東海第二発電所災害対策要領 ⑤東海発電所・東海第二発電所防火管理要領 ⑥東海第二発電所非常時運転手順書</p> <p>(2) 緊急時通信連絡体制資料</p> <p>①東海第二発電所災害対策要領 ②東海・東海第二発電所災害・事故・故障・トラブル時の通報連絡要領</p>
2. 放射能影響推定に関する資料	<p>(1) 気象観測関係資料</p> <p>①気象観測データ</p> <p>(2) 環境モニタリング資料</p> <p>①空間線量モニタリング配置図 ②環境試料サンプリング位置図 ③環境モニタリング測定データ</p> <p>(3) 発電所設備資料</p> <p>①主要系統模式図 ②原子炉設置（変更）許可申請書 ③系統図 ④施設配置図 ⑤プラント関連プロセス及び放射線計測配置図 ⑥主要設備概要 ⑦原子炉安全保護系ロジック一覧表</p> <p>(4) 周辺人口関連データ</p> <p>①方位別人口分布図 ②集落別人口分布図 ③周辺市町村人口表</p> <p>(5) 周辺環境資料</p> <p>①周辺航空写真 ②周辺地図（2万5千分の1） ③周辺地図（5万分の1） ④市町村市街図</p>
3. 事業所外運搬に関する資料	<p>(1) 全国道路地図 (2) 海図（日本領海部分） (3) N F T - 3 2 B型核燃料輸送物設計承認書</p>

(6) その他資機材等

品名	保管数	考え方
食料	2,310食	110名×7日×3食
飲料水	1,540本	110名×7日×2本(1.5ℓ/本)※ <sup>1</sup>
ヨウ素剤	1,760錠	110名×(初日2錠+2日目以降1錠×6日)×2倍
簡易トイレ※ <sup>2</sup>	一式	—

※<sup>1</sup>: 飲料水1.5ℓ容器での保管の場合(要員1名あたり1日3ℓを目安に配備)

※<sup>2</sup>: プルーフ通過中に対策本部から退出する必要がないように、連続使用可能なトイレを配備する。

(7) 放射線計測器について

① 緊急時対策所エリアモニタ

a. 使用目的

緊急時対策所内の放射線量率の監視、測定及び緊急時対策所内の加圧判断に用いる。

b. 配備台数

故障等により使用できない場合を考慮し、予備も含め2台配備する。

c. 測定範囲: 0.001~99.99mSv/h

d. 電源: AC100V



第5.2-1 図 可搬型エリアモニタ

② GM汚染サーベイメータ

a. 使用目的

屋外で作業した要員の身体等に放射性物質が付着していないことを確認する。

b. 配備台数

放射線管理班員2名で汚染検査を実施することを想定しているため、最低2台必要となるが、故障等により使用できない場合を考慮し、予備も含め5台配備する。

c. 測定範囲：0 ～  $1 \times 10^2$  kcpm

d. 電源：乾電池4本[連続100時間以上]



第5.2-2 図 GM汚染サーベイメータ

③ 電離箱サーベイメータ

a. 使用目的

現場作業を行う要員等の過剰な被ばくを防止するため、作業現場等の放射線量の測定に使用する。

b. 配備台数

複数の作業現場等での同時使用及び故障等により使用できない場合を考慮し、予備も含め5台配備する。

c. 測定範囲：0.001 ～ 1000mSv/h

d. 電源：乾電池 4 本[連続 100 時間以上]



第 5.2-3 図 電離箱サーベイメータ



### 5.3 通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量について

緊急時対策所に配備している通信連絡設備の容量及び事故時に想定される

必要な容量は第 5.3-1 表のとおりである。

第 5.3-1 表 緊急時対策所の通信連絡設備の必要容量

通信回線種別		主要設備		必要回線容量 <sup>※2, 4</sup>			回線容量
				主要設備	その他 <sup>※3</sup>		
電力保安 通信用回線	無線系回線	電力保安通信用電話設備 <sup>※1</sup> (固定電話, P H S 端末, F A X)		384kbps	5616kbps	[6Mbps]	6Mbps
		有線系回線	加入電話設備	加入電話	10 回線	—	[10 回線]
加入 F A X	2 回線			—	[2 回線]	2 回線	
電力保安通信用 電話設備接続 <sup>※1</sup>	98 回線			—	[98 回線]	98 回線	
衛星系回線	衛星電話設備	衛星電話 (固定型)	9 回線	—	9 回線	9 回線	
		衛星電話 (携帯型)	13 回線	—	13 回線	13 回線	
有線系回線	専用電話 (ホットライン) (自治体向)		2 回線	—	[2 回線]	2 回線	
通信事業者回線 (統合原子力 防災ネット ワーク)	有線系回線	統合原子力防 災ネットワー クに接続する 通信連絡設備	2.9Mbps	—	2.9Mbps	5Mbps	
			I P 電話 (640kbps)				
			I P - F A X (256kbps)				
			テレビ会議システム (2Mbps)				
	データ伝送設備 (緊急時対策支援システム伝送装置)	(32kbps)					
衛星系回線	統合原子力防 災ネットワー クに接続する 通信連絡設備	226kbps	—	226kbps	384kbps		
		I P 電話 (16kbps)					
		I P - F A X (50kbps)					
		テレビ会議システム (128kbps)					
データ伝送設備 (緊急時対策支援システム伝送装置)	(32kbps)						

各容量については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。

※1：加入電話に接続されており、発電所外への連絡も可能である。

※2：() は内訳を示す。

※3：その他容量は、実測データも含まれていることから、小さな変動の可能性がある。

※4：[] 内は設計基準事故対処設備であり、参考として多様性も考慮した十分な容量を記載している。

#### 5.4 S P D S のデータ伝送概要とパラメータについて

通常、緊急時対策所に設置する緊急時対策支援システム伝送装置は、原子炉建屋附属棟に設置するデータ伝送装置からデータを収集し、S P D S データ表示装置にて確認できる設計とする。

また、緊急時対策支援システム（E R S S）への伝送については、緊急時対策所に設置する緊急時対策支援システム伝送装置から伝送する設計とする。

通常 of データ伝送ラインが使用できない場合、緊急時対策所に設置する緊急時対策支援システム伝送装置は、バックアップ伝送ラインにより原子炉建屋附属棟に設置するデータ伝送装置から無線系を経由し、S P D S データ表示装置にて確認できる設計とする。

各パラメータは、2 週間分（1 分周期）のデータが保存され、S P D S データ表示装置にて過去データが確認できる設計とする。

S P D S パラメータについては、緊急時対策所において必要な指示を行うことができるよう必要なパラメータが表示・把握できる設計とする。

「炉心反応度の状態」、 「炉心冷却の状態」、 「格納容器内の状態」 「放射能隔離の状態」、 「非常用炉心冷却系（E C C S）の状態等」の確認に加え、「使用済燃料プールの状態」の把握、並びに「環境の情報」が把握できる設計とする。

また、これらのパラメータ以外にも、「水素爆発による格納容器の破損防止」「水素爆発による原子炉建屋の損傷防止」「津波監視」に必要なパラメータを収集し、緊急時対策所に設置する S P D S データ表示装置において確認できる設計とすると共に、今後の監視パラメータ追加や機能拡張等を考慮した設計とする。

S P D S データ表示装置で確認できるパラメータを第 5.4-1 表に示す。

第 5.4-1 表 SPDS データ表示装置で確認できるパラメータ一覧

(1/6)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
炉心反応度 の状態確認	APRM レベル平均	○	○	○
	APRM レベル A	○	—	○
	APRM レベル B	○	—	○
	APRM レベル C	○	—	○
	APRM レベル D	○	—	○
	APRM レベル E	○	—	○
	APRM レベル F	○	—	○
	SRNM 計数率 CH. A	○	○	○
	SRNM 計数率 CH. B	○	○	○
	SRNM 計数率 CH. C	○	○	○
	SRNM 計数率 CH. D	○	○	○
	SRNM 計数率 CH. E	○	○	○
	SRNM 計数率 CH. F	○	○	○
	SRNM 計数率 CH. G	○	○	○
SRNM 計数率 CH. H	○	○	○	
炉心冷却の 状態確認	原子炉水位(狭帯域)	○	○	○
	原子炉水位(広帯域)	○	○	○
	原子炉水位(燃料域)	○	○	○
	原子炉水位(SA 広帯域)	○	—	○
	原子炉水位(SA 燃料域)	○	—	○
	原子炉圧力	○	○	○
	原子炉圧力(SA)	○	—	○
	高圧炉心スプレー系系統流量	○	○	○
	低圧炉心スプレー系系統流量	○	○	○
	原子炉隔離時冷却系系統流量	○	○	○
	残留熱除去系系統流量 A	○	○	○
	残留熱除去系系統流量 B	○	○	○
	残留熱除去系系統流量 C	○	○	○
	逃がし安全弁出口温度	○	○	○
原子炉再循環ポンプ入口温度	○	○	○	
原子炉給水流量	○	○	○	

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
炉心冷却の 状態確認	原子炉圧力容器表面温度	○	—	○
	残留熱除去系熱交換器入口温度	○	—	○
	高压代替注水系系統流量	○	—	○
	低压代替注水系原子炉注水流量	○	—	○
	代替循環冷却系原子炉注水流量	○	—	○
	代替淡水貯槽水位	○	—	○
	6.9kV 母線 2A-1 電圧	○	○	○
	6.9kV 母線 2A-2 電圧	○	○	○
	6.9kV 母線 2B-1 電圧	○	○	○
	6.9kV 母線 2B-2 電圧	○	○	○
	6.9kV 母線 2C 電圧	○	○	○
	6.9kV 母線 2D 電圧	○	○	○
	6.9kV 母線 HPCS 電圧	○	○	○
	D/G 2C 遮断器 (660) 閉	○	○	○
	D/G 2D 遮断器 (670) 閉	○	○	○
	HPCS D/G 遮断器 (680) 閉	○	○	○
	圧力容器フランジ温度	○	—	○
	125VDC 2A 母線電圧	○	○	○
	125VDC 2A 母線電圧	○	○	○
	6.9kV 緊急用母線電圧	○	○	○
480V 緊急用母線電圧	○	○	○	
格納容器内 の状態確認	格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) (A)	○	○	○
	格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) (B)	○	○	○
	格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C) (A)	○	○	○
	格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C) (B)	○	○	○
	ドライウエル圧力 (広帯域)	○	○	○
	ドライウエル圧力 (狭帯域)	○	—	○
	ドライウエル圧力	○	—	○
	サプレッション・チェンバ圧力	○	—	○
	サプレッション・プール圧力	○	○	○

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
格納容器内 の状態確認	ドライウエル雰囲気温度	○	○	○
	サブプレッション・プール水温度 (平均値)	○	○	○
	サブプレッション・プール水温度	○	○	○
	サブプレッション・プール雰囲気温度	○	○	○
	サブプレッション・チェンバ雰囲気温度	○	○	○
	サブプレッション・プール水位	○	○	○
	格納容器雰囲気水素濃度 (D/W) (A)	○	○	○
	格納容器雰囲気水素濃度 (D/W) (B)	○	○	○
	格納容器雰囲気水素濃度 (S/C) (A)	○	○	○
	格納容器雰囲気水素濃度 (S/C) (B)	○	○	○
	格納容器雰囲気酸素濃度 (D/W) (A)	○	○	○
	格納容器雰囲気酸素濃度 (D/W) (B)	○	○	○
	格納容器雰囲気酸素濃度 (S/C) (A)	○	○	○
	格納容器雰囲気酸素濃度 (S/C) (B)	○	○	○
	格納容器内水素濃度 (SA)	○	—	○
	格納容器内酸素濃度 (SA)	○	—	○
	低圧代替注水系格納容器スプレイ流量	○	—	○
	低圧代替注水系格納容器下部注水流量	○	—	○
	代替循環冷却系格納容器スプレイ流量	○	—	○
	格納容器下部水位	○	—	○
	常設高圧代替注水系ポンプ吐出圧力	○	—	○
	常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力	○	—	○
	代替循環冷却系ポンプ吐出圧力	○	—	○
	原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力	○	—	○
	高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力	○	—	○
	残留熱除去系ポンプ吐出圧力	○	—	○
	低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力	○	—	○
	代替循環冷却系ポンプ入口温度	○	—	○
	残留熱除去系熱交換器出口温度	○	—	○
	残留熱除去系海水系系統流量	○	—	○

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
格納容器内 の状態確認	残留熱除去系 A 注入弁全開	○	○	○
	残留熱除去系 B 注入弁全開	○	○	○
	残留熱除去系 C 注入弁全開	○	○	○
	格納容器内スプレイ弁 A (全開)	○	○	○
	格納容器内スプレイ弁 B (全開)	○	○	○
	主蒸気管放射線モニタ (A)	○	○	○
	主蒸気管放射線モニタ (B)	○	○	○
	主蒸気管放射線モニタ (C)	○	○	○
放射能隔離 の状態確認	主排気筒放射線モニタ A	○	○	○
	主排気筒放射線モニタ B	○	○	○
	主排気筒モニタ (高レンジ)	○	○	○
	主蒸気管放射線モニタ A	○	○	○
	主蒸気管放射線モニタ B	○	○	○
	主蒸気管放射線モニタ C	○	○	○
	主蒸気管放射線モニタ D	○	○	○
	排ガス放射能 (プレホールドアップ) A	○	○	○
	排ガス放射能 (プレホールドアップ) B	○	○	○
	NS4 内側隔離	○	○	○
	NS4 外側隔離	○	○	○
	主蒸気内側隔離弁 A 全閉	○	○	○
	主蒸気内側隔離弁 B 全閉	○	○	○
	主蒸気内側隔離弁 C 全閉	○	○	○
	主蒸気内側隔離弁 D 全閉	○	○	○
	主蒸気外側隔離弁 A 全閉	○	○	○
	主蒸気外側隔離弁 B 全閉	○	○	○
	主蒸気外側隔離弁 C 全閉	○	○	○
主蒸気外側隔離弁 D 全閉	○	○	○	
環境の情報 確認	SGTS A 作動	○	○	○
	SGTS B 作動	○	○	○
	SGTS モニタ (高レンジ) A	○	○	○
	SGTS モニタ (高レンジ) B	○	○	○
	SGTS モニタ (低レンジ) A	○	○	○

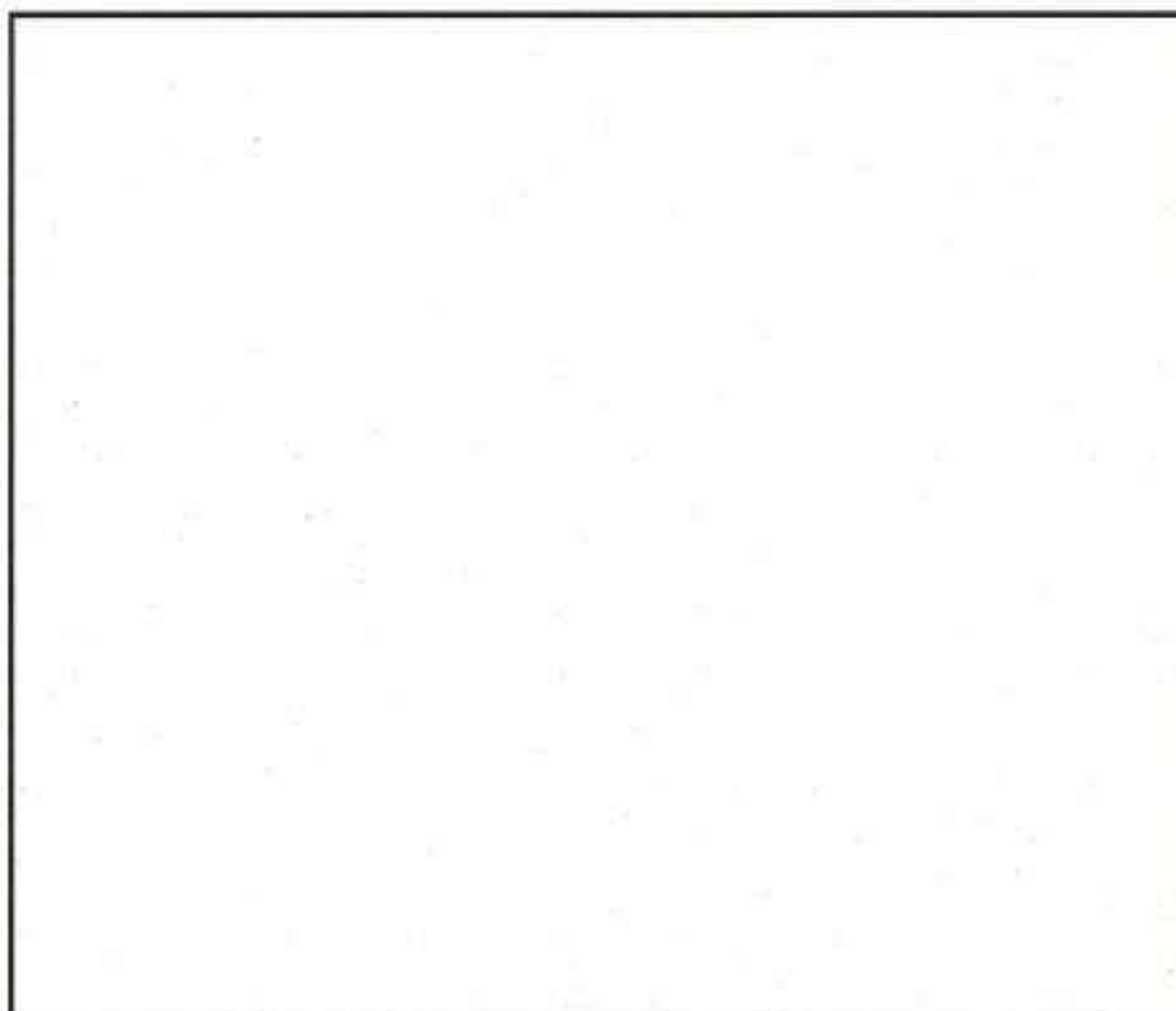
目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
環境の情報 確認	SGTS モニタ (低レンジ) B	○	○	○
	耐圧強化ベント系放射線モニタ	○	—	○
	放水口モニタ (T-2)	○	○	○
	モニタリング・ポスト (A)	○	○	—
	モニタリング・ポスト (B)	○	○	—
	モニタリング・ポスト (C)	○	○	—
	モニタリング・ポスト (D)	○	○	—
	モニタリング・ポスト (A) 広域レンジ	○	○	—
	モニタリング・ポスト (B) 広域レンジ	○	○	—
	モニタリング・ポスト (C) 広域レンジ	○	○	—
	モニタリング・ポスト (D) 広域レンジ	○	○	—
	大気安定度 10 分値	○	○	—
	18m ベクトル平均風向 10 分値	○	○	—
	71m ベクトル平均風向 10 分値	○	○	—
	140m ベクトル平均風向 10 分値	○	○	—
	18m ベクトル平均風速 10 分値	○	○	—
	71m ベクトル平均風速 10 分値	○	○	—
	140m ベクトル平均風速 10 分値	○	○	—
	可搬型モニタリング・ポスト (A)	○	—	—
	可搬型モニタリング・ポスト (B)	○	—	—
	可搬型モニタリング・ポスト (C)	○	—	—
	可搬型モニタリング・ポスト (D)	○	—	—
	可搬型モニタリング・ポスト (緊急時 対策所)	○	—	—
	可搬型モニタリング・ポスト (NE)	○	—	—
	可搬型モニタリング・ポスト (E)	○	—	—
	可搬型モニタリング・ポスト (SW)	○	—	—
	可搬型モニタリング・ポスト (S)	○	—	—
	可搬型モニタリング・ポスト (SE)	○	—	—
	風向 (可搬型)	○	—	—
	風速 (可搬型)	○	—	—
大気安定度 (可搬型)	○	—	—	

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
使用済燃料プールの状態確認	使用済燃料プール水位・温度 (SA 広域)	○	—	○
	使用済燃料プール温度 (SA)	○	—	○
	使用済燃料プール温度	○	—	○
	使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)	○	—	○
水素爆発による格納容器の破損防止確認	フィルタ装置出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)	○	—	○
	フィルタ装置入口水素濃度	○	—	○
	フィルタ装置圧力	○	—	○
	フィルタ装置水位	○	—	○
水素爆発による原子炉建屋の損傷防止確認	原子炉建屋水素濃度	○	—	○
	静的触媒式水素再結合器動作監視装置	○	—	○
非常用炉心冷却系 (ECCS) の状態等	自動減圧系 A 作動	○	○	○
	自動減圧系 B 作動	○	○	○
	原子炉隔離時冷却系ポンプ起動	○	○	○
	高压炉心スプレイ系ポンプ起動	○	○	○
	高压炉心スプレイ系注入弁全開	○	○	○
	低压炉心スプレイ系ポンプ起動	○	○	○
	低压炉心スプレイ系注入弁全開	○	○	○
	残留熱除去系ポンプ A 起動	○	○	○
	残留熱除去系ポンプ B 起動	○	○	○
	残留熱除去系ポンプ C 起動	○	○	○
	残留熱除去系 A 注入弁全開	○	○	○
	残留熱除去系 B 注入弁全開	○	○	○
	残留熱除去系 C 注入弁全開	○	○	○
全制御棒全挿入	○	○	○	
津波監視	取水ピット水位計	○	—	○
	潮位計	○	—	○



### 5.5 緊急時対策所の要員数とその運用について

収容場所・収容可能人数		収容する要員	収容場所の対策
災害対策本部 (約350m <sup>2</sup> )	約100名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等に対処するために必要な指示をする要員</li> <li>・事故の抑制に必要な要員等</li> </ul>	ブルーム通過時の希ガス対策（空気ポンプによる正圧維持）実施
休憩・待機スペース (約70m <sup>2</sup> )		<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等の対処、抑制をするための交代要員、待機要員</li> </ul>	



(建屋2階平面図)

ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある最低限必要な要員は、休憩・仮眠をとるための交代要員

を考慮して、(1)重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 46 名と、(2)原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員 18 名の合計の 64 名としている。

なお、この要員数を目安として、発電所災害対策本部長が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。

(1) 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員

プルーム通過中の状況監視及び通過後においても継続して発電所災害対策本部機能を維持し、必要な指揮・対応を行うために必要な要員数を確保する。

要員	考え方	人数	合計
発電所災害対策本部長他	重大事故等に対処するための指揮を行うために必要な本部要員は本部長、本部長代理、原子炉主任技術者がとどまる。	5 名	46 名
各班本部員、班長	各班については、本部長からの指揮を受け、重大事故等に対処するため、各本部員及び各班長がとどまる。	18 名	
交代要員	上記、本部長、本部長代理、原子炉主任技術者の交代要員 5 名、及び各班の本部員、班長の交代要員 18 名を確保する。	23 名	

(注) 人数については、今後、訓練等を踏まえた検討により変更となる可能性がある。

(2) 原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員

放射性物質の拡散を抑制するための継続的な対応措置として、プルーム通過後の放水砲による放水の再開実施に必要な要員及びその他重大事故等に対して柔軟に対処するために必要な要員数を確保する。

要員	考え方		人数	合計
運転員 (当直員)	プルーム通過時には、3名が待避室、4名が緊急時対策所に退避する。		7名	24名
庶務班要員	放射性物質拡散抑制対応	放射性物質の拡散を抑制するために必要な放水砲設備の運転、監視	4名	
	燃料確保	ポンプ車等の可搬型設備への燃料給油	2名	
保修班要員	水源確保	使用済燃料ピットへの補給等	2名	
	電源確保	電源車の運転操作、監視	2名	
運転班要員	格納容器ベント対応	格納容器ベントの現場対応(弁操作室に退避)	3名	
放射線管理 班要員	モニタリング	作業現場の放射線モニタリング	4名	

重大事故等に対して柔軟に対応できるよう、整備した設備等の手順書を制定し、訓練実施することにより必要な力量を習得・維持する。

(注)人数については、今後、訓練等を踏まえた検討により変更となる可能性がある。

## 5.6 原子力警戒態勢，緊急時態勢について

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に，事故原因の除去，原子力災害の拡大の防止，その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため，第 5.6-1 表に定める異常・緊急時の情勢に応じて防災体制を区分する。

第 5.6-1 表 防災体制の区分と緊急時活動レベル (EAL)

防災体制	緊急事態の区分	異常・緊急時の情勢	施設の状況	事象の種類	
警戒事態	警戒事態	<p>○原子力防災管理者（所長）が、警戒事象（右の事象の種類参照）の発生について連絡を受け、又は自ら発見したとき。</p> <p>○原子力規制委員会より、警戒事態とする旨の連絡があったとき。</p>	<p>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又は、そのおそれがある状態が発生</p>	<p>(AL11)原子炉停止機能の異常のおそれ (AL21)原子炉冷却材の漏えい (AL22)原子炉給水機能の喪失 (AL23)原子炉除熱機能の一部喪失 (AL25)全交流電源喪失のおそれ (AL29)停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL30)使用済燃料貯貯槽の冷却機能喪失のおそれ (AL42)単一障壁の喪失又は喪失可能性 (AL51)原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL52)所内外通信連絡機能の一部喪失</p>	<p>(AL53)重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ</p> <p>○外的事象（自然災害）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大地震の発生，大津波警報の発令，竜巻等の発生</li> </ul> <p>○外的事象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制委員会委員長又は委員長代理が警戒本部の設置を判断した場合</li> </ul> <p>○その他原子力施設の重要な故障等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力防災管理者が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等</li> </ul>
非常事態	施設敷地緊急事態（原災法第10条事象）	<p>○原子力防災管理者（所長）が、特定事象（右の事象の種類参照）の発生について通報を受け、又は自ら発見したとき。</p>	<p>原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が発生</p>	<p>(SE01)敷地境界付近の放射線量の上昇 (SE02)通常放出経路での気体放射性物質の放出 (SE03)通常放出経路での液体放射性物質の放出 (SE04)火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 (SE05)火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 (SE06)施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ (SE21)原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動 (SE22)原子炉注水機能喪失のおそれ (SE23)残留熱除去機能の喪失 (SE25)全交流電源の30分以上喪失 (SE27)直流電源の部分喪失</p>	<p>(SE29)停止中の原子炉冷却機能の喪失 (SE30)使用済燃料貯貯槽の冷却機能喪失 (SE41)格納容器健全性喪失のおそれ (SE42)2つの障壁の喪失又は喪失可能性 (SE43)原子炉格納容器圧力逃し装置の使用 (SE51)原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 (SE52)所内外通信連絡機能のすべての喪失 (SE53)火災・溢水による安全機能の一部喪失 (SE55)防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生</p>

防災体制	緊急事態の区分	異常・緊急時の情勢	施設の状況	事象の種類	
非常事態	全面緊急事態 (原災法第15条事象)	○原子力防災管理者(所長)が、原災法第15条第1項に該当する事象(右の事象の種類参照)の発生について通報を受け、又は自ら発見したとき、若しくは内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行ったとき。	原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が発生	(GE01)敷地境界付近の放射線量の上昇 (GE02)通常放出経路での気体放射性物質の放出 (GE03)通常放出経路での液体放射性物質の放出 (GE04)火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 (GE05)火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 (GE06)施設内(原子炉外)での臨界事故 (GE11)原子炉停止機能の異常 (GE21)原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 (GE22)原子炉注水機能の喪失 (GE23)残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失	(GE25)全交流電源の1時間以上喪失 (GE27)全直流電源の5分以上喪失 (GE28)炉心損傷の検出 (GE29)停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE30)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE41)格納容器圧力の異常上昇 (GE42)2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失可能性 (GE51)原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE55)住民の避難を開始する必要がある事象発生

※EAL: Emergency Action Level AL: Alert SE: Site area Emergency GE: General Emergency

## 5.7 災害対策本部内における各機能班との情報共有について

災害対策本部内における各機能班，本店対策本部との基本的な情報共有方法は以下のとおりである。（第5.7-1図参照）

今後の訓練等で有効性を確認し適宜見直していく。

### a. プラント状況，重大事故等への対応状況の情報共有

- ① 情報班が通信連絡設備を用い発電長又は情報班員からプラント状況を逐次入手し，ホワイトボード等に記載するとともに，主要な情報については災害対策本部に報告する。
- ② 技術班は，SPDSデータ表示装置によりプラントパラメータを監視し，状況把握，今後の進展予測，中期的な対応・戦略を検討する。
- ③ 各作業班は，適宜，入手したプラント状況，周辺状況，重大事故等への対応状況をホワイトボード等に記載するとともに，適宜OA機器（パーソナルコンピュータ等）内の共通様式に入力することで，災害対策本部内の全要員，本店対策本部との情報共有を図る。
- ④ 災害対策本部長は，本部と各機能班の発話，情報共有記録をもとに全体の状況把握，今後の進展予測・戦略検討に努めると共に，プラント状況，今後の対応方針について災害対策本部内に説明し，状況認識，対応方針の共有化を図る。
- ⑤ 災害対策本部長は，定期的に對外対応を含む対応戦略等を災害対策本部要員と協議し，その結果を災害対策本部内の全要員に向けて発話し，全体の共有を図る。
- ⑥ 情報班を中心に，災害対策本部長，災害対策本部長代理，各本部員の発話内容をOA機器内の共通様式に入力し，発信情報，意思決定，指示事項等の情報を記録・保存し，情報共有を図る。

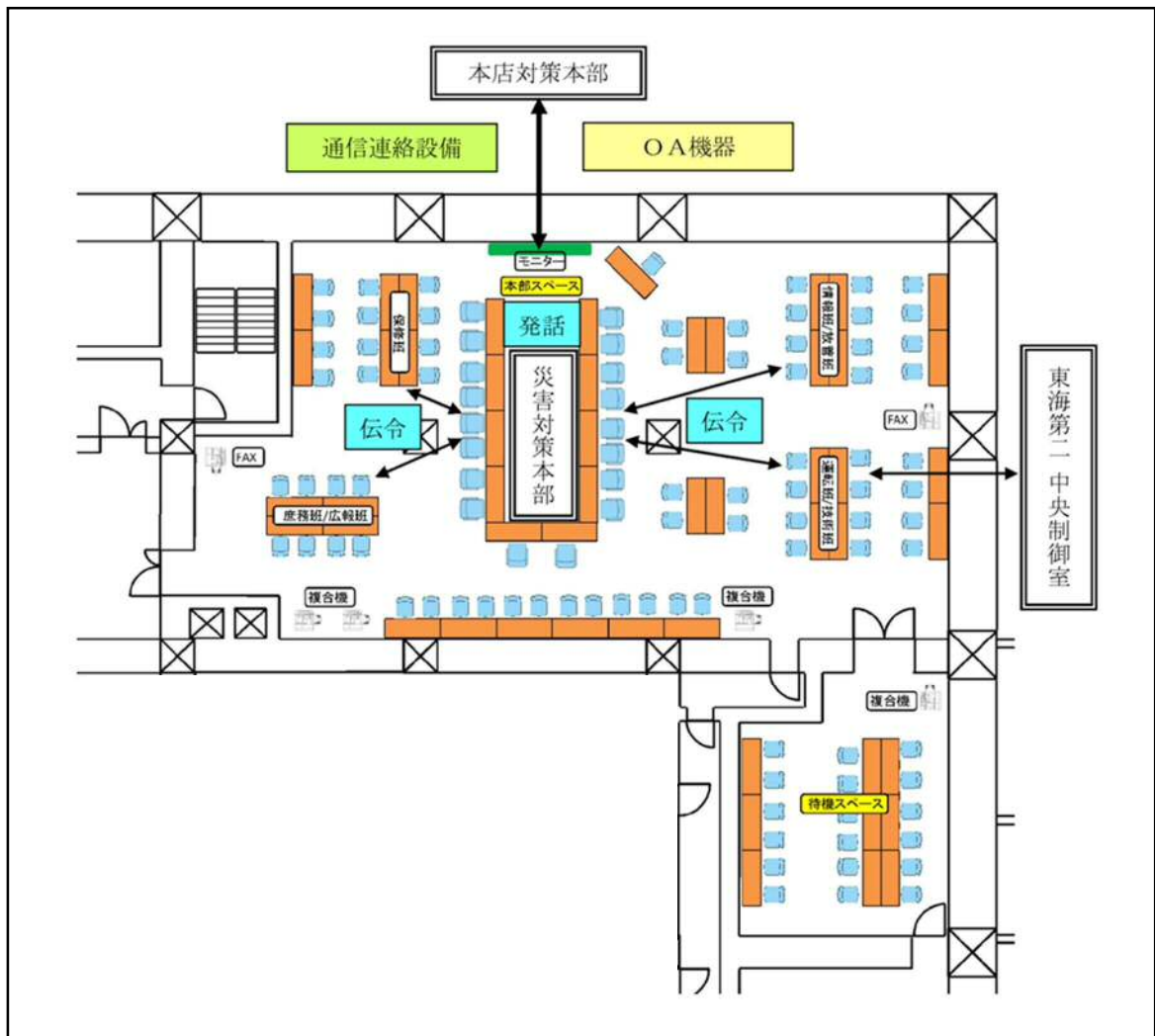
b. 指示・命令，報告

- ① 災害対策本部内において，指揮命令は基本的に災害対策本部長を最上位に置き，階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方，下位から上位へは，実施事項等が報告される。また，プラント状況や各班の対応状況についても各本部員より適宜報告されるため，常に綿密な情報の共有がなされる。
- ② 災害対策本部長は，各本部員からの発話，報告を受け，適宜指示・命令を出す。
- ③ 各本部員は，配下の各班長から報告を受け，各班長に指示・命令を行うとともに，重要な情報について適宜発話・報告することで情報共有する。
- ④ 各作業班長は，各班員に対応の指示を行うとともに，班員の対応状況等の情報を入手し，情報を整理した上で本部員へ連携する。
- ⑤ 情報班を中心に，災害対策本部長，災害対策本部長代理，各本部員の指示・命令，報告，発話内容をホワイトボード等への記載，並びにOA機器内の共通様式に入力することで，災害対策本部内の全要員，本店対策本部との情報共有を図る。

c. 本店対策本部との情報共有

災害対策本部と本店対策本部間の情報共有は，テレビ会議システム，通信連絡設備，OA機器内の共通様式を用いて行う。





(注) 緊急時対策所災害対策本部内の配置については、今後訓練等の結果を踏まえた検討により変更となる可能性がある。

第 5.7-1 図 緊急時対策所災害対策本部における各機能班，本店対策本部との情報共有イメージ

5.8 設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止），第8条及び第41条（火災による損傷の防止）への適合方針について

- (1) 緊急時対策所に関する追加要求事項のうち，設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。

第5.8-1表 設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）要求事項

設置許可基準規則 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）	設置許可基準規則の解釈 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）
<p>安全施設は，想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は，当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>1 第6条は，設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して，安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含む。</p> <p>2 第1項に規定する「想定される自然現象」とは，敷地の自然環境を基に，洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。</p> <p>3 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは，設計上の考慮を要する自然現象又はその組み合わせに遭遇した場合において，自然事象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において，その設備が有する安全機能が達成されることをいう。</p> <p>4 第2項に規定する「重要安全施設」については，「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）の「V. 2.（2）自然現象に対する設計上の考慮」に示されるものとする。</p>

設置許可基準規則 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）	設置許可基準規則の解釈 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）
<p>3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>5 第2項に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象」とは、対象となる自然現象に対応して、最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想されるものをいう。なお、過去の記録、現地調査の結果及び最新知見等を参考にし、必要のある場合には、異種の自然現象を重畳させるものとする。</p> <p>6 第2項に規定する「適切に考慮したもの」とは、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故が発生した場合に生じる応力を単純に加算することを必ずしも要求するものではなく、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせた場合をいう。</p> <p>7 第3項は、設計基準において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含む。</p> <p>8 第3項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）」とは、敷地及び敷地周辺の状況をもとに選択されるものであり、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害等をいう。なお、上記の航空機落下については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」（平成14・07・29原院第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））等に基づき、防護設計の要否について確認する。</p>

第 5.8-2 表 想定される自然現象への適合方針

自然現象	適合方針（方策・評価等）
洪水	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地の地形及び表流水の状況から、洪水による被害が生じることはない。</li> </ul>
風（台風）	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法施行令に定められた東海村の基準風速は 30m/s である。緊急時対策所は、この基準風速を考慮し、緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</li> <li>風（台風）の発生による飛来物の影響は、竜巻影響評価にて想定している設計飛来物の影響に包絡されている。</li> </ul>
竜巻	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所は、最大風速 100m/s の竜巻による設計荷重（風圧力による荷重、気圧差による荷重、飛来物による衝撃及びその他組合せ荷重）を考慮し、緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</li> </ul>
凍結	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要設備類は換気空調設備により環境温度を維持した建屋内に配備する設計としている事から影響は生じない。また、屋外設備については保温等の凍結防止対策を行うことにより、緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</li> </ul>
降水	<ul style="list-style-type: none"> <li>構内排水路による排水等により影響を受けない。</li> </ul>
積雪	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法施行令に定められた東海村の基準積雪深は 30cm である。緊急時対策所は、この基準積雪深を考慮し、緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。さらに、適切に除雪を行うことで、荷重の低減が可能である。</li> </ul>
落雷	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所は、避雷設備を設置するとともに、構内接地網の布設による接地抵抗の低減等の対策を行うことにより、緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</li> </ul>
地滑り	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地及びその近傍には地滑りを起こすような地形は存在しないため、地滑りによる被害は生じることはない。</li> </ul>
火山の影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電所で想定される降下火砕物の堆積厚さは 40cm である。緊急時対策所は、降下火砕物と積雪及び風荷重を考慮し、緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。さらに、適切に降下火砕物の除去を行うことで、荷重の低減が可能である。</li> </ul>
生物学的事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所は、ネズミ等の小動物に対して侵入防止対策を施すことで、緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</li> </ul>
森林火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所は、飛び火及び輻射熱の影響に対して、防火帯内側に設置及び森林との間に適切な離隔距離を確保することで、緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</li> <li>ばい煙等の二次的影響に対して、外気取込の給気口を森林帯とは反対の建屋側面に敷設することで、緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</li> </ul>
高潮	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所は、高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。</li> </ul>

第 5.8-3 表 想定される外部人為事象への適合方針

外部人為事象	適合方針（方策・評価等）
航空機落下	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉施設等への航空機の落下確率は防護設計の要否を判断する基準である <math>10^{-7}</math> 回/炉・年を超えないため、航空機落下による防護については考慮する必要がない。</li> </ul>
ダム崩壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電所から北西約 30km にある竜神ダムが崩壊した場合、流出水は、久慈川を増水させ流域に拡がり太平洋へ流下するが、敷地勾配により敷地まで遡上しないため、ダムの崩壊により被害が生じることはない。</li> </ul>
爆発	<ul style="list-style-type: none"> <li>石油コンビナート、近隣工場及び発電所周辺を航行する燃料輸送船の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。</li> <li>発電所周辺を通行する燃料輸送車両の爆発による飛来物によって損傷が確認された場合は必要に応じてプラントを停止し、補修を行う。</li> </ul>
近隣工場等の火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>石油コンビナート、近隣工場、発電所周辺の道路を通行する燃料輸送車両、発電所周辺を航行する燃料輸送船及び敷地内の危険物貯蔵施設の火災に対して、離隔距離が確保されている。</li> <li>航空機墜落による火災に対して、損傷が確認された場合は必要に応じてプラントを停止し、補修を行う。</li> </ul>
有毒ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定施設（石油コンビナート等）及び可動施設（陸上輸送、海上輸送）において流出する有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。</li> </ul>
船舶の衝突	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所は、船舶の衝突の影響を受けない敷地高さに設置する。</li> </ul>
電磁的障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本工業規格（JIS）等に基づき、ラインフィルタや絶縁回路の設置によりサージ・ノイズの侵入を防止するとともに、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用により電磁波の侵入を防止する設計とする。</li> </ul>

(2) 緊急時対策所に関する追加要求事項のうち、設置許可基準規則第8条及び第41条（火災による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。

第5.8-4表 設置許可基準規則第8条（火災による損傷の防止）要求事項

設置許可基準規則 第8条（火災による損傷の防止）	設置許可基準規則の解釈 第8条（火災による損傷の防止）
<p>設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感知する設備（以下「火災感知設備」という。）及び消火を行う設備（以下「消火設備」といい、安全施設に属するものに限る。）並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 消火設備（安全施設に属するものに限る。）は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>1 第8条については、設計基準において発生する火災により、発電用原子炉施設の安全性が損なわれないようにするため、設計基準対象施設に対して必要な機能（火災の発生防止、感知及び消火並びに火災による影響の軽減）を有することを求めている。</p> <p>また、上記の「発電用原子炉施設の安全性が損なわれない」とは、安全施設が安全機能を損なわないことを求めている。</p> <p>したがって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがある火災に対して、発電用原子炉施設に対して必要な措置が求められる。</p> <p>2 第8条について、別途定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（原規技発第1306195号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））に適合すること。</p> <p>3 第2項の規定について、消火設備の破損、誤作動又は誤操作が起きた場合のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものであること。</p>

第 5.8-5 表 設置許可基準規則第 4 1 条(火災による損傷の防止) 要求事項

設置許可基準規則 第 4 1 条 (火災による損傷の防止)	設置許可基準規則の解釈 第 4 1 条 (火災による損傷の防止)
重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。	1 第 4 1 条の適用に当たっては、第 8 条第 1 項の解釈に準ずるものとする。

第 5.8-6 表 火災による損傷の防止への適合方針

事象	適合方針 (方策・評価等)
内部火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災の発生防止並びに火災の影響軽減を考慮した火災防護対策（不燃性・難燃性内装材料，耐火壁等）を講じ，緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</li> <li>・火災の早期感知については、火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できるよう、異なる 2 種類の感知器（熱感知器と煙感知器）を組み合わせ設置する設計とする。感知器は、外部電源が喪失場合においても電源を確保する設計とし、中央制御室等にて適切に監視できる設計とする。</li> <li>・消火設備については、各種消火器を適切に設置するとともに、火災によって煙が充満し消火が困難となる可能性のある屋内には、固定式消火設備を配備する設計とする。</li> </ul>

61-10

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について※

※評価値は現在の最新値



## 目次

1. 新規制基準への適合状況	61-10-1
2. 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について	61-10-3
・添付資料 1 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価条件	61-10-12
・添付資料 2 被ばく評価に用いた気象資料の代表性	61-10-37
・添付資料 3 線量評価に用いる大気拡散評価	61-10-41
・添付資料 4 地表面への沈着速度の設定について	61-10-43
・添付資料 5 エアロゾルの乾性沈着速度について	61-10-46
・添付資料 6 グランドシャインガンマ線の評価方法	61-10-51
・添付資料 7 審査ガイド <sup>※1</sup> への適合状況について	61-10-57

※1 実用発電用原子炉に係る重大事故等の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド

1. 新規制基準への適合状況

実用発電用原子炉及びその付属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則第六十一条（緊急時対策所），実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則第七十六条（緊急時対策所）

～抜粋～

	新規制基準の項目	適合状況
1	<p>第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう，次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p>	<p>重大事故等が発生した場合においても，緊急時対策所により，当該重大事故等に対処するための適切な措置を講じることができる。</p>
2	<p>緊急時対策所は，重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p>	

実用発電用原子炉及びその付属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則第六十一条（緊急時対策所），実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則 第七十六条（緊急時対策所）

～抜粋～

	新規制基準の項目	適合状況
1, 2	<p><b>【解釈】</b></p> <p>1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは，以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>e) 緊急時対策所の居住性については，次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き，対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制，安定ヨウ素剤の服用，仮設設備等を考慮してもよい。ただし，その場合は，実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は，対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p>	<p>緊急時対策所の居住性については，実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイドに基づき評価した。結果，対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認している（約37mSv/7日間）。なお，想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等と想定し，マスクの着用なし，交替要員体制なし及び安定ヨウ素剤の服用なしとして評価した。</p>

## 2. 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について

設計基準事故を超える事故時の緊急時対策所の居住性評価に当たっては、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」（以下「審査ガイド」という）に基づき、評価を行った。

緊急時対策所災害対策本部の対策要員の被ばく評価の結果、実効線量で約37mSvであり、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認した。

### (1) 想定する事象

想定する事象については、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等」とした。なお、想定する放射性物質等に関しては、審査ガイドに基づき評価を行った。

### (2) 大気中への放出量

大気中へ放出される放射性物質の量は、東海第二発電所が発災するものとし、放出時期及び放射性物質の放出割合は審査ガイドに従った。評価に用いた放出放射エネルギーを第1-1表に示す。

第1-1表 大気中への放出量 (gross 値)

核種グループ	放出放射能量 (Bq)
希ガス類	約 $8.4 \times 10^{18}$
よう素類	約 $2.9 \times 10^{17}$
C s 類	約 $2.4 \times 10^{16}$
T e 類	約 $7.1 \times 10^{16}$
B a 類	約 $2.6 \times 10^{15}$
R u 類	約 $1.3 \times 10^{10}$
C e 類	約 $8.7 \times 10^{13}$
L a 類	約 $1.2 \times 10^{13}$

(3) 大気拡散の評価

被ばく評価に用いる相対濃度及び相対線量は、大気拡散の評価に従い実効放出継続時間を基に計算した値を、年間について小さい方から順に並べた累積出現頻度 97%に当たる値を用いた。評価においては、2005 年 4 月～2006 年 3 月の 1 年間における気象データを使用した。

相対濃度及び相対線量の評価結果は、第 1-2 表に示すとおりである。

第 1-2 表 相対濃度及び相対線量

評価対象	相対濃度 $\chi / Q$ (s/m <sup>3</sup> )	相対線量 D / Q (Gy/Bq)
災害対策本部	$1.1 \times 10^{-4}$	$6.1 \times 10^{-19}$

(4) 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線評価

原子炉建屋内の放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャイン線による対策要員の実効線量は、施設の位置、建屋の配置、形状等から評価した。直接ガンマ線は点減衰核積分コード QAD-CGGP2R、スカイシャインガンマ線は次元輸送計算コード ANISN 及び 1 回散乱計算コード G33-GP2R を用いて評価した。

(5) 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価

被ばく評価に当たって、放射性物質の放出は事故発生後 24 時間から 34 時間まで継続し、事故初期の放射性物質の影響が支配的となることから 7 日間災害対策本部に滞在するものとして実効線量を評価した。考慮している被ばく経路は、第 1-1 図に示す①～④のとおりである。被ばく経路のイメージ図を第 1-2 図に示す。また、緊急時対策所の居住性に係る被ばく

評価の主要条件を第 1-4 表に示す。

- a. 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線（直接及びスカイシャインガンマ線）による災害対策本部での外部被ばく（経路①）

事故期間中に原子炉建屋内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による災害対策本部での対策要員の外部被ばくは、前述(4)の方法で実効線量を評価した。

- b. 大気中へ放出された放射性雲中の放射性物質からのガンマ線（クラウドシャイン線）による災害対策本部での外部被ばく（経路②）

大気中へ放出された放射性雲中の放射性物質からの、ガンマ線による災害対策本部での外部被ばくは、事故期間中の大気中への放射性物質の放出量を基に、大気拡散効果と緊急時対策所の建屋によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて対策要員の実効線量を評価した。

- c. 外気から取り込まれた放射性物質による災害対策本部での被ばく（経路③）

事故期間中に大気中へ放出された放射性物質の一部は、外気から緊急時対策所に取り込まれる。災害対策本部及び浄化エリアに取り込まれた放射性物質のガンマ線による外部被ばく及び緊急時対策所内に取り込まれた放射性物質の吸入摂取による内部被ばくの和として実効線量を評価した。

災害対策本部及び浄化エリアの放射性物質濃度の計算に当たっては、空気ボンベにより災害対策本部を陽圧化することで、プルーム通過中及びプルーム通過後の 1 時間は、災害対策本部への放射性物質の侵入を防

止する効果を考慮した。また、隣接室区画は、換気設備により陽圧化することで、フィルタを通らない外気の侵入を防止する効果を考慮した。なお、マスクの着用なしとして評価した。

d. 大気中に放出され地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線（グラウンドシャイン線）による災害対策本部での外部被ばく（経路④）

大気中へ放出され地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による災害対策本部での外部被ばくは、事故期間中の大気中への放射性物質の放出量を基に大気拡散効果、地表面沈着効果及び建屋によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて対策要員の実効線量を評価した。

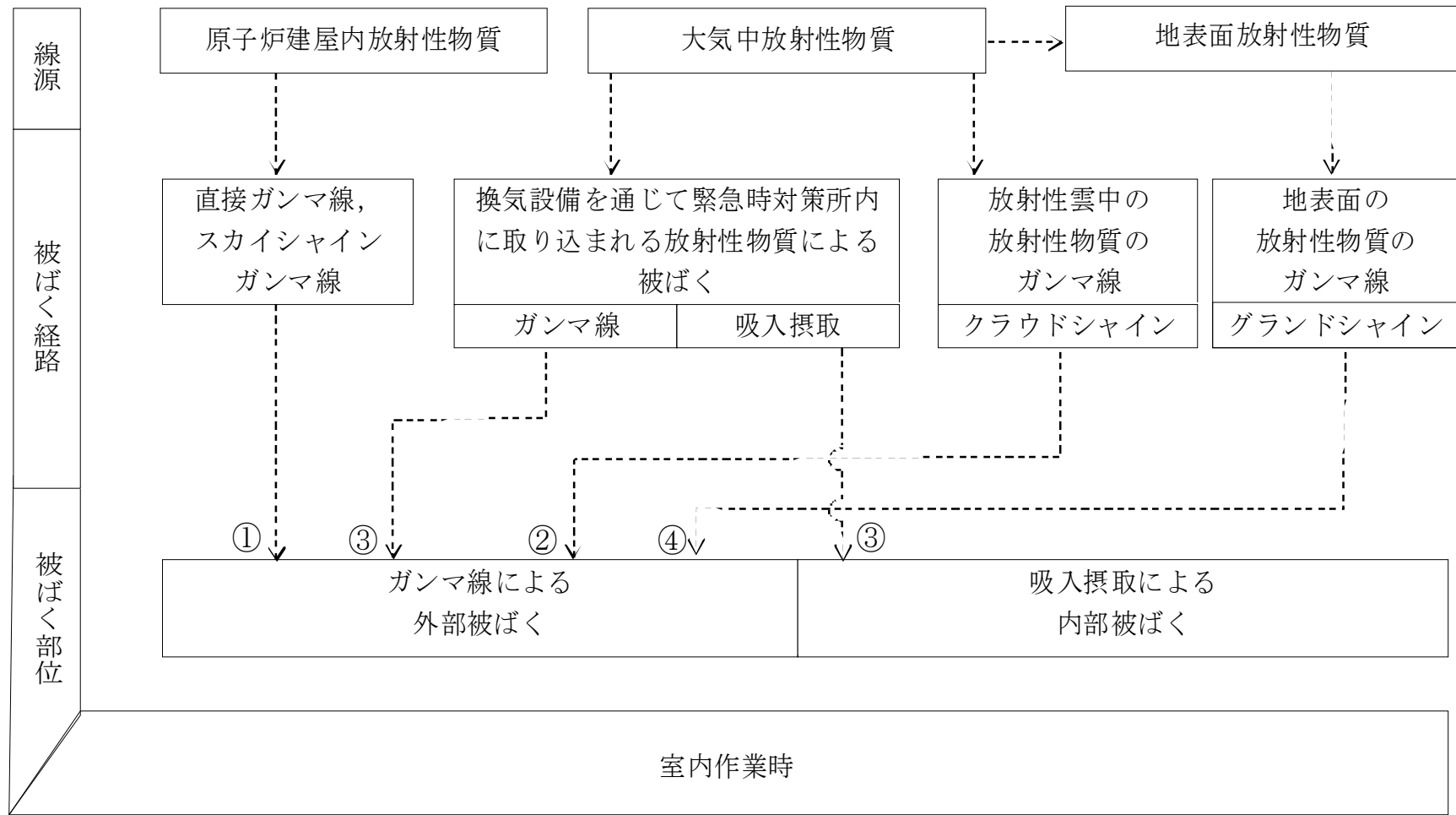


(6) 被ばく評価結果

災害対策本部の対策要員の被ばく評価結果は、第1-3表に示すとおり、実効線量で約37mSvであり、実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認した。

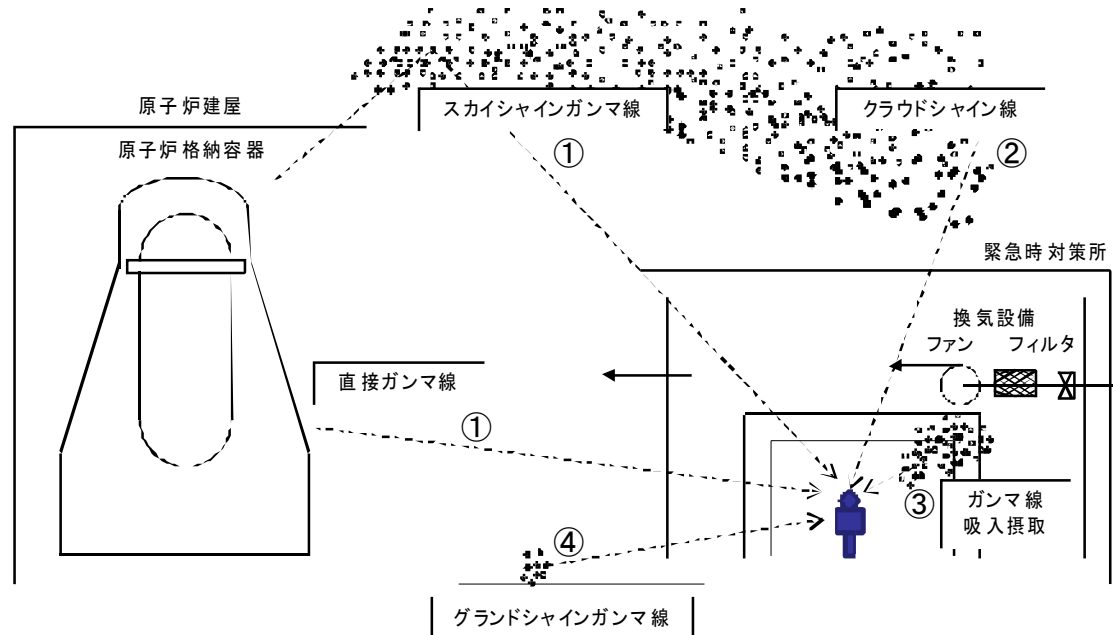
第1-3表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価結果

被ばく経路	実効線量 (mSv)
① 原子炉建屋の放射性物質からのガンマ線 (直接及びスカイシャインガンマ線)による 災害対策本部での被ばく	約 $6.3 \times 10^{-2}$
② 射性雲中の放射性物質からのガンマ線 (ク ラウドシャイン線)による災害対策本部で の外部被ばく	約 $4.4 \times 10^{-2}$
③ 外気から取り込まれた放射性物質による災 害対策本部での被ばく	約 $3.5 \times 10^{-1}$
(内訳) 内部被ばく	(約 $1.1 \times 10^{-1}$ )
外部被ばく	(約 $2.3 \times 10^{-1}$ )
④ 気中に放出され地表面に沈着した放射性物 質からのガンマ線 (グラウンドシャイン線) による災害対策本部での外部被ばく	約 $2.3 \times 10^0$
合計 (①+②+③+④)	約 37



第1-1図 被ばく経路

災害対策本部での被ばく	① 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく）
	② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく（クラウドシャイン線による外部被ばく）
	③ 外気から緊急時対策所内へ取り込まれた放射性物質による被ばく（吸入摂取による内部被ばく，室内に浮遊している放射性物質による外部被ばく）
	④ 大気中へ放出され地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による被ばく（グランドシャインガンマ線による外部被ばく）



第 1-2 図 災害対策本部の対策要員の被ばく経路イメージ図

第1-4表 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の主要条件

項目		災害対策本部			
放出量評価	発災プラント	東海第二発電所			
	ソースターム	福島第一原子力発電所事故と同等			
大気拡散 条件	放出継続時間	10時間			
	放出源高さ	地上放出			
	気象	2005年4月から1年間			
	着目方位	WSW, W方位			
	建屋巻き込み	巻き込み考慮			
	累積出現頻度	小さい方から97%相当			
防護措置	時間[h]	0~24	24~34	34~35	35~168
	換気設備による外 気取り込み[m <sup>3</sup> /h]	5,000	900	5,000	
	空気ボンベ	—	加圧		—
	マスク	着用なし			
	要員交代, よう素剤	考慮しない			
結果	合計線量 (7日間)	約37mSv			

## 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価条件

第 1-1-1 表 大気中への放出放射能量評価条件 (1/2)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
評価事象	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等	審査ガイドに示されたとおり設定	4.1(2)a. 緊急時制御室又は緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、放射性物質の大気中への放出割合が東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等と仮定した事故に対して、放射性物質の大気中への放出割合及び炉心内蔵量から大気中への放射性物質放出量を計算する。
炉心熱出力	3,293MWt	定格熱出力	—
運転時間	1 サイクル：10,000h (約 416 日) 2 サイクル：20,000h 3 サイクル：30,000h 4 サイクル：40,000h 5 サイクル：50,000h	1 サイクル 13 ヶ月 (約 395 日) を考慮して設定	—
取替炉心の燃料装荷割合	1 サイクル：0.229 (200 体) 2 サイクル：0.229 (200 体) 3 サイクル：0.229 (200 体) 4 サイクル：0.229 (200 体) 5 サイクル：0.084 (72 体)	取替炉心の燃料装荷割合に基づき設定	—

第 1-1-1 表 大気中への放出放射エネルギー評価条件 (2/2)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
放射性物質の大気中への放出割合	希ガス類：97% ヨウ素類：2.78% Cs 類：2.13% Te 類：1.47% Ba 類：0.0264% Ru 類： $7.53 \times 10^{-8}$ % Ce 類： $1.51 \times 10^{-4}$ % La 類： $3.87 \times 10^{-5}$ %	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4(1)a. 事故直前の炉心内蔵量に対する放射性物質の大気中への放出割合は、原子炉格納容器が破損したと考えられる福島第一原子力発電所事故並みを想定する。 希ガス類：97% ヨウ素類：2.78% (Cs I：95%，無機ヨウ素：4.85%，有機ヨウ素：0.15%) (NUREG-1465 を参考に設定) Cs 類：2.13% Te 類：1.47% Ba 類：0.0264% Ru 類： $7.53 \times 10^{-8}$ % Ce 類： $1.51 \times 10^{-4}$ % La 類： $3.87 \times 10^{-5}$ %
よう素の形態	粒子状よう素：95% 無機よう素：4.85% 有機よう素：0.15%	同上	同上
放出開始時刻	24 時間後	同上	4.4(4)a. 放射性物質の大気への放出開始時刻は、事故（原子炉スクラム）発生 24 時間後と仮定する。
放出継続時間	10 時間	同上	4.4(4)a. 放射性物質の大気中への放出継続時間は、保守的な結果となるように 10 時間と仮定する。
事故の評価期間	7 日	同上	3. 判断基準は、対策要員の実効線量が 7 日間で 100mSv を超えないこと。

第 1-1-2 表 大気拡散条件 (1/3)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
大気拡散評価 モデル	ガウスプルーム モデル	審査ガイドに示され たとおり設定	4.2(2)a. 放射性物質 の空气中濃度は、放出 源高さ及び気象条件 に応じて、空間濃度分 布が水平方向及び鉛 直方向ともに正規分 布になると仮定した ガウスプルームモデ ルを適用して計算す る。
気象データ	東海第二発電所にお ける1年間の気象デ ータ (2005年4月～ 2006年3月)	建屋影響を受ける大 気拡散評価を行うた め地上風(地上約10m) の気象データを使用 審査ガイドに示され たとおり発電所にお いて観測された1年間 の気象データを使用 (添付資料2参照)	4.2(2)a. 風向, 風速, 大気安定度及び降雨 の観測項目を, 現地に おいて少なくとも1 年間観測して得られ た気象資料を大気拡 散計算に用いる。
実効放出継続時間	10 時間	審査ガイドに示され たとおり放出継続時 間に基づき設定	4.2(2)c. 相対濃度 は, 短時間放出又は長 時間放出に応じて, 毎 時刻の気象項目と実 効的な放出継続時間 を基に評価点ごとに 計算する。
放出源及び 放出源高さ	放出源: 原子炉建屋 放出源高さ: 地上 0m	審査ガイドに示され たとおり設定 ただし, 放出エネルギー による影響は未考慮	4.4(4)b. 放出源高さ は, 地上放出を仮定す る。放出エネルギー は, 保守的な結果とな るように考慮しないと 仮定する。

第 1-1-2 表 大気拡散条件 (2/3)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
累積出現頻度	小さい方から累積して 97%	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)c. 評価点の相対濃度又は相対線量は、毎時刻の相対濃度又は相対線量を年間について小さい方から累積した場合、その累積出現頻度が 97%に当たる値とする。
建屋巻き込み	考慮する	放出点から近距離の建屋の影響を受けるため、建屋による巻き込み現象を考慮	4.2(2)a. 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の居住性評価で特徴的な放出点から近距離の建屋の影響を受ける場合には、建屋による巻き込み現象を考慮した大気拡散による拡散パラメータを用いる。
巻き込みを生じる代表建屋	原子炉建屋	放出源であり、巻き込みの影響が最も大きい建屋として選定	4.2(2)b. 巻き込みを生じる建屋として、原子炉建屋、タービン建屋等原則として放出源の近隣に存在するすべての建屋が対象となるが、巻き込みの影響が最も大きいと考えられる一つの建屋を代表建屋とすることは、保守的な結果を与える。
放射性物質濃度の評価点	原子炉建屋から緊急時対策所への最近接点	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)b. 評価期間中も給気口から外気を取入れることを前提とする場合は、給気口が設置されている原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所が属する建屋の表面とする。



第 1-1-2 表 大気拡散条件 (3/3)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
着目方位	2 方位 (WSW, W)	審査ガイドに示された評価方法に基づき設定	4.2(2)a. 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、建屋の風下後流側での広範囲に及ぶ乱流混合域が顕著であることから、放射性物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出源と評価点とを結ぶラインが含まれる 1 方位のみを対象とするのではなく、図 5 に示すように、建屋の後流側の拡がりの影響が評価点に及ぶ可能性のある複数の方位を対象とする。
建屋投影面積	3,000m <sup>2</sup>	審査ガイドに示されたとおり設定 風向に垂直な投影面積のうち最も小さいもの	4.2(2)b. 風向に垂直な代表建屋の投影面積を求め、放射性物質の濃度を求めるために大気拡散式の入力とする。

第 1-1-3 表 クラウドシャイン線による被ばくの評価条件

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
<p>大気中への放射性物質の放出量を基に、屋外の放射性物質を考慮し、緊急時対策所外壁及び内壁による遮蔽効果を踏まえて、放射性物質からのガンマ線による対策要員の外部被ばくを評価する。</p>			
評価点	第 1-1-1 図のとおり	災害対策本部中心点	4.2(2)b. 屋上面を代表とする場合、例えば原子炉制御室／緊急時対策所の中心点を評価点とすることは妥当である。
遮蔽厚さ	第 1-1-1 図のとおり		4.2(3)a. 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内にいる運転員又は対策要員に対しては、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の建屋によって放射線が遮へいされる低減効果を考慮する。

第 1-1-4 表 緊急時対策所建屋内の放射性物質からのガンマ線による  
被ばくの評価条件

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
<p>大気中への放射性物質の放出量を基に、緊急時対策所内に取り込まれた放射性物質を考慮し、緊急時対策所の内壁による遮蔽効果を踏まえて、放射性物質からのガンマ線による対策要員の外部被ばくを評価する。</p>			
評価点	第 1-1-2 図のとおり	災害対策本部中心点	—
遮蔽厚さ	第 1-1-2 図のとおり		4.2(3)a. 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内にいる運転員又は対策要員に対しては、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の建屋によって放射線が遮へいされる低減効果を考慮する。

第 1-1-5 表 グランドシャインガンマ線の評価条件

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
<p>大気中への放射性物質の放出量を基に、緊急時対策所の屋上面及び屋外の地表面に沈着した放射性物質を考慮し、緊急時対策所外壁及び内壁に設置した遮蔽壁による遮蔽効果を踏まえて、放射性物質からのガンマ線による対策要員の外部被ばくを評価する。(添付資料 6 参照)</p>			
評価点	第 1-1-3 図のとおり	沈着した線源の影響が大きくなる点を選定 (高さ：災害対策本部の天井レベル (EL36m) にて評価)	—
遮蔽厚さ	第 1-1-3 図のとおり		4.2(3)a. 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内にいる運転員又は対策要員に対しては、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の建屋によって放射線が遮へいされる低減効果を考慮する。
計算コード	QAD-CGGP2R	許認可解析にて実績のあるコード	—

第 1-1-6 表 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価条件

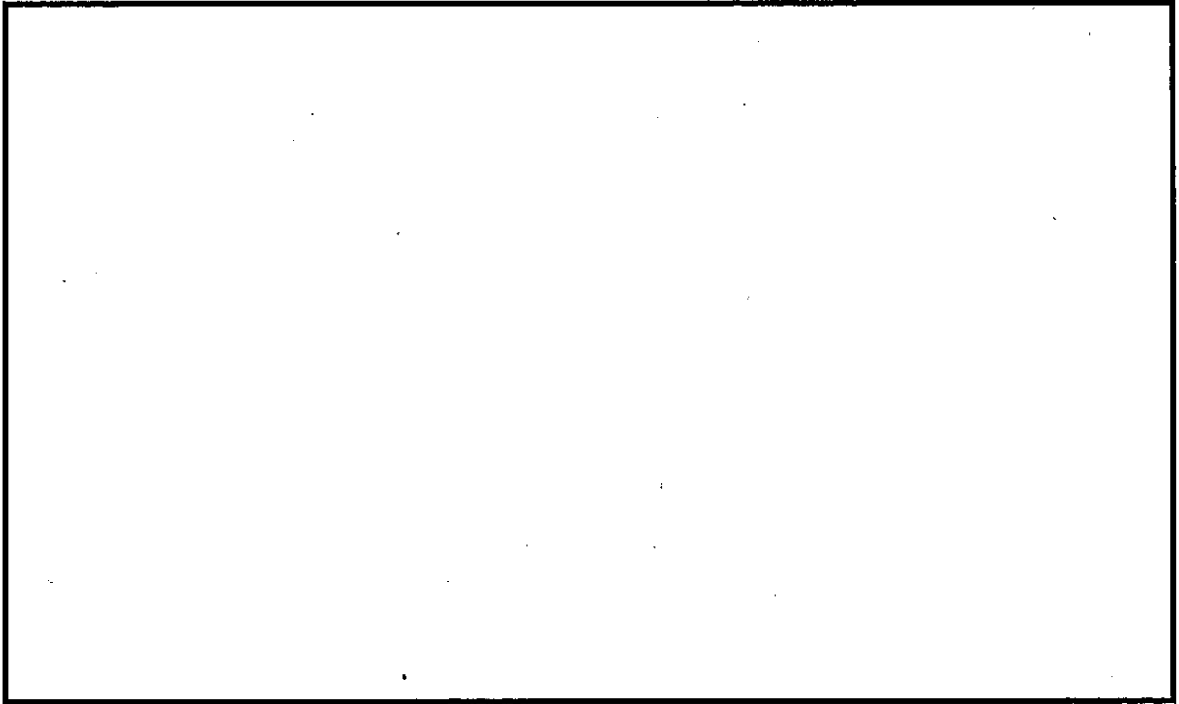
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	
緊急時対策所外壁及び内壁による遮蔽効果を踏まえて、原子炉建屋内の放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による対策要員の被ばくを評価する。				
線源強度	原子炉建屋原子炉棟内線源強度分布	放出された放射性物質が自由空間容積に均一に分布するとし、事故後7日間の積算線源強度を計算	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4(5)a. 原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線源強度を計算する。
	事故の評価期間	7日	同上	同上
評価点	第 1-1-5 図, 第 1-1-6 図のとおり	中心点より線源となる建屋に近い壁側を選定(高さ:災害対策本部の天井面にて評価)	—	—
遮蔽厚さ	第 1-1-4 図, 第 1-1-5 図, 第 1-1-6 図のとおり	原子炉建屋, 緊急時対策所の躯体厚さを参照	—	4.4(5)a. 原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、積算線源強度, 施設の位置, 遮へい構造及び地形条件から計算する。
直接ガンマ線・スカイシャインガンマ線評価コード	直接ガンマ線の線量評価: QAD-CGGP2R スカイシャインガンマ線の線量評価: ANISN G33-GP2R	直接ガンマ線の線量評価に用いる QAD-CGGP2R は三次元形状を、スカイシャインガンマ線の線量評価に用いる ANISN 及び G33-GP2R はそれぞれ一次元、三次元形状を扱う遮蔽解析コードであり、ガンマ線の線量を計算することができる。計算に必要な主な条件は、線源形状、遮蔽体条件であり、これらの条件が与えられれば線量評価は可能である。従って、設計基準事故を超える事故における線量評価に適用可能である。QAD-CGGP2R, ANISN 及び G33-GP2R はそれぞれ許認可での使用実績がある。	—	—

第 1-1-7 表 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価に用いる

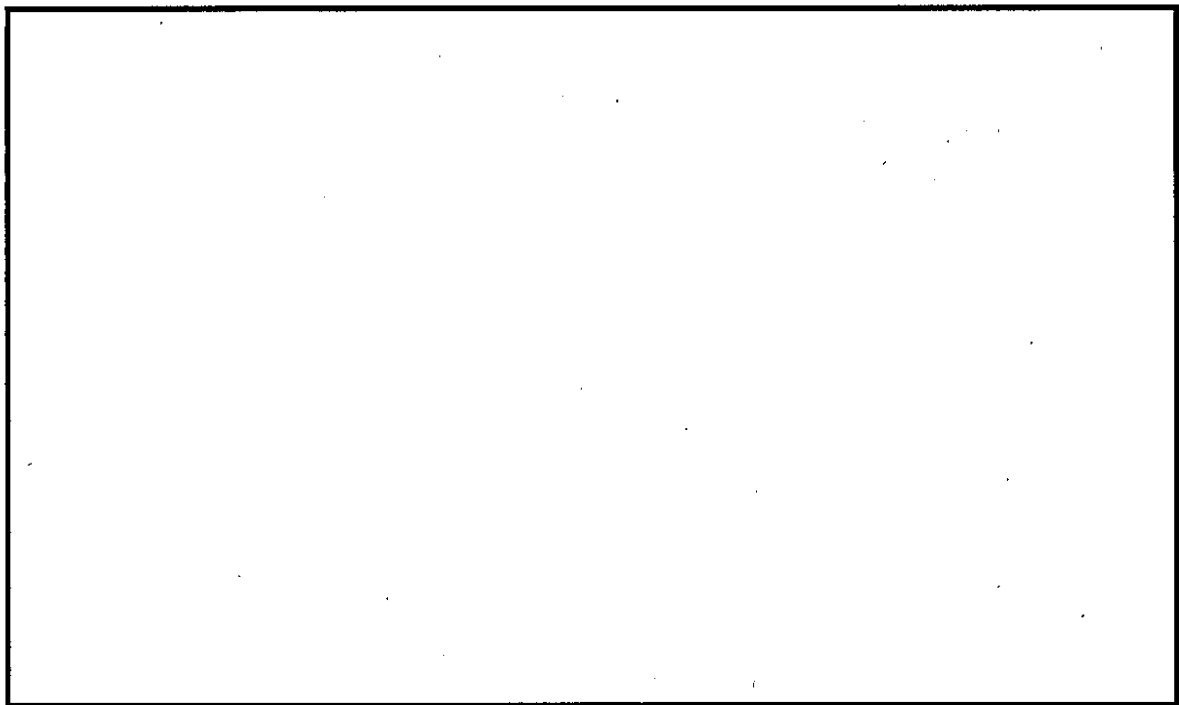
原子炉建屋内の積算線源強度※<sup>1</sup>

エネルギー (MeV)		積算線源強度 (Photons)
下限	上限 (代表エネルギー)	
—	$1.00 \times 10^{-2}$	$1.92 \times 10^{22}$
$1.00 \times 10^{-2}$	$2.00 \times 10^{-2}$	$2.13 \times 10^{22}$
$2.00 \times 10^{-2}$	$3.00 \times 10^{-2}$	$9.88 \times 10^{22}$
$3.00 \times 10^{-2}$	$4.50 \times 10^{-2}$	$5.05 \times 10^{22}$
$4.50 \times 10^{-2}$	$6.00 \times 10^{-2}$	$1.00 \times 10^{22}$
$6.00 \times 10^{-2}$	$7.00 \times 10^{-2}$	$6.68 \times 10^{21}$
$7.00 \times 10^{-2}$	$7.50 \times 10^{-2}$	$5.86 \times 10^{21}$
$7.50 \times 10^{-2}$	$1.00 \times 10^{-1}$	$2.93 \times 10^{22}$
$1.00 \times 10^{-1}$	$1.50 \times 10^{-1}$	$1.73 \times 10^{22}$
$1.50 \times 10^{-1}$	$2.00 \times 10^{-1}$	$4.42 \times 10^{22}$
$2.00 \times 10^{-1}$	$3.00 \times 10^{-1}$	$8.84 \times 10^{22}$
$3.00 \times 10^{-1}$	$4.00 \times 10^{-1}$	$1.30 \times 10^{23}$
$4.00 \times 10^{-1}$	$4.50 \times 10^{-1}$	$6.51 \times 10^{22}$
$4.50 \times 10^{-1}$	$5.10 \times 10^{-1}$	$9.25 \times 10^{22}$
$5.10 \times 10^{-1}$	$5.12 \times 10^{-1}$	$3.08 \times 10^{21}$
$5.12 \times 10^{-1}$	$6.00 \times 10^{-1}$	$1.36 \times 10^{23}$
$6.00 \times 10^{-1}$	$7.00 \times 10^{-1}$	$1.54 \times 10^{23}$
$7.00 \times 10^{-1}$	$8.00 \times 10^{-1}$	$6.65 \times 10^{22}$
$8.00 \times 10^{-1}$	$1.00 \times 10^0$	$1.33 \times 10^{23}$
$1.00 \times 10^0$	$1.33 \times 10^0$	$3.03 \times 10^{22}$
$1.33 \times 10^0$	$1.34 \times 10^0$	$9.12 \times 10^{20}$
$1.34 \times 10^0$	$1.50 \times 10^0$	$1.47 \times 10^{22}$
$1.50 \times 10^0$	$1.66 \times 10^0$	$1.57 \times 10^{21}$
$1.66 \times 10^0$	$2.00 \times 10^0$	$3.33 \times 10^{21}$
$2.00 \times 10^0$	$2.50 \times 10^0$	$2.15 \times 10^{21}$
$2.50 \times 10^0$	$3.00 \times 10^0$	$1.05 \times 10^{20}$
$3.00 \times 10^0$	$3.50 \times 10^0$	$2.44 \times 10^{17}$
$3.50 \times 10^0$	$4.00 \times 10^0$	$2.44 \times 10^{17}$
$4.00 \times 10^0$	$4.50 \times 10^0$	$6.40 \times 10^{11}$
$4.50 \times 10^0$	$5.00 \times 10^0$	$6.40 \times 10^{11}$
$5.00 \times 10^0$	$5.50 \times 10^0$	$6.40 \times 10^{11}$
$5.50 \times 10^0$	$6.00 \times 10^0$	$6.40 \times 10^{11}$
$6.00 \times 10^0$	$6.50 \times 10^0$	$7.37 \times 10^{10}$
$6.50 \times 10^0$	$7.00 \times 10^0$	$7.37 \times 10^{10}$
$7.00 \times 10^0$	$7.50 \times 10^0$	$7.37 \times 10^{10}$
$7.50 \times 10^0$	$8.00 \times 10^0$	$7.37 \times 10^{10}$
$8.00 \times 10^0$	$1.00 \times 10^1$	$2.26 \times 10^{10}$
$1.00 \times 10^1$	$1.20 \times 10^1$	$1.13 \times 10^{10}$
$1.20 \times 10^1$	$1.40 \times 10^1$	$0.00 \times 00^0$
$1.40 \times 10^1$	$2.00 \times 10^1$	$0.00 \times 00^0$
$2.00 \times 10^1$	$3.00 \times 10^1$	$0.00 \times 00^0$
$3.00 \times 10^1$	$5.00 \times 10^1$	$0.00 \times 00^0$

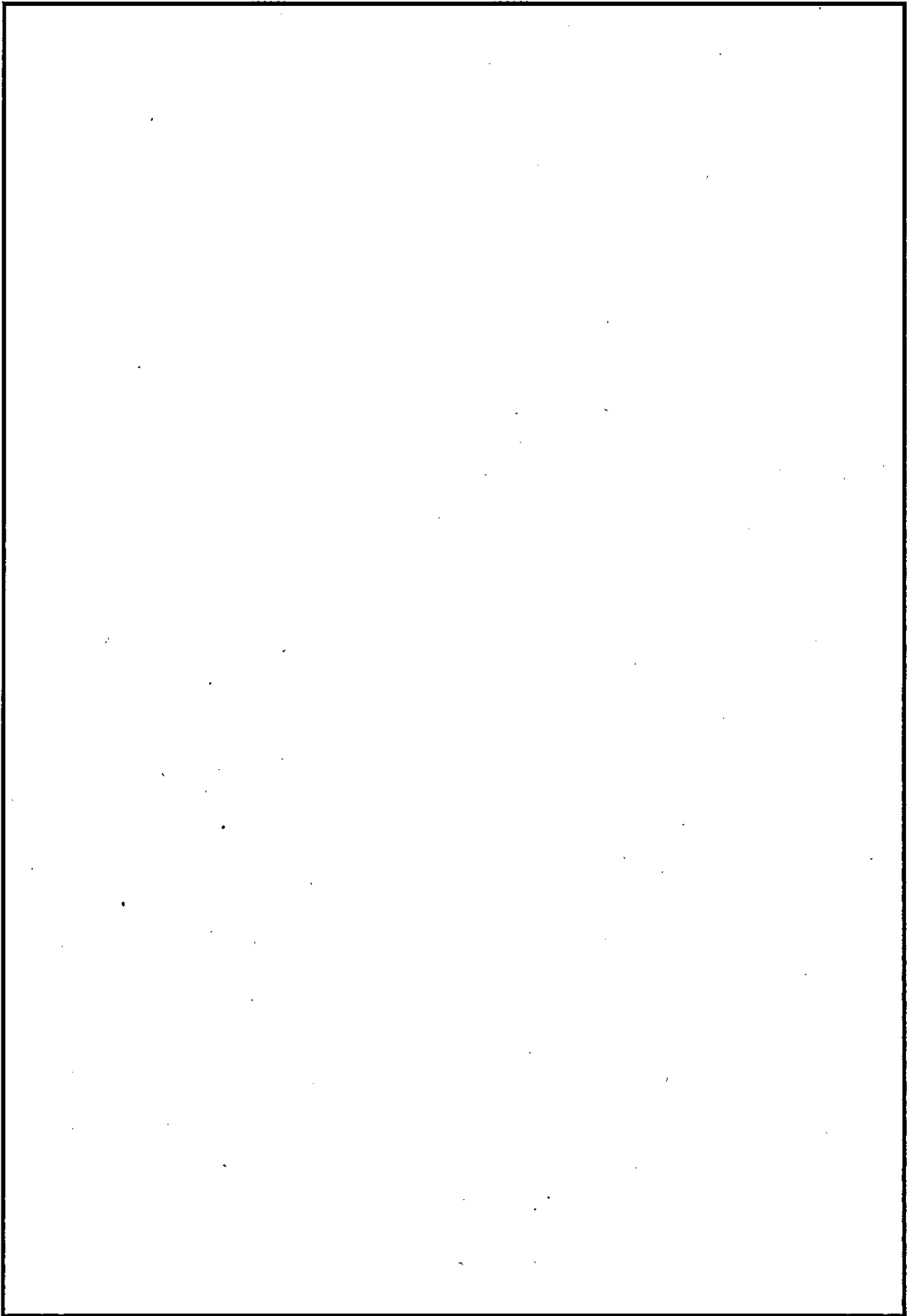
※<sup>1</sup> ビルドアップ係数等については、代表エネルギー毎に評価している



第 1-1-1 図 クラウドシャイン線による被ばくの計算モデル

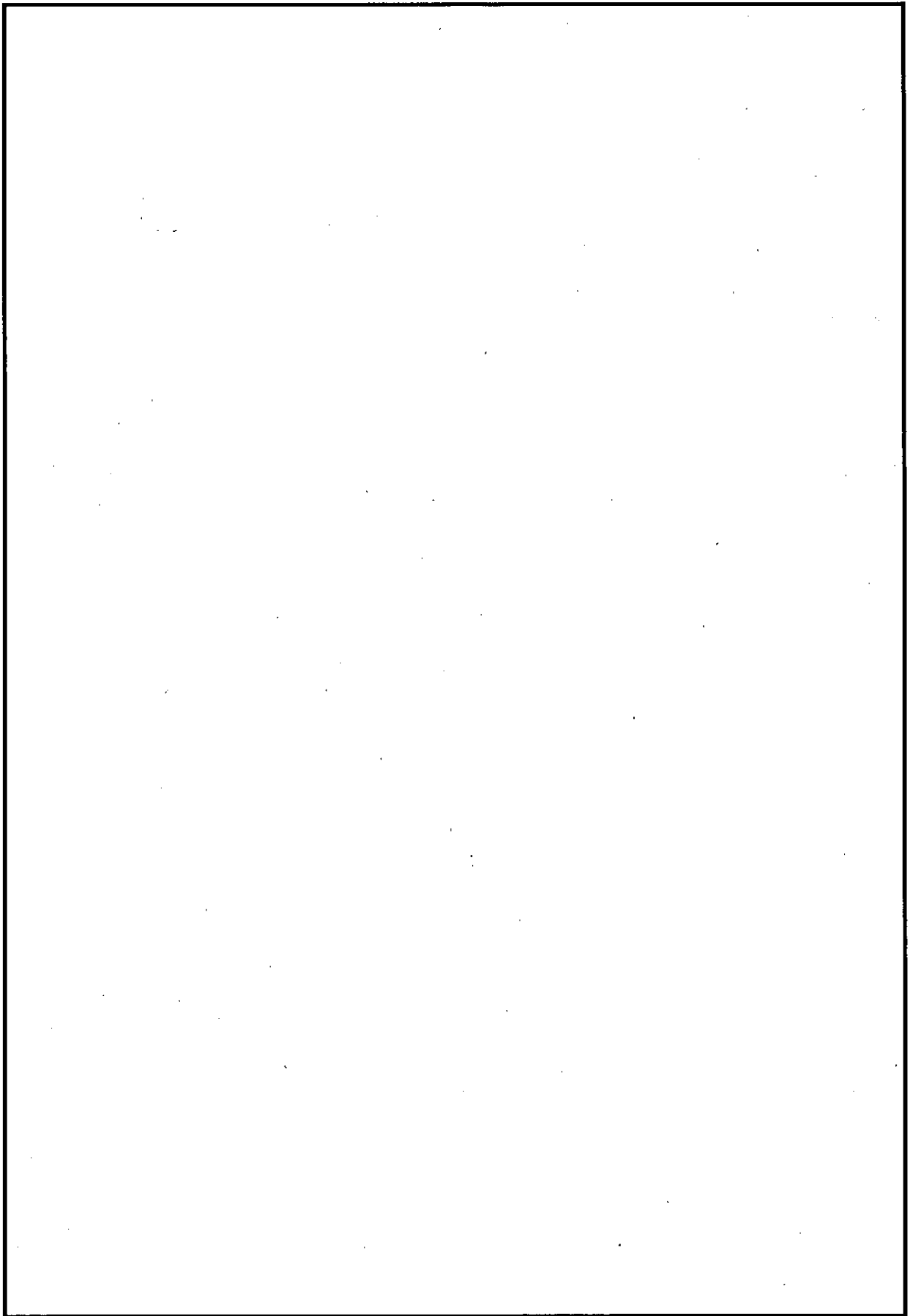


第 1-1-2 図 緊急時対策所建屋内の放射性物質からのガンマ線による  
被ばくの計算モデル

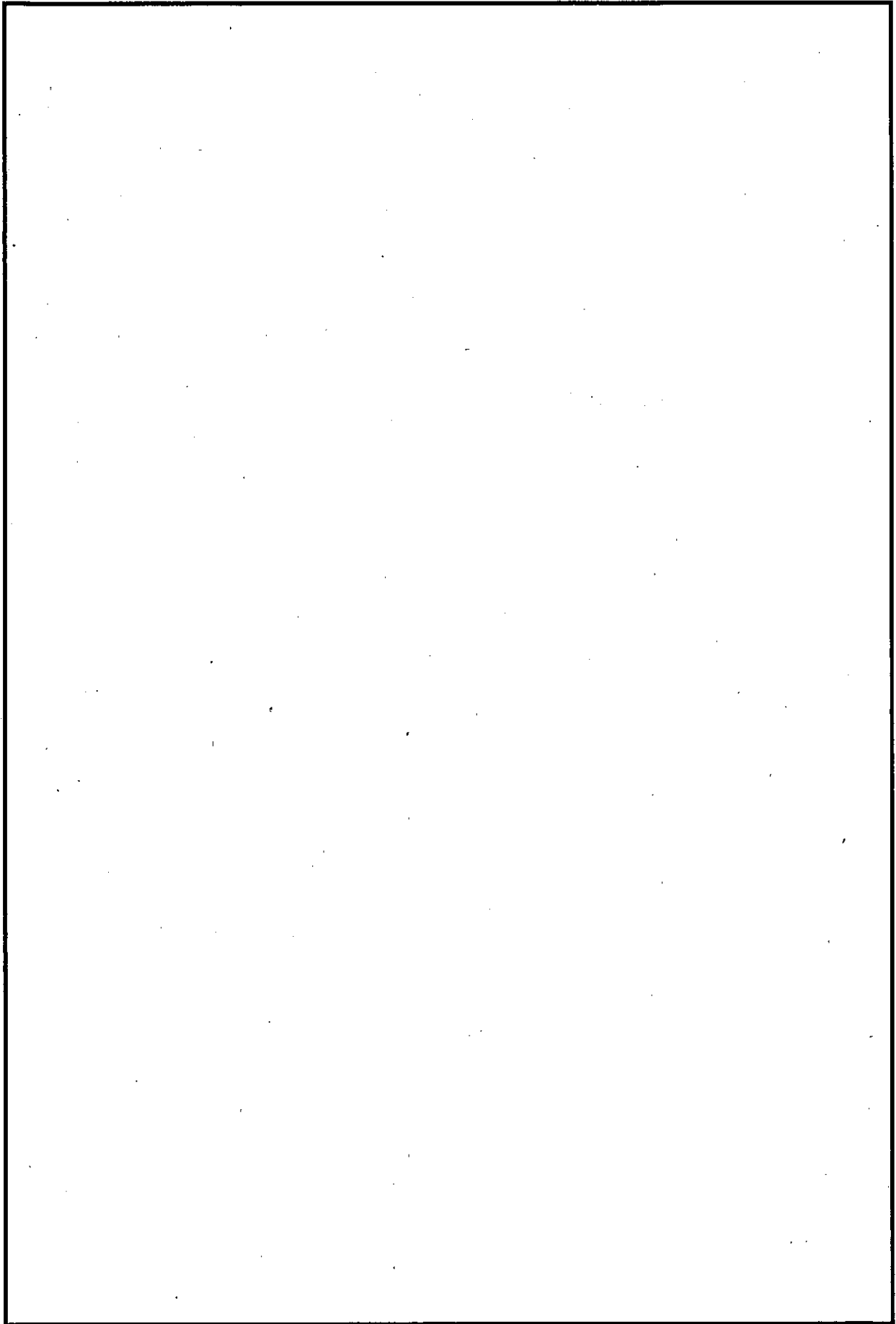


第 1-1-3 図 グランドシャイン線による被ばくの計算モデル (1/2)

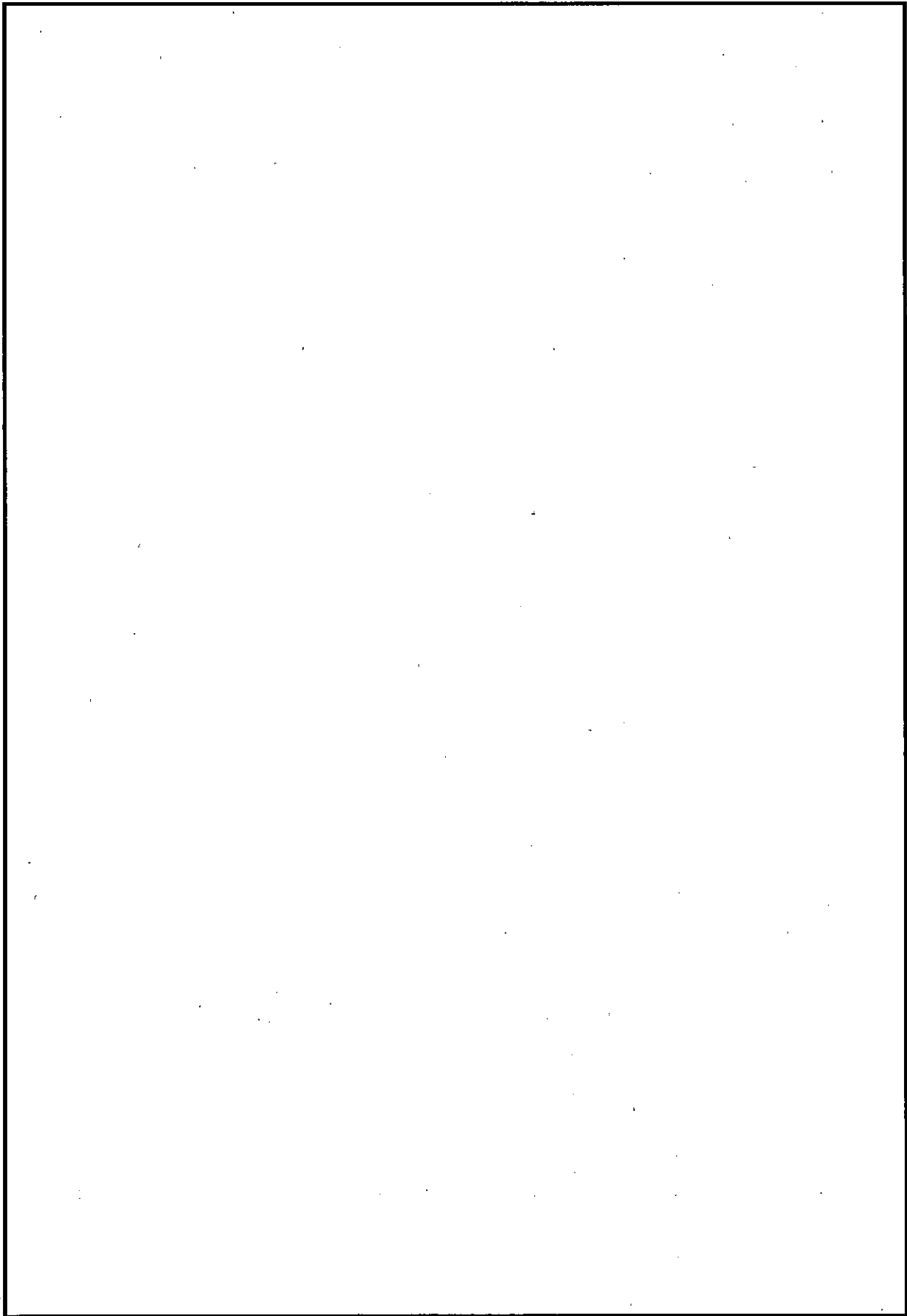




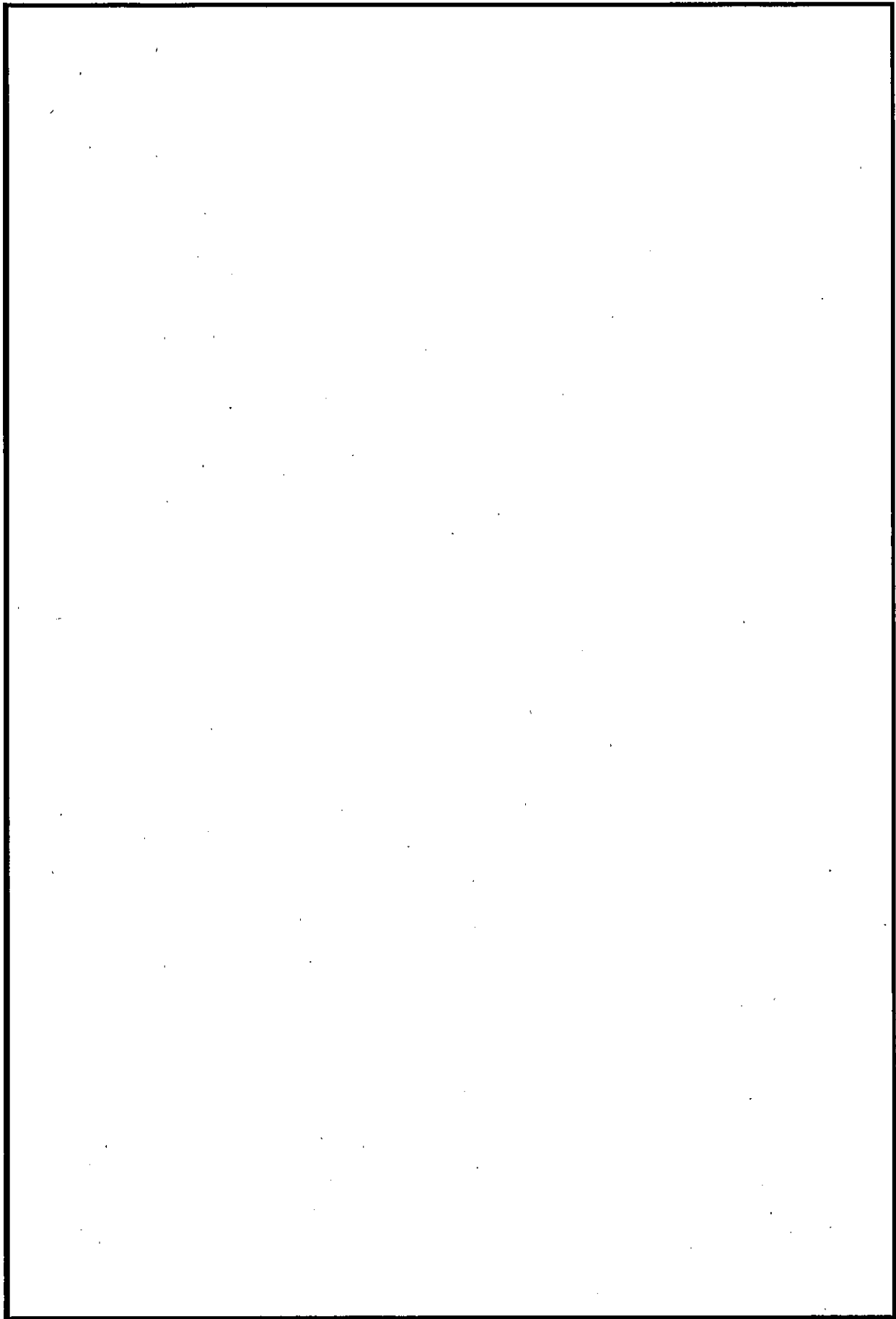
第 1-1-3 図 グランドシャイン線による被ばくの計算モデル (2/2)



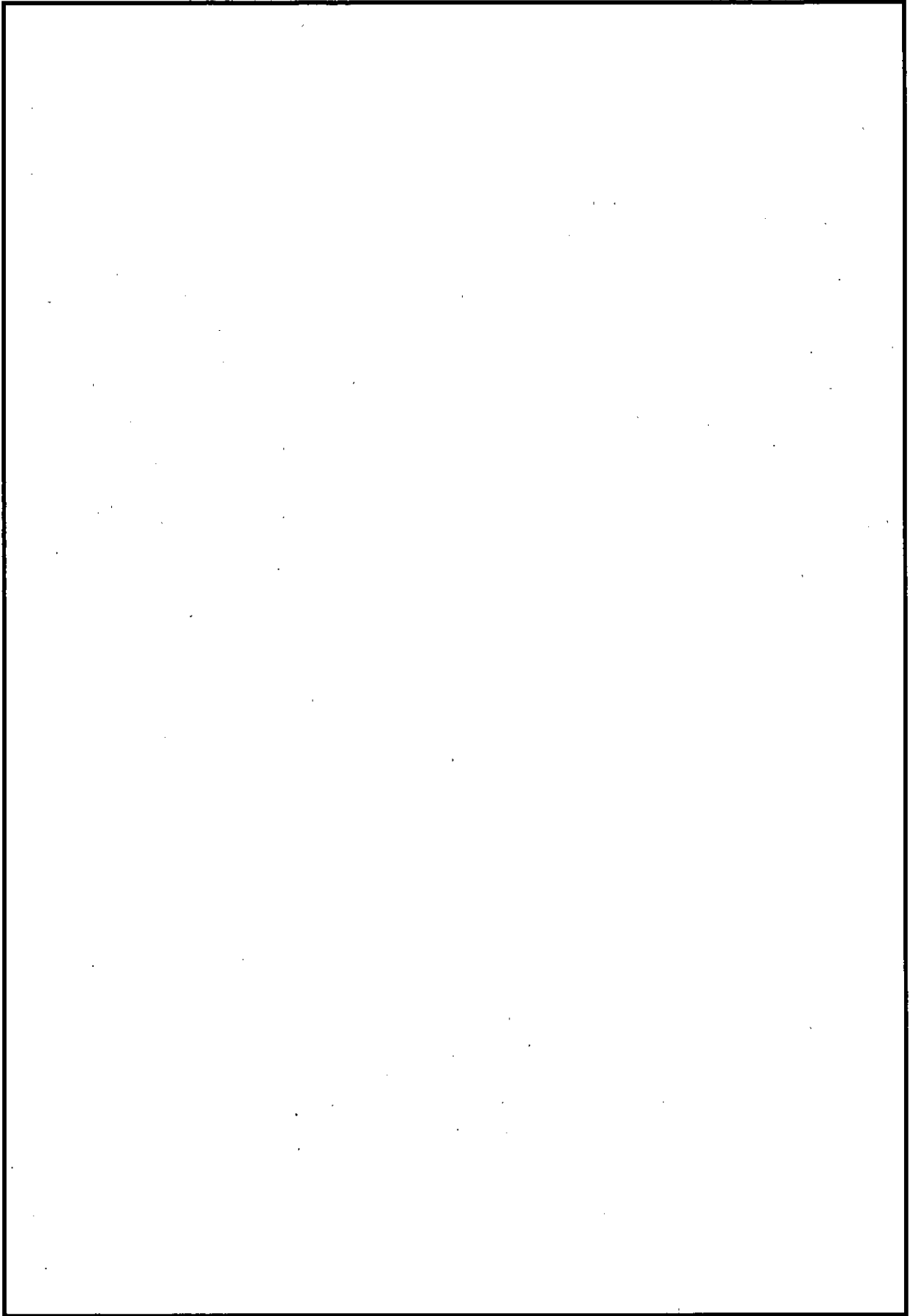
第 1-1-4 図 直接ガンマ線の計算モデル（原子炉建屋幾何形状）（1/5）



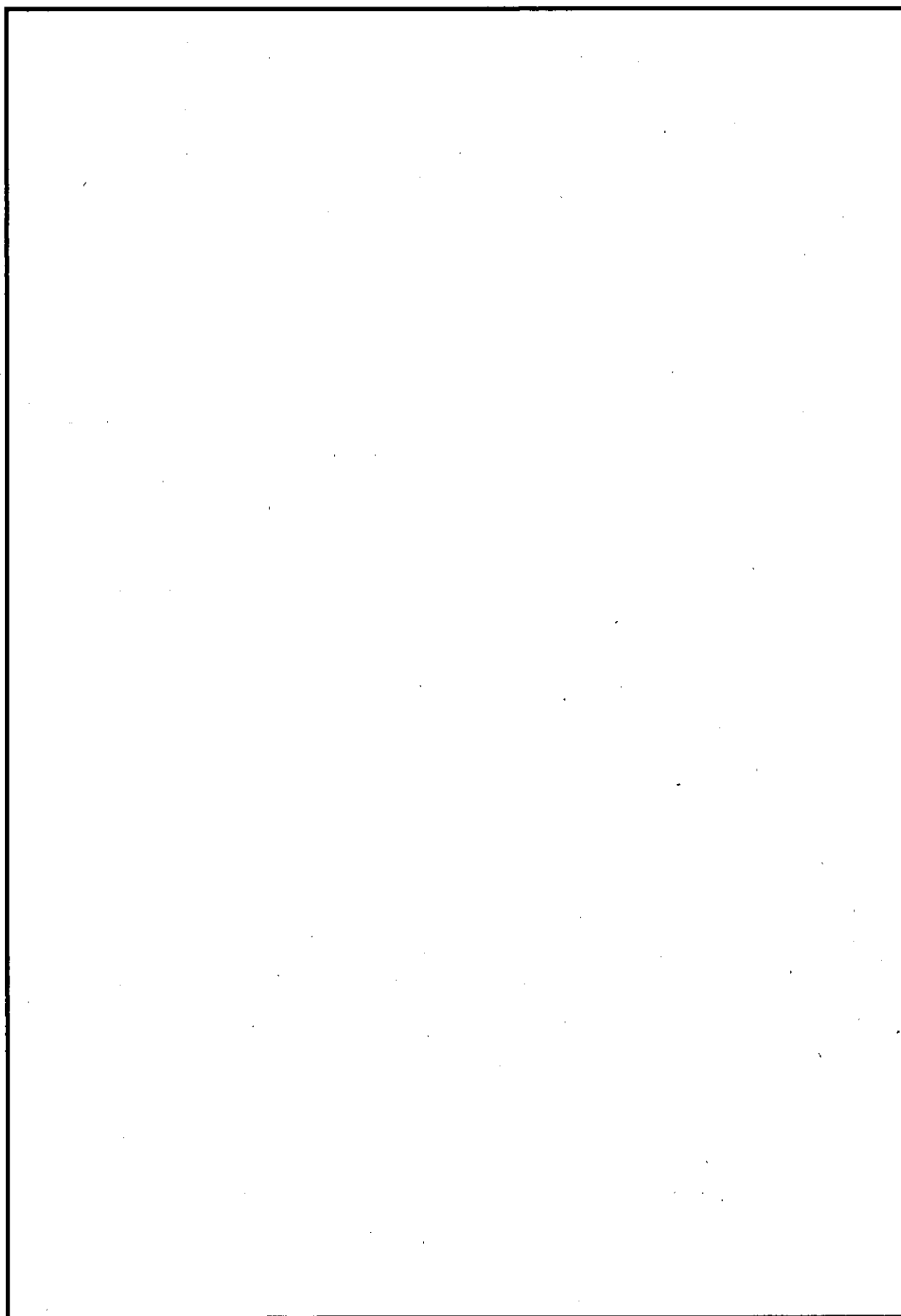
第 1-1-4 図 直接ガンマ線の計算モデル（原子炉建屋幾何形状）（2/5）



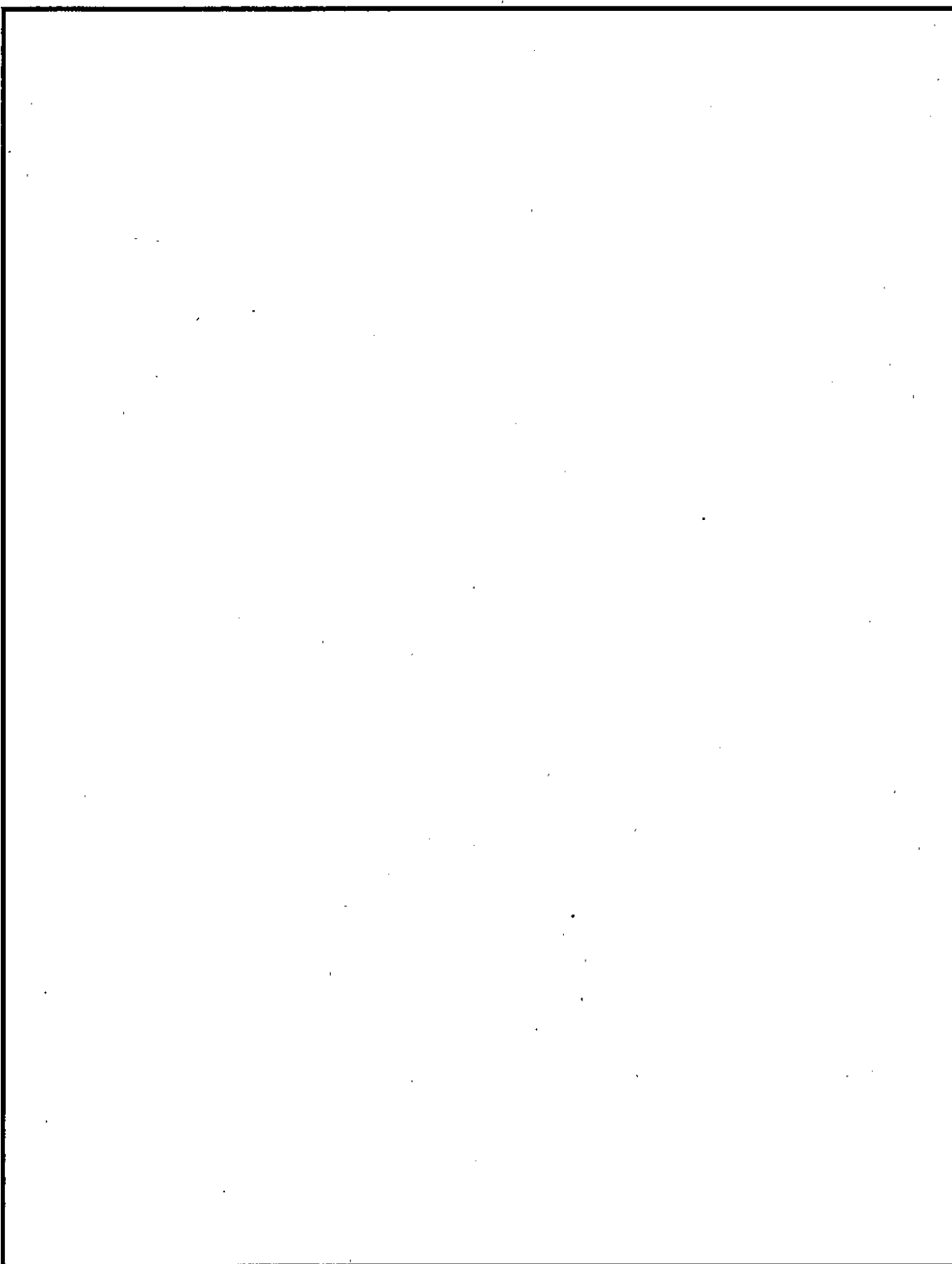
第 1-1-4 図 直接ガンマ線の計算モデル (原子炉建屋幾何形状) (3/5)



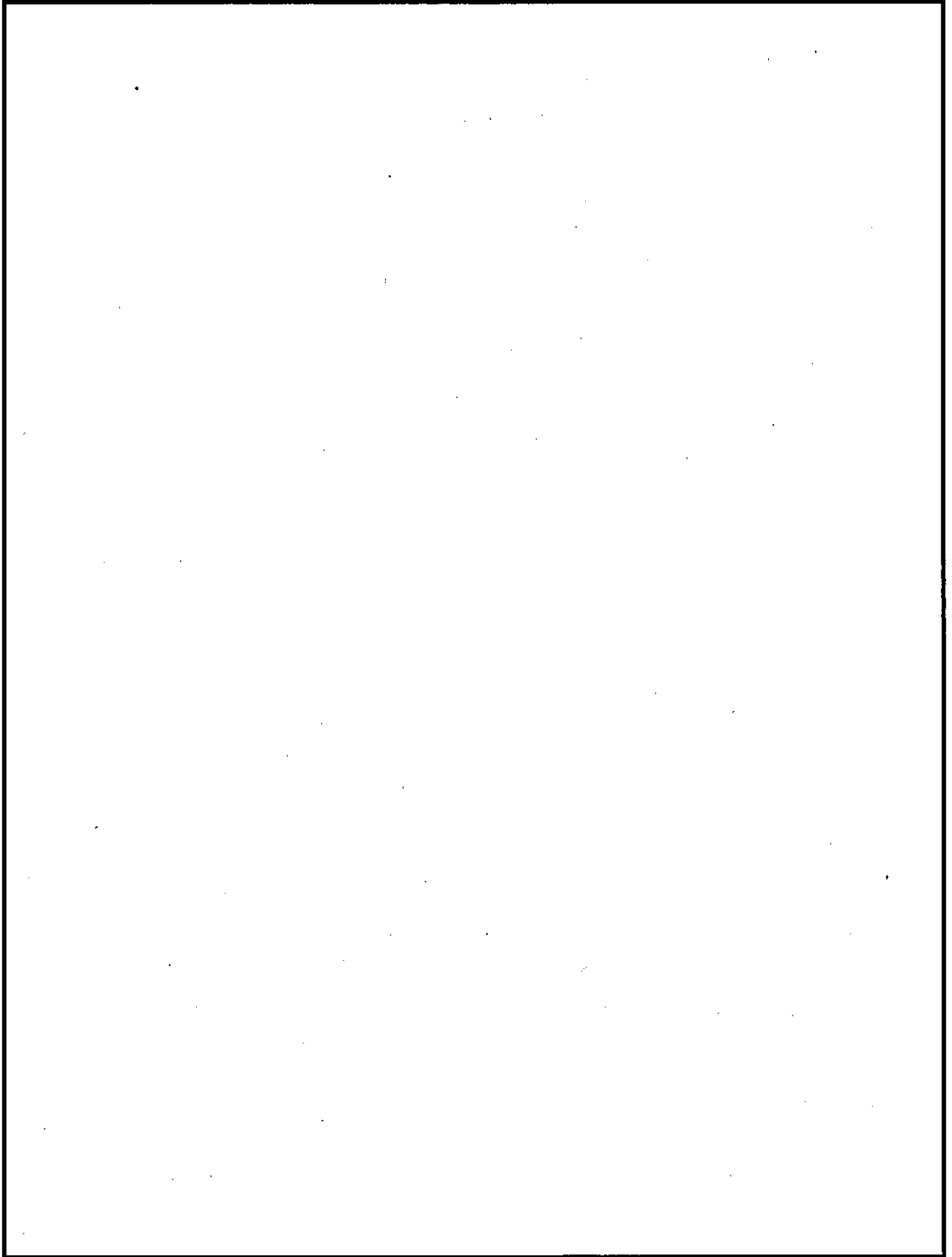
第 1-1-4 図 直接ガンマ線の計算モデル（原子炉建屋幾何形状）（4/5）



第 1-1-4 図 直接ガンマ線の計算モデル（原子炉建屋幾何形状）（5/5）

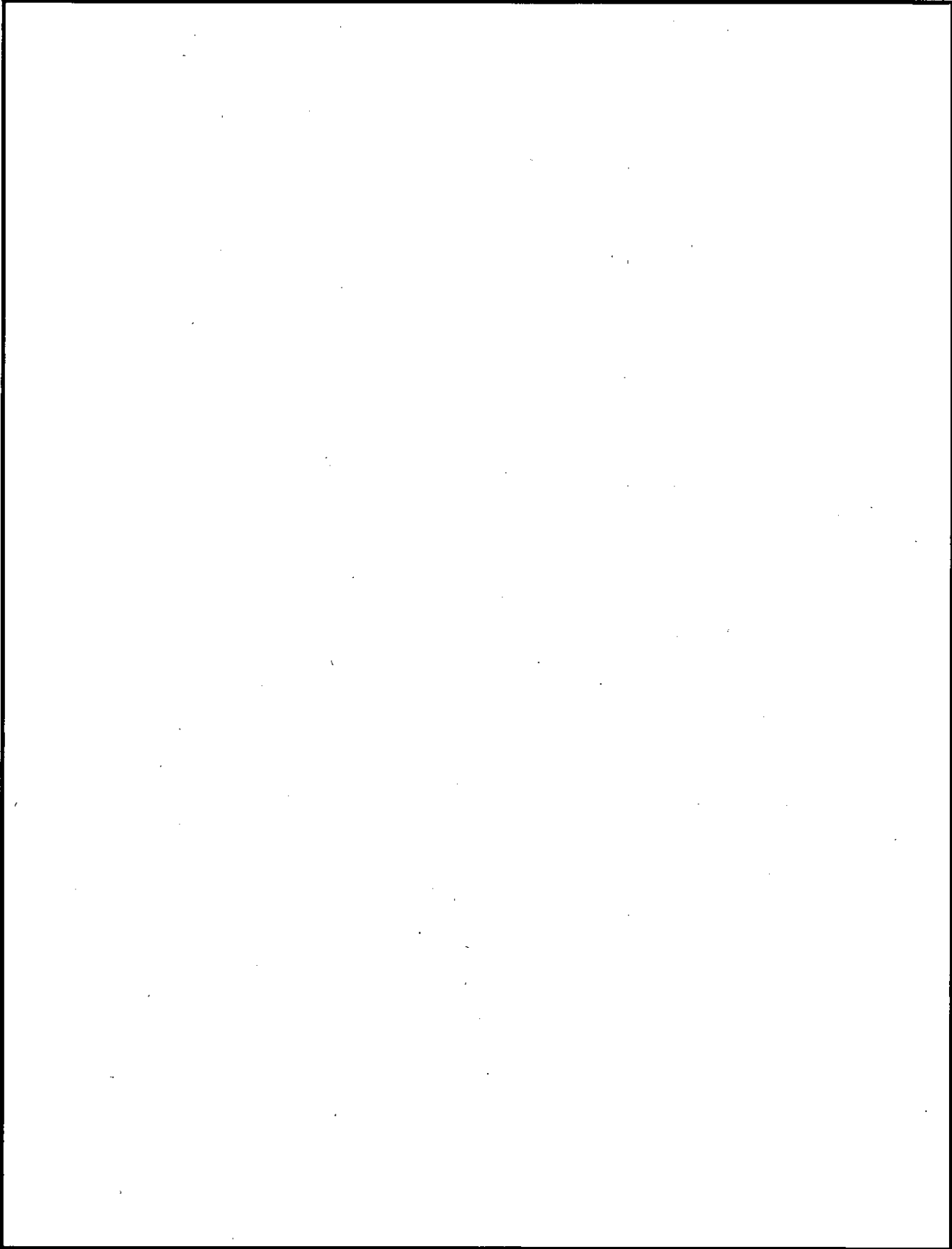


第 1-1-5 図 直接ガンマ線の計算モデル (緊急時対策所 - 原子炉建屋)



第 1-1-6 図 スカイシャインガンマ線の計算モデル (1/2)





第1-1-6図 スカイシャインガンマ線の計算モデル (2/2)

第 1-1-8 表 緊急時対策所換気設備条件 (1/3)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
緊急時対策所換気設備運転モード	事故後 0～24 時間： 非常用外気取入運転 事故後 24～34 時間： 非常用外気少量取入運転 事故後 34～168 時間： 非常用外気取入運転	事故後 24 時間から 34 時間は、外気少量取入運転で建屋内への放射性物質の流入を低減する。	4.2(2)e. 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内への外気取入による放射性物質の取り込みについては、非常用換気空調設備の設計及び運転条件に従って計算する。
ボンベ加圧	事故後 24～35 時間 (11 時間)	ボンベ加圧設計容量より設定	4.4(3)a. 緊急時制御室又は緊急時対策所の非常用換気空調設備は、上記(2)の非常用電源によって作動すると仮定する。
事故時における外気取り込み	考慮する	災害対策本部は、ボンベ加圧時は浄化エリアよりも加圧されているため外気取り込みはないが、ボンベ加圧時以外は、外気取り込みを行う。	4.2.(2)e. 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の建屋の表面空気中から、次の二つの経路で放射性物質が外気から取り込まれることを仮定する。 一 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の非常用換気空調設備によって室内に取り入れること (外気取入)
緊急時対策所バウンダリ体積 (容積)	加圧エリア：3,000m <sup>3</sup> 浄化エリア：12,800m <sup>3</sup>	審査ガイドに示されたとおり設計値を基に設定	4.2(2)e. 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内に取り込まれる放射性物質の空気流入量は、空気流入率及び原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所バウンダリ体積 (容積) を用いて計算する。

第 1-1-8 表 緊急時対策所換気設備条件 (2/3)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
外部ガンマ線による全身に対する線量評価時の自由体積	事故後 24～35 時間： 浄化エリアの容積 12,800m <sup>3</sup> 事故後 35～168 時間： 加圧エリア及び浄化 エリアの容積 15,800 m <sup>3</sup>	審査ガイドに示されたとおり設計値を基に設定	4.2(2)e. 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内に取り込まれる放射性物質の空気流入量は、空気流入率及び原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所バウンダリ体積（容積）を用いて計算する。
緊急時対策所換気設備ファン流量	事象発生～24時間： 5,000m <sup>3</sup> /h 24～34時間： 900m <sup>3</sup> /h 34～168時間： 5,000m <sup>3</sup> /h	審査ガイドに示されたとおり設計値を基に設定	4.2(2)e. 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内への外気取入による放射性物質の取り込みについては、非常用換気空調設備の設計及び運転条件に従って計算する
緊急時対策所換気設備よう素フィルタ,微粒子フィルタによる除去効率	有機よう素：99.0% 無機よう素：99.0% 粒子状物質：99.9%	設計上期待できる値を設定 無機/有機フィルタ除去効率： 99.75% 粒子状物質： 99.99%	4.2(1)a. ヨウ素及びエアロゾルのフィルタ効率は、使用条件での設計値を基に設定する。 なお、フィルタ効率の設定に際し、ヨウ素類の性状を適切に考慮する。
緊急時対策所の空気流入率	0回/h	空気ポンベによる緊急時対策所内の加圧又は換気設備を用いた外気を取り入れによる緊急時対策所内の加圧が行われるため、フィルタを通らない空気流入はないものとする。	4.2(1)b. 新設の場合では、空気流入率は、設計値を基に設定する。 (なお、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所設置後、設定値の妥当性を空気流入率測定試験によって確認する。)

第 1-1-8 表 緊急時対策所換気設備条件 (3/3)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
マスクによる除染係数	考慮しない	居住環境上の被ばく低減措置を優先し、評価においては着用しないこととした。	3. プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。
安定よう素剤服用	考慮しない	居住環境上の被ばく低減措置を優先し、評価においては服用しないこととした。	3. 交代要員体制、安定よう素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。 ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。
交代要員の考慮	考慮しない	居住環境上の被ばく低減措置を優先し、評価においては交代を考慮しないこととした。	同上

第 1-1-9 表 線量換算係数，呼吸率及び地表面への沈着速度の条件

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
線量換算係数	成人実効線量換算係数を使用（主な核種を以下に示す） I-131: $2.0 \times 10^{-8}$ Sv/Bq I-132: $3.1 \times 10^{-10}$ Sv/Bq I-133: $4.0 \times 10^{-9}$ Sv/Bq I-134: $1.5 \times 10^{-10}$ Sv/Bq I-135: $9.2 \times 10^{-10}$ Sv/Bq Cs-134: $2.0 \times 10^{-8}$ Sv/Bq Cs-136: $2.8 \times 10^{-9}$ Sv/Bq Cs-137: $3.9 \times 10^{-8}$ Sv/Bq 上記以外の核種は ICRP Publication71 及び ICRP Publication72 に基づく	ICRP Publication 71 及び ICRP Publication 72 に基づく	線量換算係数について，記載なし
呼吸率	1.2m <sup>3</sup> /h	ICRP Publication 71 に基づく成人活動時の呼吸率を設定	呼吸率について，記載なし
地表面への沈着速度	エアロゾル：1.2cm/s 無機よう素：1.2cm/s 有機よう素：沈着無し 希ガス：沈着無し	線量目標値評価指針を参考に，湿性沈着を考慮して乾性沈着速度（0.3cm/s）の4倍を設定（添付資料5，6参照） 乾性沈着速度は NUREG/CR-4551 Vol. 2* <sup>1</sup> より設定	4.2(2)d. 放射性物質の地表面への沈着評価では，地表面への乾性沈着及び降雨への湿性沈着を考慮して地表面沈着濃度を計算する。

※1： NUREG/CR 4551 Vol.2 “Evaluation of Severe Accident Risks : Quantification of Major Input Parameters”

## 被ばく評価に用いた気象資料の代表性

敷地内において観測した 2005 年 4 月から 2006 年 3 月までの 1 年間の気象資料により解析を行うに当たり、当該 1 年間の気象データが長期間の気象状態を代表しているかどうかの検討を F 分布検定により実施した。

以下に検定方法及び検討結果を示す。

### 1. 検定方法

#### (1) 検定に用いた観測記録

気象資料の代表性を確認するに当たっては、通常は被ばく評価上重要な排気筒風を用いて検定するものの、被ばく評価では保守的に地上風を使用することもあることから、排気筒高さ付近を代表する標高 148m の観測データに加え、参考として標高 18m の観測データを用いて検定を行った。

#### (2) データ統計期間

統計年：1994 年 4 月～2005 年 3 月（10 年間（欠測率の高い 1999 年度を除く。））

検定年：2005 年 4 月～2006 年 3 月（1 年間）

#### (3) 検定方法

不良標本の棄却検定に関する F 分布検定の手順に従って検定を行った。

### 2. 検定結果

検定の結果、排気筒高さ付近を代表する標高 148m の観測データについては、有意水準 5% で棄却されたのは 2 項目（風向：E S E，風速階級：2.5～3.4m/s）であった。

なお、標高 18m の観測データについては、有意水準 5% で棄却されたのは 1 項目（風速階級：1.5～2.4m/s）であり、代表性は確認できていることから、当該データの使用には問題がないものと判断した。

検定結果を第 1-2-1 表から第 1-2-4 表に示す。

第 1-2-1 表 棄却検定表（風向出現頻度）（EL148m）

観測場所：敷地内 A 地点（標高148m，地上高140m）（%）

統計年 風向	1994	1995	1996	1997	1998	2000	2001	2002	2003	2004	平均値	標準 偏差	検定年 2005	棄却限界(5%)			判定 ○採択 ×棄却
	Fo			上限	下限												
N	4.72	3.55	3.40	3.27	3.35	4.74	3.96	5.85	3.78	3.40	4.00	0.80	3.52	0.30	6.01	2.00	○
NNE	9.16	5.98	7.32	5.93	6.74	8.76	8.89	8.15	6.91	6.22	7.41	1.18	6.67	0.32	10.36	4.45	○
NE	18.82	17.44	20.91	18.86	20.29	17.45	19.71	24.49	23.29	18.45	19.97	2.24	18.41	0.40	25.57	14.37	○
ENE	5.92	5.65	7.08	12.77	10.84	8.05	8.31	8.38	10.04	8.97	8.60	2.08	9.80	0.27	13.80	3.40	○
E	2.78	4.05	3.76	5.32	4.90	5.44	4.39	3.76	4.56	4.42	4.34	0.76	5.55	2.11	6.23	2.44	○
ESE	2.94	2.47	3.02	3.24	2.95	2.96	2.79	2.86	2.93	2.99	2.91	0.19	3.66	12.99	3.38	2.45	×
SE	4.04	3.95	2.63	3.10	3.10	2.64	2.90	2.61	2.95	2.66	3.06	0.50	3.09	0.00	4.31	1.81	○
SSE	6.43	6.00	3.41	3.93	2.99	3.48	3.35	3.34	3.74	3.54	4.02	1.13	3.32	0.31	6.84	1.20	○
S	6.58	5.81	5.74	4.43	4.01	5.27	5.00	4.13	5.02	6.63	5.26	0.88	4.99	0.08	7.47	3.05	○
SSW	2.26	2.77	2.64	3.24	3.35	4.30	3.79	3.56	4.35	5.02	3.53	0.82	3.13	0.20	5.57	1.49	○
SW	4.00	3.87	3.70	3.93	4.28	4.20	4.32	4.90	4.93	5.16	4.33	0.48	3.67	1.59	5.52	3.14	○
WSW	4.08	5.15	4.83	4.44	3.83	4.05	4.38	4.09	3.53	4.31	4.27	0.44	4.25	0.00	5.38	3.16	○
W	4.73	8.42	6.32	5.51	5.32	4.47	5.44	4.16	4.23	4.65	5.33	1.21	5.13	0.02	8.36	2.29	○
WNW	9.01	12.46	9.31	8.36	8.66	5.27	5.95	5.05	6.19	6.71	7.70	2.18	7.65	0.00	13.15	2.24	○
NW	10.51	8.06	10.82	8.58	9.96	8.69	7.95	7.42	7.60	9.12	8.87	1.14	9.54	0.28	11.73	6.01	○
NNW	3.51	3.44	4.85	4.60	4.86	9.07	7.63	6.60	5.19	6.97	5.67	1.74	6.53	0.20	10.02	1.32	○
CALM	0.50	0.92	0.28	0.50	0.59	1.16	1.24	0.65	0.75	0.76	0.73	0.29	1.10	1.36	1.45	0.02	○

注1) 1996年9月までは超音波風向風速計，1996年10月からはドップラーソーダの観測値である。

注2) 1999年度は標高89m及び標高148mの年間欠測率が10%を超えたため除外し，1994年度を追加した。

第 1-2-2 表 棄却検定表（風速出現頻度）（EL148m）

観測場所：敷地内 A 地点（標高148m，地上高140m）（%）

統計年 風速 (m/s)	1994	1995	1996	1997	1998	2000	2001	2002	2003	2004	平均値	標準 偏差	検定年 2005	棄却限界(5%)			判定 ○採択 ×棄却
	Fo			上限	下限												
0.0~0.4	0.50	0.92	0.28	0.50	0.59	1.16	1.24	0.65	0.75	0.76	0.73	0.29	1.10	1.36	1.45	0.02	○
0.5~1.4	4.05	5.66	4.04	4.42	5.53	7.40	6.70	5.19	5.56	6.43	5.50	1.07	6.99	1.59	8.18	2.82	○
1.5~2.4	8.34	9.43	7.83	7.85	8.73	11.19	10.58	8.92	9.61	11.42	9.39	1.24	11.28	1.90	12.49	6.29	○
2.5~3.4	11.95	13.17	12.10	11.41	11.73	12.07	12.17	11.15	12.55	13.72	12.20	0.73	14.10	5.43	14.04	10.36	×
3.5~4.4	12.58	13.80	13.44	13.93	12.62	13.02	12.57	12.25	12.80	13.58	13.06	0.56	13.85	1.66	14.45	11.66	○
4.5~5.4	12.85	13.67	13.66	13.12	12.10	12.10	11.54	10.97	11.30	12.07	12.34	0.90	12.03	0.10	14.60	10.08	○
5.5~6.4	11.48	10.99	11.22	10.99	11.36	11.19	10.66	9.62	10.10	9.68	10.73	0.66	9.92	1.24	12.37	9.09	○
6.5~7.4	9.59	8.16	9.61	9.45	8.60	8.16	7.67	8.18	8.82	7.95	8.62	0.68	7.40	2.62	10.32	6.92	○
7.5~8.4	7.20	6.85	7.04	7.77	7.84	6.65	6.17	7.68	7.35	5.34	6.99	0.74	5.51	3.26	8.85	5.13	○
8.5~9.4	6.04	4.76	5.39	5.51	6.12	4.67	5.14	6.84	6.01	5.03	5.55	0.66	4.82	1.03	7.19	3.91	○
9.5以上	15.41	12.58	15.38	15.05	14.80	12.39	15.56	18.54	15.15	14.02	14.89	1.64	13.00	1.09	18.98	10.80	○

注1) 1996年9月までは超音波風向風速計，1996年10月からはドップラーソーダの観測値である。

注2) 1999年度は標高89m及び標高148mの年間欠測率が10%を超えたため除外し，1994年度を追加した。



第 1-2-3 表 棄却検定表（風向出現頻度）（EL18m）

観測場所：敷地内A地点（標高 18m，地上高 10m）（%）

統計年 風向	統計年										平均値	標準 偏差	検定年 2005	棄却限界(5%)			判定 ○採択 ×棄却
	1994	1995	1996	1997	1998	2000	2001	2002	2003	2004				F <sub>0</sub>	上限	下限	
N	2.80	2.04	2.65	2.88	3.25	3.03	3.29	3.24	2.85	2.50	2.85	0.37	2.15	3.00	3.78	1.93	○
NNE	3.82	3.87	9.48	13.51	14.77	11.30	12.39	12.29	12.11	10.30	10.38	3.56	9.93	0.01	19.29	1.47	○
NE	11.81	9.86	11.94	13.06	15.15	12.20	12.70	15.12	17.57	13.28	13.27	2.06	15.15	0.69	18.42	8.12	○
ENE	10.03	8.11	4.33	3.83	3.22	4.07	3.27	3.57	3.90	3.74	4.81	2.20	4.49	0.02	10.30	0.00	○
E	4.07	3.69	2.80	1.79	1.92	3.12	2.51	2.86	2.84	2.62	2.82	0.66	2.60	0.10	4.49	1.16	○
ESE	2.46	3.15	3.47	3.18	2.56	3.32	3.04	3.68	3.30	3.81	3.20	0.41	3.49	0.42	4.22	2.17	○
SE	3.82	4.45	3.88	5.06	4.14	5.48	5.14	5.79	5.80	5.63	4.92	0.74	5.73	0.97	6.78	3.06	○
SSE	4.89	4.86	4.86	5.11	4.54	5.09	4.00	3.66	3.99	5.62	4.66	0.58	4.59	0.01	6.10	3.22	○
S	6.48	5.21	3.65	3.33	2.86	2.69	2.41	2.22	2.63	3.85	3.53	1.29	2.31	0.73	6.76	0.30	○
SSW	3.53	2.81	2.13	2.69	2.97	2.95	3.52	3.26	3.07	3.20	3.01	0.40	2.36	2.24	4.01	2.02	○
SW	2.05	1.66	1.17	1.22	1.18	1.05	1.37	0.79	1.35	1.08	1.29	0.33	1.22	0.03	2.12	0.46	○
WSW	0.83	2.21	2.38	2.85	2.24	2.49	2.94	2.70	2.48	2.15	2.33	0.56	2.40	0.01	3.72	0.93	○
W	2.64	7.38	11.75	12.50	13.25	9.15	12.93	11.05	10.01	11.71	10.24	3.06	10.13	0.00	17.90	2.58	○
WNW	21.57	24.11	22.91	18.58	17.42	21.07	19.82	18.95	18.46	19.53	20.24	2.02	21.68	0.42	25.29	15.19	○
NW	12.68	11.28	8.25	6.75	6.40	8.39	6.86	6.86	6.03	6.52	8.00	2.14	7.42	0.06	13.35	2.66	○
NNW	5.68	4.15	3.45	2.91	2.69	3.35	2.97	2.92	2.33	2.61	3.31	0.93	2.65	0.40	5.63	0.98	○
CALM	0.81	1.16	0.90	0.75	1.43	1.26	0.82	1.03	1.29	1.85	1.13	0.32	1.69	2.46	1.94	0.32	○

注) 1999年度は標高89m及び標高148mの年間欠測率が10%を超えたため除外し、1994年度を追加した。

第 1-2-4 表 棄却検定表（風速出現頻度）（EL18m）

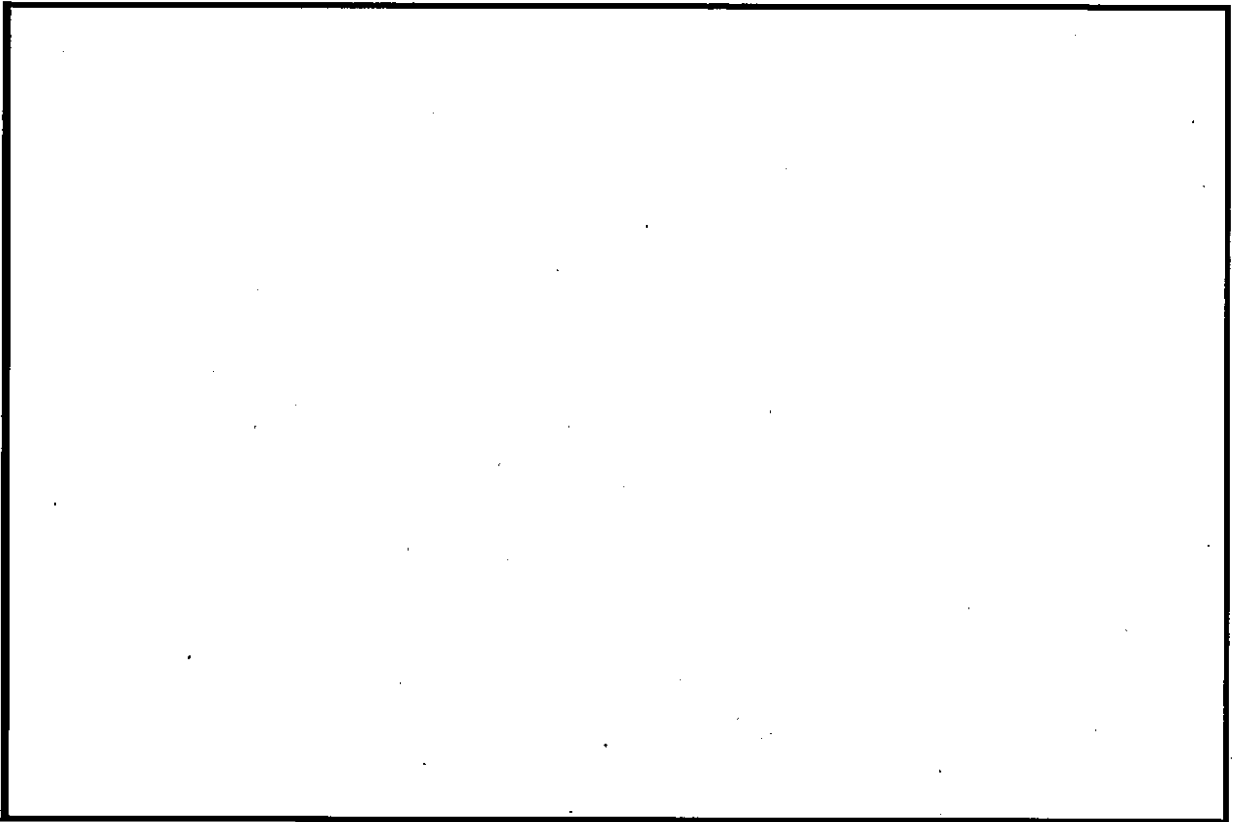
観測場所：敷地内A地点（標高 18m，地上高 10m）（%）

統計年 風速(m/s)	統計年										平均値	標準 偏差	検定年 2005	棄却限界(5%)			判定 ○採択 ×棄却
	1994	1995	1996	1997	1998	2000	2001	2002	2003	2004				F <sub>0</sub>	上限	下限	
0.0~0.4	0.81	1.16	0.90	0.75	1.43	1.26	0.82	1.03	1.29	1.85	1.13	0.32	1.69	2.46	1.94	0.32	○
0.5~1.4	11.45	13.48	10.91	12.02	14.69	13.31	12.24	12.79	13.24	14.96	12.91	1.24	15.14	2.65	16.01	9.81	○
1.5~2.4	30.55	31.16	30.74	29.95	30.27	31.60	30.43	30.39	28.56	31.22	30.49	0.80	32.77	6.66	32.48	28.49	×
2.5~3.4	24.99	24.79	26.47	23.62	21.82	23.30	22.23	21.48	21.80	22.97	23.35	1.56	20.88	2.05	27.24	19.46	○
3.5~4.4	12.16	12.58	12.03	10.81	10.87	10.88	10.85	10.91	11.31	9.77	11.22	0.78	10.16	1.51	13.17	9.26	○
4.5~5.4	7.35	6.99	7.12	7.91	7.30	7.77	7.69	8.16	9.27	6.25	7.58	0.76	7.09	0.34	9.49	5.67	○
5.5~6.4	5.02	4.36	4.73	5.67	5.40	4.52	5.21	6.40	6.23	4.34	5.19	0.70	4.79	0.26	6.94	3.43	○
6.5~7.4	3.25	2.24	2.79	4.05	3.69	2.95	4.20	4.07	3.92	3.30	3.44	0.62	3.01	0.41	4.99	1.90	○
7.5~8.4	2.38	1.51	2.07	2.56	2.21	1.89	2.84	2.51	2.18	2.34	2.25	0.36	2.29	0.01	3.14	1.36	○
8.5~9.4	1.29	1.12	1.18	1.43	1.22	1.22	1.77	1.12	1.07	1.33	1.28	0.19	1.09	0.78	1.76	0.79	○
9.5以上	0.75	0.63	1.05	1.23	1.10	1.29	1.70	1.13	1.13	1.67	1.17	0.32	1.10	0.04	1.98	0.36	○

注) 1999年度は標高89m及び標高148mの年間欠測率が10%を超えたため除外し、1994年度を追加した。

## 線量評価に用いる大気拡散評価

線量評価に用いる大気拡散の評価は、実効放出継続時間を基に計算した値を年間について小さい値から順に並べて整理し、累積出現頻度 97% に当たる値としている。また、注目方位は、第 1-3-1 図に示すとおり、建屋による拡がりの影響を考慮している。評価対象方位を第 1-3-1 表に示す。本評価では着目方位は 2 方位となる。



第 1-3-1 図 評価対象方位

第 1-3-1 表 評価対象方位

評価点	緊急時対策所外壁
放出源	原子炉建屋外壁
評価方位	WSW, W
距離	310m

相対濃度 ( $\chi/Q$ ) の評価にあたっては、年間を通じて1年間ごとの気象条件に対して相対濃度を算出し、小さい値から順に並べて整理した。評価結果を第 1-3-2 表に示す。累積出現頻度 97%にあたる相対濃度は約  $1.1 \times 10^{-4} \text{s/m}^3$  となった。

第 1-3-2 表 相対濃度の値 (実効放出継続時間 10 時間)

累積出現頻度 (%)	相対濃度 ( $\text{s/m}^3$ )
.....	.....
97.00	約 $1.1 \times 10^{-4}$
97.01	約 $1.1 \times 10^{-4}$
97.03	約 $1.1 \times 10^{-4}$
.....	.....

## 地表面への沈着速度の設定について

緊急時対策所の居住性評価において，地表面への沈着速度として，乾性沈着速度  $0.3\text{cm/s}$  の 4 倍である  $1.2\text{cm/s}$  を用いている。

「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」（昭和 51 年 9 月 28 日原子力委員会決定，一部改訂 平成 13 年 3 月 29 日）の解説において，葉菜上の放射性よう素の沈着率を考慮するとき，「降水時における沈着率は，乾燥時の 2～3 倍大きい値となる」と示されている。これを踏まえ，湿性沈着を考慮した沈着速度は，乾性沈着による沈着も含めて乾性沈着速度の 4 倍と設定した。

以下では，湿性沈着を考慮した沈着速度を，乾性沈着速度の 4 倍として設定した妥当性を検討した。

## 1. 検討手法

湿性沈着を考慮した沈着速度の妥当性は，乾性沈着率と湿性沈着率を合計した沈着率の累積出現頻度 97% 値の比が 4 倍を超えていないことによって示す。乾性沈着率及び湿性沈着率は以下のように定義される。

## (1) 乾性沈着率

乾性沈着率は，「日本原子力学会標準 原子力発電所の確率論的安全評価に関する実施基準（レベル 3PSA 編）：2008」（社団法人 日本原子力学会）（以下「学会標準」という。）解説 4.7 を参考に評価した。学会標準解説 4.7 では，使用する相対濃度は地表面高さ付近としているが，ここでは内規【解説 5.3】①に従い，居住性評価を保守的に評価するために放出点

高さの相対濃度を用いた。

$$(\chi/Q)_D(x,y,z)_i = V_d \cdot \chi/Q(x,y,z)_i \quad \dots \dots \dots \textcircled{1}$$

$(\chi/Q)_D(x,y,z)_i$  : 時刻 i での乾性沈着率 [ $1/m^2$ ]

$\chi/Q(x,y,z)_i$  : 時刻 i での相対濃度 [ $s/m^3$ ]

$V_d$  : 沈着速度 [ $m/s$ ] (0.003 NUREG/CR-4551 Vol.2 より)

(2) 湿性沈着率

降雨時には、評価点上空の放射性核種の地表への沈着は、降雨による影響を受ける。湿性沈着率  $(\chi/Q)_w(x,y)_i$  は学会標準解説 4.11 より以下のように表される。

$$(\chi/Q)_w(x,y)_i = \Lambda \cdot \int_0^\infty \chi/Q(x,y,z)_i dz = \chi/Q(x,y,0)_i \Lambda_i \sqrt{2\pi \Sigma_{zi}} \exp\left[-\frac{h^2}{2\Sigma_{zi}}\right] \dots \dots \dots \textcircled{2}$$

$(\chi/Q)_w(x,y)_i$  : 時刻 i での湿性沈着率 [ $1/m^2$ ]

$\chi/Q(x,y,0)_i$  : 時刻 i での地表面高さでの相対濃度 [ $s/m^3$ ]

$\Lambda_i$  : 時刻 i でのウォッシュアウト係数 [ $1/s$ ]

(=  $9.5 \times 10^{-5} \times Pr_i^{0.6}$  学会標準より)

$Pr_i$  : 時刻 i での降水強度 [ $mm/h$ ]

$\Sigma_{zi}$  : 時刻 i での建屋影響を考慮した放射性雲の鉛直方向の拡散幅 [ $m$ ]

$h$  : 放出高さ [ $m$ ]

乾性沈着率と湿性沈着率を合計した沈着率の累積出現頻度 97% 値と，乾性沈着率の累積出現頻度 97% 値の比は以下で定義される。

乾性沈着率と湿性沈着率を合計した沈着率の累積出現頻度 97% 値

$$= \frac{\left( V_d \cdot \chi / Q(x, y, z) + \chi / Q(x, y, 0) \cdot \sqrt{2\pi} \sum_{z_1} \exp\left[-\frac{z^2}{2\sum z_1}\right] \right)_{97\%}}{\left( V_d \cdot \chi / Q(x, y, z) \right)_{97\%}} \dots \dots \dots \textcircled{3}$$

## 2. 検討結果

第 1-4-1 表に緊急時対策所の評価点についての検討結果を示す。乾性沈着率に放出点と同じ高さの相対濃度を用いたとき，乾性沈着率と湿性沈着率を合計した沈着率の累積出現頻度 97% 値と，乾性沈着率の累積出現頻度 97% 値の比は 1.3 程度となった。

以上より，湿性沈着を考慮した沈着速度を乾性沈着速度の 4 倍と設定することは保守的であるといえる。

第 1-4-1 表 沈着率評価結果

評価点	放出点	相対濃度 (s/m <sup>3</sup> )	①乾性沈着率 (1/m <sup>2</sup> )	②乾性沈着率+湿性沈着率 (1/m <sup>2</sup> )	③比 (②/①)
緊急時対策所本部	原子炉建屋	1.1 × 10 <sup>-4</sup>	3.2 × 10 <sup>-7</sup>	4.2 × 10 <sup>-7</sup>	1.3

## エアロゾルの乾性沈着速度について

エアロゾルの乾性沈着速度  $0.3\text{cm/s}$  は NUREG/CR-4551<sup>\*1</sup>に基づいて設定している。NUREG/CR-4551 では郊外を対象としており、郊外とは道路、芝生及び木々で構成されるとしている。原子力発電所内は舗装面が多く、建屋屋上はコンクリートであるため、この沈着速度が適用できると考えられる。また、NUREG/CR-4551 では  $0.5\mu\text{m}\sim 5\mu\text{m}$  の粒径に対して検討されており、種々のシビアアクシデント時の粒子状物質の粒径の検討（参考資料参照）及び、緊急時対策所の被ばく評価シナリオにおいては、放出が開始される 24 時間までに、格納容器内の除去過程で、相対的に粒子径の大きなエアロゾルは格納容器内に十分捕集されるため、24 時間後の放出においては、粒径の大きなエアロゾルの放出はされにくいと考えられる。

また、W. G. N. Slinn の検討<sup>\*2</sup>によると、草や水、小石といった様々な材質に対する粒径に応じた乾性の沈着速度を整理しており、これによると  $0.1\mu\text{m}\sim 5\mu\text{m}$  の粒径では沈着速度は  $0.3\text{cm/s}$  程度である。以上のことから、緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価におけるエアロゾルの乾性の沈着速度として  $0.3\text{cm/s}$  を適用できると判断した。

なお、緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」（昭和 51 年 9 月 28 日 原子力委員会決定、一部改訂 平成 13 年 3 月 29 日）における解説（葉菜上の放射性元素の沈着率を考慮する際に、降水時における沈着率は、乾燥時の 2～3 倍大きい値となるとしている）を踏まえ、湿性沈着を考慮した沈着速度として、保守的に乾性沈着の 4 倍の  $1.2\text{cm/s}$  を使用している。

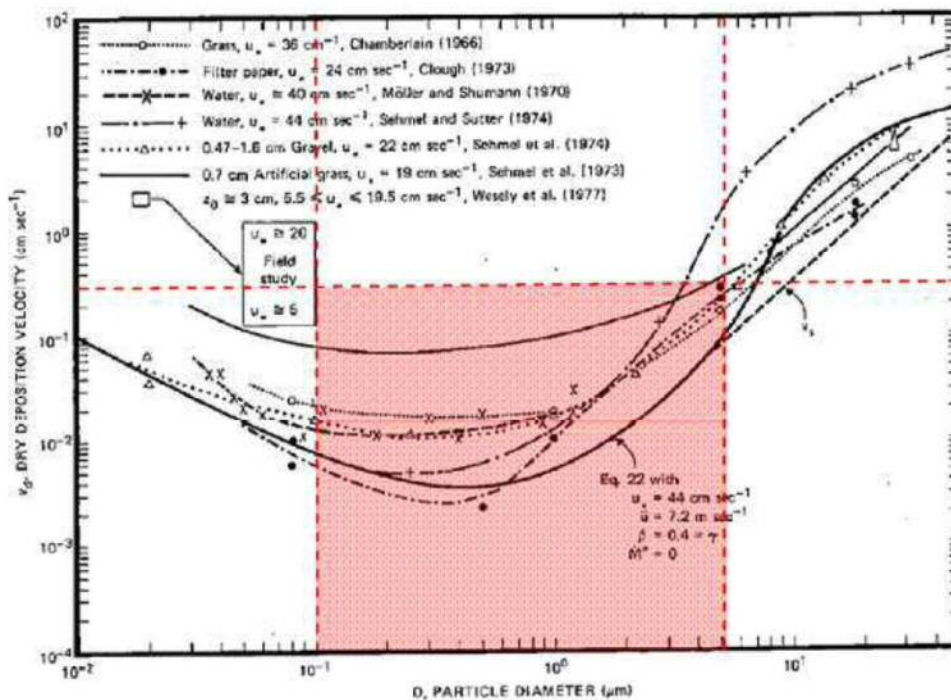


Fig. 4 Dry deposition velocity as a function of particle size. Data were obtained from a number of publications.<sup>17-21</sup> The theoretical curve appropriate for a smooth surface is shown for comparison. Note that the theoretical curve is strongly dependent on the value for  $u_*$  and that Eq. 22 does not contain a parameterization for surface roughness. For a preliminary study of the effect of surface roughness and other factors, see Ref. 5.

第 1-5-1 図 様々な粒径における地表沈着速度

(Nuclear Safety Vol.19<sup>\*2</sup>)

※1 J.L. Sprung 等 : Evaluation of severe accident risk : quantification of major input parameters, NUREG/CR-4451 Vol.2 Rev.1 Part 7, 1990

※2 W.G.N. Slinn : Environmental Effects, Parameterizations for Resuspension and for Wet and Dry Deposition of Particles and Gases for Use in Radiation Dose. Calculations, Nuclear Safety Vol.19 No.2, 1978



参考資料 シビアアクシデント時のエアロゾルの粒径について

シビアアクシデント時に格納容器内に浮遊する放射性物質を含むエアロゾル粒径の範囲として、本評価で設定している  $0.1\mu\text{m}\sim 5\mu\text{m}$  は、シビアアクシデント時のエアロゾル挙動に関する既往研究の知見を参考に設定している。

シビアアクシデント時には格納容器内の放射性物質を含むエアロゾルの発生としては、炉心損傷時に1次系から放出されるエアロゾルや MCCI 発生時に格納容器内に直接放出されるエアロゾル等が想定され、これら発生エアロゾル粒子が格納容器内で凝集・沈着の過程を経ることで、格納容器内に浮遊するエアロゾル粒径が時間とともに変化する。

これら各フェーズのエアロゾル挙動に着目した既往研究の調査から、エアロゾル粒径に関する知見について整理した結果を第 1-5-1 表に示す。

第 1-5-1 表 エアロゾル粒径に関する既往研究の調査結果

番号	試験名又は報告書名等	エアロゾル粒径 ( $\mu\text{m}$ )	備考
①	AECLが実施した試験	0.1~3.0	・ CANDU炉のジルカロイ被覆管燃料を使用した1次系内核分裂生成物挙動に関する小規模試験
②	PBF-SFD <sup>**1</sup>	0.29~0.56	・ 米国アイダホ国立工学研究所にて実施された炉心損傷時の燃料棒及び炉心の振る舞い、核分裂生成物及び水素の放出挙動を調べた大規模総合試験 ・ 粒径データはフィルタサンプルのSEM分析による幾何平均直径
③	PHEBUS-FP <sup>**1</sup>	0.1~0.5	・ 仏国カダラッシュ原子力研究センターのPHEBUS研究炉で実施された。シビアアクシデント条件下での炉心燃料から1次系を経て格納容器に至るまでの核分裂生成物の挙動を調べた大規模総合試験 ・ 粒径データは1次系内フィルタサンプルのSEM分析による凝集物を構成する粒子径

番号	試験名又は報告書名等	エアロゾル粒径 ( $\mu\text{m}$ )	備考
④	NUREG/CR-5901 ※ <sup>2</sup>	0.25～2.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MCCI時の発生エアロゾルに対する上部プール水のスクラビングDFモデル（相関式）を開発したレポート</li> <li>・粒径データは、MCCI時に想定される発生エアロゾルの質量平均粒径の範囲</li> </ul>
⑤	LACE LA2※ <sup>3</sup>	0.25～2.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MCCI時の発生エアロゾルに対する上部プール水のスクラビングDFモデル（相関式）を開発したレポート</li> <li>・粒径データは、MCCI時に想定される発生エアロゾルの質量平均粒径の範囲</li> </ul>
⑥	PHEBUS-FP※ <sup>1</sup>	2.4～4.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粒径データは、PHEBUS-FP模擬格納容器内で測定されたエアロゾル空気動力学的直径の範囲</li> </ul>

第 1-5-1 表において、炉心損傷時の 1 次系内エアロゾルについては①、②及び③、MCCI 時の発生エアロゾルについては④、さらに、格納容器内エアロゾル粒径に関しては⑤及び⑥に整理している。

この表に整理した試験結果等は、想定するエアロゾル発生源や挙動範囲（1 次系、格納容器）に違いはあるものの、エアロゾル粒径はサブ  $\mu\text{m}$  から数  $\mu\text{m}$  までの範囲にあり、格納容器内環境でのエアロゾルの粒径はこれらのエアロゾル粒径と同等な分布範囲を持つものと推定できる。

従って、過去の種々の調査・研究により示されている粒径範囲を包絡する値として、 $0.1\mu\text{m}$ ～ $5\mu\text{m}$  のエアロゾルを推定することは妥当である。

※<sup>1</sup> STATE-OF-THE-ART REPORT ON NUCLEAR AEROSOLS, NEA/CSNI/R (2009)

※<sup>2</sup> D. A. Powers and J. L. Sprung, NUREG/CR-5901, A Simplified Model of Aerosol Scrubbing by a Water Pool Overlying Core Debris Interacting With Concrete

※<sup>3</sup> J. H. Wilson and P. C. Arwood, Summary of Pretest Aerosol Code

Calculations for LWR Aerosol Containment Experiments (LACE) LA2,  
ORNL A. L. Wright, J. H. Wilson and P. C. Arwood, PRETEST AEROSOL CODE  
COMPARISONS FOR LWR AEROSOL CONTAINMENT TESTS LA1 AND LA2

## グラントシャインガンマ線の評価方法

グラントシャインガンマ線の評価は以下の通り行った。

## 1. 線源

緊急時対策所居住性評価に係るグラントシャイン評価に適用する線源は、重大事故により大気中に放出された放射性物質が地表面と緊急時対策所の天井上面に均一に沈着した面線源とする。

## 2. ガンマ線線源強度

ガンマ線線源強度は、核種毎の地表面沈着濃度（7日間の積算値、沈着速度 1.2cm/s、残存割合 1.0）から計算コード入力用にガンマ線エネルギーと放出割合を加味したエネルギー群構造（42群）に換算した値とする（ベータ線を放出する核種については、制動X線を考慮する）。なお、ガンマ線エネルギー群構造は評価済核データライブラリ JENDL-3.3<sup>\*1</sup>から作成した輸送計算用ライブラリ MATXSLIB-J33<sup>\*2</sup>の 42群とし、各群の上限エネルギーを使用する。換算後のエネルギー群別ガンマ線積算線源強度を第 1-6-1 表に示す。なお、線源の地中及び緊急時対策所天井コンクリート中への浸透は考慮しない。

## 3. 幾何条件

グラントシャイン評価における緊急時対策所の評価モデルを第 1-6-1 図に示す。緊急時対策所は鉄筋コンクリート製であるが、評価上コンクリートのみとし、以下に示す密度を適用する。評価で考慮するコンクリート遮蔽は、公称値からマイナス側許容差（5mm）を引いた値とする。建屋上に沈着する放

放射性物質の範囲は、保守的に3階床レベル（EL37m）に設定する。地表面に沈着した放射性物質の線源の高さは、法面や木々に付着する放射性物質からの寄与があることを考慮して、災害対策本部の天井レベル（EL36m）と同じ高さに設定する。なお、線源の地中、コンクリートへの浸透は考慮しない。線源範囲は、緊急時対策所中心より400mまでの範囲とする<sup>注1</sup>。

上記以外は、直接線・スカイシャイン線評価の計算モデルと同様とする。

注1：※4より400m以上離れた位置からの線量寄与が全体の1%以下であることが示されているため、緊急時対策所中心から周囲400mまでをモデル化する。

#### 4. 評価点

評価点は、作業エリアを想定して災害対策本部内の天井レベル（EL36m）で線量が最大となる点をサーベイし設定する。

#### 5. 計算に使用する物性値

計算に使用する物性値は以下とする。

(1) 緊急時対策所遮蔽（コンクリート）  $2.1\text{g}/\text{cm}^3$

(2) 屋外（空気）  $1.2049 \times 10^{-3}\text{g}/\text{cm}^3$

(20°C, 1atm (1013hpa) における密度)<sup>注2</sup>

(3) 屋内（Void）  $0\text{g}/\text{cm}^3$

注2：各元素の密度は※3に記載の原子数密度から算出した。ただし、※3の重量比合計は98.7%であるため、密度の合計は  $1.1895 \times 10^{-3}\text{g}/\text{cm}^3$  となり、計算にはこの密度を使用した。

## 6. 計算コード

計算コードは QAD-CGGP2R<sup>\*5</sup> コードを適用する。

※1 : K. Shibata, et al., "Japanese Evaluated Nuclear Data Library Version 3 Revision-3: JENDL-3.3", J. Nucl. Sci. Technol., 39,1125(2002)

※2 : K. Kosako, N. Yamano, T. Fukahori, K. Shibata and A. Hasegawa, "The Libraries FSXLIB and MATXSLIB based on JENDL-3.3", JAERI-Date/Code 2003-011(2003)

※3 : JAERI-M 6928 「遮蔽材料の群定数-中性子 100 群・ガンマ線 20 群・P5 近似-」 1977.2 日本原子力研究所

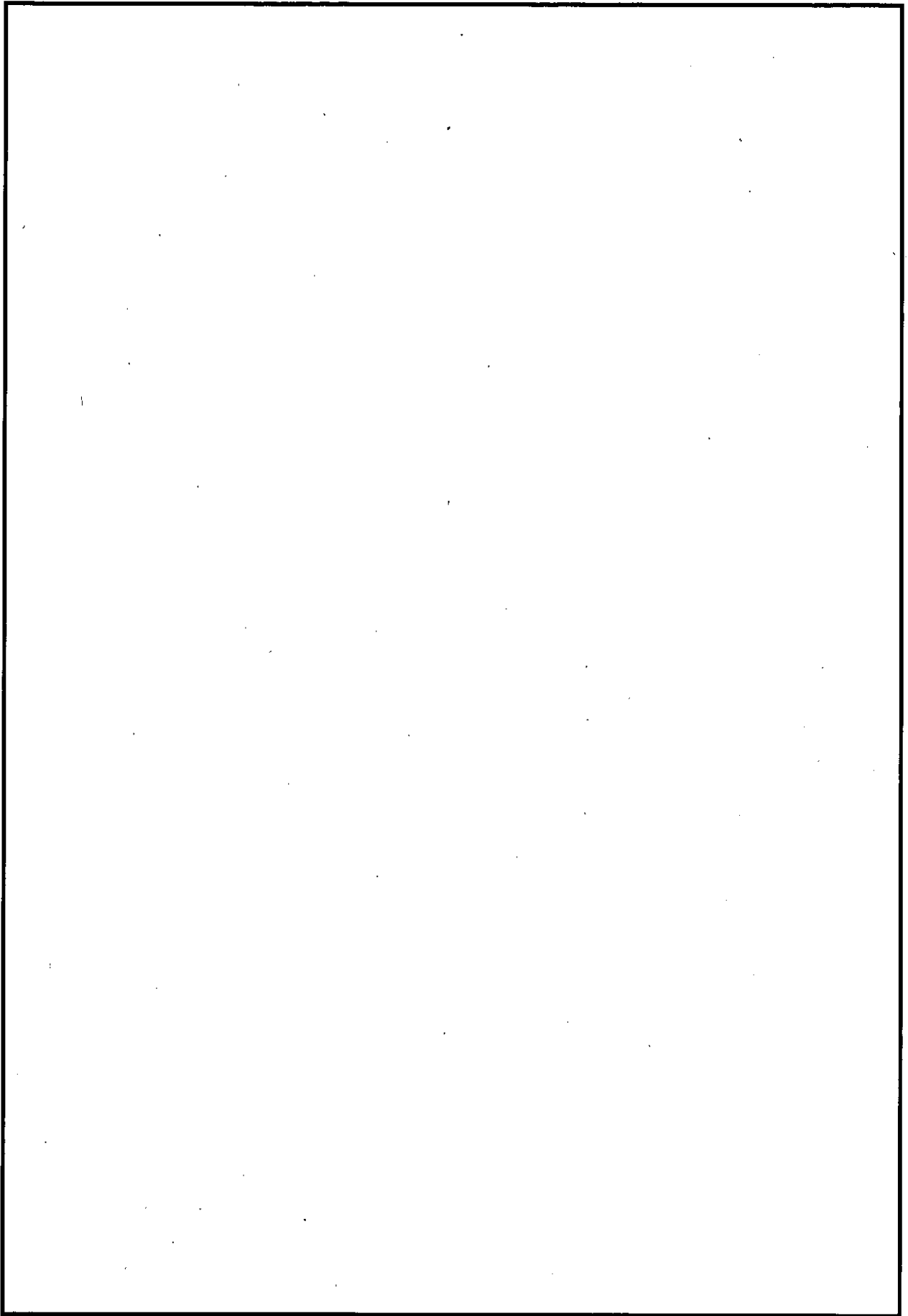
※4 : JAEA-Technology 2011-026 「汚染土壌の除染領域と線量低減効果の検討」

※5 : RIST NEWS No. 33 「実効線量評価のための遮蔽計算の現状」 2002. 3. 31, 高度情報科学技術研究機構

第1-6-1表 グランドシャインガンマ線の評価に用いる  
線源強度（7日積算）※1

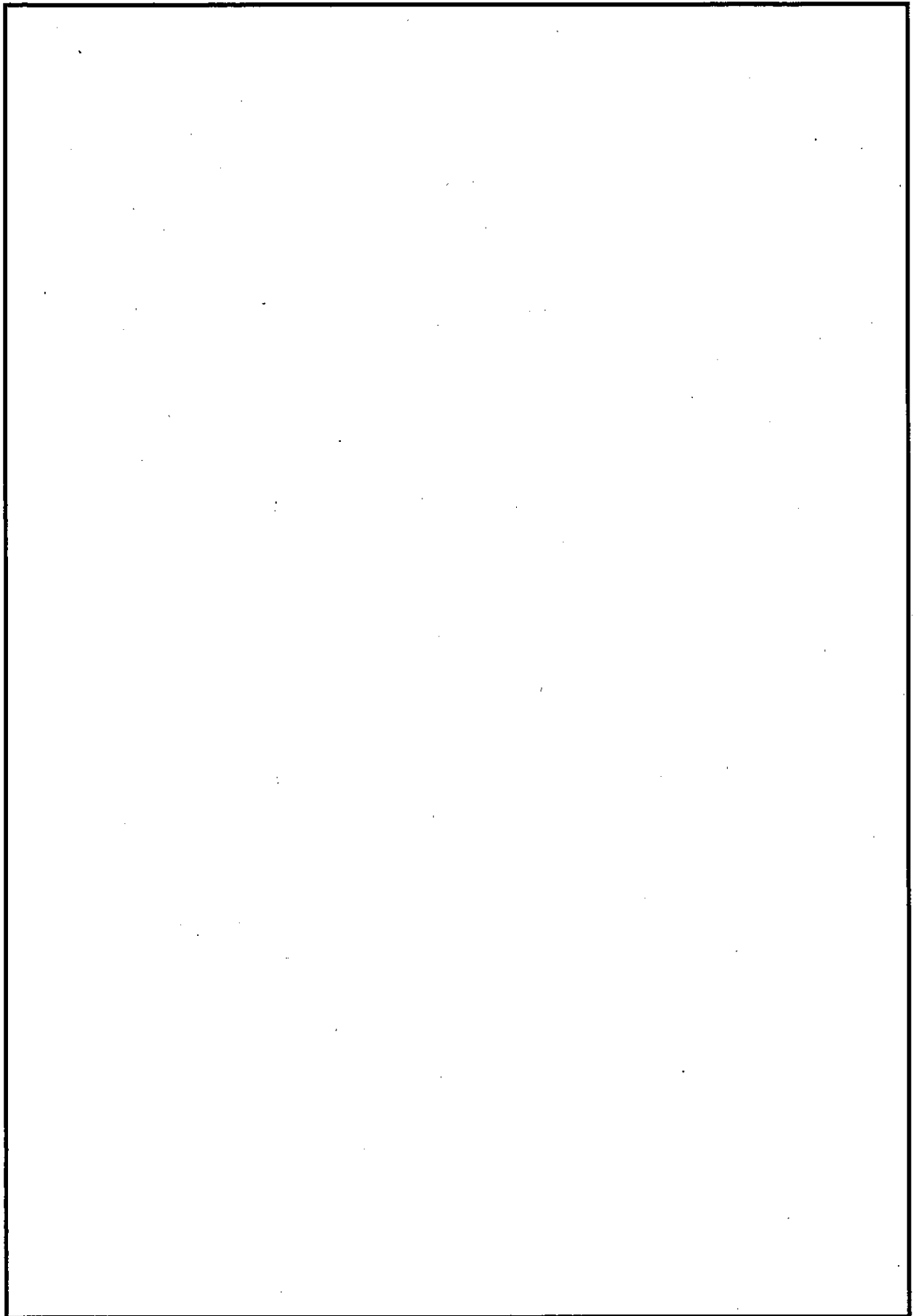
エネルギー (MeV)		積算線源強度 (Photons)
下限	上限 (代表エネルギー)	
—	$1.00 \times 10^{-2}$	$1.12 \times 10^{11}$
$1.00 \times 10^{-2}$	$2.00 \times 10^{-2}$	$1.25 \times 10^{11}$
$2.00 \times 10^{-2}$	$3.00 \times 10^{-2}$	$1.68 \times 10^{12}$
$3.00 \times 10^{-2}$	$4.50 \times 10^{-2}$	$3.72 \times 10^{11}$
$4.50 \times 10^{-2}$	$6.00 \times 10^{-2}$	$1.87 \times 10^{11}$
$6.00 \times 10^{-2}$	$7.00 \times 10^{-2}$	$1.24 \times 10^{11}$
$7.00 \times 10^{-2}$	$7.50 \times 10^{-2}$	$2.33 \times 10^{10}$
$7.50 \times 10^{-2}$	$1.00 \times 10^{-1}$	$1.17 \times 10^{11}$
$1.00 \times 10^{-1}$	$1.50 \times 10^{-1}$	$1.09 \times 10^{11}$
$1.50 \times 10^{-1}$	$2.00 \times 10^{-1}$	$8.05 \times 10^{11}$
$2.00 \times 10^{-1}$	$3.00 \times 10^{-1}$	$1.61 \times 10^{12}$
$3.00 \times 10^{-1}$	$4.00 \times 10^{-1}$	$2.46 \times 10^{12}$
$4.00 \times 10^{-1}$	$4.50 \times 10^{-1}$	$1.23 \times 10^{12}$
$4.50 \times 10^{-1}$	$5.10 \times 10^{-1}$	$1.65 \times 10^{12}$
$5.10 \times 10^{-1}$	$5.12 \times 10^{-1}$	$5.50 \times 10^{10}$
$5.12 \times 10^{-1}$	$6.00 \times 10^{-1}$	$2.42 \times 10^{12}$
$6.00 \times 10^{-1}$	$7.00 \times 10^{-1}$	$2.75 \times 10^{12}$
$7.00 \times 10^{-1}$	$8.00 \times 10^{-1}$	$1.20 \times 10^{12}$
$8.00 \times 10^{-1}$	$1.00 \times 10^0$	$2.40 \times 10^{12}$
$1.00 \times 10^0$	$1.33 \times 10^0$	$5.66 \times 10^{11}$
$1.33 \times 10^0$	$1.34 \times 10^0$	$1.71 \times 10^{10}$
$1.34 \times 10^0$	$1.50 \times 10^0$	$2.74 \times 10^{11}$
$1.50 \times 10^0$	$1.66 \times 10^0$	$2.17 \times 10^{10}$
$1.66 \times 10^0$	$2.00 \times 10^0$	$4.60 \times 10^{10}$
$2.00 \times 10^0$	$2.50 \times 10^0$	$4.36 \times 10^{10}$
$2.50 \times 10^0$	$3.00 \times 10^0$	$9.45 \times 10^8$
$3.00 \times 10^0$	$3.50 \times 10^0$	$7.87 \times 10^3$
$3.50 \times 10^0$	$4.00 \times 10^0$	$7.87 \times 10^3$
$4.00 \times 10^0$	$4.50 \times 10^0$	$2.08 \times 10^{-2}$
$4.50 \times 10^0$	$5.00 \times 10^0$	$2.08 \times 10^{-2}$
$5.00 \times 10^0$	$5.50 \times 10^0$	$2.08 \times 10^{-2}$
$5.50 \times 10^0$	$6.00 \times 10^0$	$2.08 \times 10^{-2}$
$6.00 \times 10^0$	$6.50 \times 10^0$	$2.40 \times 10^{-3}$
$6.50 \times 10^0$	$7.00 \times 10^0$	$2.40 \times 10^{-3}$
$7.00 \times 10^0$	$7.50 \times 10^0$	$2.40 \times 10^{-3}$
$7.50 \times 10^0$	$8.00 \times 10^0$	$2.40 \times 10^{-3}$
$8.00 \times 10^0$	$1.00 \times 10^1$	$7.36 \times 10^{-4}$
$1.00 \times 10^1$	$1.20 \times 10^1$	$3.68 \times 10^{-4}$
$1.20 \times 10^1$	$1.40 \times 10^1$	$0.00 \times 00^0$
$1.40 \times 10^1$	$2.00 \times 10^1$	$0.00 \times 00^0$
$2.00 \times 10^1$	$3.00 \times 10^1$	$0.00 \times 00^0$
$3.00 \times 10^1$	$5.00 \times 10^1$	$0.00 \times 00^0$

※1 ビルドアップ係数等については，代表エネルギー毎に評価している。



第 1-6-1 図 緊急時対策所グランドシャイン線の評価モデル (1/2)





第 1-6-1 図 緊急時対策所グランドシャイン線の評価モデル (2/2)

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド	緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の適合状況
<p>3. 制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価 (解釈より抜粋) (緊急時対策所)</p> <p>1 e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p>	<p>1 e)→審査ガイドの趣旨に基づき評価</p> <p>①東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故相当の放出を仮定。 放射性物質の放出割合は4.4(1)の通り。</p> <p>②マスク着用はなしとして評価している。</p> <p>③交代要員体制:評価期間中の交代は考慮しない。 安定ヨウ素剤の服用:考慮しない。 仮設設備:加圧用空気ポンペを考慮する。</p> <p>④対策要員の实効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認している。</p>

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の適合状況</p>
<p>4. 居住性に係る被ばく評価の標準評価手法</p> <p>4. 1 居住性に係る被ばく評価の手法及び範囲</p> <p>① 居住性に係る被ばく評価にあたっては最適評価手法を適用し、「4.2 居住性に係る被ばく評価の共通解析条件」を適用する。ただし、保守的な仮定及び条件の適用を否定するものではない。</p> <p>② 実験等を基に検証され、適用範囲が適切なモデルを用いる。</p> <p>③ 不確かさが大きいモデルを使用する場合や検証されたモデルの適用範囲を超える場合には、感度解析結果等を基にその影響を適切に考慮する。</p> <p>(1) 被ばく経路</p> <p>原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、次の被ばく経路による被ばく線量を評価する。図 1 に、原子炉制御室の居住性に係る被ばく経路を、図 2 に、緊急時制御室又は緊急時対策所の居住性に係る被ばく経路をそれぞれ示す。ただし、合理的な理由がある場合は、この経路によらないことができる。</p> <p>① 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内での被ばく原子炉建屋(二次格納施設(BWR 型原子炉施設)又は原子炉格納容器及びアニュラス部(PWR 型原子炉施設))内の放射性物質から放射されるガンマ線による原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内での被ばく線量を、次の二つ</p>	<p>4.1 →審査ガイド通り</p> <p>①最適評価手法を適用し、「4.2 居住性に係る被ばく評価の共通解析条件」に基づいて評価している。</p> <p>②実験等に基づいて検証されたコードやこれまでの許認可で使用したモデルに基づいて評価している。</p> <p>4.1 (1)→ 審査ガイド通り</p> <p>緊急時対策所居住性に係る被ばく経路は図 2 の通り、①～③の経路に対して評価している。</p> <p>4.1 (1) ①→審査ガイド通り</p> <p>原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線による緊急時対策所内での外部被ばく線量を評価している。</p> <p>原子炉建屋内の放射性物質からの直接ガンマ線による緊急時対策所内での外部被ばく線量を評価している。</p>

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の適合状況</p>
<p>の経路を対象に計算する。</p> <p>一 原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線による外部被ばく</p> <p>二 原子炉建屋内の放射性物質からの直接ガンマ線による外部被ばく</p> <p>② 大気中へ放出された放射性物質による原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内での被ばく大気中へ放出された放射性物質から放射されるガンマ線による外部被ばく線量を、次の二つの経路を対象に計算する。</p> <p>一 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく（クラウドシャイン）</p> <p>二 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく（グラウンドシャイン）</p> <p>③ 外気から取り込まれた放射性物質による原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内での被ばく原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内に取り込まれた放射性物質による被ばく線量を、次の二つの被ばく経路を対象にして計算する。</p> <p>なお、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内に取り込まれた放射性物質は、室内に沈着せずに浮遊しているものと仮定して評価する。</p> <p>一 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内へ外気から取り込まれた放射性物質の吸入摂取による内部被ばく</p>	<p>4.1(1)②→審査ガイド通り</p> <p>大気中に放出された放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での外部被ばくは、事故期間中の大気中への放射性物質の放出量を基に大気拡散効果と緊急時対策所の壁によるガンマ線遮蔽効果を踏まえて対策要員の外部被ばく（クラウドシャイン）を評価している。</p> <p>地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく（グラウンドシャイン）についても考慮して評価している。</p> <p>4.1(1)③→審査ガイド通り</p> <p>緊急時対策所に取り込まれた放射性物質は、緊急時対策所内に沈着せず浮遊しているものとして評価している。</p> <p>事故期間中に大気中に放出された放射性物質の一部は外気から緊急時対策所内に取り込まれる。緊急時対策所内に取り込まれた放射性物質のガンマ線による外部被ばく及び吸入摂取による内部被ばくの和として実効線量を評価している。</p>

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の適合状況</p>
<p>二 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内へ外気から取り込まれた放射性物質からのガンマ線による外部被ばく</p> <p>④ 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による入退域での被ばく</p> <p>原子炉建屋内の放射性物質から放射されるガンマ線による入退域での被ばく線量を、次の二つの経路を対象に計算する。</p> <p>一 原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線による外部被ばく</p> <p>二 原子炉建屋内の放射性物質からの直接ガンマ線による外部被ばく</p> <p>⑤ 大気中へ放出された放射性物質による入退域での被ばく大気中へ放出された放射性物質による被ばく線量を、次の三つの経路を対象に計算する。</p> <p>一 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく（クラウドシャイン）</p> <p>二 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく（グラウンドシャイン）</p> <p>三 放射性物質の吸入摂取による内部被ばく</p>	<p>4.1(1)④→評価期間中の対策要員の交代は考慮しない</p> <p>4.1(1)⑤→評価期間中の対策要員の交代は考慮しない</p>

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の適合状況</p>
<p>(2) 評価の手順</p> <p>原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の手順を図3に示す。</p> <p>a. 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いるソースタームを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価では、格納容器破損防止対策の有効性評価（参2）で想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員又は対策要員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス（この場合、格納容器破損防止対策が有効に働くため、格納容器は健全である）のソースターム解析を基に、大気中への放射性物質放出量及び原子炉施設内の放射性物質存在量分布を設定する。</li> <li>緊急時制御室又は緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、放射性物質の大気中への放出割合が東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等と仮定した事故に対して、放射性物質の大気中への放出割合及び炉心内蔵量から大気中への放射性物質放出量を計算する。</li> </ul> <p>また、放射性物質の原子炉格納容器内への放出割合及び炉心内蔵量から原子炉施設内の放射性物質存在量分布を設定する。</p> <p>b. 原子炉施設敷地内の年間の実気象データを用いて、大気拡散を計算して相対濃度及び相対線量を計算する。</p>	<p>4.1(2)→審査ガイド通り</p> <p>緊急時対策所居住性に係る被ばくは、図3の手順に基づいて評価している。ただし、評価期間中の対策要員の交代は考慮しない。</p> <p>4.1(2)a.→審査ガイド通り</p> <p>緊急時対策所居住性に係る被ばく評価では、放射性物質の大気中への放出割合が東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等と仮定した事故に対して、放射性物質の大気中への放出割合及び炉心内蔵量から大気中への放射性物質放出量を計算している。</p> <p>また、放射性物質の原子炉格納容器内への放出割合及び炉心内蔵量から原子炉施設内の放射性物質存在量分布を設定している。</p> <p>4.1(2)b.→審査ガイド通り</p> <p>被ばく評価に用いる相対濃度及び相対線量は、大気拡散の評価に</p>

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の適合状況</p>
<p>c. 原子炉施設内の放射性物質存在量分布から原子炉建屋内の線源強度を計算する。</p> <p>d. 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内での運転員又は対策要員の被ばく線量を計算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記 c の結果を用いて、原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線（スカイシャインガンマ線，直接ガンマ線）による被ばく線量を計算する。</li> <li>・上記 a 及び b の結果を用いて、大気中へ放出された放射性物質及び地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による外部被ばく線量を計算する。</li> <li>・上記 a 及び b の結果を用いて、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく線量（ガンマ線による外部被ばく及び吸入摂取による内部被ばく）を計算する。</li> </ul> <p>e. 上記 d で計算した線量の合計値が、判断基準を満たしているかど</p>	<p>従い実効放出継続時間を基に計算した値を年間について、小さい方から順に並べた累積出現頻度 97%に当たる値を用いている。評価においては、2005 年 4 月 1 日から 2006 年 3 月 31 日の 1 年間における気象データを使用している。</p> <p>4.1(2)c. →審査ガイド通り</p> <p>原子炉施設内の放射性物質存在量分布を考慮し、スカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量を評価するために、原子炉建屋内の線源強度を計算している。</p> <p>4.1(2)d. →審査ガイド通り</p> <p>上記 c. の結果を用いて、原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量を計算している。</p> <p>上記 a. 及び b. の結果を用いて、大気中へ放出された放射性物質及び地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による外部被ばく線量を計算している。</p> <p>上記 a. 及び b. の結果を用いて、緊急時対策所内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく線量（ガンマ線による外部被ばく線量及び吸入摂取による内部被ばく線量）を計算している。</p> <p>4.1(2)e. →審査ガイド通り</p>

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の適合状況</p>
<p>うかを確認する。</p> <p>4. 2 居住性に係る被ばく評価の共通解析条件</p> <p>(1) 沈着・除去等</p> <p>a. 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の非常用換気空調設備フィルタ効率</p> <p>ヨウ素類及びエアロゾルのフィルタ効率は、使用条件での設計値を基に設定する。</p> <p>なお、フィルタ効率の設定に際し、ヨウ素類の性状を適切に考慮する。</p> <p>b. 空気流入率</p> <p>既設の場合では、空気流入率は、空気流入率測定試験結果を基に設定する。</p> <p>新設の場合では、空気流入率は、設計値を基に設定する。(なお、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所設置後、設定値の妥当性を空気流入率測定試験によって確認する。)</p> <p>(2) 大気拡散</p> <p>a. 放射性物質の大気拡散</p> <p>・放射性物質の空气中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になると仮定し</p>	<p>上記 d. で計算した線量の合計値が、判断基準(対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと)を満足することを確認している。</p> <p>4.2(1)a.→審査ガイド通り</p> <p>緊急時対策所換気設備のフィルタ除去効率は、設計上期待できる値として、有機よう素及び無機よう素は99.0%,粒子状物質は99.9%として評価している。</p> <p>4.2(1)b.→審査ガイド通り</p> <p>設計に基づき、空気ポンベによる緊急時対策所内の加圧又は換気設備を用いた外気取入れによる緊急時対策所内の加圧が可能であるため、フィルタを通らない空気の流入はないものとする。</p> <p>4.2(2)a.→審査ガイドの趣旨に基づいて評価</p> <p>放射性物質の空气中濃度は、ガウスブルームモデルを適用して計算している。</p> <p>東海第二発電所内で観測して得られた2005年4月1日から2006</p>



<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の適合状況</p>
<p>たガウスプルームモデルを適用して計算する。          なお、三次元拡散シミュレーションモデルを用いてもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風向、風速、大気安定度及び降雨の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測して得られた気象資料を大気拡散式に用いる。</li> <li>・ガウスプルームモデルを適用して計算する場合には、水平及び垂直方向の拡散パラメータは、風下距離及び大気安定度に応じて、気象指針（参3）における相関式を用いて計算する。</li> <li>・原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の居住性評価で特徴的な放出点から近距離の建屋の影響を受ける場合には、建屋による巻き込み現象を考慮した大気拡散による拡散パラメータを用いる。</li> <li>・原子炉建屋の建屋後流での巻き込みが生じる場合の条件については、放出点と巻き込みが生じる建屋及び評価点との位置関係について、次に示す条件すべてに該当した場合、放出点から放出された放射性物質は建屋の風下側で巻き込みの影響を受け拡散し、評価点に到達するものとする。</li> </ul> <p>一 放出点の高さが建屋の高さの2.5倍に満たない場合          二 放出点と評価点を結んだ直線と平行で放出点を風下とした風向 n について、放出点の位置が風向 n と建屋の投影形状に応じて定まる一定の範囲（図4の領域An）の中にある場合          三 評価点が、巻き込みを生じる建屋の風下側にある場合</p> <p>上記の三つの条件のうちの一つでも該当しない場合には、建屋の影響</p>	<p>年3月31日の1年間の気象データを大気拡散計算に用いている。          水平方向及び鉛直方向の拡散パラメータは、風下距離及び大気安定度に応じて、気象指針の相関式を用いて計算している。          建屋による巻き込みを考慮し、建屋の影響がある場合の拡散パラメータを用いている。</p> <p>一～三の全ての条件に該当するため、建屋巻き込みを考慮して評価している。          放出点が原子炉建屋の屋上にあるため、建屋の高さの2.5倍に満たない。          放出点の位置は、図4の領域Anの中にある。          評価点（緊急時対策所）は、巻き込みを生じる建屋（原子炉建屋）の風下側にある。</p>

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の適合状況</p>
<p>はないものとして大気拡散評価を行うものとする（参4）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、建屋の風下後流側での広範囲に及ぶ乱流混合域が顕著であることから、放射性物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出源と評価点とを結ぶラインが含まれる1方位のみを対象とするのではなく、図5に示すように、建屋の後流側の拡がりの影響が評価点に及ぶ可能性のある複数の方位を対象とする。</li> <li>・放射性物質の大気拡散の詳細は、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」（参1）による。</li> </ul> <p>b. 建屋による巻き込みの評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巻き込みを生じる代表建屋</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 原子炉建屋の近辺では、隣接する複数の建屋の風下側で広く巻き込みによる拡散が生じているものとする。</li> <li>2) 巻き込みを生じる建屋として、原子炉格納容器、原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、コントロール建屋及び燃料取り扱い建屋等、原則として放出源の近隣に存在するすべての建屋が対象となるが、巻き込みの影響が最も大きいと考えられる一つの建屋を代表建屋とすることは、保守的な結果を与える。</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質濃度の評価点</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所が属する建屋の代表</li> </ol>	<p>建屋による巻き込みを考慮し、図5に示すように、建屋の後流側拡がりの影響が評価点に及ぶ可能性がある複数の方位（評価方位2方位）を対象としている。</p> <p>放射性物質の大気拡散については、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」に基づいて評価している。</p> <p>4.2(2)b. →審査ガイド通り</p> <p>建屋巻き込みによる拡散を考慮している。</p> <p>原子炉建屋を代表建屋としている。</p> <p>評価期間のうち、放出開始後10時間（事故後24時間から25時間</p>

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の適合状況</p>
<p>面の選定</p> <p>原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内には、次の i) 又は ii) によって、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所が属する建屋の表面から放射性物質が侵入するとする。</p> <p>i) 事故時に外気取入を行う場合は、主に給気口を介しての外気取入及び室内への直接流入</p> <p>ii) 事故時に外気を取入れを遮断する場合は、室内への直接流入</p> <p>2) 建屋による巻き込みの影響が生じる場合、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所が属する建屋の近辺ではほぼ全般にわたり、代表建屋による巻き込みによる拡散の効果が及んでいると考えられる。このため、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所換気空調設備の非常時の運転モードに応じて、次の i) 又は ii) によって、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所が属する建屋の表面の濃度を計算する。</p> <p>i) 評価期間中も給気口から外気を取入れることを前提とする場合は、給気口が設置されている原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所が属する建屋の表面とする。</p> <p>ii) 評価期間中は外気を遮断することを前提とする場合は、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所が属する建屋の各表面（屋上面又は側面）のうちの代表表面（代表評価面）を選定する。</p>	<p>まで)は加圧用ポンベにより緊急時対策所内を加圧するため、直接流入はないとしている。</p> <p>その後(事故後 35 時間以降)は、緊急時対策所の換気設備により外気を取り入れて緊急時対策所内を加圧するものとしている。</p>

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の適合状況</p>
<p>3) 代表面における評価点</p> <p>i) 建屋の巻き込みの影響を受ける場合には、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の属する建屋表面での濃度は風下距離の依存性は小さくほぼ一様と考えられるので、評価点は厳密に定める必要はない。</p> <p>屋上面を代表とする場合、例えば原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の中心点を評価点とするのは妥当である。</p> <p>ii) 代表評価面を、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所が属する建屋の屋上面とすることは適切な選定である。</p> <p>また、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所が屋上面から離れている場合は、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所が属する建屋の側面を代表評価面として、それに対応する高さでの濃度を対で適用することも適切である。</p> <p>iii) 屋上面を代表面とする場合は、評価点として原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の中心点を選定し、対応する風下距離から拡散パラメータを算出してもよい。</p> <p>また <math>\sigma_y=0</math> 及び <math>\sigma_z=0</math> として、<math>\sigma_{y0}</math>、<math>\sigma_{z0}</math> の値を適用してもよい。</p> <p>・ 着目方位</p> <p>1) 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の被ばく評価の計算では、代表建屋の風下後流側での広範囲に及ぶ乱流混合域が顕著であ</p>	<p>緊急時対策所の換気設備の給気口として、原子炉建屋から緊急時対策所までの最近接点における濃度を評価している。</p> <p>緊急時対策所の換気設備の給気口として、原子炉建屋から緊急時対策所までの最近接点とし、その間の水平直線距離に基づき拡散パラメータを算出している。</p> <p>建屋による巻き込みを考慮し、i)～iii)の条件に該当する方位を選定し、建屋の後流側の拡がりの影響が評価点に及ぼす可能性がある複数の方位(評価方位は2方位)を対象としている。</p>

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の適合状況</p>
<p>ることから、放射性物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出源と評価点とを結ぶラインが含まれる1方位のみを対象とするのではなく、図5に示すように、代表建屋の後流側の拡がりの影響が評価点に及ぶ可能性のある複数の方位を対象とする。</p> <p>評価対象とする方位は、放出された放射性物質が建屋の影響を受けて拡散すること及び建屋の影響を受けて拡散された放射性物質が評価点に届くことの両方に該当する方位とする。</p> <p>具体的には、全16方位について以下の三つの条件に該当する方位を選定し、すべての条件に該当する方位を評価対象とする。</p> <p>i) 放出点が評価点の風上にあること</p> <p>ii) 放出点から放出された放射性物質が、建屋の風下側に巻き込まれるような範囲に、評価点が存在すること。この条件に該当する風向の方位<math>m_1</math>の選定には、図6のような方法を用いることができる。図6の対象となる二つの風向の方位の範囲<math>m_{1A}</math>、<math>m_{1B}</math>のうち、放出点が評価点の風上となるどちらか一方の範囲が評価の対象となる。放出点が建屋に接近し、0.5Lの拡散領域(図6のハッチング部分)の内部にある場合は、風向の方位<math>m_1</math>は放出点が評価点の風上となる<math>180^\circ</math>が対象となる。</p> <p>iii) 建屋の風下側で巻き込まれた大気が評価点に到達すること。</p> <p>この条件に該当する風向の方位<math>m_2</math>の選定には、図7に示す方法を用いることができる。評価点が建屋に接近し、0.5Lの拡散領域(図7</p>	<p>建屋による巻き込みを考慮し、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」に基づいて複数方位を対象として評価している。</p> <p>放出点が評価点の風上にある方位を対象としている。</p> <p>放出点は建屋に近接しているため、風向の方位は放出点が評価点の風上となる<math>180^\circ</math>を対象としている。</p> <p>図7に示す方法により、建屋の後流側の拡がりの影響が評価点に及ぶ可能性のある複数の方位(評価方位は2方位)を評価方位として選定している。</p>

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の適合状況</p>
<p>のハッチング部分)の内部にある場合は、風向の方位<math>m_2</math>は放出点が評価点の風上となる<math>180^\circ</math>が対象となる。</p> <p>図6及び図7は、断面が円筒形状の建屋を例として示しているが、断面形状が矩形の建屋についても、同じ要領で評価対象の方位を決定することができる。</p> <p>建屋の影響がある場合の評価対象方位選定手順を、図8に示す。</p> <p>2) 具体的には、図9のとおり、原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所が属する建屋表面において定めた評価点から、原子炉施設の代表建屋の水平断面を見込む範囲にあるすべての方位を定める。</p> <p>幾何学的に建屋群を見込む範囲に対して、気象評価上の方位とのずれによって、評価すべき方位の数が増加することが考えられるが、この場合、幾何学的な見込み範囲に相当する適切な見込み方位の設定を行ってもよい。</p> <p>・建屋投影面積</p> <p>1) 図10に示すとおり、風向に垂直な代表建屋の投影面積を求め、放射性物質の濃度を求めるために大気拡散式の入力とする。</p> <p>2) 建屋の影響がある場合の多くは複数の風向を対象に計算する必要があるため、風向の方位ごとに垂直な投影面積を求める。ただし、対象となる複数の方位の投影面積の中で、最小面積を、すべての方位の計算の入力として共通に適用することは、合理的であり保守的である。</p>	<p>「・着目方位 1)」の方法により、評価対象の方位を選定している。</p> <p>風向に垂直な原子炉建屋の投影面積を大気拡散式の入力としている。</p> <p>原子炉建屋の最小投影面積を用いている。</p>

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の適合状況</p>
<p>3) 風下側の地表面から上側の投影面積を求め大気拡散式の入力とする。方位によって風下側の地表面の高さが異なる場合は、方位ごとに地表面高さから上側の面積を求める。また、方位によって、代表建屋とは別の建屋が重なっている場合でも、原則地表面から上側の代表建屋の投影面積を用いる。</p> <p>c. 相対濃度及び相対線量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相対濃度は、短時間放出又は長時間放出に応じて、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。</li> <li>相対線量は、放射性物質の空間濃度分布を算出し、これをガンマ線量計算モデルに適用して評価点ごとに計算する。</li> <li>評価点の相対濃度又は相対線量は、毎時刻の相対濃度又は相対線量を年間について小さい方から累積した場合、その累積出現頻度が97%に当たる値とする。</li> <li>相対濃度及び相対線量の詳細は、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」<sup>(参1)</sup>による。</li> </ul> <p>d. 地表面への沈着</p> <p>放射性物質の地表面への沈着評価では、地表面への乾性沈着及び降雨による湿性沈着を考慮して地表面沈着濃度を計算する。</p> <p>e. 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内の放射性物質濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の建屋の表面空気中から、次の二つの経路で放射性物質が外気から取り込まれることを仮定</li> </ul>	<p>原子炉建屋の地上階部分の投影面積を用いている。</p> <p>4.2(2)c. →審査ガイドの趣旨に基づいて評価</p> <p>相対濃度は、毎時刻の気象項目（風向、風速、大気安定度）及び実効放出継続時間を基に、短時間放出の式を適用し、評価している。</p> <p>相対線量は、放射性物質の空間濃度分布を算出し、これをガンマ線計算モデルに適用し、計算している。</p> <p>年間の気象データに基づく相対濃度及び相対線量を各時刻の風向に応じて、小さい方から累積し、97%に当たる値を用いている。</p> <p>相対濃度及び相対線量の詳細は、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」に基づいて評価している。</p> <p>4.2(2)d. →審査ガイド通り</p> <p>地表面への乾性沈着及び降雨による湿性沈着を考慮して地表面沈着濃度を計算している。</p> <p>4.2(2)e. →審査ガイドの趣旨に基づいて評価</p> <p>プルーム通過中は空気ポンベによる緊急時対策所内の加圧又は換気設備を用いた空気取り入れによる緊急時対策所内の加圧を実</p>

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の適合状況</p>
<p>する。</p> <p>一 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の非常用換気空調設備によって室内に取り入れること（外気取入）</p> <p>二 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内に直接流入すること（空気流入）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内の雰囲気中で放射性物質は、一様混合すると仮定する。</li> </ul> <p>なお、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内に取り込まれた放射性物質は、室内に沈着せずに浮遊しているものと仮定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内への外気取入による放射性物質の取り込みについては、非常用換気空調設備の設計及び運転条件に従って計算する。</li> <li>・原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内に取り込まれる放射性物質の空気流入量は、空気流入率及び原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所バウンダリ体積（容積）を用いて計算する。</li> </ul> <p>（3）線量評価</p> <p>a. 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内での外部被ばく（クラウドシャイン）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は、空气中時間積分濃度及びクラウドシャインに対する外部被ばく線量換算係数の積で計算する。</li> </ul>	<p>施することを前提としているため、一の経路で放射性物質がフィルタを通じて外気から取り込まれると仮定している。</p> <p>緊急時対策所内では放射性物質は一様混合するとし、室内で放射性物質は沈着せず、浮遊していると仮定している。</p> <p>外気取入れによる放射性物質の取り込みについては、緊急時対策所の換気設備の設計及び運転条件に従って計算している。</p> <p>空気ポンベによる緊急時対策所内の加圧又は換気設備を用いた空気取り入れによる緊急時対策所内の加圧を実施することを前提としているため、フィルタを通らない空気流入はないものとする。</p> <p>4.2(3)a. →審査ガイド通り</p> <p>外部被ばく線量については、空气中濃度及びクラウドシャインに対する外部被ばく線量換算係数の積で計算した線量率を合算して計算している。</p> <p>緊急時対策所内の対策要員については建屋による遮蔽効果を考慮している。</p>



<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の適合状況</p>
<p>・原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内にいる運転員又は対策要員に対しては、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の建屋によって放射線が遮へいされる低減効果を考慮する。</p> <p>b. 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内での外部被ばく（グランドシャイン）</p> <p>・地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は、地表面沈着濃度及びグランドシャインに対する外部被ばく線量換算係数の積で計算する。</p> <p>・原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内にいる運転員又は対策要員に対しては、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の建屋によって放射線が遮へいされる低減効果を考慮する。</p> <p>c. 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内へ外気から取り込まれた放射性物質の吸入摂取による原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内での内部被ばく</p> <p>・原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内へ外気から取り込まれた放射性物質の吸入摂取による内部被ばく線量は、室内の空气中時間積分濃度、呼吸率及び吸入による内部被ばく線量換算係数の積で計算する。</p> <p>・なお、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内に取り込まれた放射性物質は、室内に沈着せず浮遊しているものと仮定する。</p>	<p>4.2(3)b.→審査ガイド通り</p> <p>緊急時対策所内の対策要員のグランドシャインによる外部被ばくについては、建屋による遮蔽効果を考慮している。</p> <p>4.2(3)c.→審査ガイド通り</p> <p>緊急時対策所における内部被ばくについては、空气中濃度、呼吸率及び内部被ばく換算係数の積で計算した線量率を合算して計算している。</p> <p>緊急時対策所では室内で放射性物質は沈着せず浮遊しているものと仮定している。</p> <p>マスクは着用しないとして評価している。</p>

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の適合状況</p>
<p>・原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内でマスク着用を考慮する。その場合は、マスク着用を考慮しない場合の評価結果も提出を求める。</p> <p>d. 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内へ外気から取り込まれた放射性物質のガンマ線による外部被ばく</p> <p>・原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内へ外気から取り込まれた放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は、室内の空气中時間積分濃度及びクラウドシャインに対する外部被ばく線量換算係数の積で計算する。</p> <p>・なお、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内に取り込まれた放射性物質は、c 項の内部被ばく同様、室内に沈着せずに浮遊しているものと仮定する。</p> <p>e. 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退域での外部被ばく（クラウドシャイン）</p> <p>・放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は、空气中時間積分濃度及びクラウドシャインに対する外部被ばく線量換算係数の積で計算する。</p> <p>f. 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退域での外部被ばく（グラウンドシャイン）</p> <p>・地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は、地表面沈着濃度及びグラウンドシャインに対する外部被ばく線量換</p>	<p>4.2(3)d. →審査ガイド通り</p> <p>緊急時対策所内に取り込まれた放射性物質からのガンマ線の外部被ばくについては、空气中濃度及びクラウドシャインに対する外部被ばく線量係数の積で計算した線量率を積算して計算している。</p> <p>緊急時対策所で室内に取り込まれた放射性物質は沈着せず浮遊しているものと仮定している。</p> <p>4.2(3)e. →評価期間中の対策要員の交代は考慮しない</p> <p>4.2(3)f. →評価期間中の対策要員の交代は考慮しない</p>

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド	緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の適合状況
<p>算係数の積で計算する。</p> <p>g. 放射性物質の吸入摂取による入退域での内部被ばく</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・放射性物質の吸入摂取による内部被ばく線量は、入退域での空気中時間積分濃度、呼吸率及び吸入による内部被ばく線量換算係数の積で計算する。</li><li>・入退域での放射線防護による被ばく低減効果を考慮してもよい。</li></ul> <p>h. 被ばく線量の重ね合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・同じ敷地内に複数の原子炉施設が設置されている場合、全原子炉施設について同時に事故が起きたと想定して評価を行うが、各原子炉施設から被ばく経路別に個別に評価を実施して、その結果を合算することは保守的な結果を与える。原子炉施設敷地内の地形や、原子炉施設と評価対象位置の関係等を考慮した、より現実的な被ばく線量の重ね合わせ評価を実施する場合はその妥当性を説明した資料の提出を求める。</li></ul>	<p>4.2(3)g. →評価期間中の対策要員の交代は考慮しない</p> <p>4.2(3)h. →複数の原子炉施設は設置されていないため考慮しない</p>

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の適合状況</p>
<p>4. 4 緊急時制御室又は緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の主要解析条件等</p> <p>(1) ソースターム</p> <p>a. 大気中への放出割合</p> <p>・事故直前の炉心内蔵量に対する放射性物質の大気中への放出割合は、原子炉格納容器が破損したと考えられる福島第一原子力発電所事故並みを想定する<sup>(参5)</sup>。</p> <p>希ガス類：97%</p> <p>ヨウ素類：2.78%</p> <p>(CsI：95%，無機ヨウ素：4.85%，有機ヨウ素：0.15%)</p> <p>(NUREG-1465<sup>(参6)</sup>を参考に設定)</p> <p>Cs 類：2.13%</p> <p>Te 類：1.47%</p> <p>Ba 類：0.0264%</p> <p>Ru 類：7.53×10<sup>-8</sup>%</p> <p>Ce 類：1.51×10<sup>-4</sup>%</p> <p>La 類：3.87×10<sup>-5</sup>%</p> <p>(2) 非常用電源</p> <p>緊急時制御室又は緊急時対策所の独自の非常用電源又は代替交流電源からの給電を考慮する。</p> <p>ただし、代替交流電源からの給電を考慮する場合は、給電までに要す</p>	<p>4.4(1)→審査ガイド通り</p> <p>事故直前の炉心内蔵量に対する放射性物質の大気中への放出割合に、原子炉格納容器が破損したと考えられる福島第一原子力発電所事故並みを想定する。なお、放出開始までの24時間の核種の崩壊及び娘核種の生成は考慮する。</p> <p>4.4(2)→審査ガイド通り</p> <p>緊急時対策所の非常用電源の給電は考慮するものの放出開始時間が事象発生後24時間のため、放出開始までに電源は復旧していると仮定する。</p>

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の適合状況</p>
<p>る余裕時間を見込むこと。</p> <p>(3) 沈着・除去等</p> <p>a. 緊急時制御室又は緊急時対策所の非常用換気空調設備</p> <p>緊急時制御室又は緊急時対策所の非常用換気空調設備は、上記(2)の非常用電源によって作動すると仮定する。</p> <p>(4) 大気拡散</p> <p>a. 放出開始時刻及び放出継続時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質の大気中への放出開始時刻は、事故（原子炉スクラム）発生 24 時間後と仮定する<sup>(参5)</sup>（福島第一原子力発電所事故で最初に放出した 1 号炉の放出開始時刻を参考に設定）。</li> <li>・放射性物質の大気中への放出継続時間は、保守的な結果となるように 10 時間と仮定する<sup>(参5)</sup>（福島第一原子力発電所 2 号炉の放出継続時間を参考に設定）</li> </ul> <p>b. 放出源高さ</p> <p>放出源高さは、地上放出を仮定する<sup>(参5)</sup>。放出エネルギーは、保守的な結果となるように考慮しないと仮定する<sup>(参5)</sup>。</p> <p>(5) 線量評価</p> <p>a. 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による緊急時制御室又は緊急時対策所内での外部被ばく</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福島第一原子力発電所事故並みを想定する。例えば、次のような仮定を行うことができる。</li> </ul>	<p>4.4(3)→審査ガイド通り</p> <p>放射性物質の放出開始までに緊急時対策所の換気設備は復旧している。</p> <p>4.4(4)a.→審査ガイドの趣旨に基づき評価</p> <p>放射性物質の大気中への放出開始時間は、事故発生 24 時間後と仮定する。</p> <p>放射性物質の大気中への放出継続時間は、希ガス類、よう素及びその他の核種とも 10 時間とした。</p> <p>4.4(4)b.→審査ガイド通り</p> <p>放出源高さは、地上放出を仮定する。</p> <p>4.4(5)→審査ガイド通り</p> <p>福島第一原子力発電所事故並みを想定し、NUREG-1465 の炉心内臓量に対する原子炉格納容器への放出割合を基に原子炉建屋内に放出された放射性物質を設定し、スカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線の線源としている。</p> <p>原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間体積に均一に分布してい</p>

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の適合状況</p>																											
<p>NUREG-1465 の炉心内蔵量に対する原子炉格納容器内への放出割合（被覆管破損放出～晩期压力容器内放出）<sup>(参6)</sup>を基に原子炉建屋内に放出された放射性物質を設定する。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">PWR</td> <td style="text-align: center;">BWR</td> </tr> <tr> <td>希ガス類：</td> <td style="text-align: center;">100%</td> <td style="text-align: center;">100%</td> </tr> <tr> <td>ヨウ素類：</td> <td style="text-align: center;">66%</td> <td style="text-align: center;">61%</td> </tr> <tr> <td>Cs 類：</td> <td style="text-align: center;">66%</td> <td style="text-align: center;">61%</td> </tr> <tr> <td>Te 類：</td> <td style="text-align: center;">31%</td> <td style="text-align: center;">31%</td> </tr> <tr> <td>Ba 類：</td> <td style="text-align: center;">12%</td> <td style="text-align: center;">12%</td> </tr> <tr> <td>Ru 類：</td> <td style="text-align: center;">0.5%</td> <td style="text-align: center;">0.5%</td> </tr> <tr> <td>Ce 類：</td> <td style="text-align: center;">0.55%</td> <td style="text-align: center;">0.55%</td> </tr> <tr> <td>La 類：</td> <td style="text-align: center;">0.52%</td> <td style="text-align: center;">0.52%</td> </tr> </table> <p>BWR については、MELCOR 解析結果<sup>(参7)</sup>から想定して、原子炉格納容器から原子炉建屋へ移行する際の低減率は0.3倍と仮定する。</p> <p>また、希ガス類は、大気中への放出分を考慮してもよい。</p> <p>電源喪失を想定した雰囲気圧力・温度による静的負荷の格納容器破損モードのうち、格納容器破損に至る事故シーケンスを選定する。</p> <p>選定した事故シーケンスのソースターム解析結果を基に、原子炉建屋内に放出された放射性物質を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この原子炉建屋内の放射性物質をスカイシャインガンマ線及び直接</li> </ul>		PWR	BWR	希ガス類：	100%	100%	ヨウ素類：	66%	61%	Cs 類：	66%	61%	Te 類：	31%	31%	Ba 類：	12%	12%	Ru 類：	0.5%	0.5%	Ce 類：	0.55%	0.55%	La 類：	0.52%	0.52%	<p>るものとして計算している。</p>
	PWR	BWR																										
希ガス類：	100%	100%																										
ヨウ素類：	66%	61%																										
Cs 類：	66%	61%																										
Te 類：	31%	31%																										
Ba 類：	12%	12%																										
Ru 類：	0.5%	0.5%																										
Ce 類：	0.55%	0.55%																										
La 類：	0.52%	0.52%																										

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド	緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の適合状況
<p>ガンマ線の線源とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線源強度を計算する。</li><li>原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、積算線源強度、施設の位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。</li></ul> <p>b. 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による入退域での外部被ばく</p> <ul style="list-style-type: none"><li>スカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線の線源は、上記 a と同様に設定する。</li><li>積算線源強度、原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、上記 a と同様の条件で計算する。</li></ul>	4.4(5)b. →評価期間中の対策要員の交代は考慮しない

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の適合状況

緊急時制御室又は緊急時対策所居住性評価に係る被ばく経路	
緊急時制御室又は緊急時対策所内での被ばく	①原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく(直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく) ②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく(クラウドシャインによる外部被ばく、グラウンドシャインによる外部被ばく)
入居域での被ばく	③外気から緊急時制御室又は緊急時対策所内へ取り込まれた放射性物質による被ばく(吸入摂取による内部被ばく、室内に浮遊している放射性物質による外部被ばく(室内に取り込まれた放射性物質は洗濯せずに浮遊しているものとして評価する)) ④原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく(直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく) ⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく(クラウドシャインによる外部被ばく、グラウンドシャインによる外部被ばく、吸入摂取による内部被ばく)

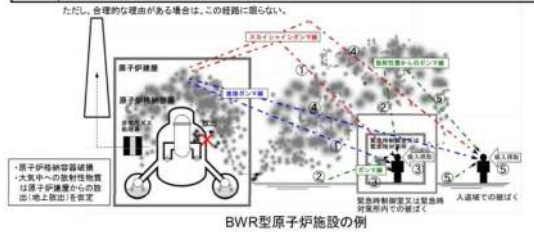


図2 緊急時制御室又は緊急時対策所居住性評価における被ばく経路

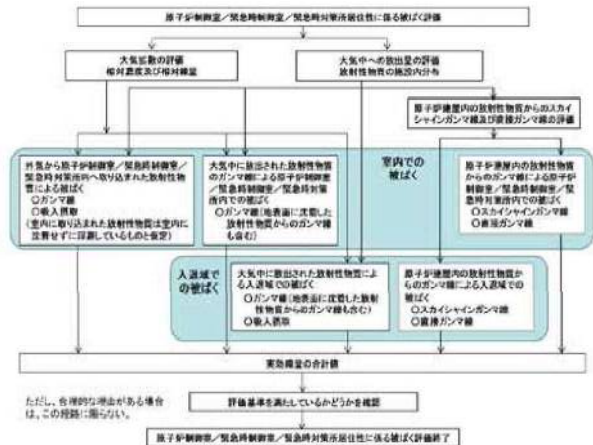
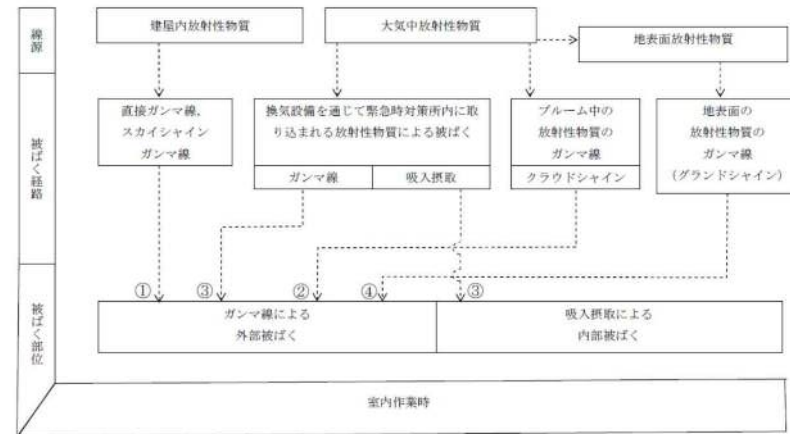


図3 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価手順

図2, 3→審査ガイドの趣旨に基づき評価

評価期間中の対策要員の交代は考慮しないため、被ばく経路④、⑤の評価は実施しない。





実用発電原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の適合状況

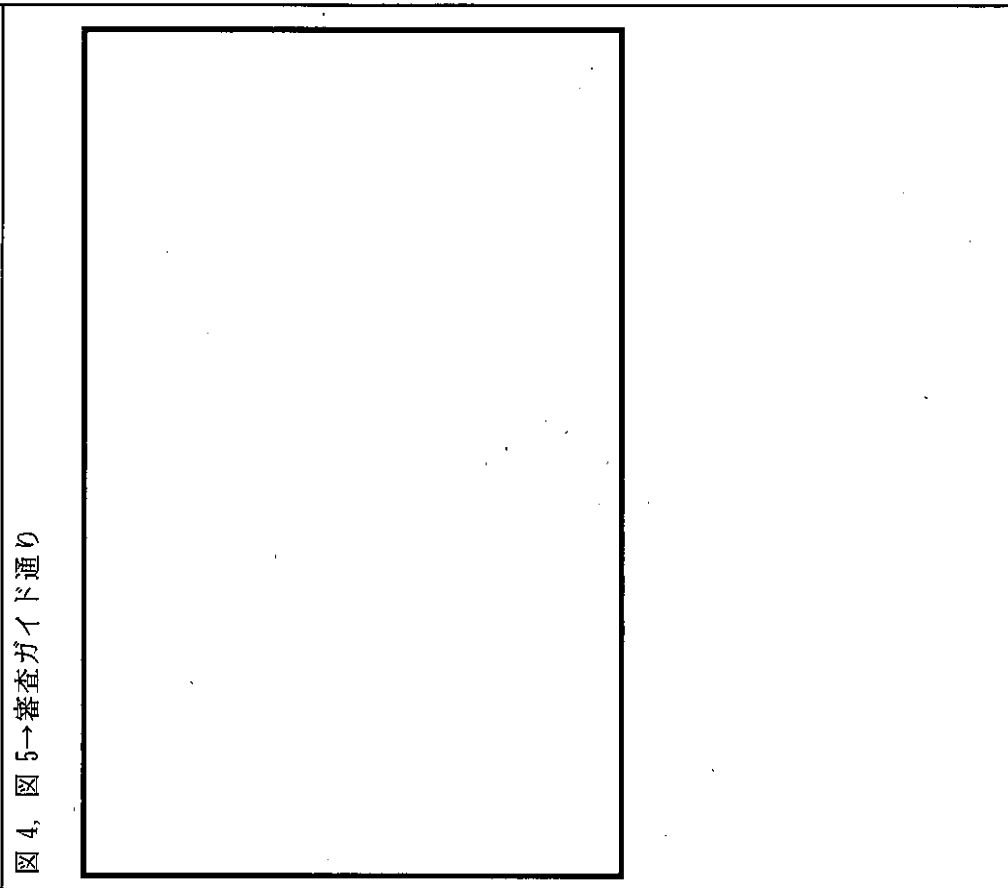
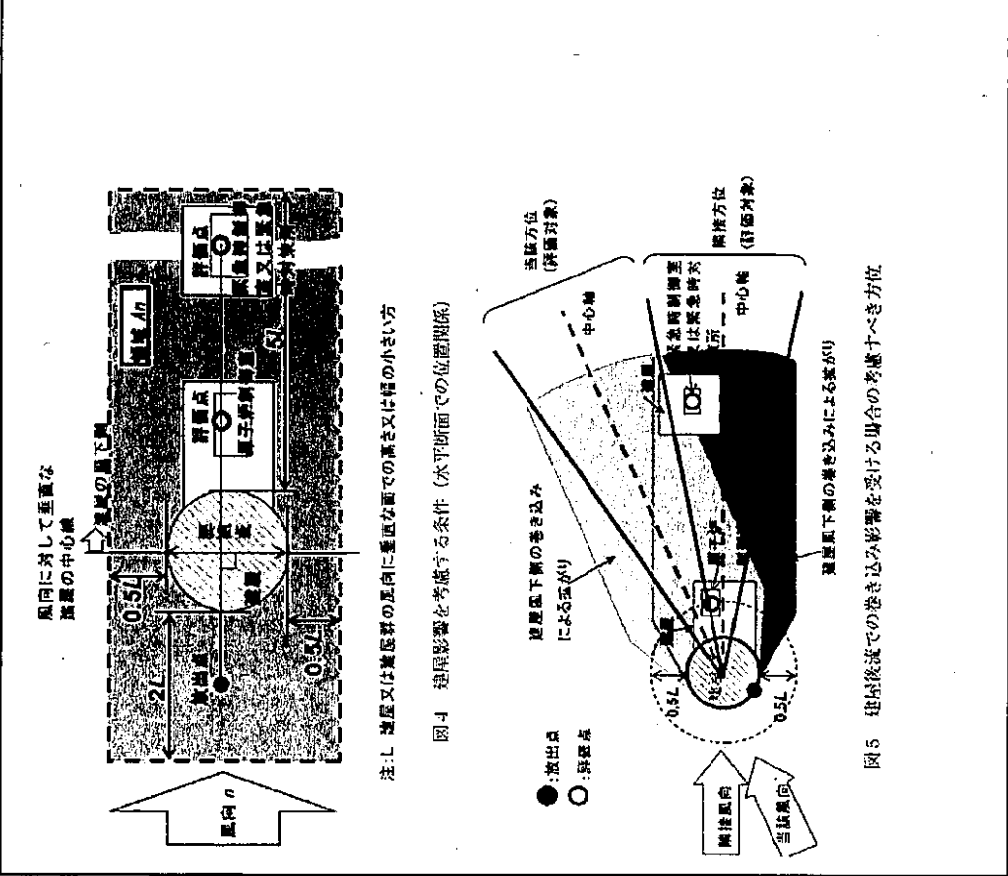
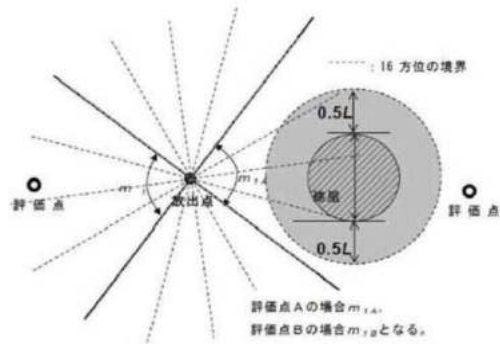


図4, 図5→審査ガイド通り

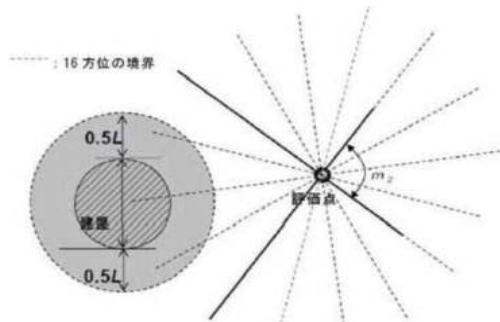
実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の適合状況



注: Lは、風向に垂直な建屋の投影面の高さ又は投影面の幅のうちの小さい方

図6 建屋の風下側で放射性物質が巻き込まれる風向の方位  $m_1$  の選定方法 (水平断面での位置関係)



注: Lは、風向に垂直な建屋の投影面の高さ又は投影面の幅のうちの小さい方

図7 建屋の風下側で巻き込まれた大気が評価点に到達する風向の方位  $m_2$  の選定方法 (水平断面での位置関係)

図 6, 7→審査ガイド通り

<p>実用発電原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<pre> graph TD     A[建屋影響がある場合の評価対象(風向の選定)] --&gt; B[i) 放出点が評価点の風上となる方位を選択]     B --&gt; C[ii) 放出点から建屋+0.5Lを含む方位を選択 (放出点が建屋+0.5Lの内側に存在する場合は、 放出点が評価点の風上となる180°が対象)]     C --&gt; D[iii) 評価点から建屋+0.5Lを含む方位を選択 (評価点から建屋+0.5Lの内側に存在する場合は、 放出点が評価点の風上となる180°が対象)]     D --&gt; E[i ~ iiiの重なる方位を選定]     E --&gt; F[方位選定終了]           </pre>
<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の適合状況</p>	<p>図8→審査ガイド通り</p>

図8 建屋の影響がある場合の評価対象方位選定手順

実用発電原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の適合状況

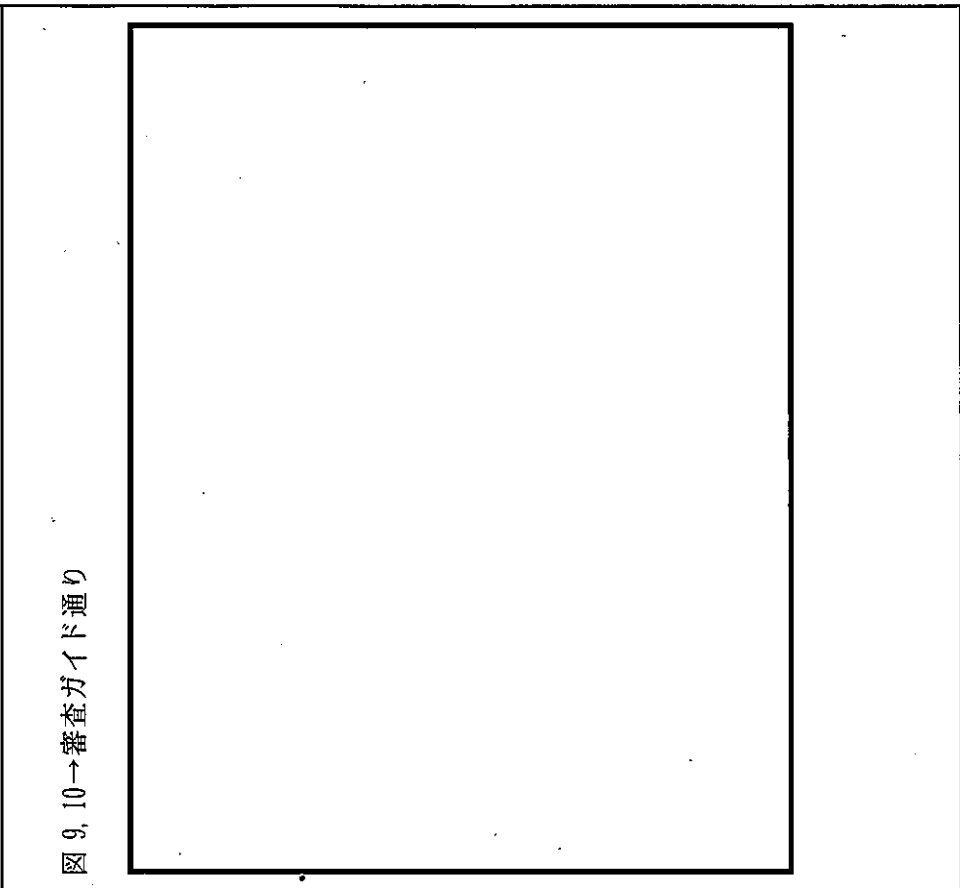
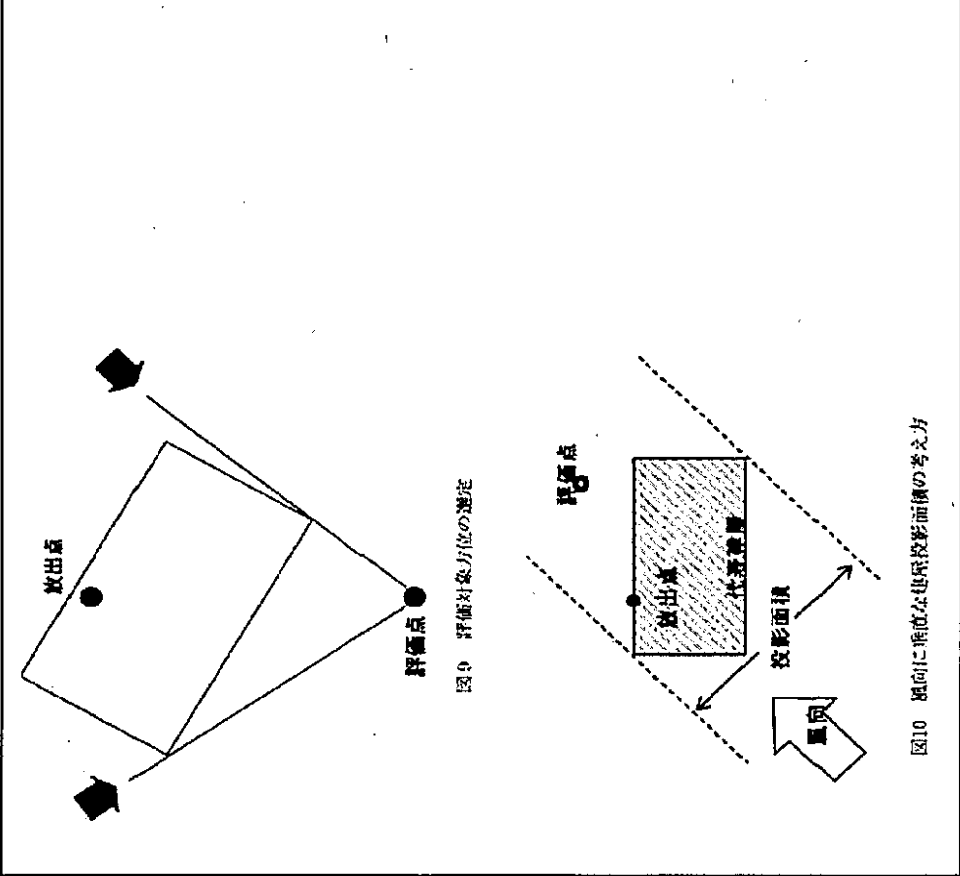
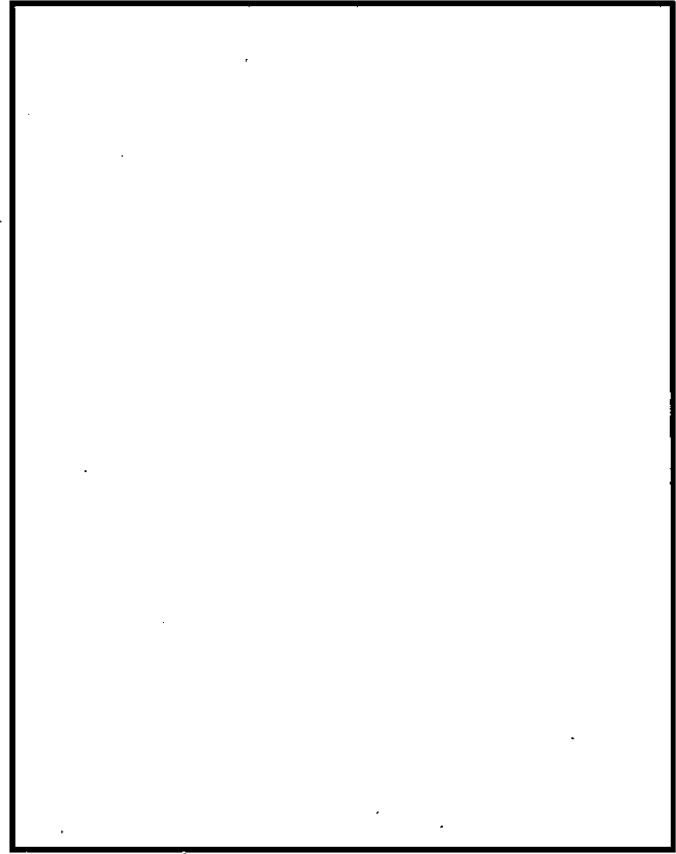


図9, 10→審査ガイド通り



62-1

SA 設備基準適合性一覽表

62-1-1

東海第二発電所  
SA 設備基準適合性 一覧表 (常設)

第 62 条：通信連絡を行うために必要な設備		衛星電話設備 (固定型)		類型化区分		
第 43 条	第 1 項	第 1 号	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	原子炉区域を除く原子炉建屋内及びその他の建屋内 (中央制御室及び緊急時対策所)	C
				荷重	(有効に機能を発揮する)	-
				海水	(海水を通水しない)	対象外
				他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-
				電磁波による影響	(電磁波により機能が損なわれない)	-
				関連資料	[配置図]6-3-2, 3, 13	
		第 2 号	操作性	中央制御室操作、現場操作 (緊急時対策所) (操作スイッチ操作)	B d	
			関連資料	[設備操作及び切替に関する説明書]62-8-3		
		第 3 号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	通信連絡設備 (機能・性能検査、外観検査)	L	
			関連資料	[試験及び検査]62-5-2, 5, 6		
		第 4 号	切り替え性	本来の用途として使用 <input type="checkbox"/> 切替不要	B b	
			関連資料	[系統図]62-4-2, 62-8-3		
	第 5 号	悪影響防止	系統設計	D B 施設と同じ系統構成	A d	
			その他 (飛散物)	(考慮対象なし)	対象外	
		関連資料	[系統図]62-4-4-2~5			
	第 6 号	設置場所	現場操作 (緊急時対策所) 中央制御室操作	A a B		
		関連資料	[配置図]62-3-2, 3, 13 [設備操作及び切替に関する説明書]62-8-3			
	第 2 項	第 1 号	常設 SA の容量	D B 施設と同じ系統及び機器容量が十分	B	
			関連資料	[容量設定根拠]62-6-4		
		第 2 号	共用の禁止	(共用しない設備)	対象外	
			関連資料	-		
		第 3 号	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	防止設備 - 対象 (代替対象 D B 設備有り) <input type="checkbox"/> 屋内	A a
				サポート系要因	対象 (サポート系有り) <input type="checkbox"/> 異なる駆動源又は冷却源	C a
	関連資料		[単線結線図]62-2-2, 3 [配置図]62-3-2, 3, 13 [系統図]62-4-3~5			

東海第二発電所  
SA 設備基準適合性 一覧表 (常設)

第 62 条 : 通信連絡を行うために必要な設備		S P D S		類型化区分	データ伝送設備	類型化区分		
第 43 条	第 1 項	第 1 号	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	原子炉区域を除く原子炉建屋内及びその他の建屋内 (中央制御室及び緊急時対策所)	C	原子炉区域を除く原子炉建屋内及びその他の建屋内 (緊急時対策所)	C
			荷重	(有効に機能を発揮する)	—	(有効に機能を発揮する)	—	
			海水	(海水を通水しない)	対象外	(海水を通水しない)	対象外	
			他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—	
			電磁波による影響	(電磁波により機能が損なわれない)	—	(電磁波により機能が損なわれない)	—	
			関連資料	[配置図]6-3-2, 62-3-4		[配置図]6-3-2, 3, 13		
	第 2 号	操作性	操作不要 (S P D S 表示装置を除く) 現場操作 (緊急時対策所) (S P D S データ表示装置) (操作スイッチ操作)	対象外 B d	操作不要	対象外		
		関連資料	[設備操作及び切替に関する説明書]62-8-5		—			
	第 3 号	試験・検査 (検査性・系統構成・外部入力)	通信連絡設備 (機能・性能検査、外観検査)	L	通信連絡設備 (機能・性能検査、外観検査)	L		
		関連資料	[試験及び検査]62-5-12, 13		[試験及び検査]62-5-12, 13			
	第 4 号	切り替え性	本来の用途として使用 切替不要	B b	本来の用途として使用 切替不要	B b		
		関連資料	[系統図]62-4-7		[系統図]62-4-7			
	第 5 号	悪影響防止	系統設計	D B 施設と同じ系統構成	A d	D B 施設と同じ系統構成	A d	
			その他 (飛散物)	(考慮対象なし)	対象外	(考慮対象なし)	対象外	
			関連資料	[系統図]62-4-7		[系統図]62-4-7		
	第 6 号	設置場所	操作不要 (S P D S 表示装置を除く) 現場操作 (緊急時対策所) (S P D S データ表示装置)	対象外 A	操作不要	対象外		
		関連資料	[配置図]62-3-2, 4		[配置図]62-3-2, 4			
	第 2 項	第 1 号	常設 SA の容量	D B 施設と同じ系統及び機器容量が十分	B	D B 施設と同じ系統及び機器容量が十分	B	
			関連資料	[容量設定根拠]62-6-10~17		[容量設定根拠]62-6-10~17		
		第 2 号	共用の禁止	(共用しない設備)	対象外	(共用しない設備)	対象外	
			関連資料	—		—		
		第 3 号	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	緩和設備又は緩和でも防止でもない設備—対象外 (同一機能の設備なし又は代替対象 D B 設備なし)	対象外	緩和設備又は緩和でも防止でもない設備—対象外 (同一機能の設備なし又は代替対象 D B 設備なし)	対象外
				サポート系要因	対象 (サポート系有り) —異なる駆動源又は冷却源	C a	対象 (サポート系有り) —異なる駆動源又は冷却源	C a
	関連資料			[単線結線図]62-2, 3 [配置図]62-3-2, 4 [系統図]62-4-7		[単線結線図]62-2-2, 3 [配置図]62-3-2, 13 [系統図]62-4-7		

東海第二発電所  
SA 設備基準適合性 一覧表 (常設)

第 62 条：通信連絡を行うために必要な設備		統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム, I P 電話, I P - F A X)		類型化区分		
第 43 条	第 1 項	第 1 号	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	原子炉区域を除く原子炉建屋内及びその他の建屋内(緊急時対策所)	C
			荷重		(有効に機能を発揮する)	-
			海水		(海水を通水しない)	対象外
			他設備からの影響		(周辺機器等からの悪影響により機能を <b>失</b> うおそれがない)	-
			電磁波による影響		(電磁波により機能が損なわれない)	-
			関連資料		[配置図]6-3-2, 5	
		第 2 号	操作性		現場操作(緊急時対策所)(操作スイッチ操作)	B d
		関連資料		[設備操作及び切替に関する説明書]62-8-5		
		第 3 号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)		通信連絡設備(機能・性能検査、外観 <b>検査</b> )	L
		関連資料		[試験及び検査]62-5-8~11		
	第 4 号	切り替え性		本来の用途として使用 <b>一切替不要</b>	B a	
	関連資料		[系統図]62-4-6 [設備操作及び切替に関する説明書]62-8-5			
	第 5 号	悪影響防止	系統設計		D B 施設と同じ系統構成	A d
			その他(飛散物)		(考慮対象なし)	対象外
		関連資料		[系統図]62-4-6		
	第 6 号	設置場所		現場操作(緊急時対策所)	A	
	関連資料		[配置図]62-3-2, 5 [設備操作及び切替に関する説明書]62-8-5			
	第 2 項	第 1 号	常設 SA の容量		<b>D B 施設と同じ系統及び機器容量が十分</b>	B
			関連資料		[容量設定根拠]62-6-4	
		第 2 号	共用の禁止		(共用しない <b>設備</b> )	対象外
関連資料				-		
第 3 号		共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災		緩和設備又は防止でも緩和でもない設備 <b>対象</b> (同一目的の SA 設備 <b>あり</b> )	<b>B</b>
			サポート系要因		対象(サポート系 <b>有り</b> )-異なる駆動源又は冷却源	C a
関連資料		[単線結線図]62-2-2 [配置図]62-3-2, 5 [系統図]62-4-6				



東海第二発電所  
SA 設備基準適合性 一覧表 (可搬)

第 62 条：通信連絡を行うために必要な設備		携行型有線通話装置		類型化区分	無線連絡設備 (携帯型)	類型化区分		
第 43 条	第 1 項	第 1 号	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	原子炉建屋原子炉区域内 (設置場所) 原子炉区域を除く原子炉建屋内及びその他の建屋内 (中央制御室及び緊急時対策所) (保管場所)	B C	屋外 (設置場所) 原子炉区域を除く原子炉建屋内及びその他の建屋内 (緊急時対策所) (保管場所)	D C
				荷重	(有効に機能を発揮する)	—	(有効に機能を発揮する)	—
				海水	(海水を通水しない)	対象外	(海水を通水しない)	対象外
				他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	—
				電磁波による影響	(電磁波により機能が損なわれない)	—	(電磁波により機能が損なわれない)	—
				関連資料	[配置図]62-3-2, 62-3-3, 62-3-5~10		[配置図]62-3-2, 12, 13	
		第 2 号	操作性	現場操作 (原子炉建屋、中央制御室、緊急時対策所操作) (設備の運搬・設置、接続作業、操作スイッチ操作)	A B c B d B g	現場操作 (設備の運搬・設置) (操作スイッチ操作)	B c B d	
		関連資料	[配置図]62-3-3, 62-3-5~10 [設備操作及び切替に関する説明書]62-8-2		[配置図]62-3-13 [設備操作及び切替に関する説明書]62-8-4			
		第 3 号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	通信連絡設備 (機能・性能検査、外観検査)	L	通信連絡設備 (機能・性能検査、外観検査)	L	
		関連資料	[試験及び検査]62-5-2, 62-5-3		[試験及び検査]62-5-2, 62-5-4			
	第 4 号	切り替え性	本来の用途として使用一切替不要	B b	本来の用途として使用一切替不要	B b		
	関連資料	[系統図]62-4-2		[系統図]62-4-2				
	第 5 号	悪影響防止	系統設計	他設備から独立	A c	他設備から独立	A c	
	その他 (飛散物)		(考慮対象なし)	対象外	(考慮対象なし)	対象外		
	関連資料	[系統図]62-4-2		[系統図]62-4-2				
	第 6 号	設置場所	現場操作 (放射線量が高くなるおそれが少ない場所) 中央制御室操作	B A	現場操作 (放射線量が高くなるおそれが少ない場所)	A		
	関連資料	[配置図]62-3-2, 62-3-3, 62-3-5~10		[配置図]62-3-2, 3, 13				
	第 3 項	第 1 号	可搬 SA の容量	その他設備 (必要な台数を確保することに加え、余裕のある台数を保管)	C	その他設備 (必要な台数を確保することに加え、余裕のある台数を保管)	C	
			関連資料	[容量設定根拠]62-6-8		[容量設定根拠]62-6-9		
		第 2 号	可搬 SA の接続性	より簡便な接続規格等による接続	C	(対象外)	対象外	
関連資料		[設備操作及び切替に関する説明書]62-8-2		—				
第 3 号		異なる複数の接続箇所の確保	(対象外)	対象外	(対象外)	対象外		
関連資料		—		—				
第 4 号		設置場所	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を選定)	—	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を選定)	—		
関連資料		[配置図]62-3-2, 62-3-3, 62-3-5~10		[配置図]62-3-2, 13				
第 5 号		保管場所	屋内 (共通要因の考慮対象設備なし)	A b	屋内 (共通要因の考慮対象設備なし)	A b		
関連資料		[配置図]62-3-2, 62-3-3, 62-3-5~10		[配置図]62-3-2, 13				
第 6 号	アクセスルート	屋内アクセスルートの確保 (人が携行して使用)	A	屋内外アクセスルートの確保 (人が携行して使用)	B			
関連資料	[アクセスルート図]62-7-3~8		[アクセスルート図]62-7-2					
第 3 号	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	防止設備-対象 (代替対象 D B 設備有り) 屋内	A a	防止設備-対象 (代替対象 D B 設備有り) 屋内	A a		
		サポート系要因	対象 (サポート系有り) 異なる駆動源又は冷却源	C a	対象 (サポート系有り) 異なる駆動源又は冷却源	C a		
関連資料	[単線結線図]62-2-2, 3 [配置図]62-3-2, 62-3-3, 62-3-5~10 [系統図]62-4-2		[単線結線図]62-2-3 [配置図]62-3-2, 13 [系統図]62-4-2					

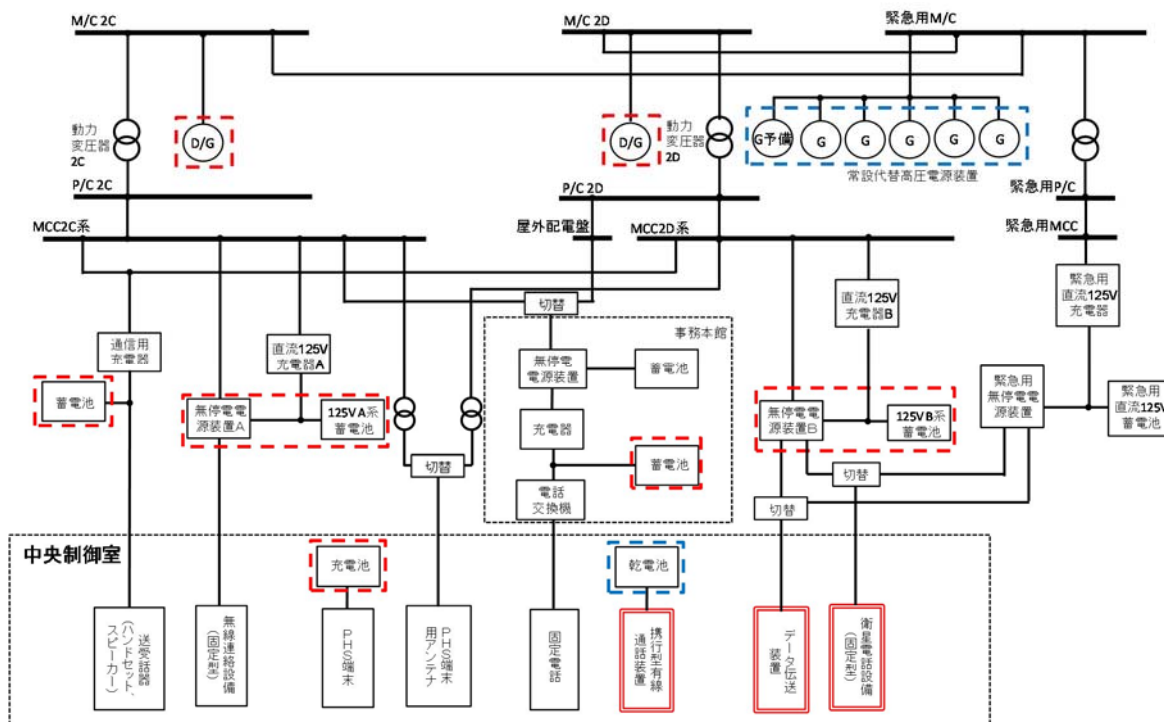
東海第二発電所  
SA 設備基準適合性 一覧表 (可搬)

第 62 条：通信連絡を行うために必要な設備		衛星電話設備 (携帯型)		類型化区分		
第 43 条	第 1 項	第 1 号	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	屋外 (設置場所) 原子炉区域を除く原子炉建屋内及びその他の建屋内 (緊急時対策所) (保管場所)	D C
			荷重	(有効に機能を発揮する)	—	
			海水	(海水を通水しない)	対象外	
			他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を損なうおそれがない)	—	
			電磁波による影響	(電磁波により機能が損なわれない)	—	
			関連資料	[配置図]62-3-2, 13		
		第 2 号	操作性	現場操作 (設備の運搬・設置) (操作スイッチ操作)	B c B d	
		関連資料	[配置図]62-3-13 [設備操作及び切替に関する説明書]62-8-4			
		第 3 号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	通信連絡設備 (機能・性能検査、外観検査)	L	
		関連資料	[試験及び検査]62-5-2, 6, 7			
	第 4 号	切り替え性	本来の用途として使用 <input type="checkbox"/> 切替不要	B b		
	関連資料	[系統図]62-4-2, 3				
	第 5 号	悪影響防止	系統設計	他設備から独立	A c	
			その他 (飛散物)	(考慮対象なし)	対象外	
		関連資料	[系統図]62-4-2, 3			
	第 6 号	設置場所	現場操作 (放射線量が高くなるおそれが少ない場所)	A		
	関連資料	[配置図]62-3-2, 13				
	第 3 項	第 1 号	可搬 SA の容量	その他設備 (必要な台数を確保することに加え、余裕のある台数を保管)	C	
			関連資料	[容量設定根拠]62-6-9		
		第 2 号	可搬 SA の接続性	(対象外)	対象外	
関連資料			—			
第 3 号		異なる複数の接続箇所の確保	(対象外)	対象外		
		関連資料	—			
第 4 号		設置場所	(放射線量の高くなるおそれのない場所を選定)	—		
		関連資料	[配置図]62-3-2, 13			
第 5 号		保管場所	屋内 (共通要因の考慮対象設備なし)	A b		
		関連資料	[配置図]62-3-2, 13			
第 6 号	アクセスルート	屋内外アクセスルートの確保 (人が携行して使用)	B			
	関連資料	[アクセスルート図]62-7-2				
第 3 号	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	防止設備 <input type="checkbox"/> 対象 (代替対象 DB 設備有り) <input type="checkbox"/> 屋内	A a		
		サポート系要因	対象 (サポート系有り) <input type="checkbox"/> 異なる駆動源又は冷却源	C a		
	関連資料	[単線結線図]62-2-3 [配置図]62-3-2, 13 [系統図]62-4-2, 3				

62-2

単線結線図

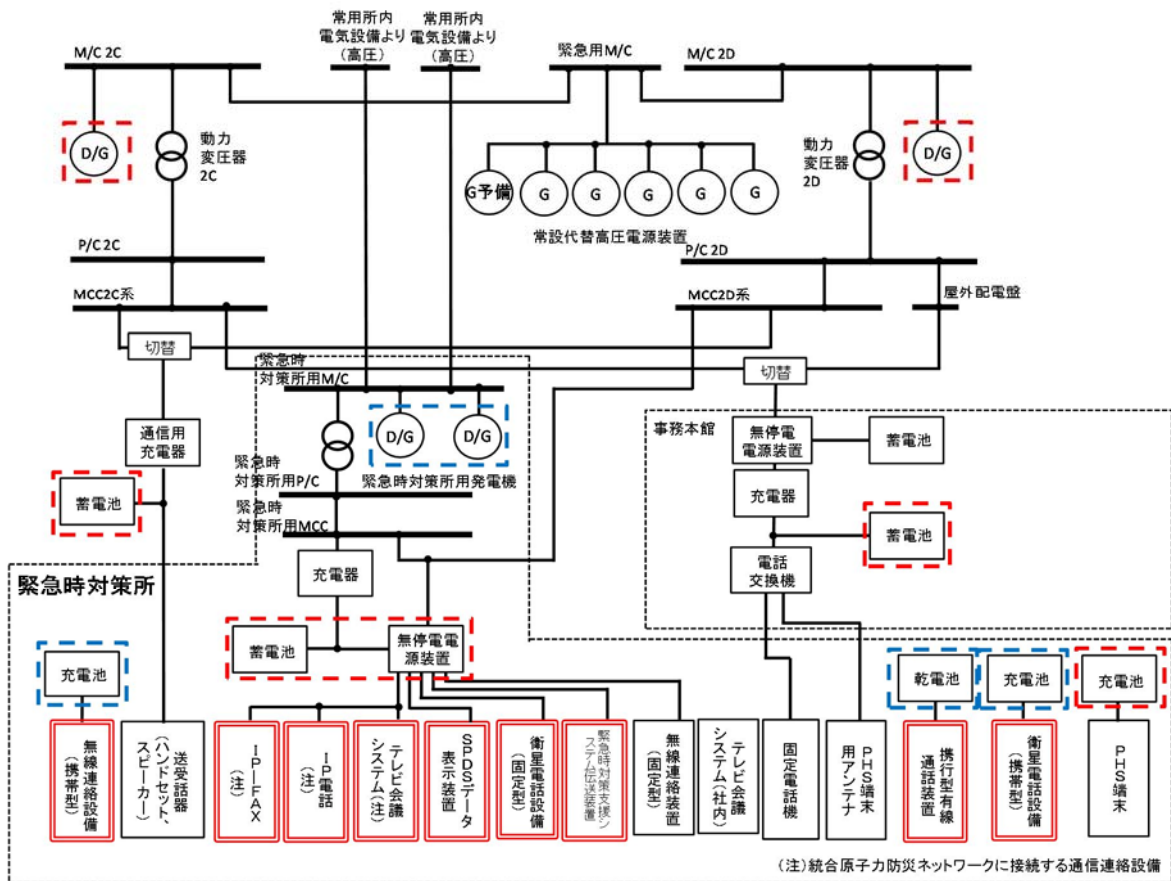
62-2-1



【凡例】

- : 非常用所内電源又は無停電電源（蓄電池を含む。）
- : 重大事故等対処設備
- : 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として使用する設備

第 62-2-1 図 中央制御室における通信連絡設備の電源構成



- 【凡例】
- : 非常用所内電源又は無停電電源（蓄電池を含む。）
  - : 重大事故等対処設備
  - : 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として使用する設備


第 62-2-2 図 緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成


第 62-2-1 表 通信連絡設備（発電所内用）の電源設備

通信種別	主要施設		非常用所内電源 又は無停電電源等	代替電源設備	
発電所内	携行型有線通話装置	携行型有線通話装置	中央制御室	乾電池※ <sup>1</sup>	乾電池（予備）
	送受話器 （ページング）	送受話器 （ページング）	中央制御室	非常用ディーゼル発電機 蓄電池	常設代替高圧電源装置
			緊急時対策所		
	無線連絡設備	無線通話装置（固定型）	中央制御室	非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	常設代替高圧電源装置
			緊急時対策所	非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	緊急時対策所用発電機
			緊急時対策所	充電池※ <sup>2</sup>	充電池
	SPDS	データ伝送装置	原子炉建屋附 属棟	非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	常設代替高圧電源装置
		緊急時対策支援システム 伝送装置	緊急時対策所	非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	緊急時対策所用発電機
		SPDSデータ表示装 置	緊急時対策所	非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	緊急時対策所用発電機

※1：乾電池により約12時間の連続通話が可能。また、必要な予備の乾電池を保有し、予備の乾電池と交換することにより7日間以上継続しての通話が可能。

※2：充電池により約14時間の連続通話が可能。また、他の端末もしくは予備の充電池と交換することにより7日間以上継続しての通話が可能であり、使用後の充電池は代替電源設備にて充電可能。


：設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として使用する設備


：重大事故等対処設備

第 62-2-2 表 通信連絡設備（発電所内用及び発電所外用）の電源設備

通信種別	主要施設		非常用所内電源 又は無停電電源等	代替電源設備		
発電所 内外	電力保安通信用 電話設備	固定電話	中央制御室	非常用ディーゼル発電機 蓄電池	常設代替高圧電源装置	
			緊急時対策所			
		PHS 端末	中央制御室	非常用ディーゼル発電機 充電池		常設代替高圧電源装置
			緊急時対策所	非常用ディーゼル発電機 充電池		常設代替高圧電源装置 充電池
		F A X	中央制御室	非常用ディーゼル発電機		常設代替高圧電源装置
			緊急時対策所	非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置		緊急時対策所用発電機
	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）	中央制御室	非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	常設代替高圧電源装置	
			緊急時対策所	非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	緊急時対策所用発電機	
		衛星電話設備（携帯型）	緊急時対策所	充電池※ <sup>1</sup>	充電池	
	テレビ会議システム （社内）	テレビ会議システム （社内）	緊急時対策所	非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	緊急時対策所用発電機	


※ 1 : 充電池により約 4 時間の連続通話が可能。また、他の端末もしくは予備の充電池と交換することにより 7 日間以上継続しての通話が可能であり、使用後の充電池は代替電源設備にて充電可能。


 : 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として使用する設備

 : 重大事故等対処設備

第 62-2-3 表 通信連絡設備（発電所外用）の電源設備

通信種別	主要施設		非常用所内電源 又は無停電電源装置等	代替電源設備
発電所外	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	テレビ会議システム (有線系, 衛星系)	緊急時対策所 非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	緊急時対策所用発電機
		I P 電話 (有線系, 衛星系)	緊急時対策所 非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	緊急時対策所用発電機
		I P - F A X (有線系, 衛星系)	緊急時対策所 非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	緊急時対策所用発電機
	加入電話設備	加入電話	緊急時対策所 通信事業者回線からの給電	- (通信事業者回線からの給電)
		加入 F A X	緊急時対策所 通信事業者回線からの給電 非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	緊急時対策所用発電機
	専用電話設備	専用電話 (ホットライン) (自治体向)	緊急時対策所 非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	緊急時対策所用発電機
	データ伝送設備	緊急時対策支援システム伝送装置	緊急時対策所 非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置	緊急時対策所用発電機

 : 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として使用する設備

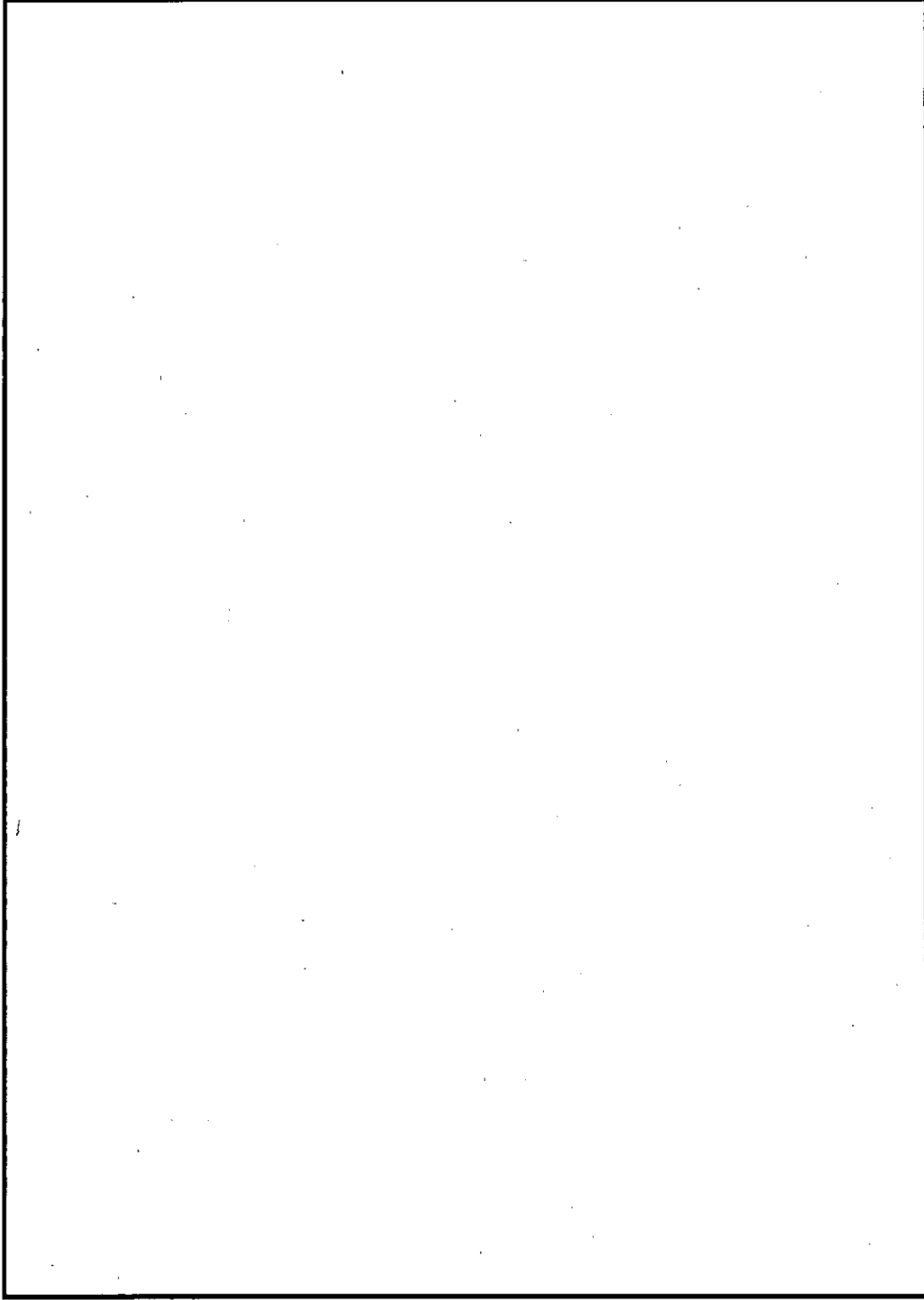
 : 重大事故等対処設備



62-3

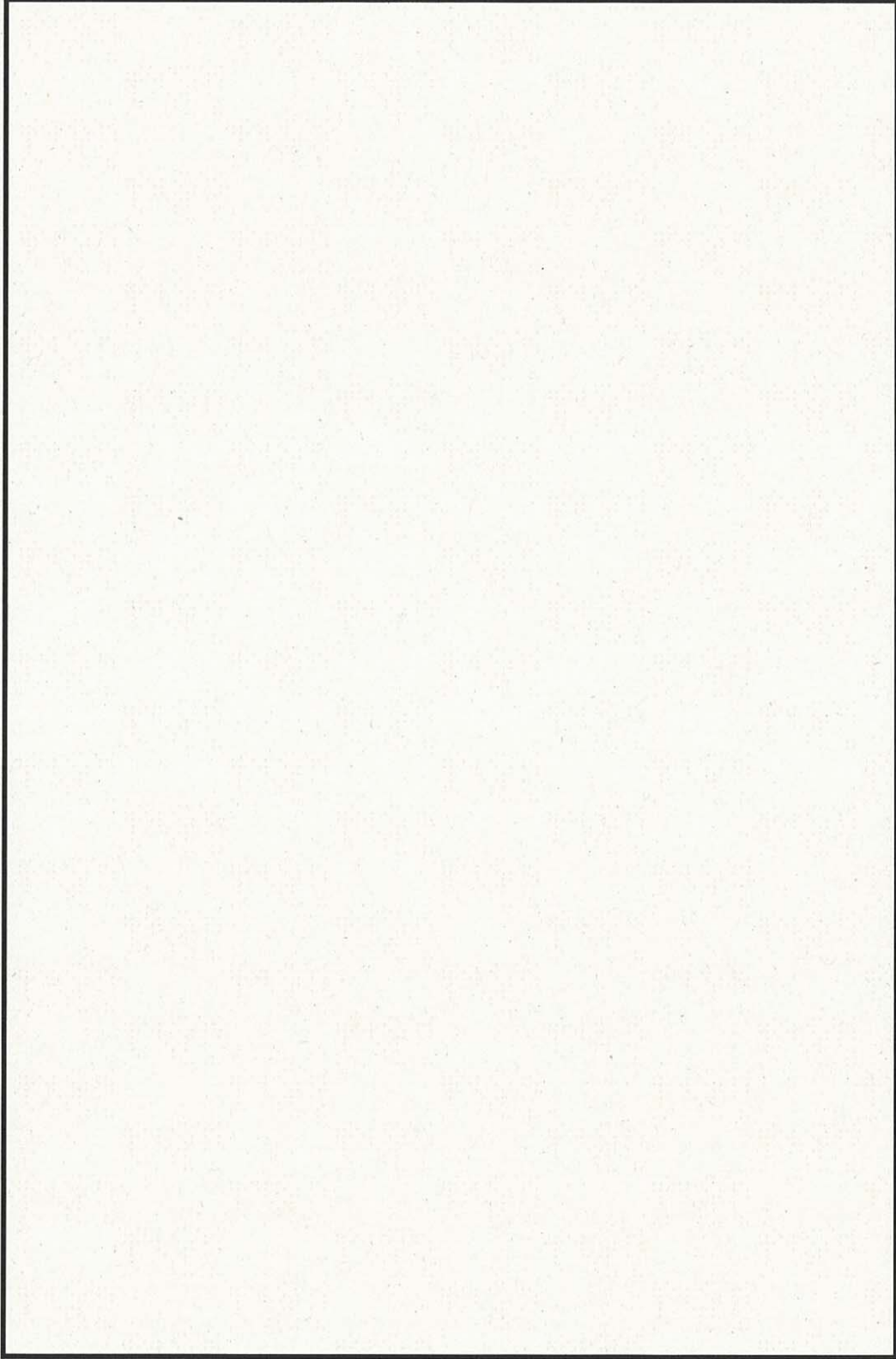
配置図

62-3-1



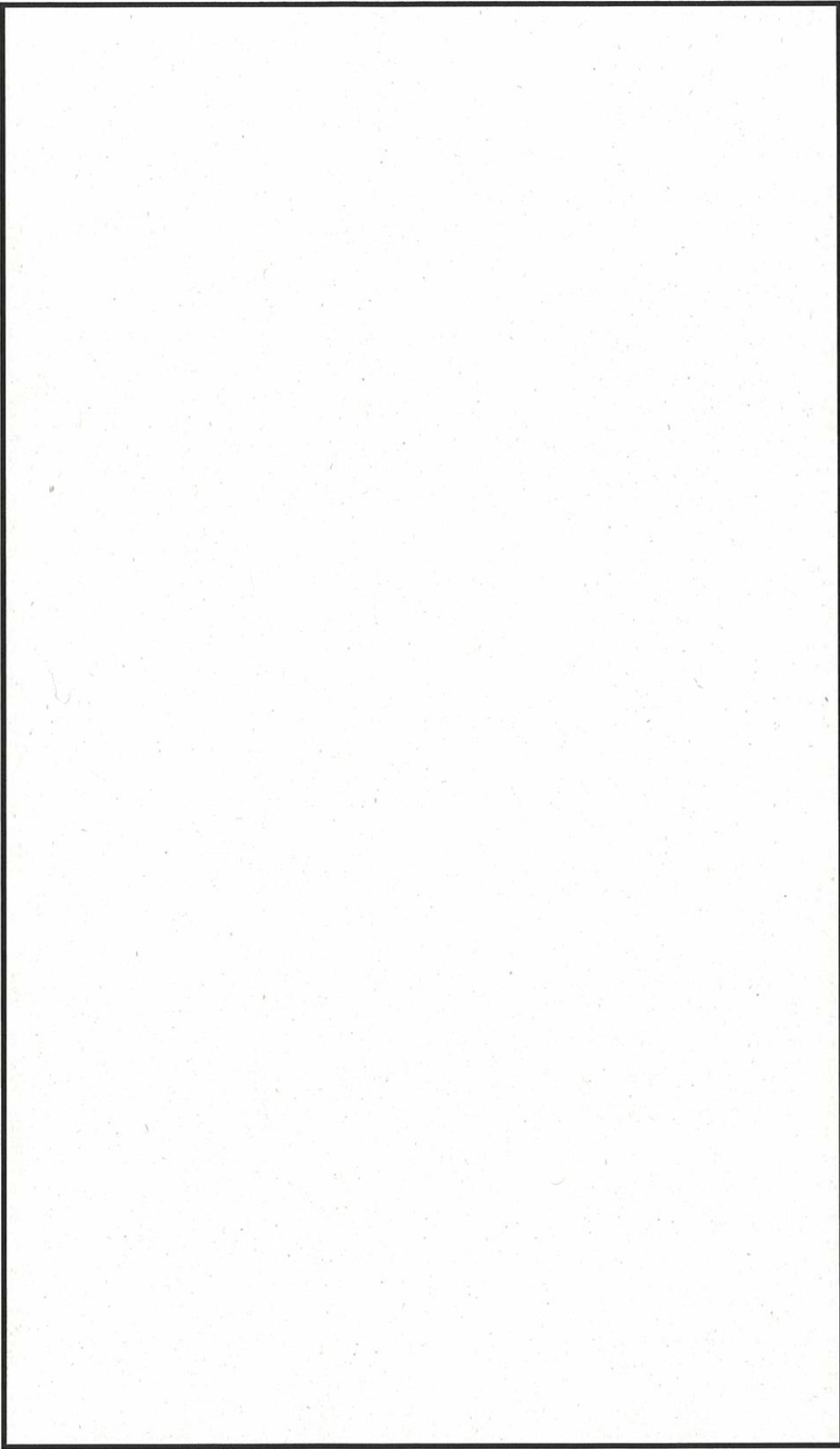
第 62-3-1 図 中央制御室及び緊急時対策所

62-3-2



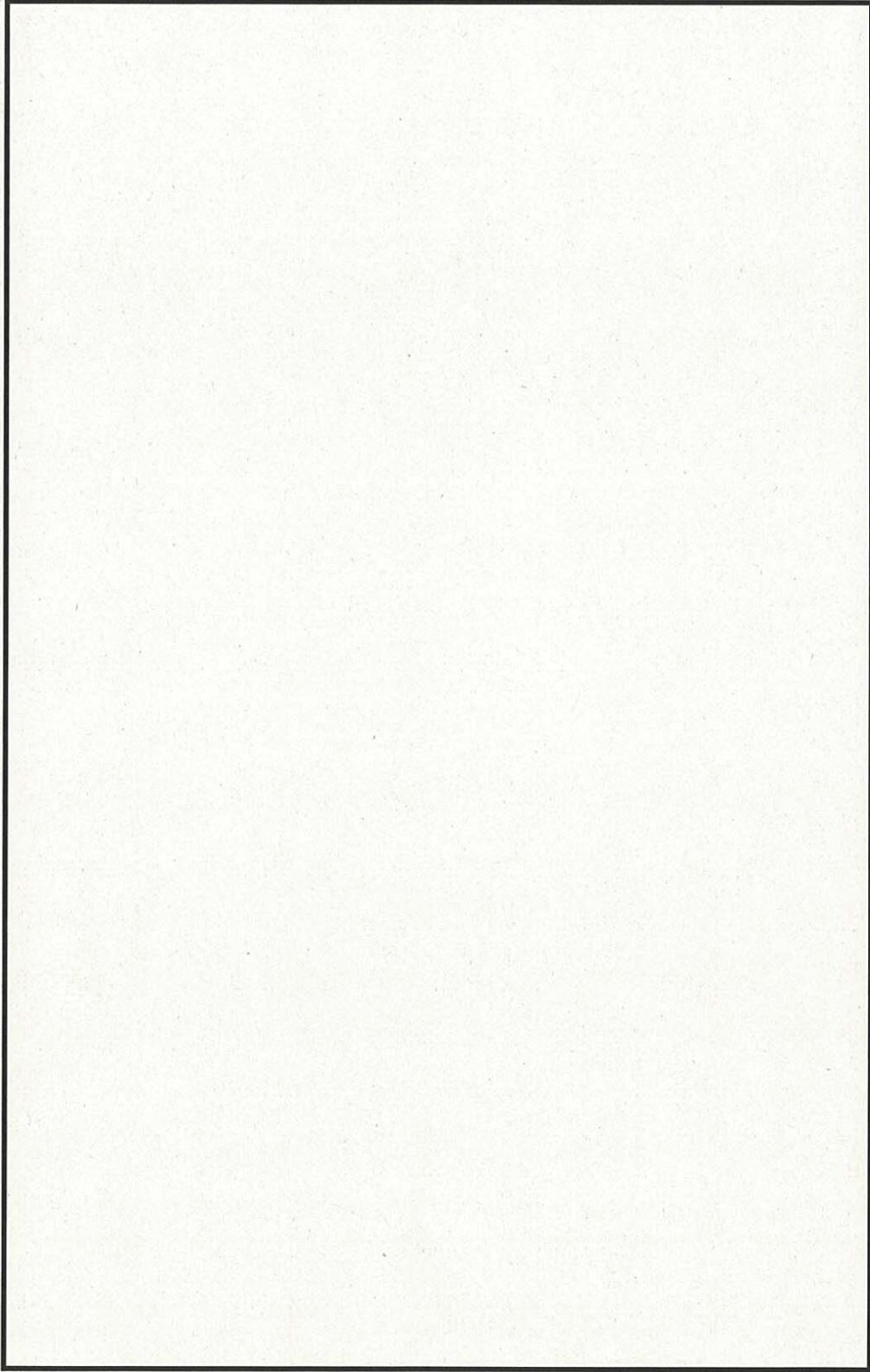
- ・写真については、一部イメージを含む。
- ・配備又は保管場所については、今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。

第 62-3-2 図 原子炉建屋附属棟 3 階 中央制御室

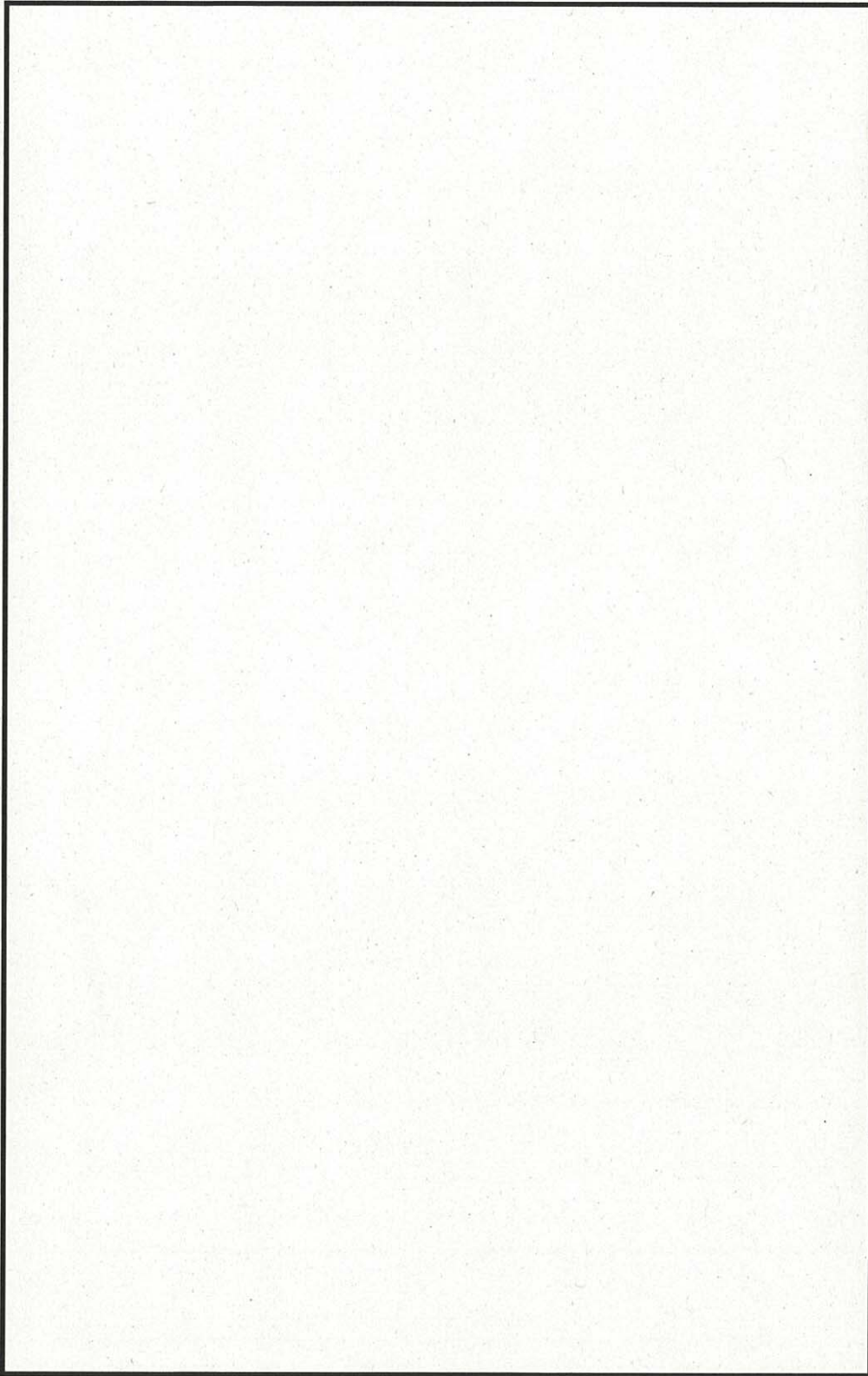


・配備又は保管場所については、今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。  
第 62-3-3 図 原子炉建屋附属棟 4 階



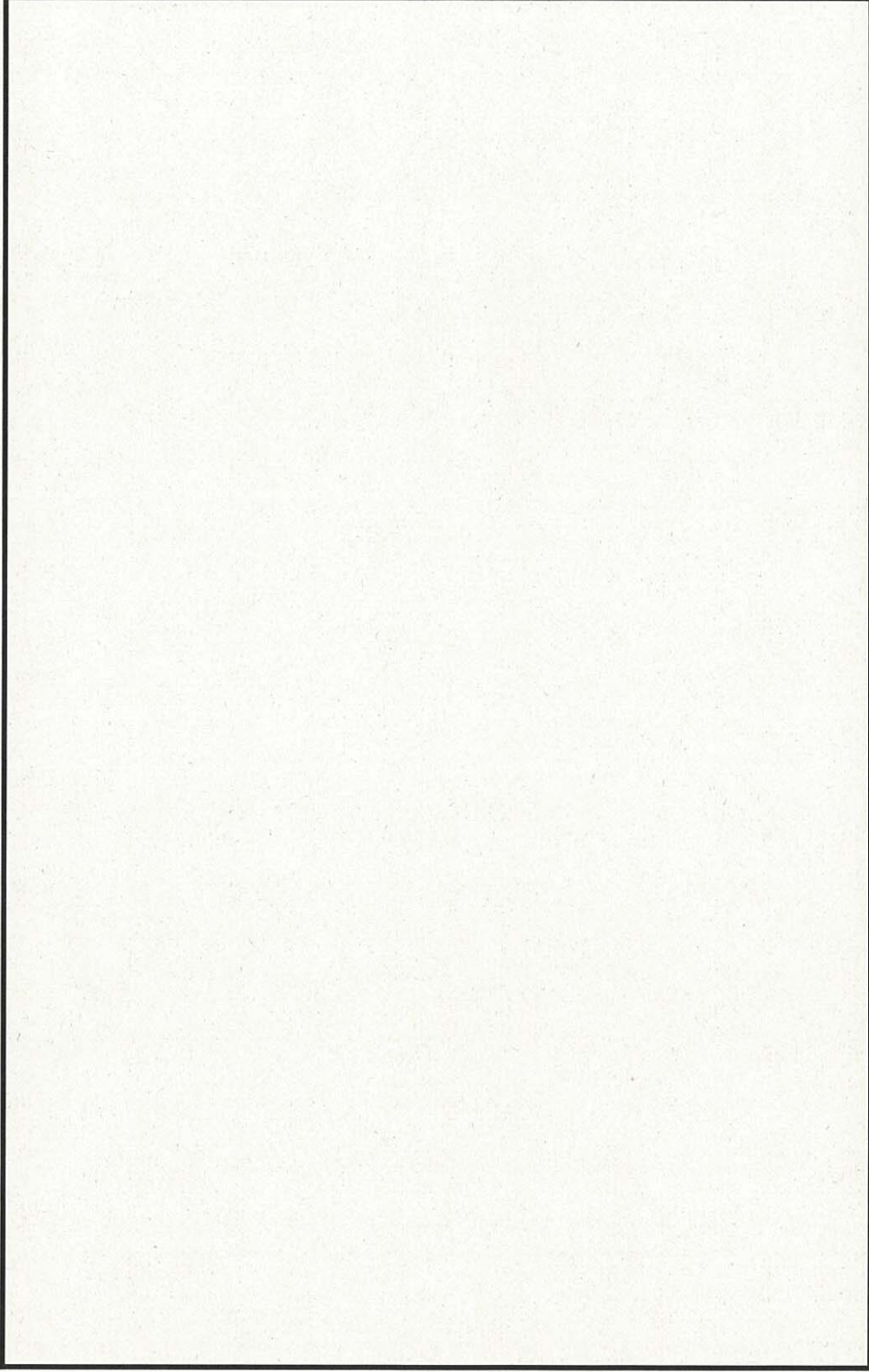


- ・写真については、一部イメージを含む。
  - ・配備又は保管場所については、今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。
- 第 62-3-4 図 原子炉建屋地下 2 階



- ・写真については、一部イメージを含む。
  - ・配備又は保管場所については、今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。
- 第 62-3-5 図 原子炉建屋地下 1 階



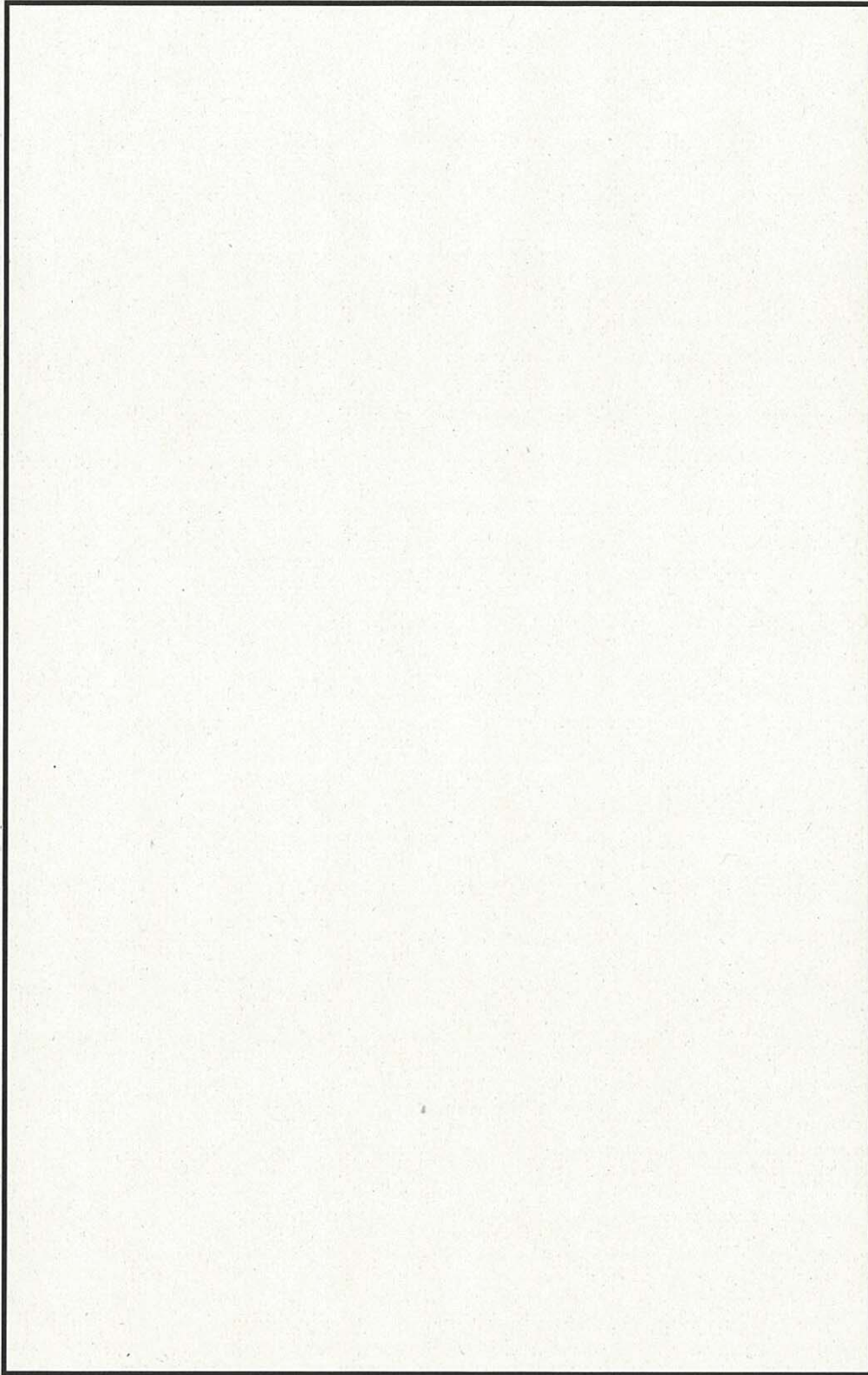


- 写真については、一部イメージを含む。
- 配備又は保管場所については、今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。

第 62-3-6 図 原子炉建屋 1 階

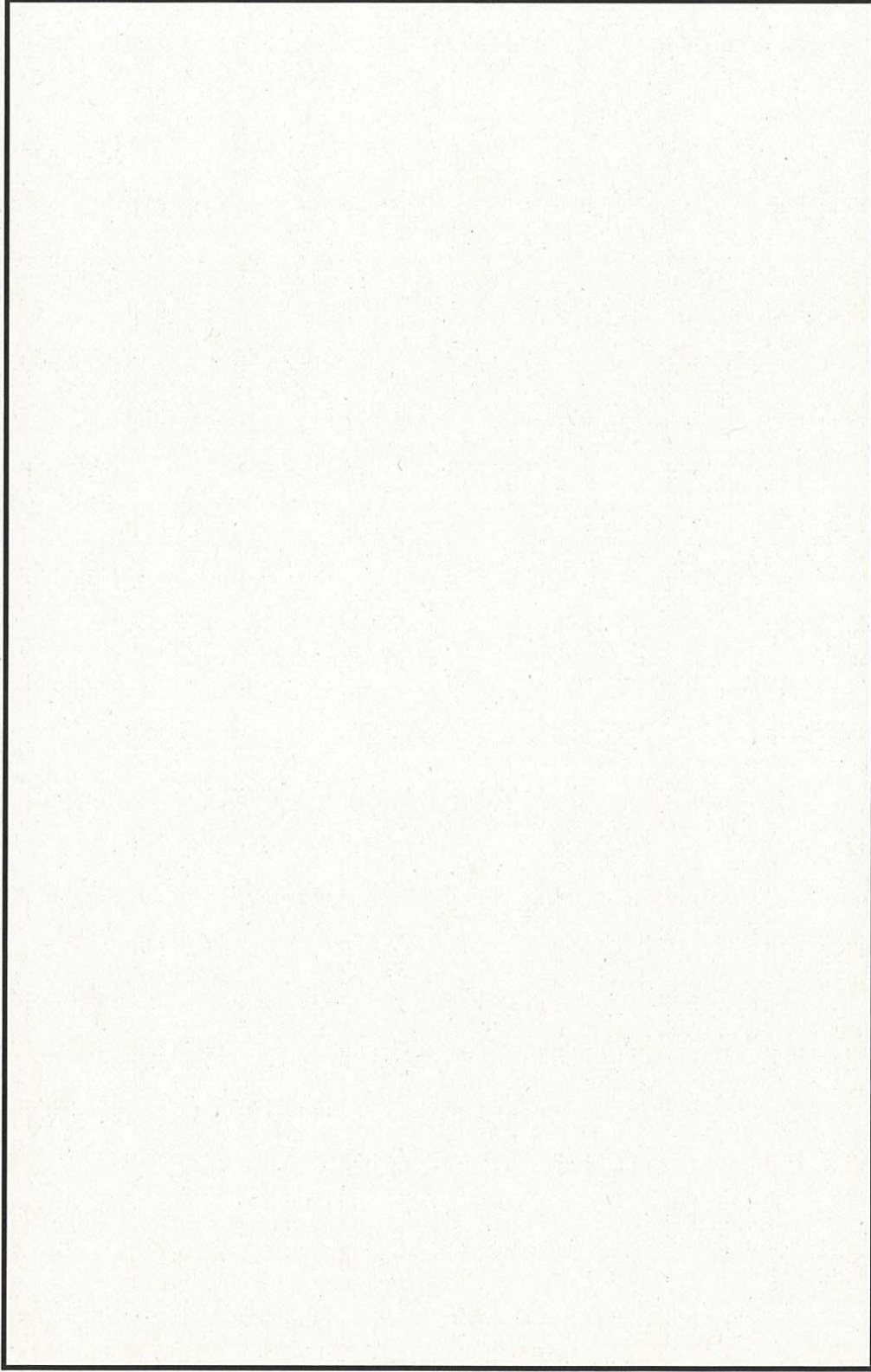
62-3-7





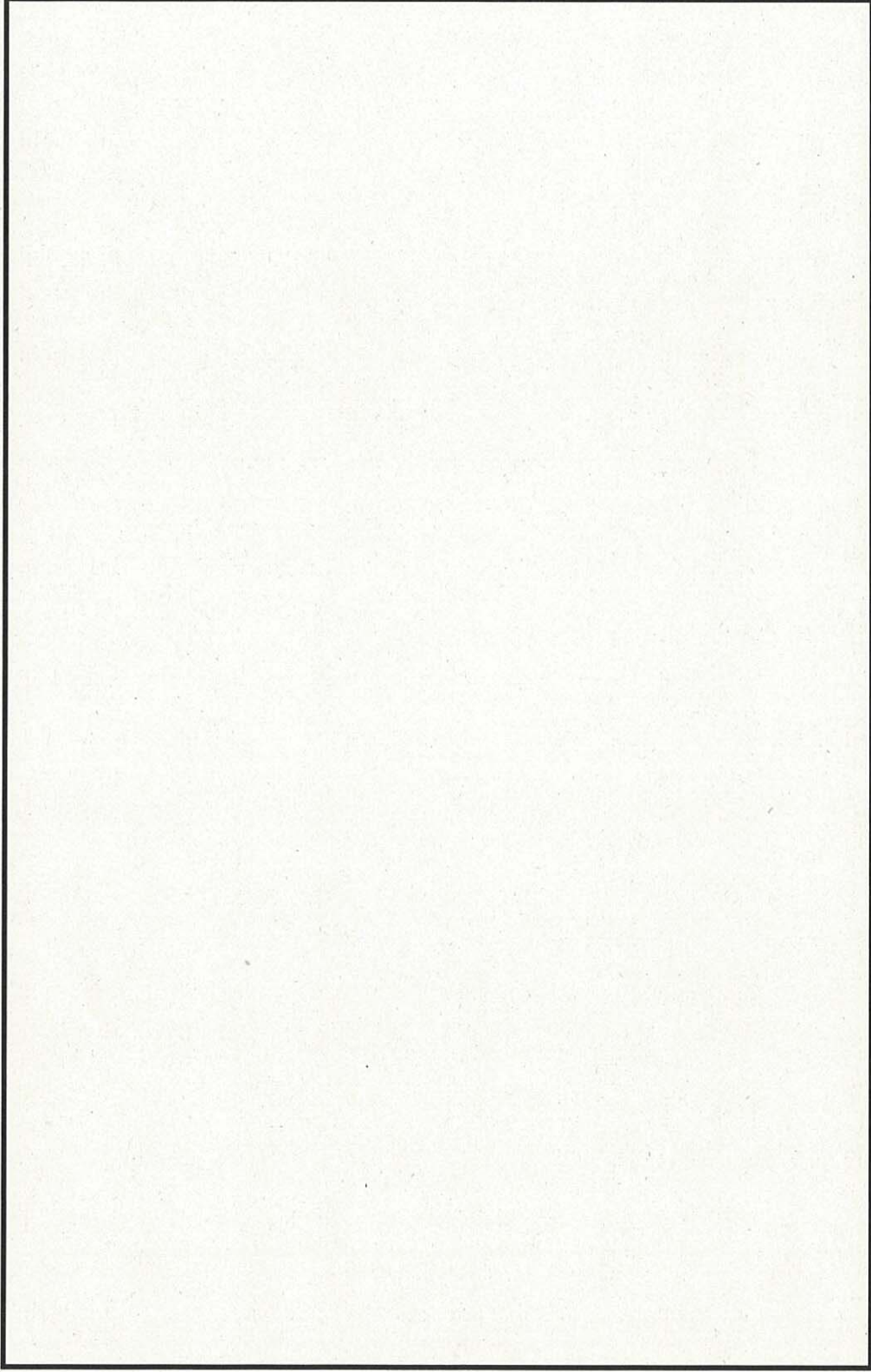
・写真については、一部イメージを含む。  
・配備又は保管場所については、今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。  
第 62-3-7 図 原子炉建屋 2 階





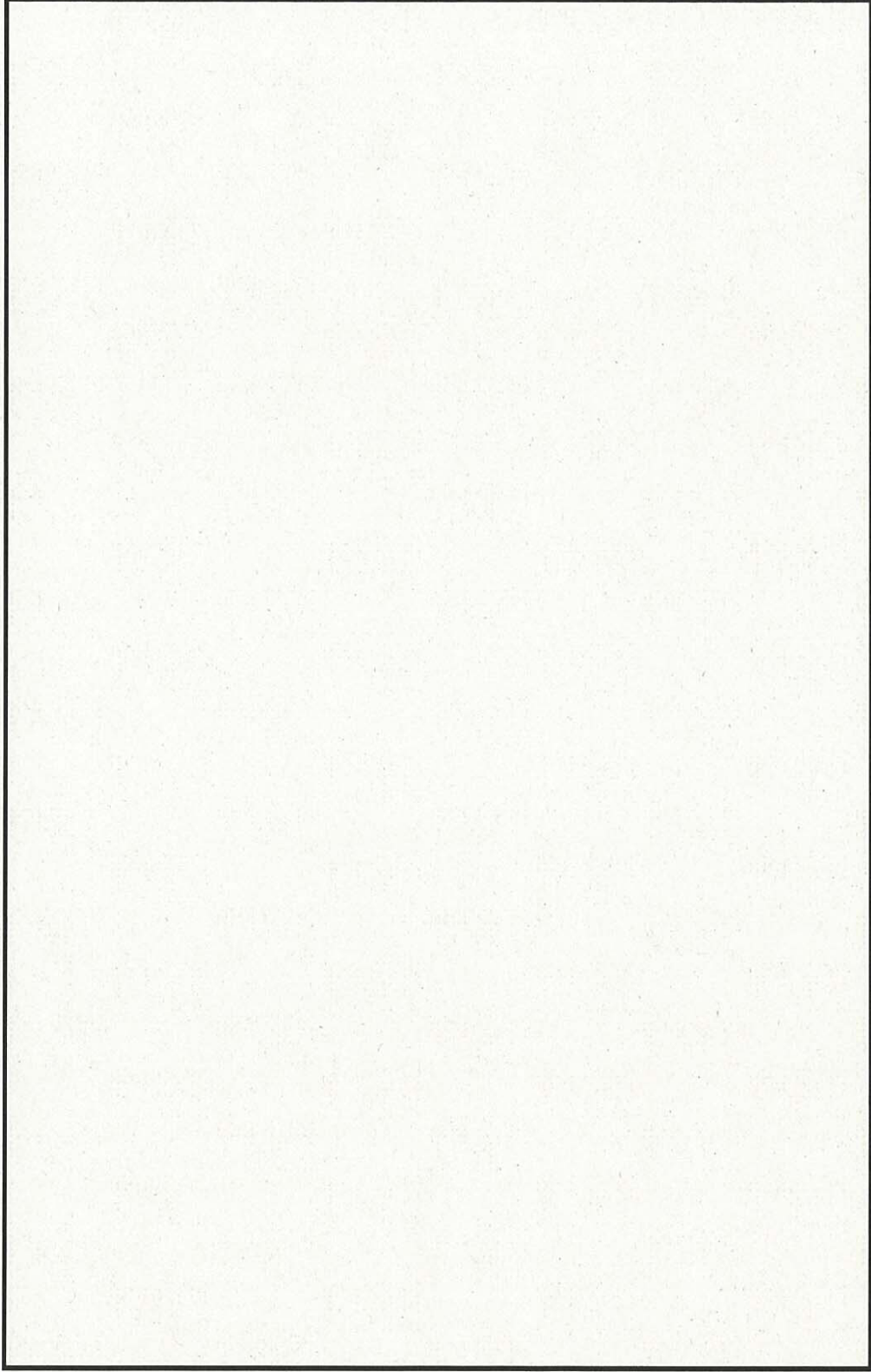
- ・写真については、一部イメージを含む。
- ・配備又は保管場所については、今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。

第 62-3-8 図 原子炉建屋 3 階



- 写真については、一部イメージを含む。
  - 配備又は保管場所については、今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。
- 第 62-3-9 図 原子炉建屋 4 階

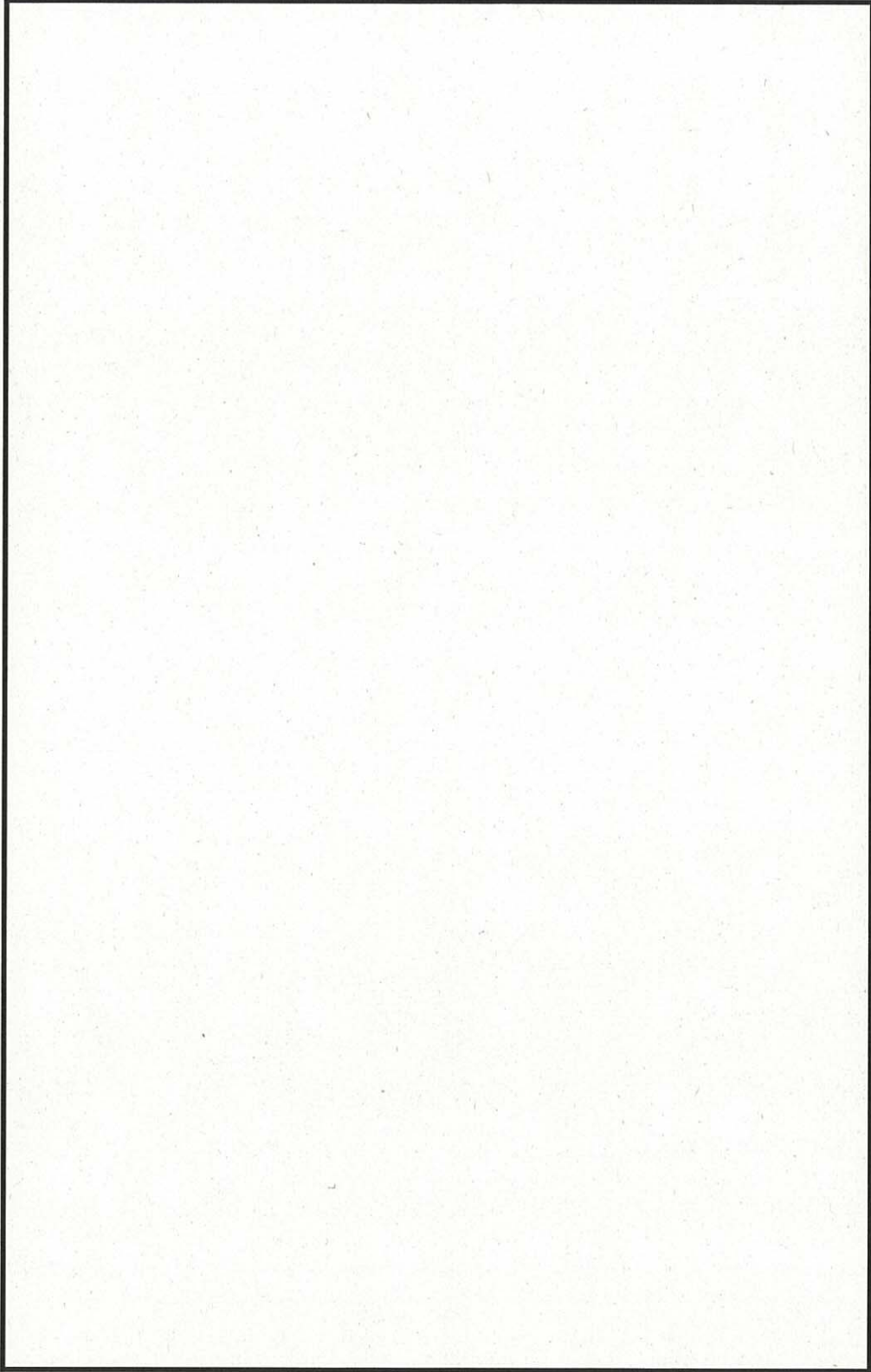




- ・写真については、一部イメージを含む。
- ・配備又は保管場所については、今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。

第 62-3-10 図 サービス建屋 3 階

62-3-11



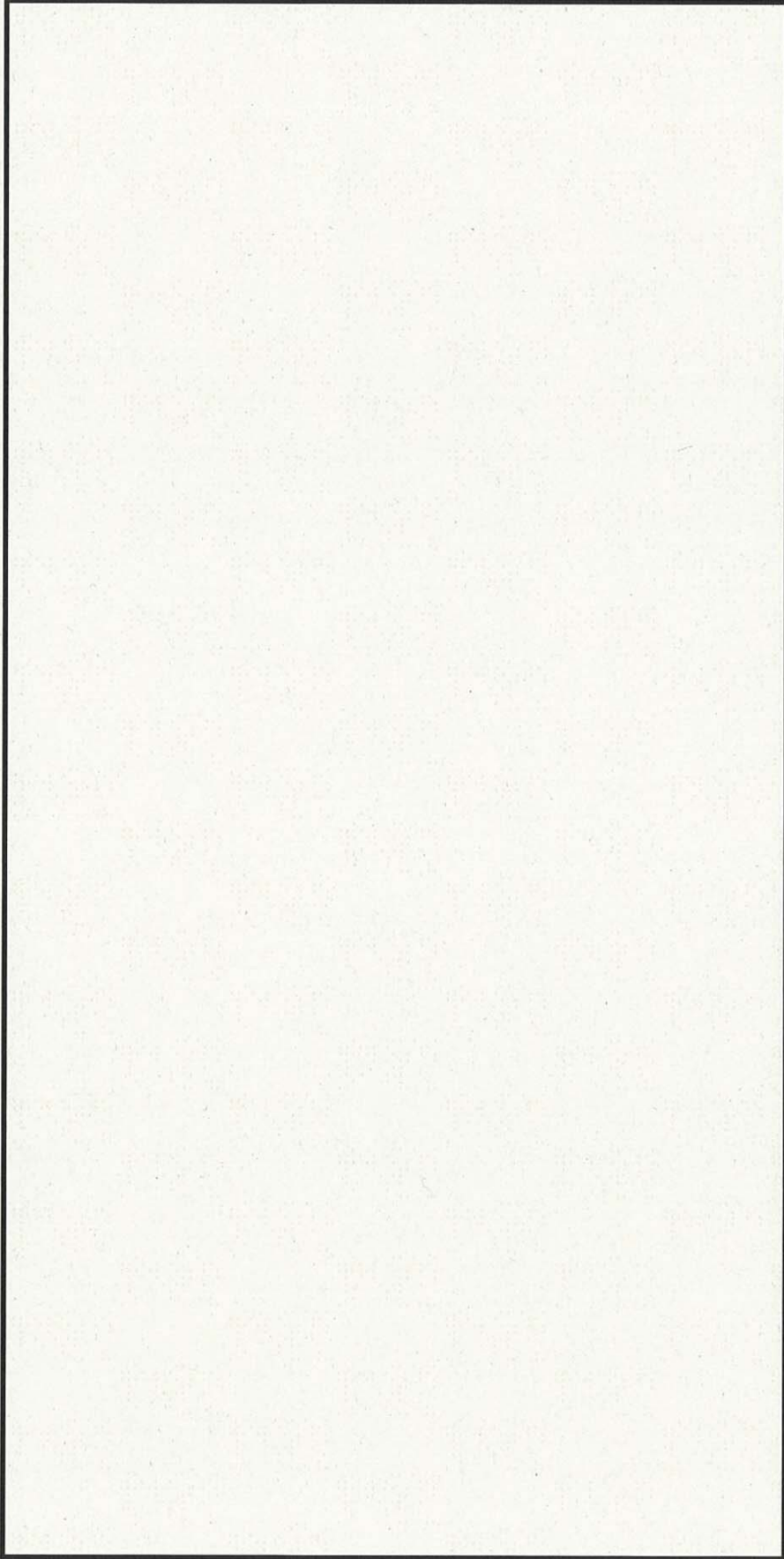
・写真については、一部イメージを含む。

・配備又は保管場所については、今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。

第 62-3-11 図 事務本館 3 階

62-3-12





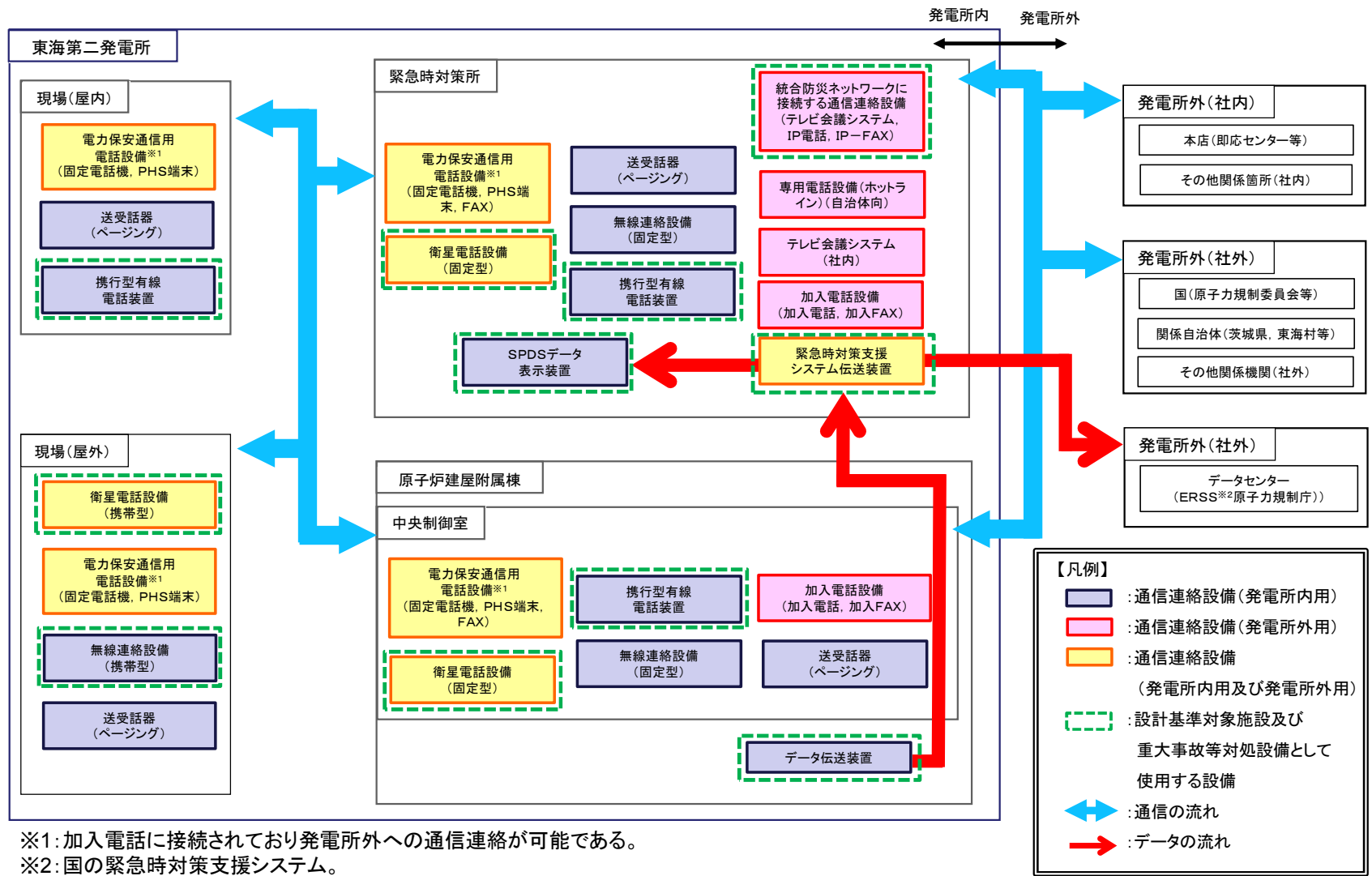
- ・写真については、一部イメージを含む。
- ・配備又は保管場所については、今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。

第 62-3-12 図 緊急時対策所 2 階

62-4

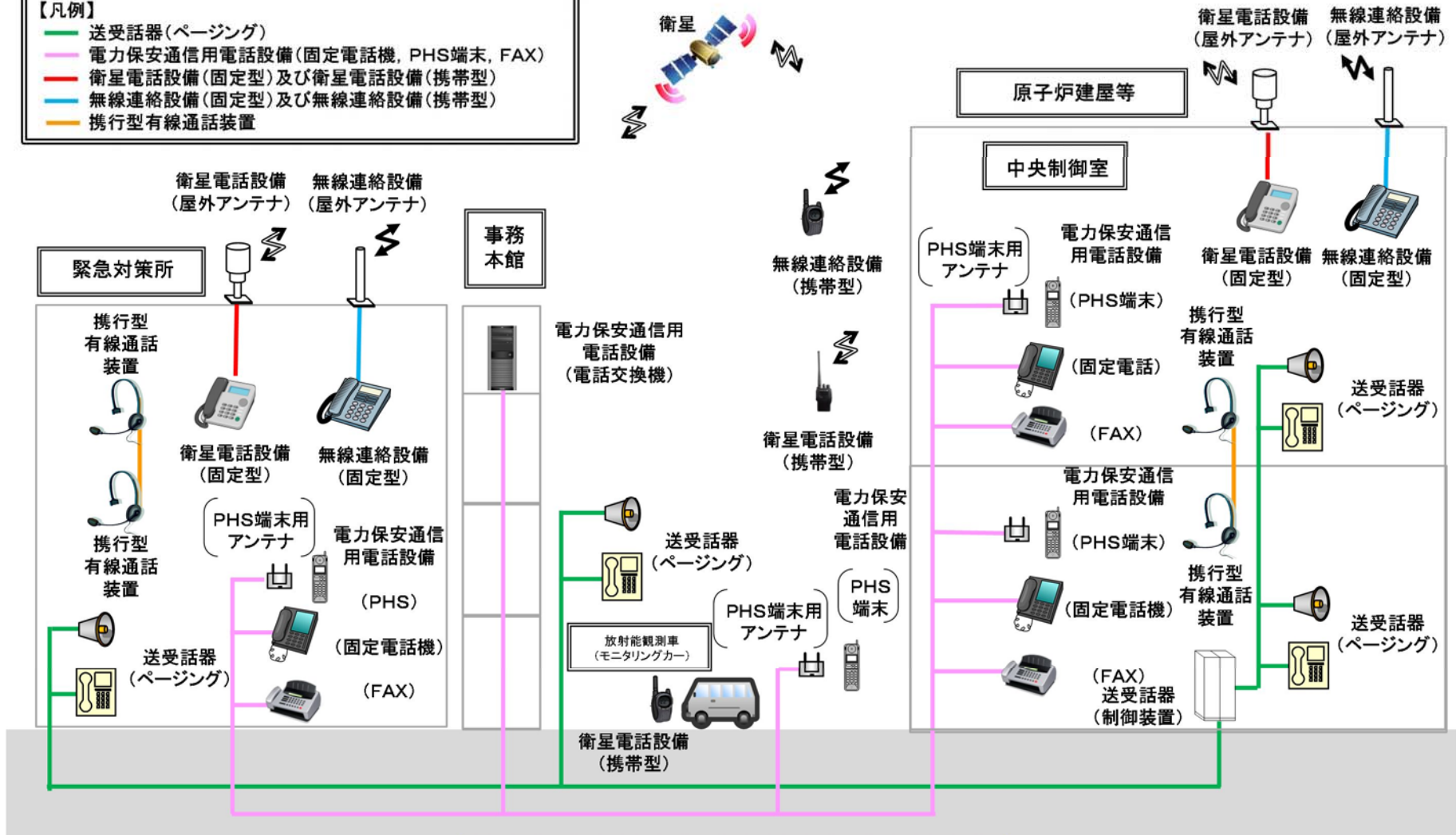
系統図

62-4-1



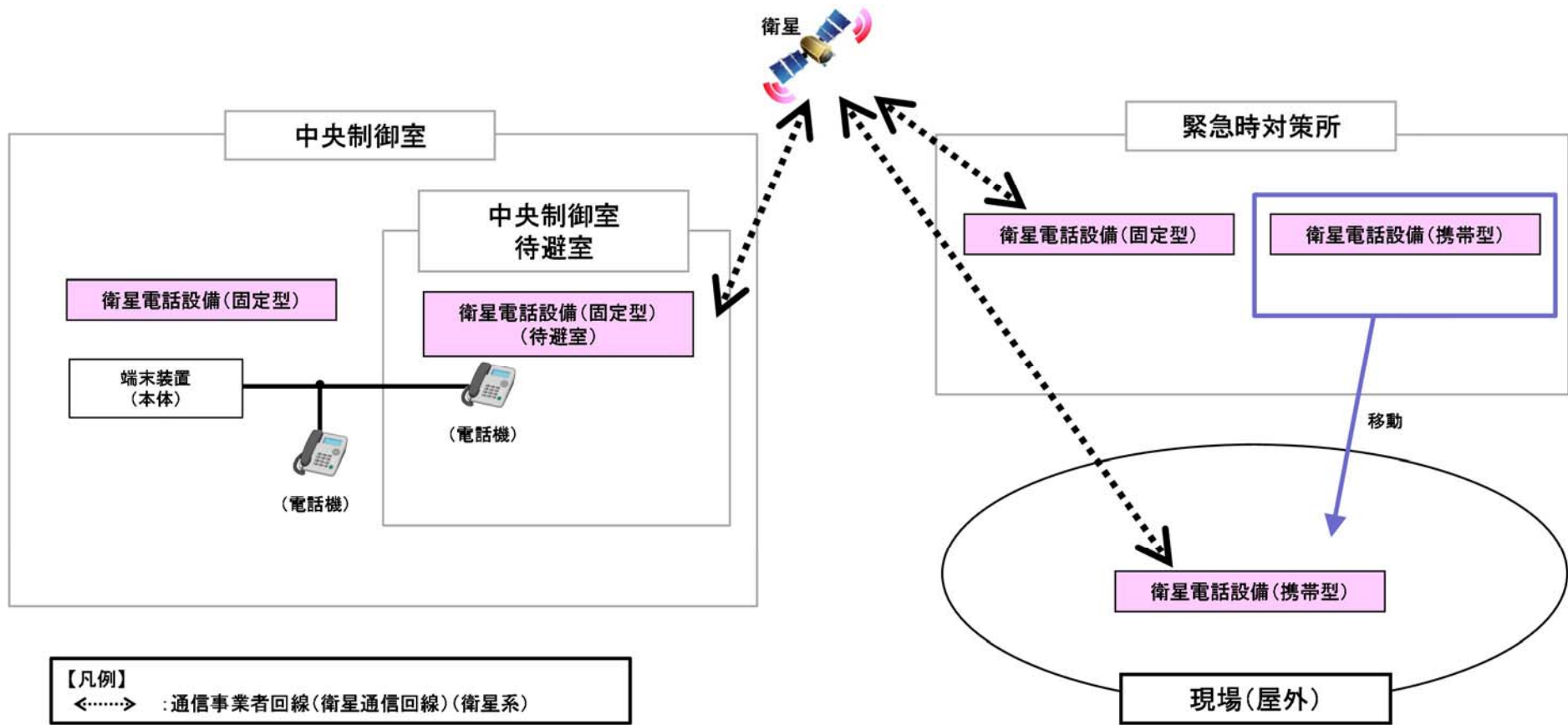
第 62-4-1 図 通信連絡設備の概要

- 【凡例】
- 送受話器(ページング)
  - 電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS端末, FAX)
  - 衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)
  - 無線連絡設備(固定型)及び無線連絡設備(携帯型)
  - 携行型有線通話装置

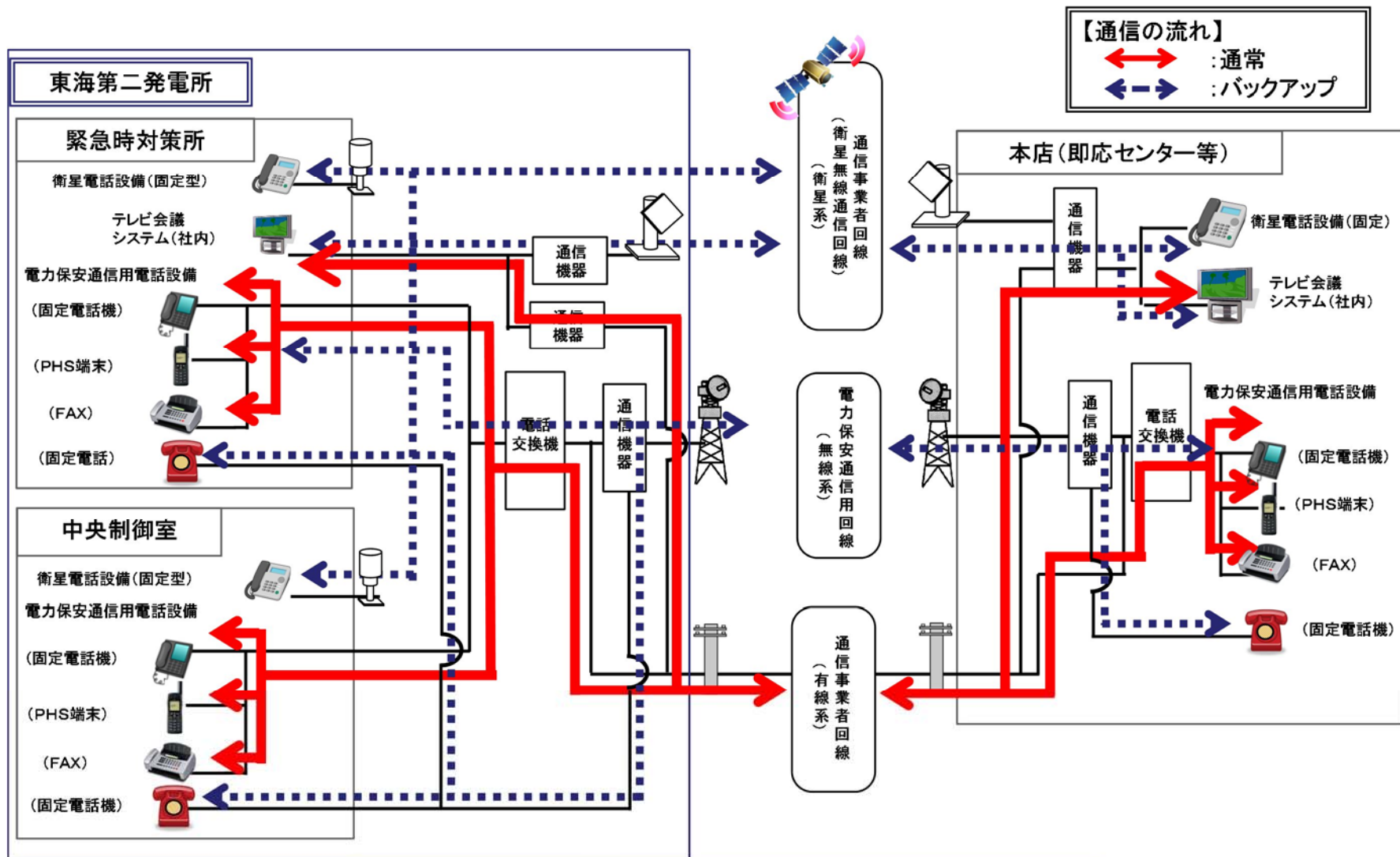


第 62-4-2 図 通信連絡設備(発電所内)の概要

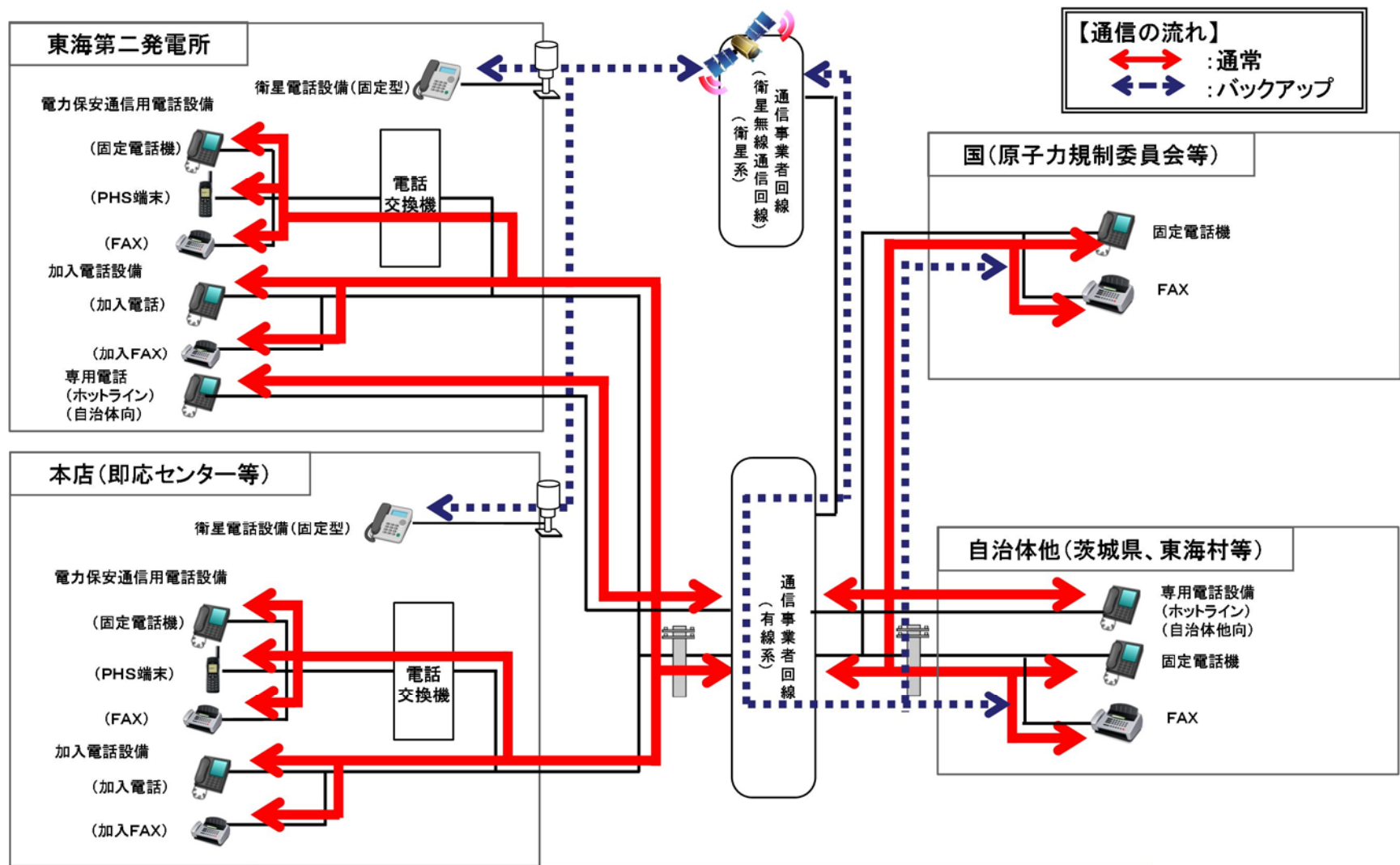




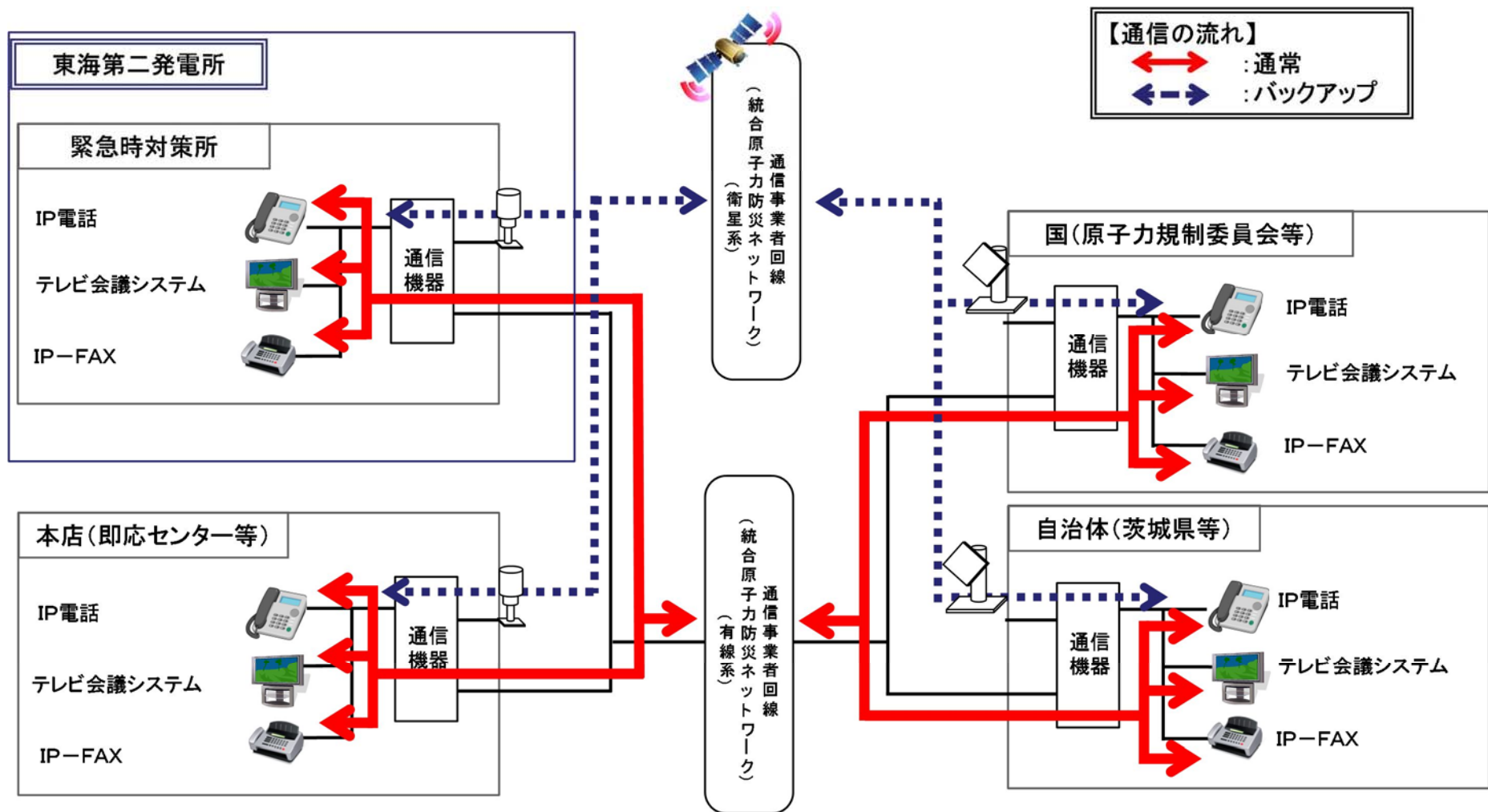
第 62-4-3 図 中央制御室及び中央制御室（待避室）における衛星電話設備の概要



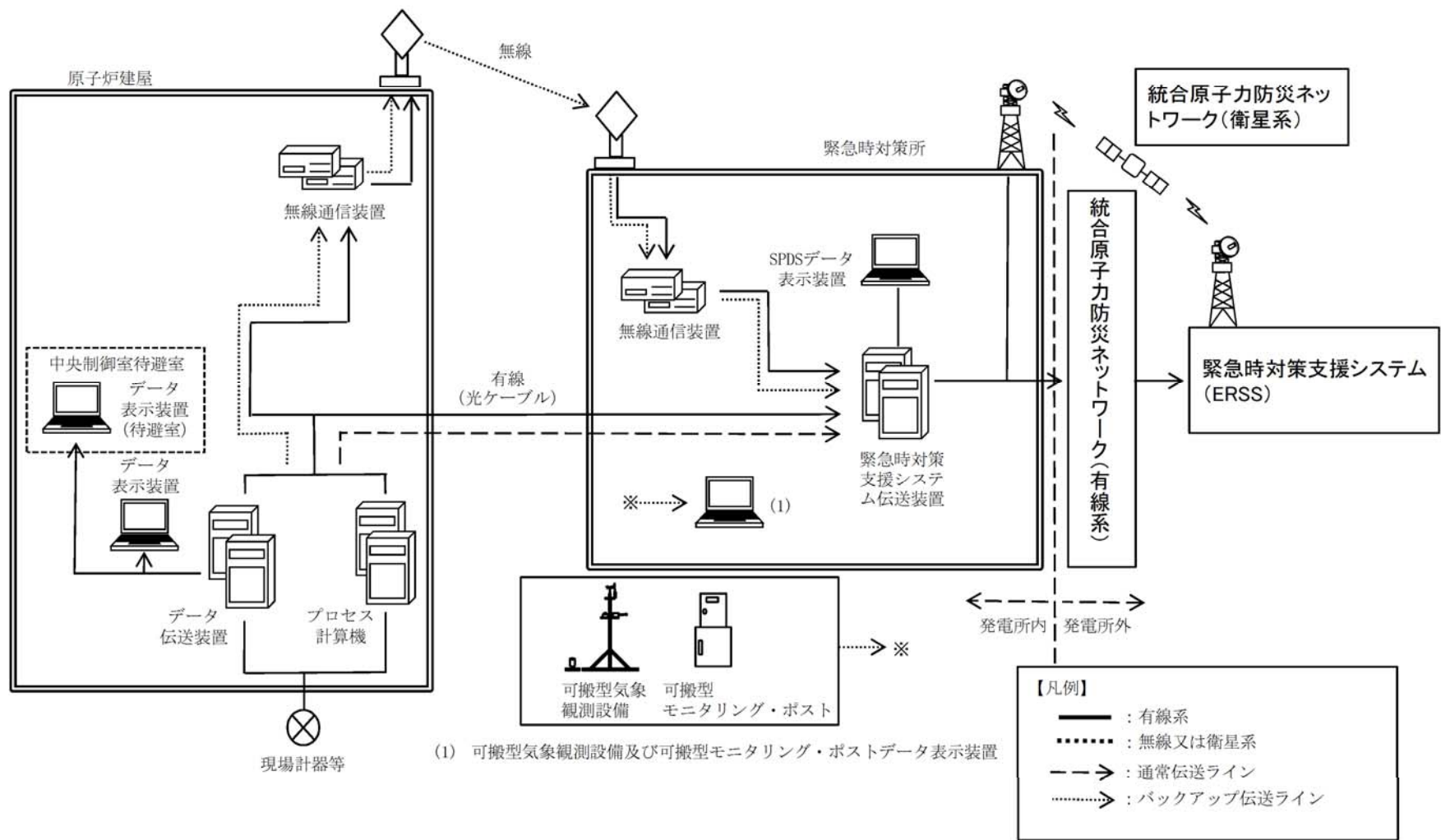
第 62-4-4 図 通信連絡設備（発電所外 [社内関係箇所]）の概要



第 62-4-5 図 通信連絡設備（発電所外 [社外関係箇所]）の概要（その 1）



第 62-4-6 図 通信連絡設備（発電所外〔社外関係箇所〕）の概要（その2）



第 62-4-7 図 必要な情報を把握できる設備（安全パラメータ表示システム（SPDS））及びデータ伝送設備の概要

62-5

試験及び検査

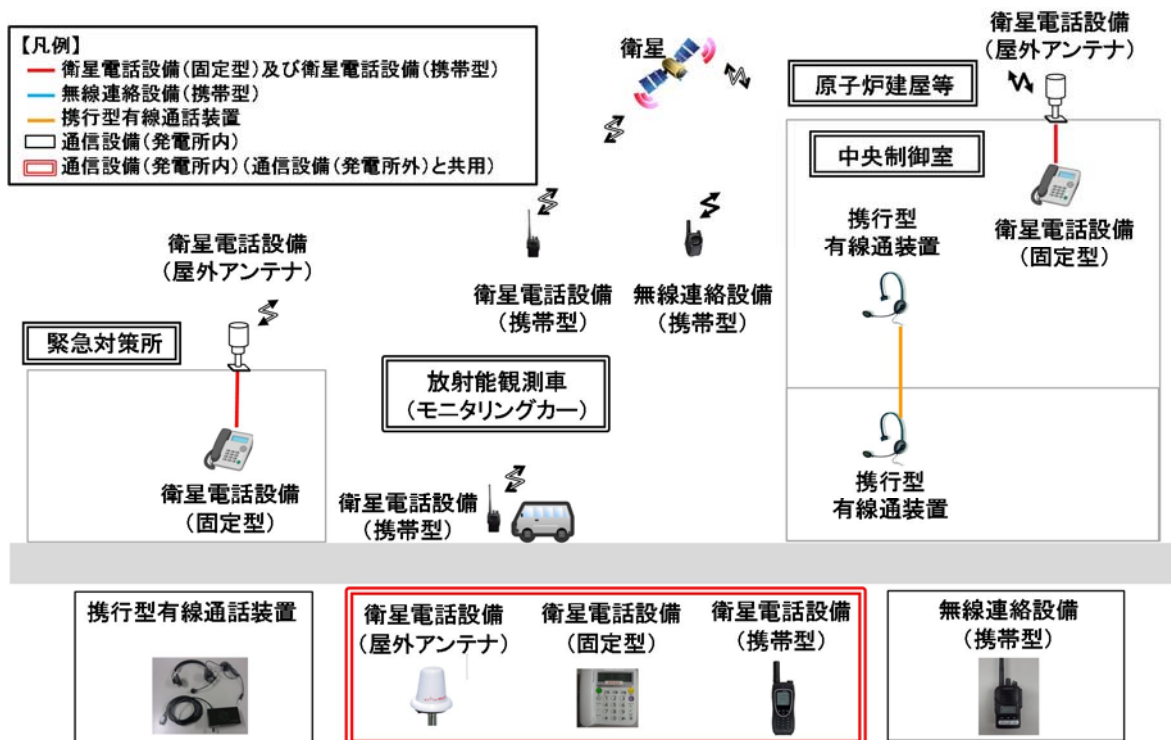
62-5-1

○通信設備（発電所内）の試験・検査性について

通信設備（発電所内）における試験及び検査は、第62-5-1表の通りである。  
通信設備（発電所内）の概要を第62-5-1図に示す。

第62-5-1表 通信設備（発電所内）における試験及び検査

対応設備	試験・検査項目
携行型有線通話装置	機能・性能検査, 外観検査
無線連絡設備（携帯型）	機能・性能検査, 外観検査
衛星電話設備（固定型）	機能・性能検査, 外観検査
衛星電話設備（携帯型）	機能・性能検査, 外観検査

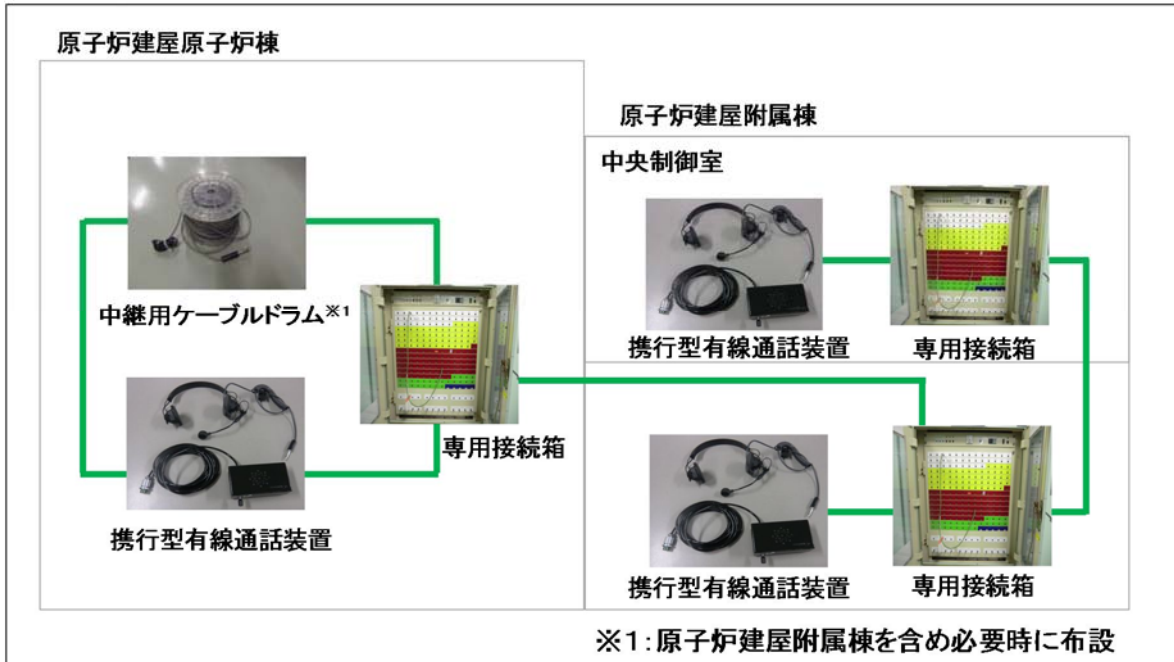


第62-5-1図 通信設備（発電所内）の概要  
（通信設備（発電所外）と共用を含む）

携行型有線通話装置 試験・検査内容

【試験構成】

【発電所】



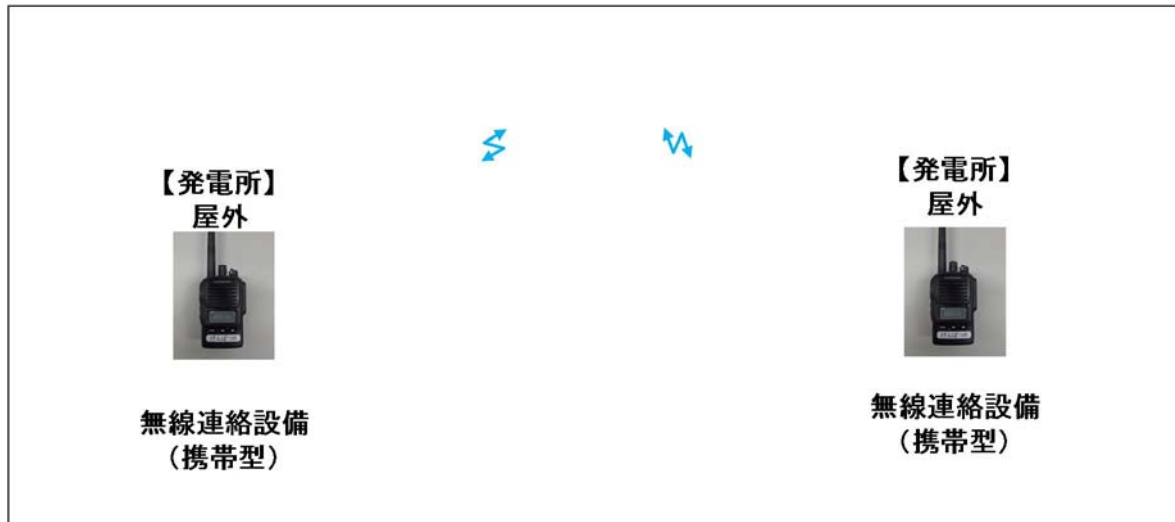
・写真については，一部イメージを含む。

第62-5-2図 携行型有線通話設備 試験・検査構成



無線連絡設備（携帯型） 試験・検査内容

【試験構成】



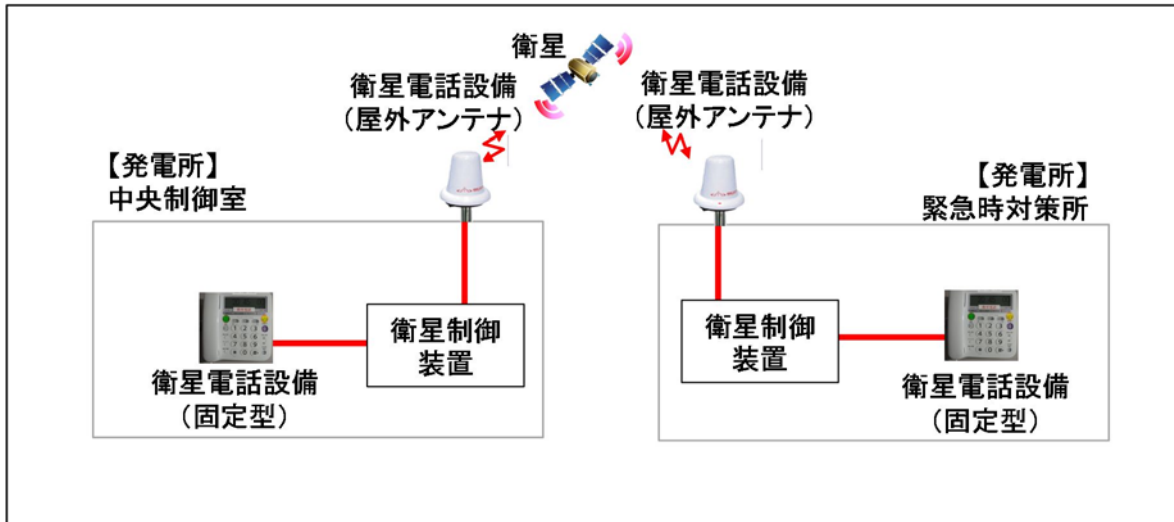
※試験区間：屋外（携帯型）～屋外（携帯型）

・写真については，一部イメージを含む。

第62-5-3図 無線連絡設備（携帯型） 試験・検査構成

衛星電話設備（固定型） 試験・検査内容

【試験構成】

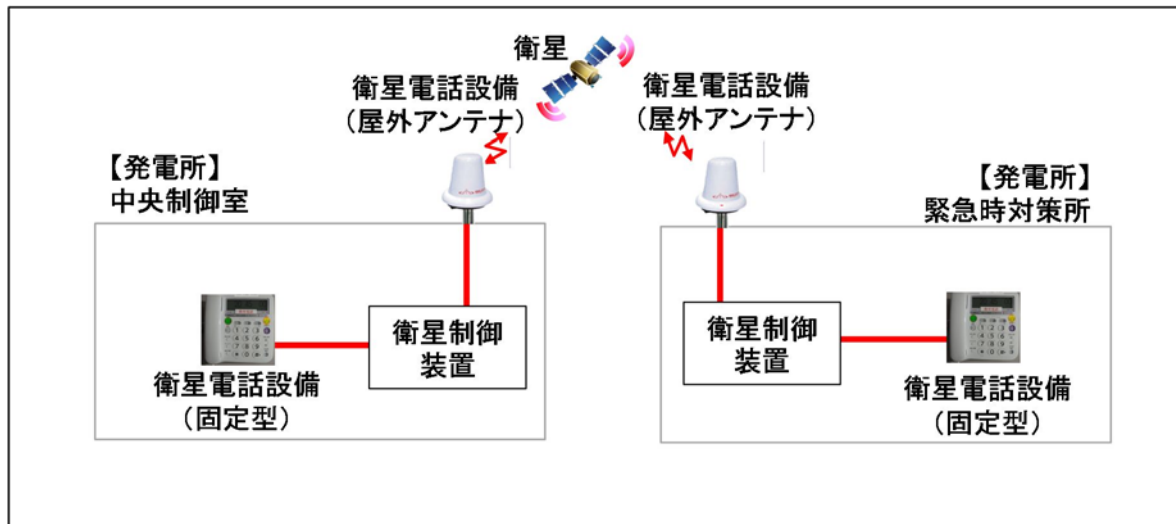


※試験区間：中央制御室～緊急時対策所

・写真については，一部イメージを含む。

第62-5-4図 衛星電話設備（固定型） 試験・検査構成

【試験構成】



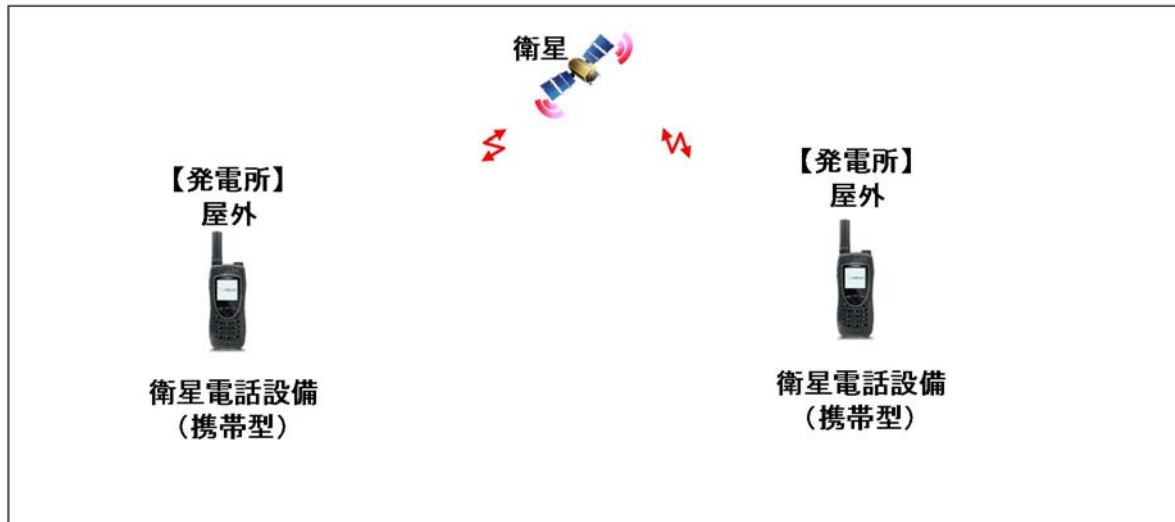
※試験区間：屋外（携帯型）～緊急所対策所（固定型）

・写真については，一部イメージを含む。

第 62-5-5 図 衛星電話設備（携帯型） 試験・検査構成

衛星電話設備（携帯型） 試験・検査内容

【試験構成】



※試験区間：屋外（携帯型）～屋外（携帯型）

・写真については，一部イメージを含む。

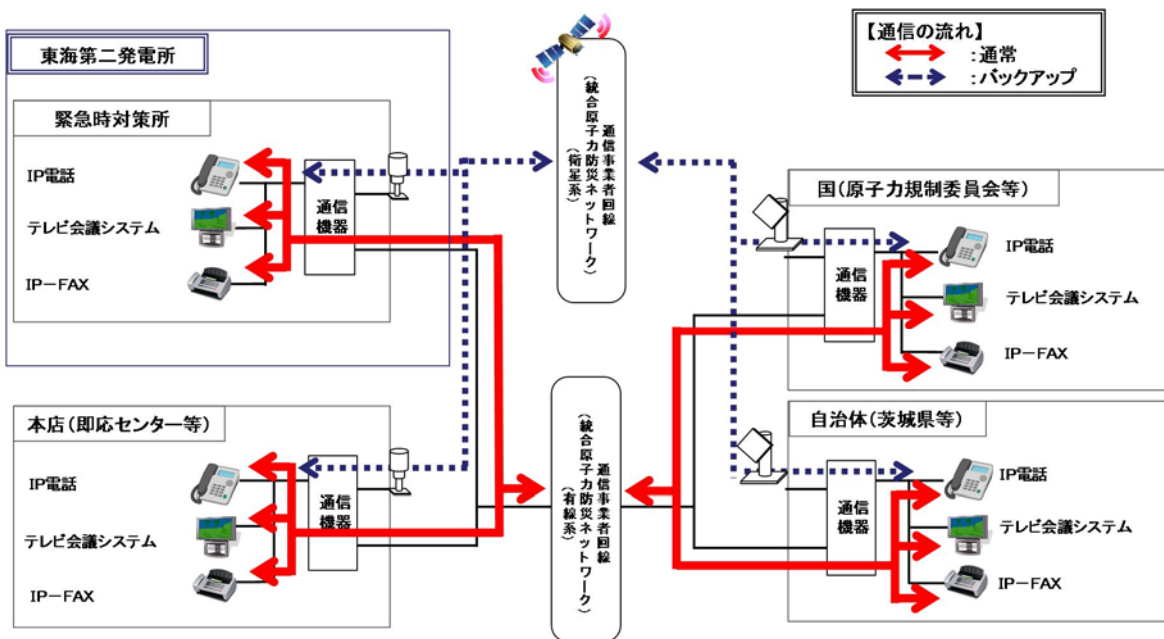
第 62-5-6 図 衛星電話設備（携帯型） 試験・検査構成

○通信設備（発電所外）の試験・検査性について

通信設備（発電所外）における試験及び検査は、第62-5-2表の通りである。  
通信設備（発電所外）の概要を第62-5-8図に示す。

第62-5-2表 通信設備（発電所外用）における試験及び検査

対応設備	試験・検査項目
衛星電話設備（固定型）	機能・性能検査，外観検査
衛星電話設備（携帯型）	機能・性能検査，外観検査
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 （テレビ会議システム，IP電話，IP-FAX）	機能・性能検査，外観検査

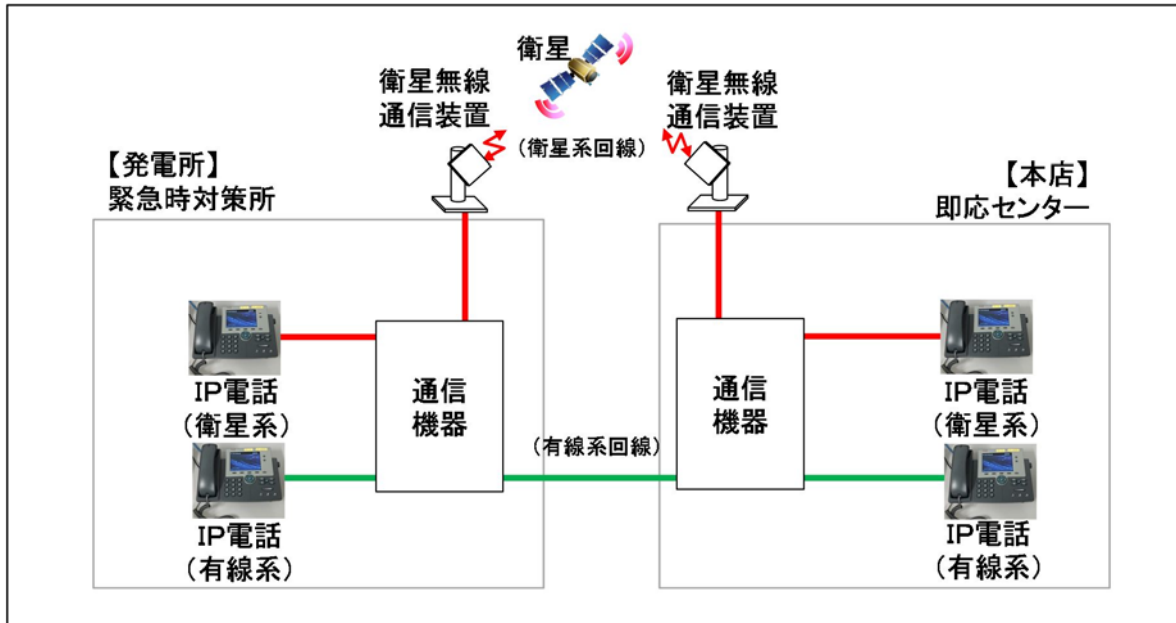


第62-5-7図 通信設備（発電所外）の概要

統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（IP電話）

試験・検査内容

【試験構成】



※試験区間：緊急時対策所～本店即応センター

・写真については、一部イメージを含む。

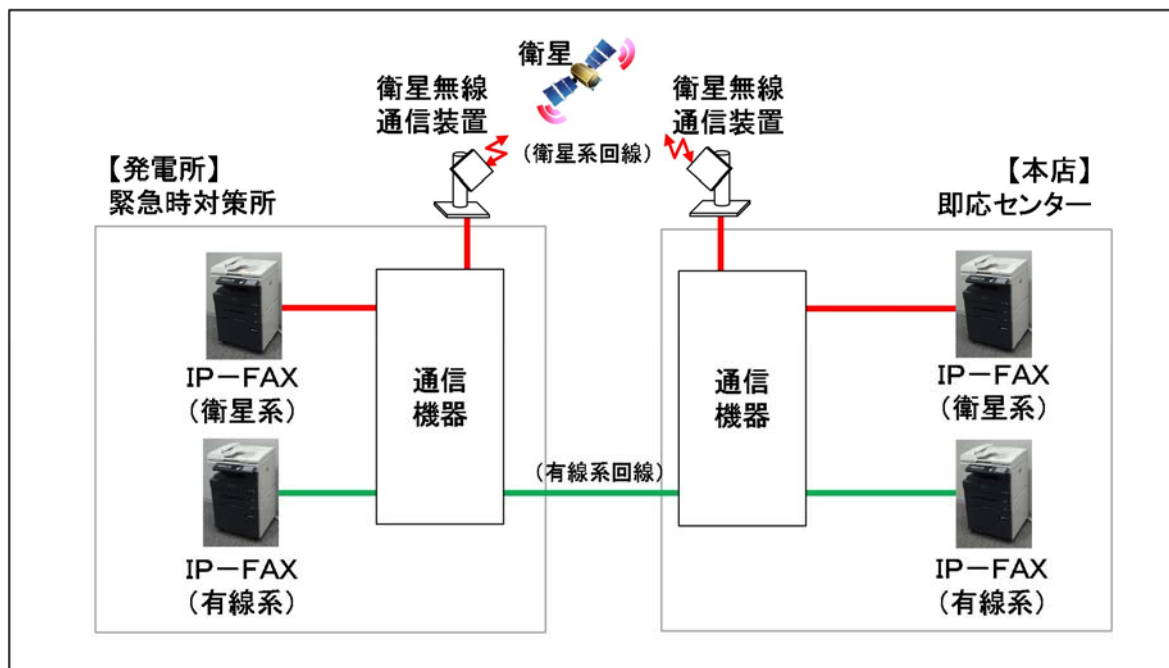
第62-5-8図 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備

(IP電話) 試験・検査構成

統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（I P - F A X）

試験・検査内容

【試験構成】



※試験区間：緊急時対策所～本店即応センター

・写真については、一部イメージを含む。

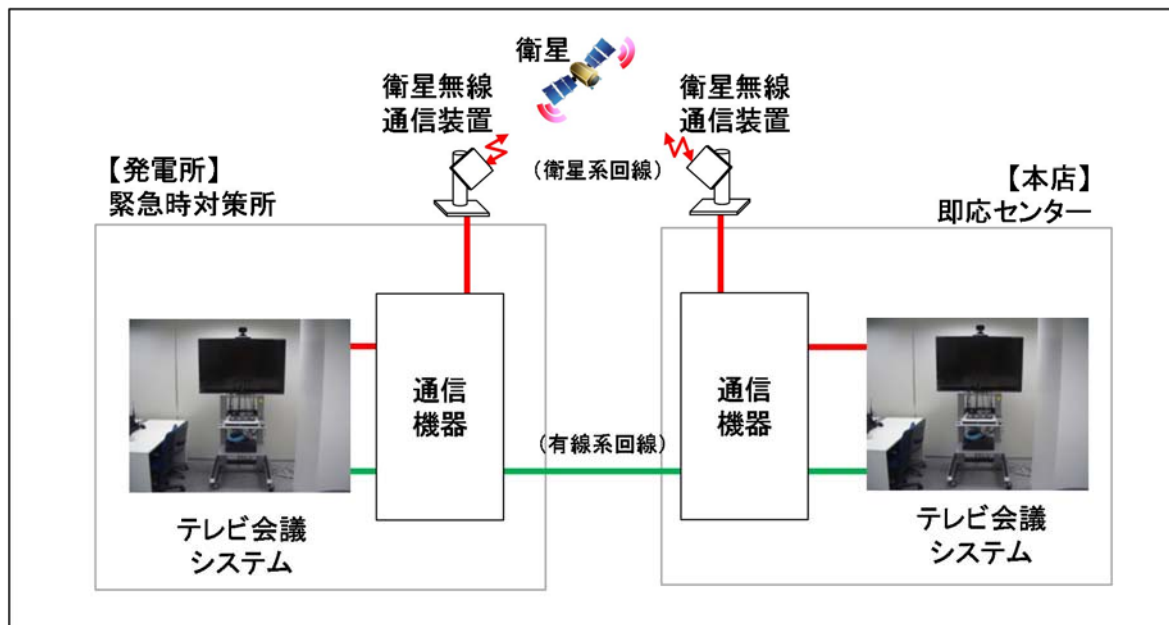
第 62-5-9 図 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備

( I P - F A X ) 試験・検査構成

統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム）

試験・検査内容

【試験構成】



※試験区間：緊急時対策所～本店即応センター

・写真については、一部イメージを含む。

第 62-5-10 図 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備  
(テレビ会議システム) 試験・検査構成

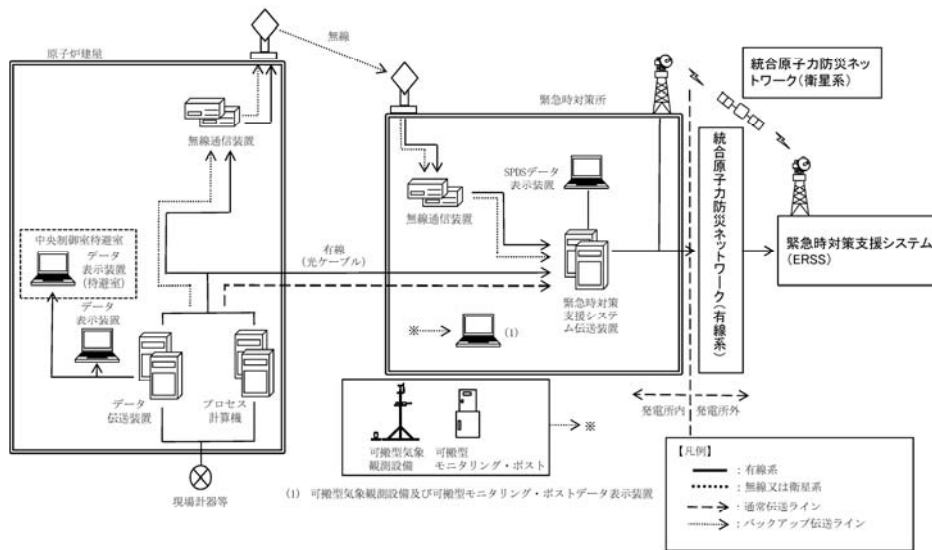


○ S P D S 及びデータ伝送設備の試験・検査性について

S P D S 及びデータ伝送設備における試験及び検査は、第 62-5-3 表の通りである。S P D S 及びデータ伝送設備の概要を第 62-5-11 図に示す。

第62-5-3表 S P D S 及びデータ伝送設備における試験及び検査

対応設備	試験・検査項目
S P D S (データ伝送装置, 緊急時対策支援システム伝送装置, S P D S データ表示装置)	機能・性能検査, 外観検査
データ伝送設備 (緊急時対策支援システム伝送装置)	機能・性能検査, 外観検査

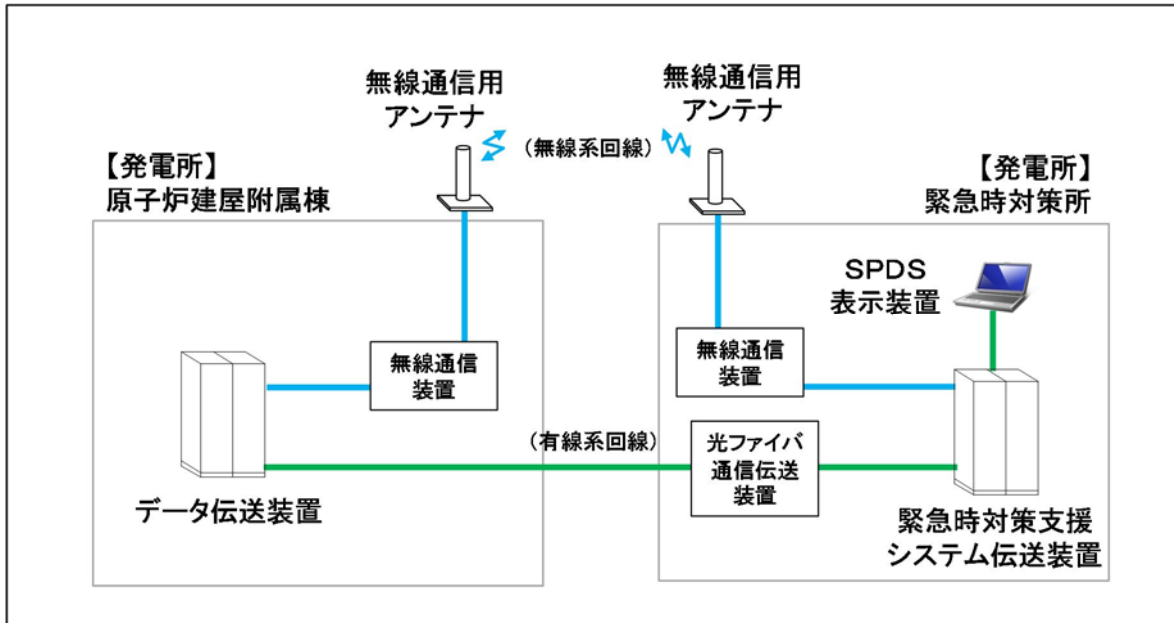


第 62-5-11 図 S P D S 及びデータ伝送設備の概要

# SPDS

## 試験・検査内容

### 【試験構成】



※試験区間：原子炉建屋附属棟～緊急時対策所

・写真については，一部イメージを含む。

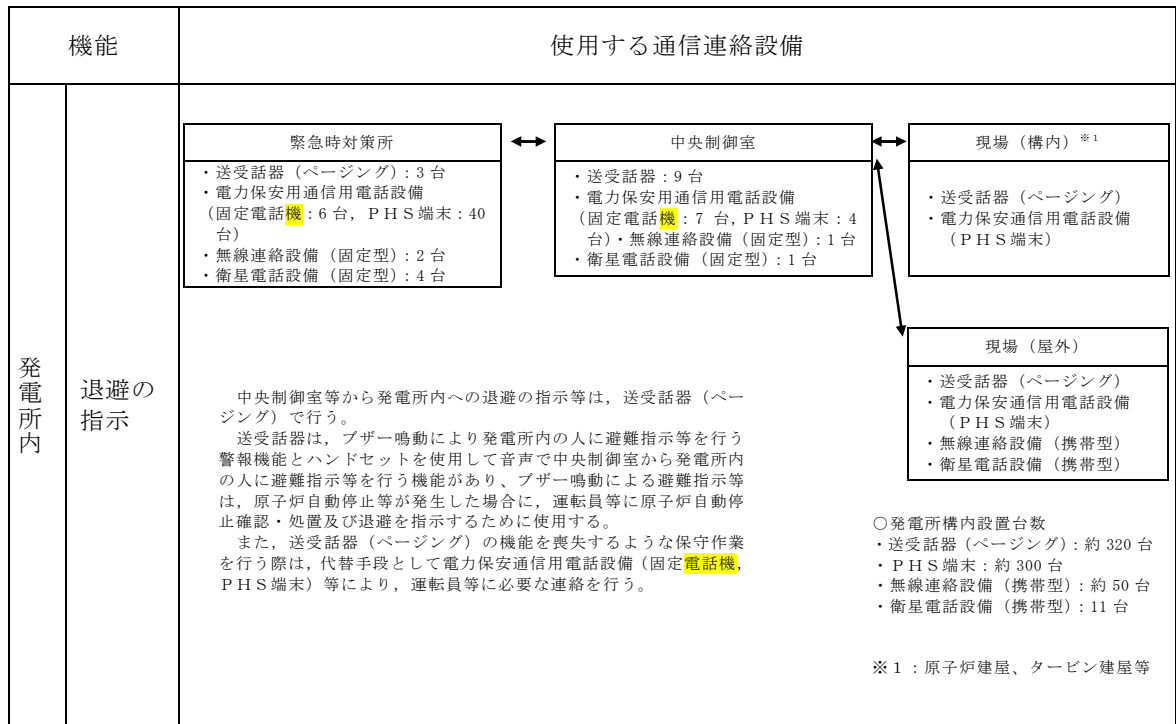
第62-5-12図 SPDS 試験・検査構成

62-6

容量設定根拠

62-6-1

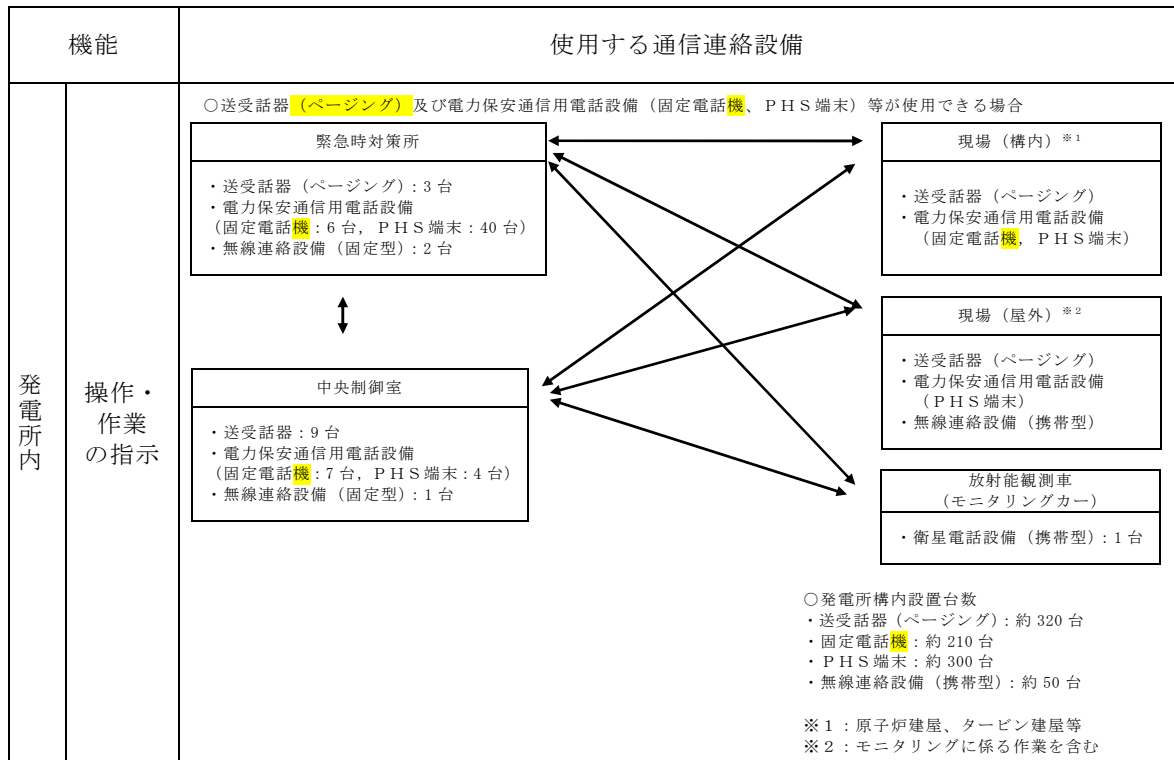
機能毎に必要な通信設備（発電所内）



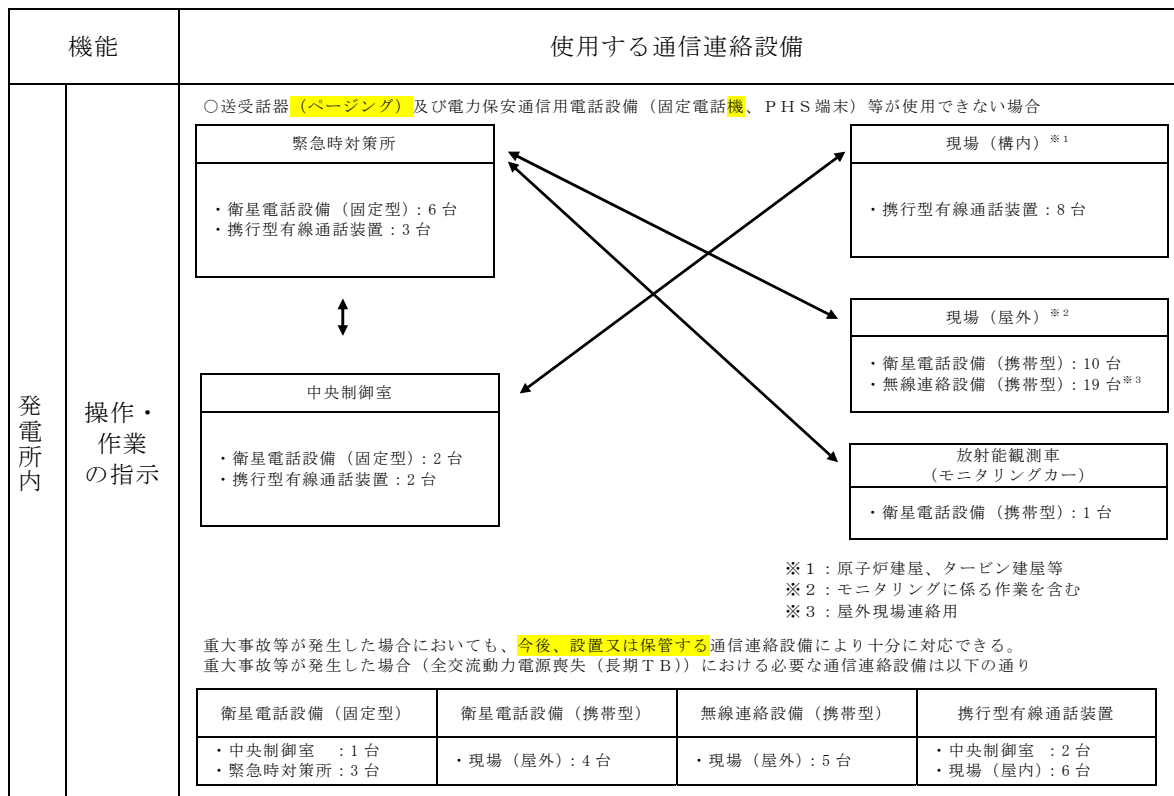
・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。

第 62.6-1 図 機能毎に必要な通信設備（発電所内）（1 / 2）

○「退避の指示」における通信連絡の指揮系統図



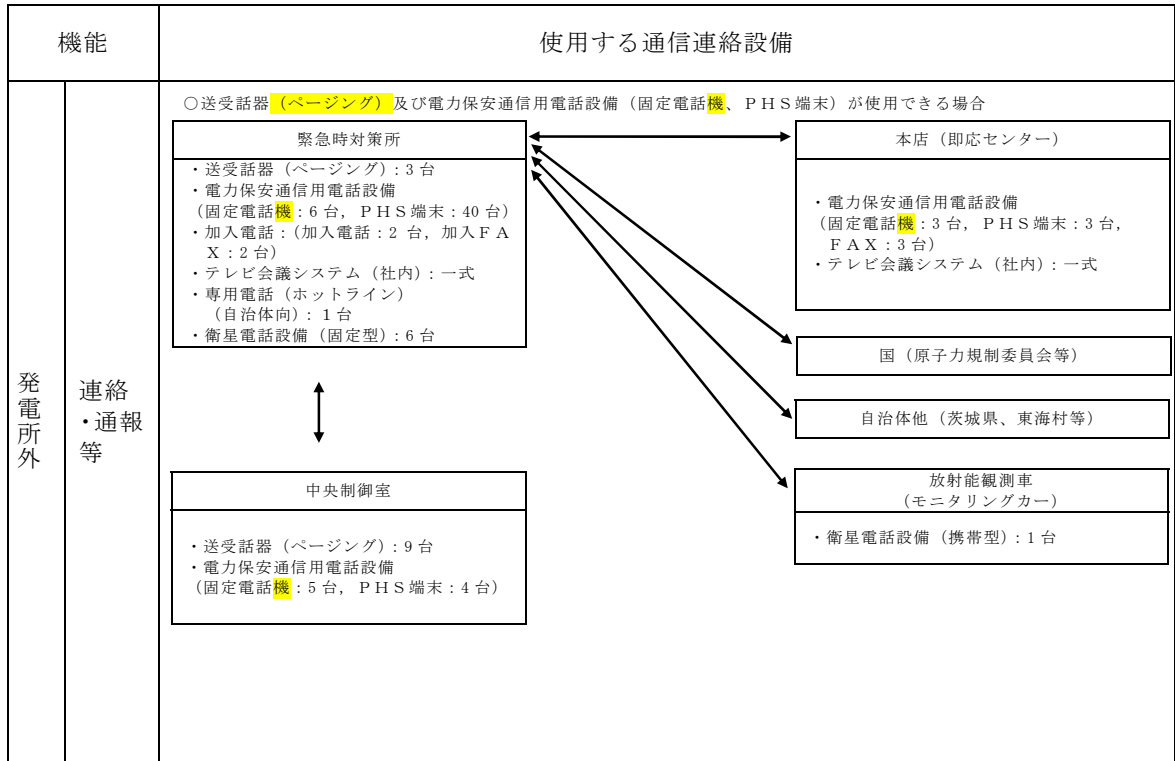
・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。



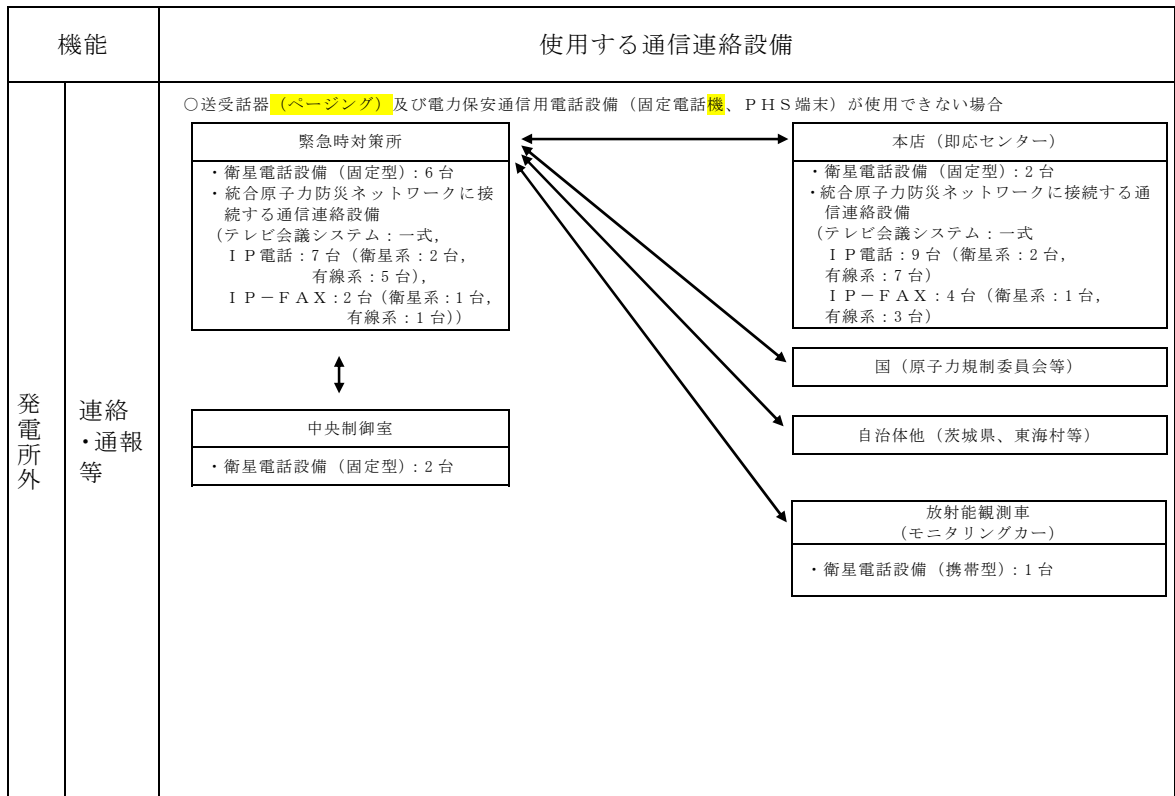
・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。

## 第 62.6-2 図 機能毎に必要な通信設備(発電所内)(2/2)

○「操作・作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図



・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。



・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。

第 62.6-3 図 機能毎に必要なとなる通信設備（発電所外）

○「連絡・通報等」における通信連絡の指揮系統図

## 携行型有線通話装置等の使用方法及び使用場所

携行型有線通話装置は、通常使用している所内の通信連絡設備が使用できない場合において、中央制御室と各現場間に敷設してある専用通信線に接続するとともに、必要時に中継用ケーブルドラムを布設することにより必要な通信連絡を行うことが可能な設計とする。

携行型有線通話装置を用いた中央制御室と現場間との通信連絡の概要について第 62-6-4 図に示す。

また、携行型有線通話装置を使用する通話場所の例を第 62-6-1 表、各重大事故シーケンスで使用する携行型有線通話装置並びに無線連絡設備等の台数を第 62-6-2 表及び第 62-6-3 表に示す。

第 62-6-1 表 携行型有線通話装置を使用する通話場所の例

(重大事故シーケンス 全交流動力電源喪失時 (長期 T B) の例)

作業・操作内容	作業・操作場所	
不要負荷の切り離し操作	原子炉建屋附属棟 地下 1 階	C / S 電気室
受電前準備	原子炉建屋附属棟 地下 2, 3 階	C / S 電気室
原子炉建屋内系統構成 (原子炉注水)	原子炉建屋原子炉棟 4 階	南西通路
原子炉建屋内系統構成 (原子炉注水)	原子炉建屋原子炉棟 3 階	MS I V 保守室
原子炉建屋内系統構成 (格納容器スプレイ)	原子炉建屋原子炉棟 2 階	南側通路
原子炉建屋内系統構成 (格納容器スプレイ)	原子炉建屋原子炉棟 1 階	南側通路



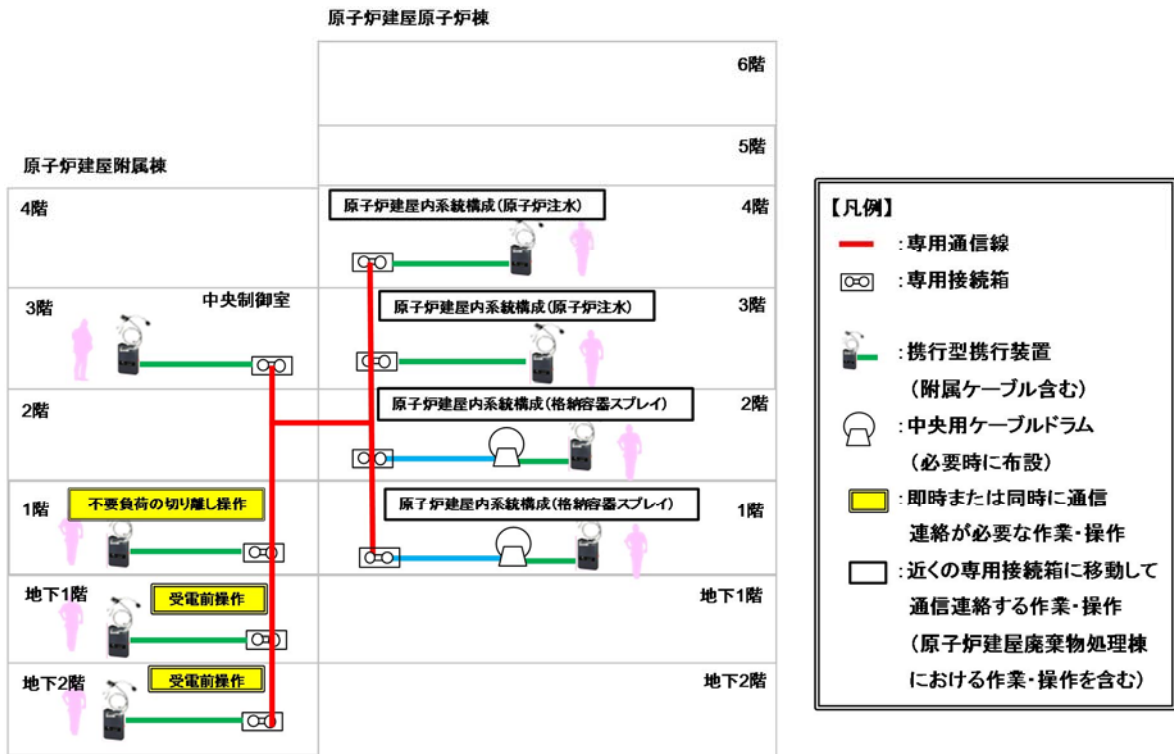
携行型有線通話装置



中継用ケーブルドラム

・写真については、一部イメージを含む。





・使用方法等は今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。

第 62-6-4 図 携行有線通話装置を用いた通信連絡の概要

(重要事故シーケンス 全交流動力電源喪失 (長期 T B) の例)

第 62.6-2 表 各重大事故シーケンスで使用する携行型有線通話設備の台数

各重大事故シーケンス	使用場所		原子炉建屋付属棟		原子炉建屋 原子炉棟	原子炉建屋 廃棄物処理棟	計 <sup>(注1)</sup>
			中央制御室				
運転中の原子炉における重大事故に至る恐れがある事故 (炉心の著しい損傷防止)	①-1	高圧・低圧注水機能喪失	2	—	—	3	5
	①-2	高圧注水・減圧機能喪失	—	—	—	—	—
	①-3-1	全交流動力電源喪失(長期T B)	2	2	4	—	8
	①-3-2	全交流動力電源喪失(T B D, T B P, T B U)	2	2	—	—	4
	①-4-1	崩壊熱除去機能喪失(取水機能が喪失した場合)	2	2	—	—	4
	①-4-2	崩壊熱除去機能機能(残留熱除去系が故障した場合)	2	—	—	3	5
	①-5	原子炉停止機能喪失	—	—	—	—	—
	①-6	LOCA時注水機能喪失	2	—	—	3	5
	①-7	格納容器バイパス(インターフェイスシステムLOCA)	2	—	4	—	6
①-8	津波浸水による注水機能喪失	2	2	—	—	4	
重大事故 (原子炉格納容器の破損の防止)	②-1-1	雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)(代替循環冷却を使用する場合)	2	2	—	—	4
	②-1-2	雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)(代替循環冷却を使用しない場合)	2	2	—	3	4
	②-2	高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱	2	2	—	—	4
	②-3	原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用	2	2	—	—	4
	②-4	水素燃焼	2	2	—	—	4
②-5	溶融炉心・コンクリート相互作用	2	2	—	—	4	
使用済燃料プールにおける重大事故に至る恐れがある事故 (使用済燃料貯蔵槽内の燃料破損の防止)	③-1	想定事故 1	—	—	—	—	—
	③-2	想定事故 2	—	—	—	—	—
運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故 (運転停止中原子炉内の燃料損傷の防止)	④-1	崩壊熱除去機能喪失(残留熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失)	2	2	—	—	4
	④-2	全交流動力電源喪失	2	2	—	—	4
	④-3	原子炉冷却材の流出	—	—	—	—	—
	④-4	反応度の誤投入	—	—	—	—	—

・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

(注1)：中央制御室へ現場用(中央制御室必要分含め)として9台(予備1台含む)を保管するため、重大事故等においても対応できる。

第 62.6-3 表 各重大事故シーケンスで使用する衛星電話設備等の台数

各重大事故シーケンス	設備	使用場所	屋内	屋内	屋外	
			(中央制御室)	(緊急時対策所)	衛星電話設備 (携帯型) <sup>(注2)</sup>	無線連絡設備 (携帯型) <sup>(注3)</sup>
			衛星電話設備 (固定型) <sup>(注1)</sup>	衛星電話設備 (固定型) <sup>(注1)</sup>	衛星電話設備 (携帯型) <sup>(注2)</sup>	無線連絡設備 (携帯型) <sup>(注3)</sup>
運転中の原子炉における重大事故に至る恐れがある事故 (炉心の著しい損傷防止)	①-1	高圧・低圧注水機能喪失	1	3	2	5
	①-2	高圧注水・減圧機能喪失	-	-	-	-
	①-3-1	全交流動力電源喪失 (長期TB)	1	3	4	5
	①-3-2	全交流動力電源喪失 (TBD, TBP, TBU)	-	-	-	-
	①-4-1	崩壊熱除去機能喪失 (取水機能が喪失した場合)	-	-	-	-
	①-4-2	崩壊熱除去機能機能 (残留熱除去系が故障した場合)	1	3	2	5
	①-5	原子炉停止機能喪失	-	-	-	-
	①-6	LOCA時注水機能喪失	1	3	2	5
	①-7	格納容器バイパス (インターフェイスシステムLOCA)	-	-	-	-
重大事故 (原子炉格納容器の破損の防止)	②-1-1	雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) (代替循環冷却を使用する場合)	-	-	-	-
	②-1-2	雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) (代替循環冷却を使用しない場合)	1	3	2	5
	②-2	高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱	-	-	-	-
	②-3	原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用	-	-	-	-
	②-4	水素燃焼	-	-	-	-
	②-5	溶融炉心・コンクリート相互作用	-	-	-	-
使用済燃料プールにおける重大事故に至る恐れがある事故 (使用済燃料貯蔵槽内の燃料破損の防止)	③-1	想定事故 1	1	3	2	5
	③-2	想定事故 2	1	3	2	5
運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故 (運転停止中原子炉内の燃料損傷の防止)	④-1	崩壊熱除去機能喪失 (残留熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失)	-	-	-	-
	④-2	全交流動力電源喪失	-	-	-	-
	④-3	原子炉冷却材の流出	-	-	-	-
	④-4	反応度の誤投入	-	-	-	-

・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。

(注1) : 中央制御室へ2台、緊急時対策所へ7台 (予備1台含む) を設置するため、重大事故等においても対応できる。

(注2) : 緊急時対策所へ12台 (予備1台含む) を保管するため、重大事故等においても対応できる。

(注3) : 緊急時対策所へ20台 (予備1台含む) を保管するため、重大事故等においても対応できる。

○過去のプラントパラメータの閲覧について

緊急時対策支援システム伝送装置に収集されるプラントパラメータ（SPDSパラメータ）は、2週間分（1分周期）のデータを保存（自動収集）できる設計とする。

緊急時対策支援システム伝送装置に保存されたデータについては、緊急時対策所から専用のセキュリティを有した外部記憶媒体へ保存できる設計とする。

重大事故等が発生した場合には、緊急時対策所において、プラントパラメータ（SPDSパラメータ）を専用のセキュリティを有した外部記憶媒体へ保存し保管する手順を整備する。これにより、SPDSデータ表示装置にて外部記憶媒体に保存されたプラントパラメータ（SPDSパラメータ）の過去のデータを閲覧することができる設計とする。

また、SPDSデータ表示装置にてプラントパラメータ（SPDSパラメータ）の監視も可能な設計とする。

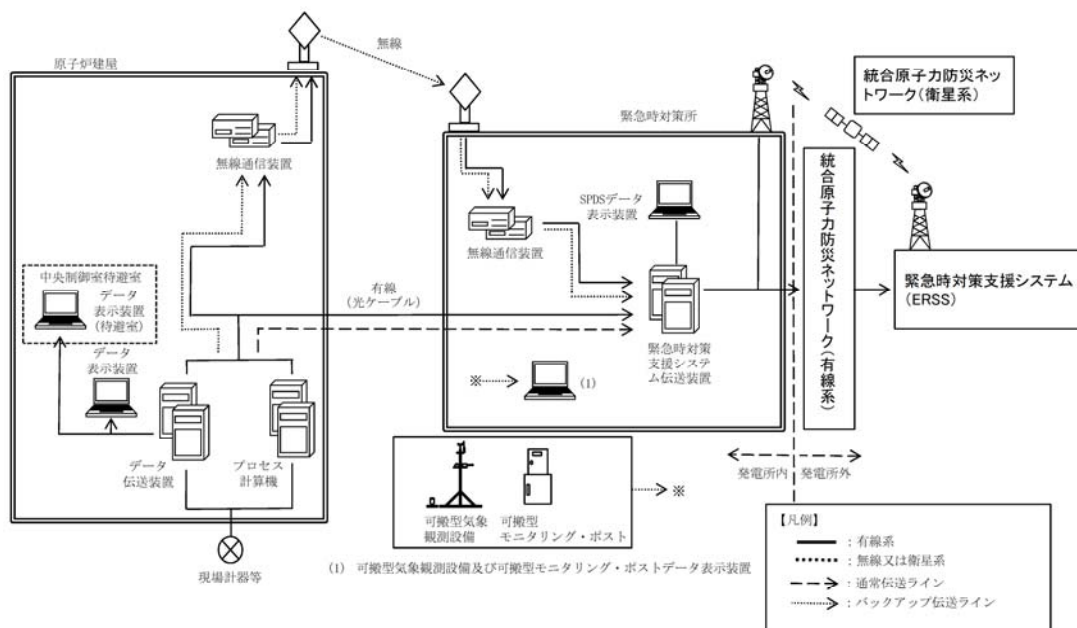


図 62-6-7 過去のプラントパラメータ閲覧の概要

第 62.6-4 表 SPDS データ表示装置で確認できるパラメータ

(1/6)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
炉心反応度の 状態確認	APRM レベル平均	○	○	○
	APRM レベル A	○	—	○
	APRM レベル B	○	—	○
	APRM レベル C	○	—	○
	APRM レベル D	○	—	○
	APRM レベル E	○	—	○
	APRM レベル F	○	—	○
	SRNM 計数率 CH. A	○	○	○
	SRNM 計数率 CH. B	○	○	○
	SRNM 計数率 CH. C	○	○	○
	SRNM 計数率 CH. D	○	○	○
	SRNM 計数率 CH. E	○	○	○
	SRNM 計数率 CH. F	○	○	○
	SRNM 計数率 CH. G	○	○	○
SRNM 計数率 CH. H	○	○	○	
炉心冷却の状 態確認	原子炉水位(狭帯域)	○	○	○
	原子炉水位(広帯域)	○	○	○
	原子炉水位(燃料域)	○	○	○
	原子炉水位(SA 広帯域)	○	—	○
	原子炉水位(SA 燃料域)	○	—	○
	原子炉圧力	○	○	○
	原子炉圧力(SA)	○	—	○
	高圧炉心スプレイ系系統流量	○	○	○
	低圧炉心スプレイ系系統流量	○	○	○
	原子炉隔離時冷却系系統流量	○	○	○
	残留熱除去系系統流量 A	○	○	○
	残留熱除去系系統流量 B	○	○	○
	残留熱除去系系統流量 C	○	○	○
	逃がし安全弁出口温度	○	○	○
	原子炉再循環ポンプ入口温度	○	○	○
原子炉給水流量	○	○	○	

第 62.6-5 表 SPDS データ表示装置で確認できるパラメータ

(2/6)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
炉心冷却の状態確認	原子炉圧力容器表面温度	○	—	○
	残留熱除去系熱交換器入口温度	○	—	○
	高压代替注水系系統流量	○	—	○
	低压代替注水系原子炉注水流量	○	—	○
	代替循環冷却系原子炉注水流量	○	—	○
	代替淡水貯槽水位	○	—	○
	6.9kV 母線 2A-1 電圧	○	○	○
	6.9kV 母線 2A-2 電圧	○	○	○
	6.9kV 母線 2B-1 電圧	○	○	○
	6.9kV 母線 2B-2 電圧	○	○	○
	6.9kV 母線 2C 電圧	○	○	○
	6.9kV 母線 2D 電圧	○	○	○
	6.9kV 母線 HPCS 電圧	○	○	○
	D/G 2C 遮断器 (660) 閉	○	○	○
	D/G 2D 遮断器 (670) 閉	○	○	○
	HPCS D/G 遮断器 (680) 閉	○	○	○
	圧力容器フランジ温度	○	—	○
	125VDC 2A 母線電圧	○	○	○
	125VDC 2A 母線電圧	○	○	○
	6.9kV 緊急用母線電圧	○	○	○
480V 緊急用母線電圧	○	○	○	
格納容器内の状態確認	格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) (A)	○	○	○
	格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) (B)	○	○	○
	格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C) (A)	○	○	○
	格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C) (B)	○	○	○
	ドライウエル圧力 (広帯域)	○	○	○
	ドライウエル圧力 (狭帯域)	○	—	○
	ドライウエル圧力	○	—	○
	サブプレッション・チェンバ圧力	○	—	○
サブプレッション・プール圧力	○	○	○	

第 62.6-6 表 SPDS データ表示装置で確認できるパラメータ

(3/6)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
格納容器内の 状態確認	ドライウエル雰囲気温度	○	○	○
	サブプレッション・プール水温度 (平均値)	○	○	○
	サブプレッション・プール水温度	○	○	○
	サブプレッション・プール雰囲気温度	○	○	○
	サブプレッション・チェンバ雰囲気温度	○	○	○
	サブプレッション・プール水位	○	○	○
	格納容器雰囲気水素濃度 (D/W) (A)	○	○	○
	格納容器雰囲気水素濃度 (D/W) (B)	○	○	○
	格納容器雰囲気水素濃度 (S/C) (A)	○	○	○
	格納容器雰囲気水素濃度 (S/C) (B)	○	○	○
	格納容器雰囲気酸素濃度 (D/W) (A)	○	○	○
	格納容器雰囲気酸素濃度 (D/W) (B)	○	○	○
	格納容器雰囲気酸素濃度 (S/C) (A)	○	○	○
	格納容器雰囲気酸素濃度 (S/C) (B)	○	○	○
	格納容器内水素濃度 (SA)	○	—	○
	格納容器内酸素濃度 (SA)	○	—	○
	低圧代替注水系格納容器スプレイ流量	○	—	○
	低圧代替注水系格納容器下部注水流量	○	—	○
	代替循環冷却系格納容器スプレイ流量	○	—	○
	格納容器下部水位	○	—	○
	常設高圧代替注水系ポンプ吐出圧力	○	—	○
	常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力	○	—	○
	代替循環冷却系ポンプ吐出圧力	○	—	○
	原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力	○	—	○
	高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力	○	—	○
	残留熱除去系ポンプ吐出圧力	○	—	○
	低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力	○	—	○
	代替循環冷却系ポンプ入口温度	○	—	○
	残留熱除去系熱交換器出口温度	○	—	○
	残留熱除去系海水系系統流量	○	—	○



第 62.6-7 表 SPDS データ表示装置で確認できるパラメータ

(4/6)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
格納容器内の 状態確認	残留熱除去系 A 注入弁全開	○	○	○
	残留熱除去系 B 注入弁全開	○	○	○
	残留熱除去系 C 注入弁全開	○	○	○
	格納容器内スプレイ弁 A (全開)	○	○	○
	格納容器内スプレイ弁 B (全開)	○	○	○
	主蒸気管放射線モニタ (A)	○	○	○
	主蒸気管放射線モニタ (B)	○	○	○
	主蒸気管放射線モニタ (C)	○	○	○
放射能隔離の 状態確認	主排気筒放射線モニタ A	○	○	○
	主排気筒放射線モニタ B	○	○	○
	主排気筒モニタ (高レンジ)	○	○	○
	主蒸気管放射線モニタ A	○	○	○
	主蒸気管放射線モニタ B	○	○	○
	主蒸気管放射線モニタ C	○	○	○
	主蒸気管放射線モニタ D	○	○	○
	排ガス放射能 (プレホールドアップ) A	○	○	○
	排ガス放射能 (プレホールドアップ) B	○	○	○
	NS4 内側隔離	○	○	○
	NS4 外側隔離	○	○	○
	主蒸気内側隔離弁 A 全閉	○	○	○
	主蒸気内側隔離弁 B 全閉	○	○	○
	主蒸気内側隔離弁 C 全閉	○	○	○
	主蒸気内側隔離弁 D 全閉	○	○	○
	主蒸気外側隔離弁 A 全閉	○	○	○
	主蒸気外側隔離弁 B 全閉	○	○	○
主蒸気外側隔離弁 C 全閉	○	○	○	
主蒸気外側隔離弁 D 全閉	○	○	○	
環境の情報確認	SGTS A 作動	○	○	○
	SGTS B 作動	○	○	○
	SGTS モニタ (高レンジ) A	○	○	○
	SGTS モニタ (高レンジ) B	○	○	○
	SGTS モニタ (低レンジ) A	○	○	○

第 62.6-8 表 SPDS データ表示装置で確認できるパラメータ

(5/6)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
環境の情報確認	SGTS モニタ (低レンジ) B	○	○	○
	耐圧強化ベント系放射線モニタ	○	—	○
	放水口モニタ (T-2)	○	○	○
	モニタリングポスト (A)	○	○	—
	モニタリングポスト (B)	○	○	—
	モニタリングポスト (C)	○	○	—
	モニタリングポスト (D)	○	○	—
	モニタリングポスト (A) 広域レンジ	○	○	—
	モニタリングポスト (B) 広域レンジ	○	○	—
	モニタリングポスト (C) 広域レンジ	○	○	—
	モニタリングポスト (D) 広域レンジ	○	○	—
	大気安定度 10 分値	○	○	—
	18m ベクトル平均風向 10 分値	○	○	—
	71m ベクトル平均風向 10 分値	○	○	—
	140m ベクトル平均風向 10 分値	○	○	—
	18m ベクトル平均風速 10 分値	○	○	—
	71m ベクトル平均風速 10 分値	○	○	—
	140m ベクトル平均風速 10 分値	○	○	—
	可搬型モニタリング・ポスト (A)	○	—	—
	可搬型モニタリング・ポスト (B)	○	—	—
	可搬型モニタリング・ポスト (C)	○	—	—
	可搬型モニタリング・ポスト (D)	○	—	—
	可搬型モニタリング・ポスト (緊急時対策所)	○	—	—
	可搬型モニタリング・ポスト (NE)	○	—	—
	可搬型モニタリング・ポスト (E)	○	—	—
	可搬型モニタリング・ポスト (SW)	○	—	—
	可搬型モニタリング・ポスト (S)	○	—	—
	可搬型モニタリング・ポスト (SE)	○	—	—
	風向 (可搬型)	○	—	—
	風速 (可搬型)	○	—	—
大気安定度 (可搬型)	○	—	—	

第 62.6-9 表 SPDS データ表示装置で確認できるパラメータ

(6/6)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
使用済燃料プールの状態確認	使用済燃料プール水位・温度 (SA 広域)	○	—	○
	使用済燃料プール温度 (SA)	○	—	○
	使用済燃料プール温度	○	—	○
	使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)	○	—	○
水素爆発による格納容器の破損防止確認	フィルタ装置出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)	○	—	○
	フィルタ装置入口水素濃度	○	—	○
	フィルタ装置圧力	○	—	○
	フィルタ装置水位	○	—	○
水素爆発による原子炉建屋の損傷防止確認	原子炉建屋水素濃度	○	—	○
	静的触媒式水素再結合器動作監視装置	○	—	○
非常用炉心冷却系 (ECCS) の状態等	自動減圧系 A 作動	○	○	○
	自動減圧系 B 作動	○	○	○
	原子炉隔離時冷却系ポンプ起動	○	○	○
	高圧炉心スプレイ系ポンプ起動	○	○	○
	高圧炉心スプレイ系注入弁全開	○	○	○
	低圧炉心スプレイ系ポンプ起動	○	○	○
	低圧炉心スプレイ系注入弁全開	○	○	○
	残留熱除去系ポンプ A 起動	○	○	○
	残留熱除去系ポンプ B 起動	○	○	○
	残留熱除去系ポンプ C 起動	○	○	○
	残留熱除去系 A 注入弁全開	○	○	○
	残留熱除去系 B 注入弁全開	○	○	○
	残留熱除去系 C 注入弁全開	○	○	○
全制御棒全挿入	○	○	○	
津波監視	取水ピット水位計	○	—	○
	潮位計	○	—	○

## ○SPDSの容量について

SPDSのデータ伝送容量は、今後のプラントパラメータの追加を考慮し、第62-6-6表に示すとおり、回線容量は必要回線容量に対し余裕を持った設計とする。

また、SPDSのデータ表示機能は、今後のプラントパラメータの追加を考慮し第62-6-7表に示すとおり、表示可能なプラントパラメータ数は必要なプラントパラメータ数に対し余裕の持った設計とするとともに、緊急時対策支援システム伝送装置のソフトウェアを改造することにより拡張可能な設計とする。

重大事故等が発生した場合において使用する通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備が接続する通信回線は、必要回線容量を確保した回線容量を有する設計とする。

第62-6-6表 SPDSの回線容量

通信回線種別	建屋間におけるデータ伝送路	必要回線容量 <sup>※1</sup>			回線容量 <sup>※1</sup>
		主要設備	その他		
有線系回線	原子炉建屋附属棟～緊急時対策所	19.2kbps	30.0Mbps	30.02Mbps	1Gbps
無線系回線	原子炉建屋附属棟～緊急時対策所	1.95Mbps	—	1.95Mbps	6Mbps

※1：各容量については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。

第62-6-7表 SPDSのデータ表示に係る容量

	必要となるプラントパラメータ数 <sup>※1</sup>		表示可能なプラントパラメータ数 <sup>※1</sup>	
	アナログ信号	デジタル信号	アナログ信号	デジタル信号
データ伝送設備	148点	34点	256点	256点
緊急時対策支援システム伝送装置	86点	34点	256点	256点

※1：各容量については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。

重大事故等が発生した場合において使用する通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備が接続する通信回線は、第 62-6-8 表に示すとおり、必要回線容量を確保した回線容量を有する設計とする。

第 62-6-8 表 通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備が接続する通信回線の回線容量

通信回線種別		主要設備		必要回線容量 <sup>※2</sup>			回線容量
				主要設備	その他 <sup>※3</sup>		
電力保安 通信用回線	無線系回線	電力保安通信用電話設備 <sup>※1</sup> (固定電話機, PHS 端末, FAX)		384kbps	5616kbps	6Mbps	6Mbps
通信事業者 回線	有線系回線	加入電話 設備	加入電話	10 回線	—	10 回線	10 回線
			加入 FAX	2 回線	—	2 回線	2 回線
			電力保安通信用 電話設備接続 <sup>※1</sup>	98 回線	—	98 回線	98 回線
	衛星系回線	衛星電話 設備	衛星電話設備 (固定型)	9 回線	—	9 回線	9 回線
			衛星電話設備 (携帯型)	13 回線	—	13 回線	13 回線
有線系回線	専用電話 (ホットライン) (自治体向)		2 回線	—	2 回線	2 回線	
通信事業者 回線 (統合 原子力防災 ネットワー ク)	有線系回線	統合原子力 防災ネット ワークに接 続する通信 連絡設備		2.9Mbps	—	2.9Mbps	5Mbps
			IP 電話	(640kbps)			
			IP-FAX	(256kbps)			
			テレビ会議システ ム	(2Mbps)			
		データ伝送設備 (緊急時対策支援 システム伝送装置)	(32kbps)				
	衛星系回線	統合原子力 防災ネット ワークに接 続する通信 連絡設備		226kbps	—	226kbps	384kbps
			IP 電話	(16kbps)			
			IP-FAX	(50kbps)			
テレビ会議システ ム			(128kbps)				
	データ伝送設備 (緊急時対策支援 システム伝送装置)	(32kbps)					

各容量については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。

※1：加入電話に接続されており、発電所外への連絡も可能である。

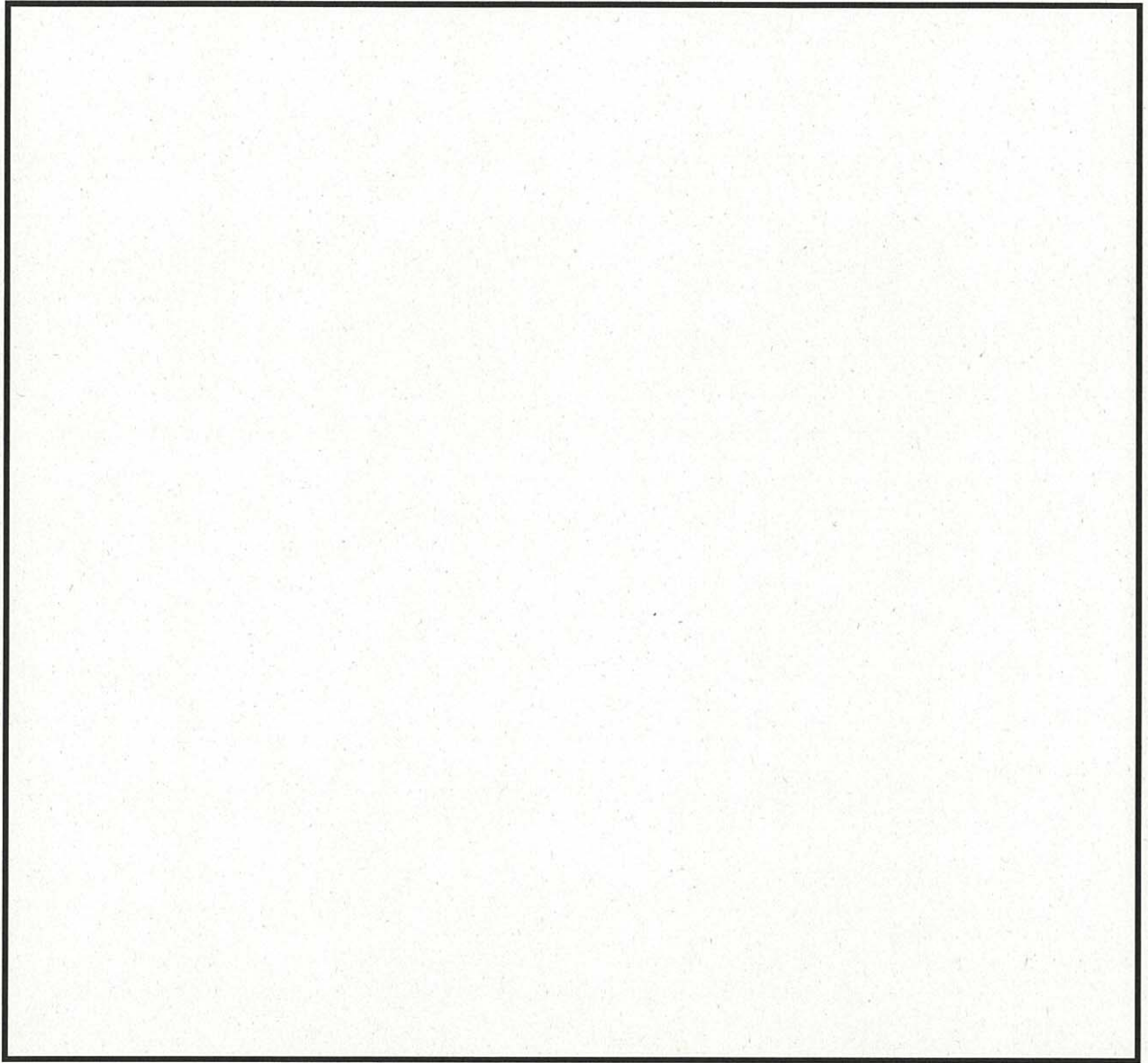
※2：() は内訳を示す。

※3：その他容量は、実測データも含まれていることから、小さな変動の可能性がある。

62-7

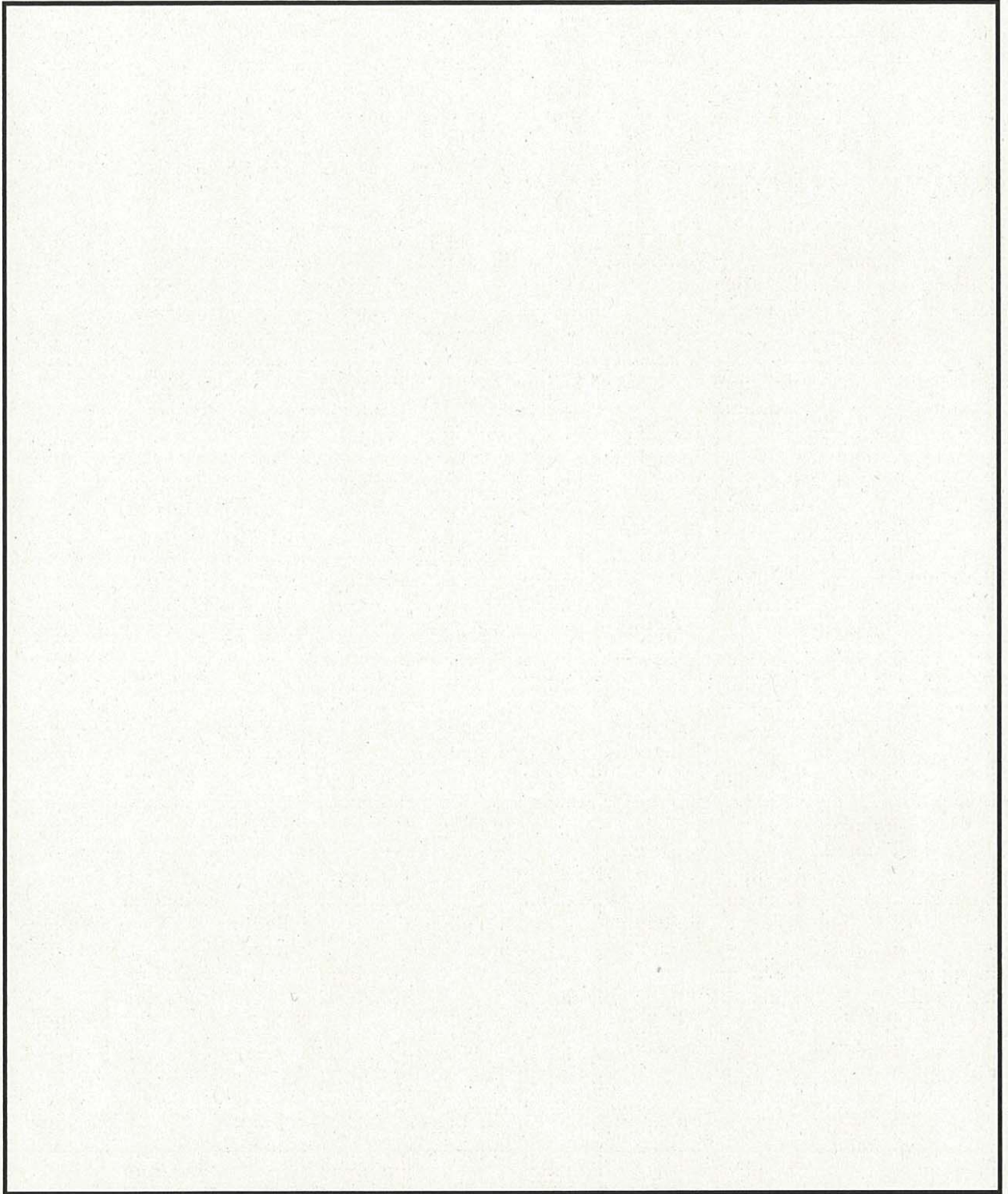
アクセスルート図

62-7-1



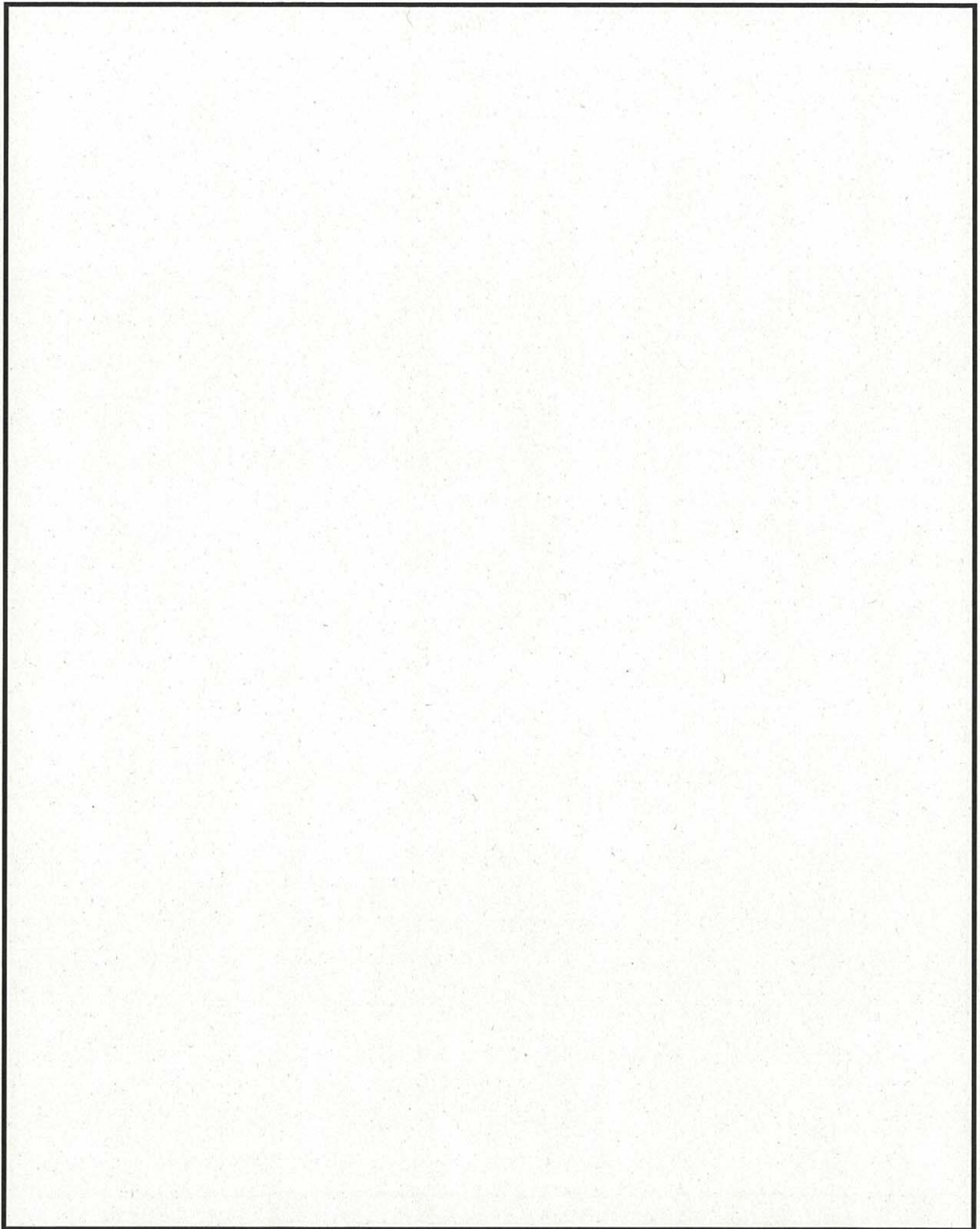
第 62-7-1 図 屋外アクセスルート図



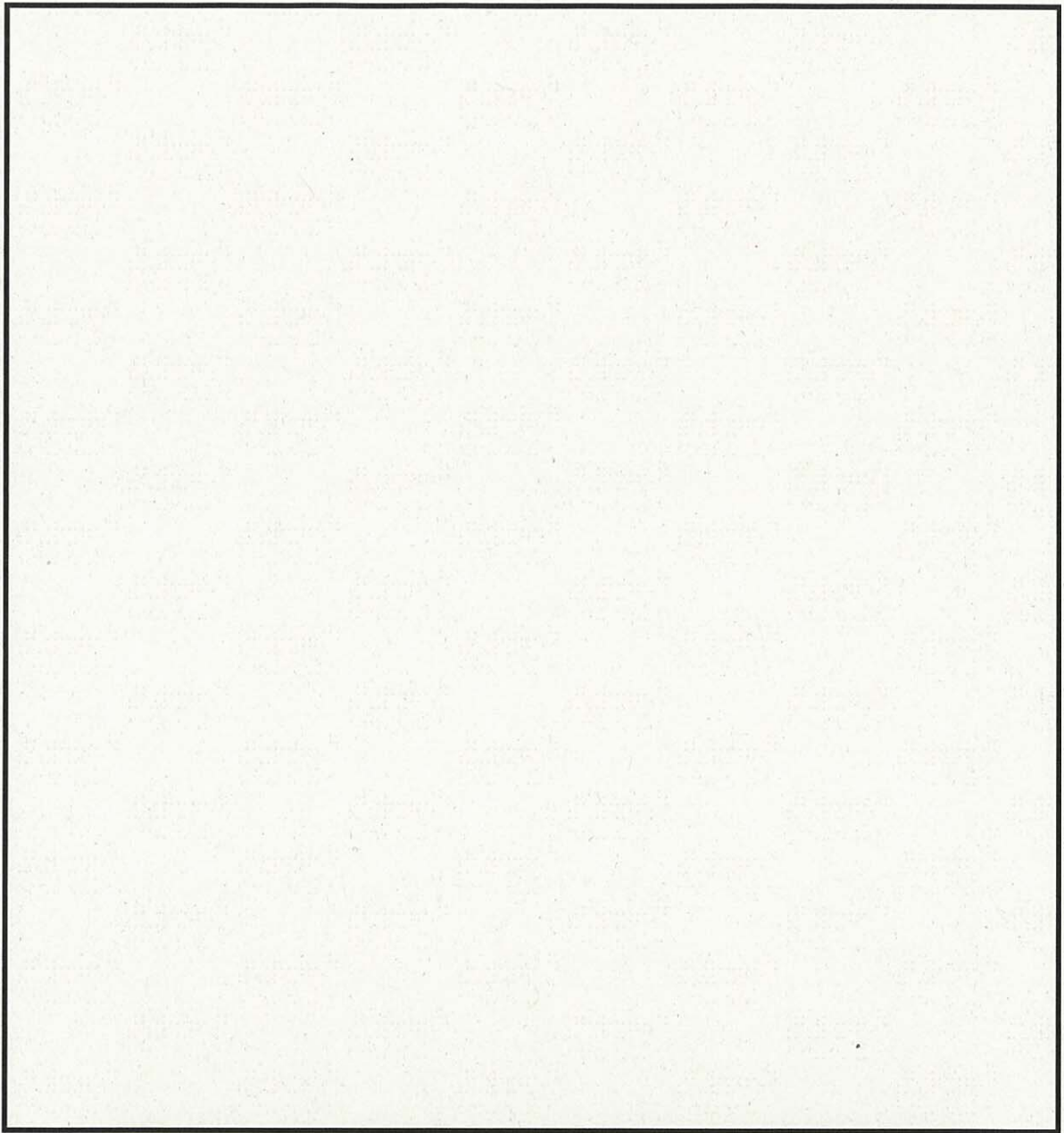


第 62-7-2 図 重大事故等発生時 屋内アクセスルート (1 / 8)



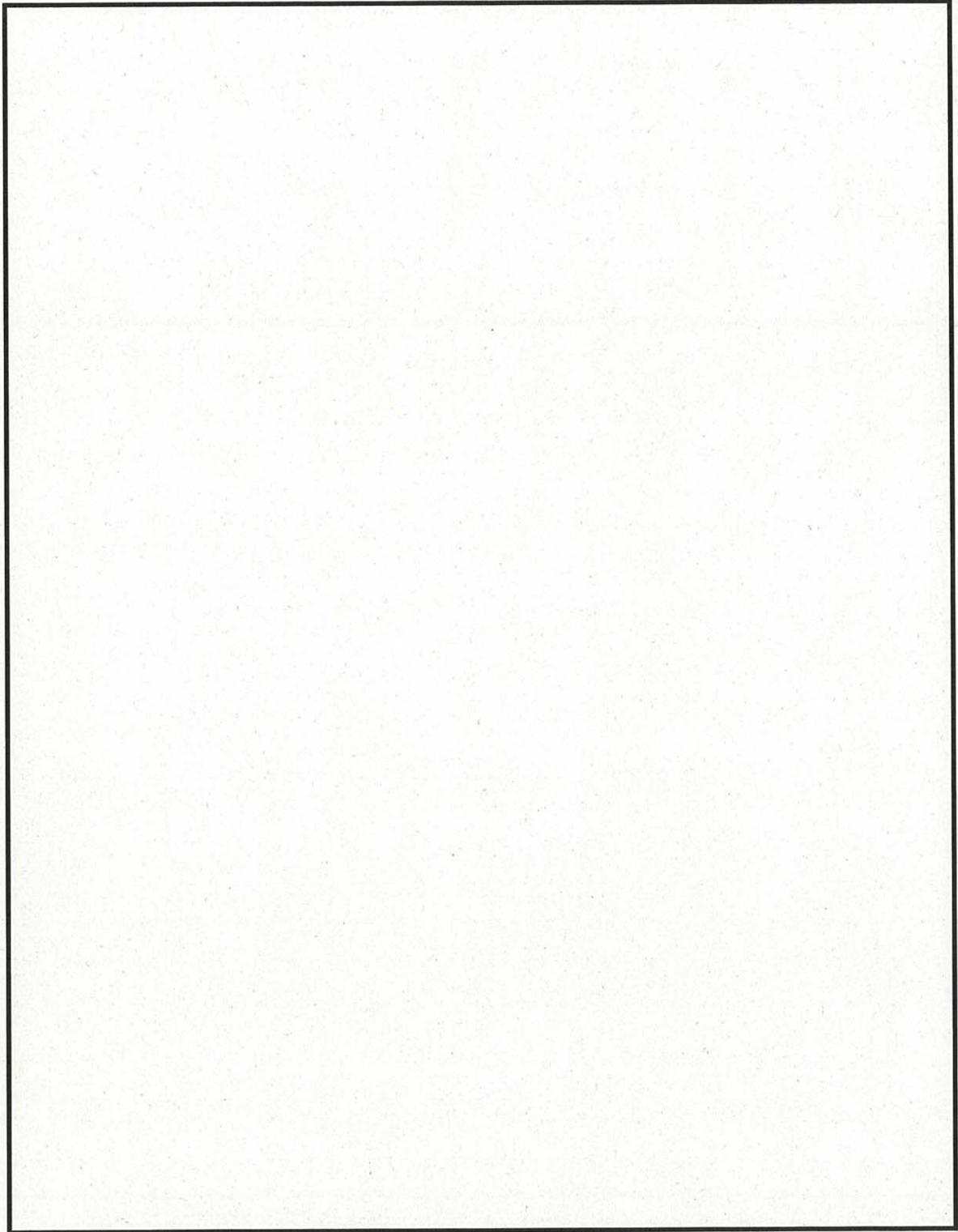


第 62-7-3 図 重大事故等発生 屋内アクセスルート (2 / 8)

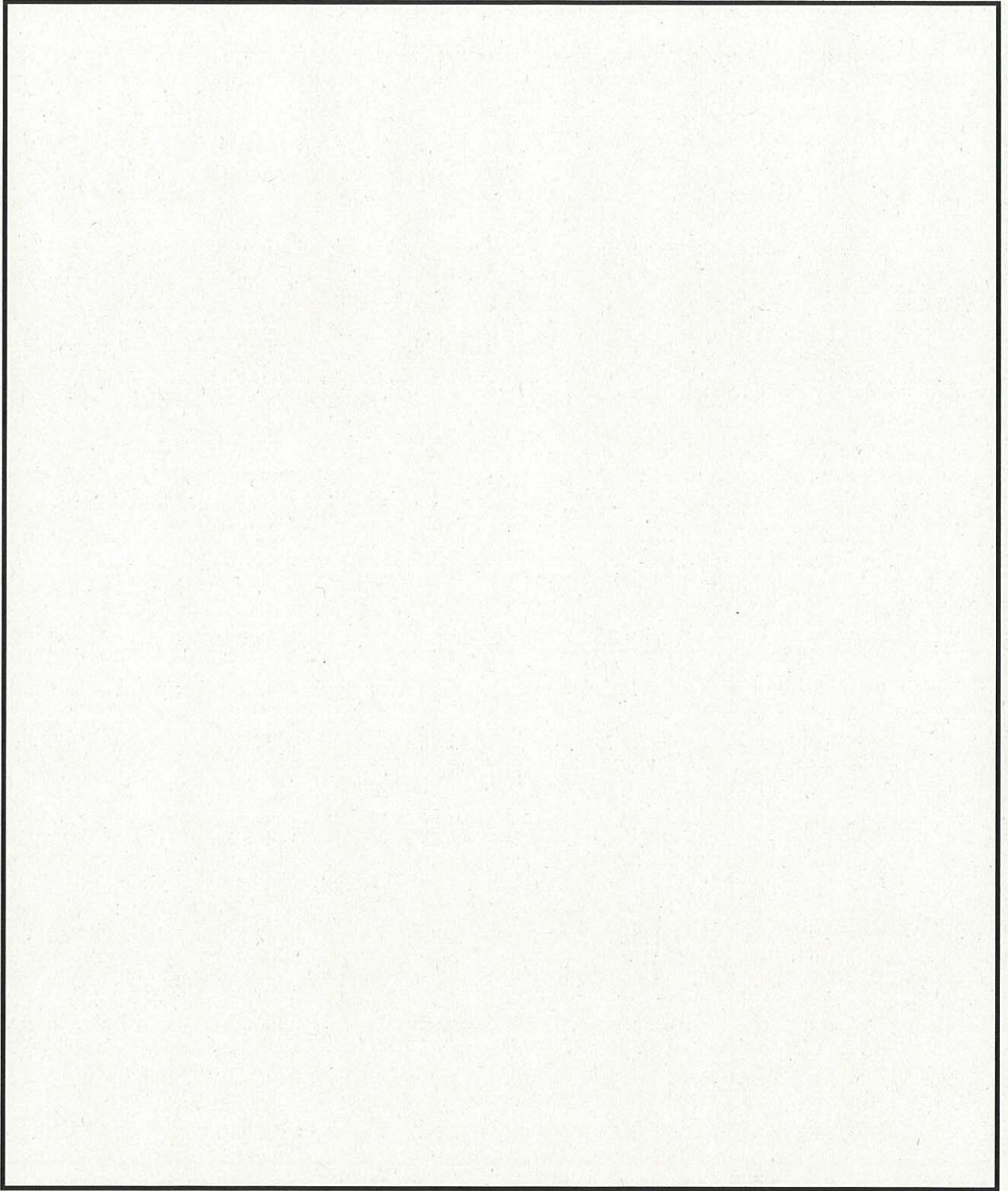


第 62-7-4 図 重大事故等発生 屋内アクセスルート (3 / 8)



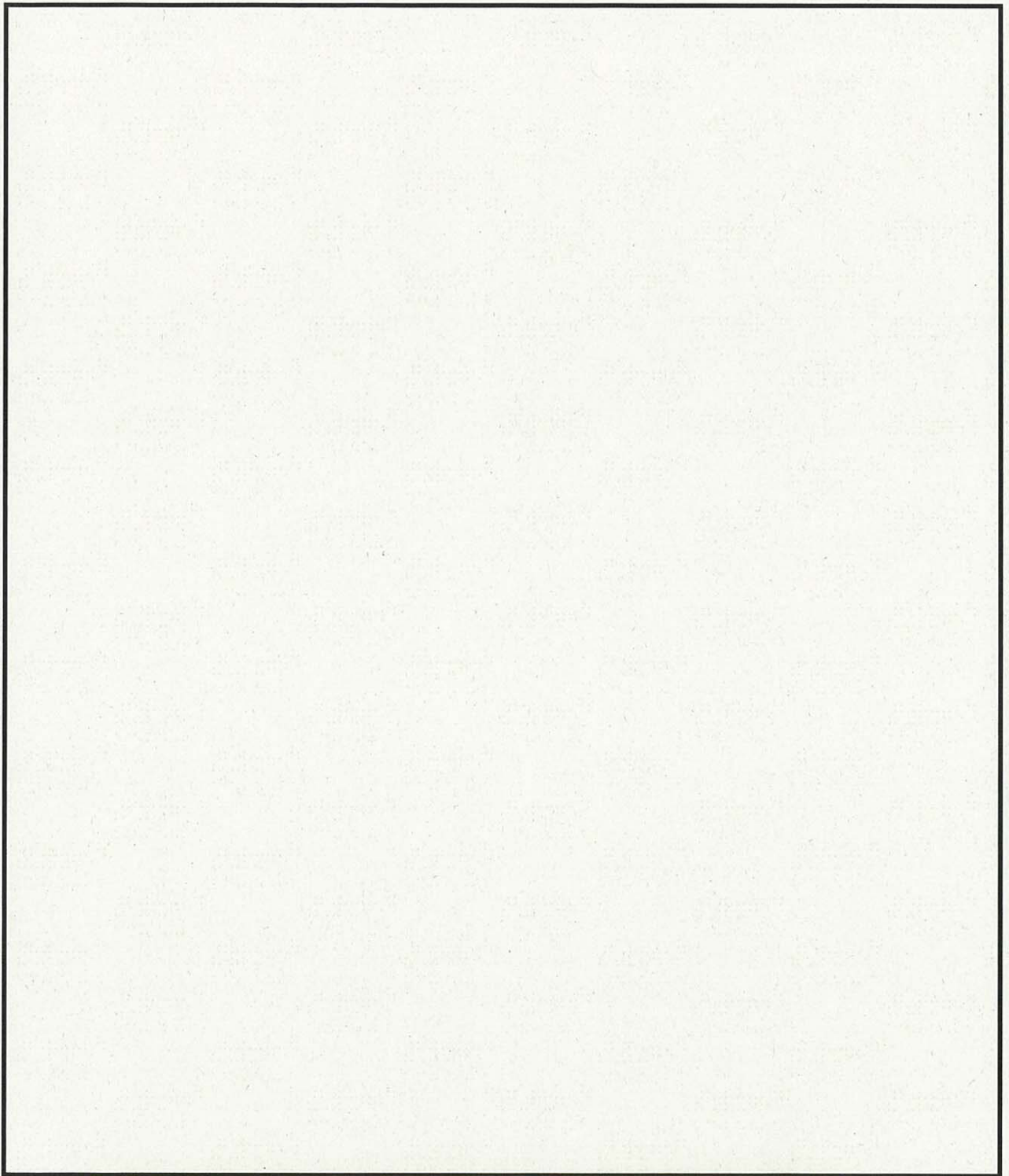


第 62-7-5 図 重大事故等発生 屋内アクセスルート (4 / 8)

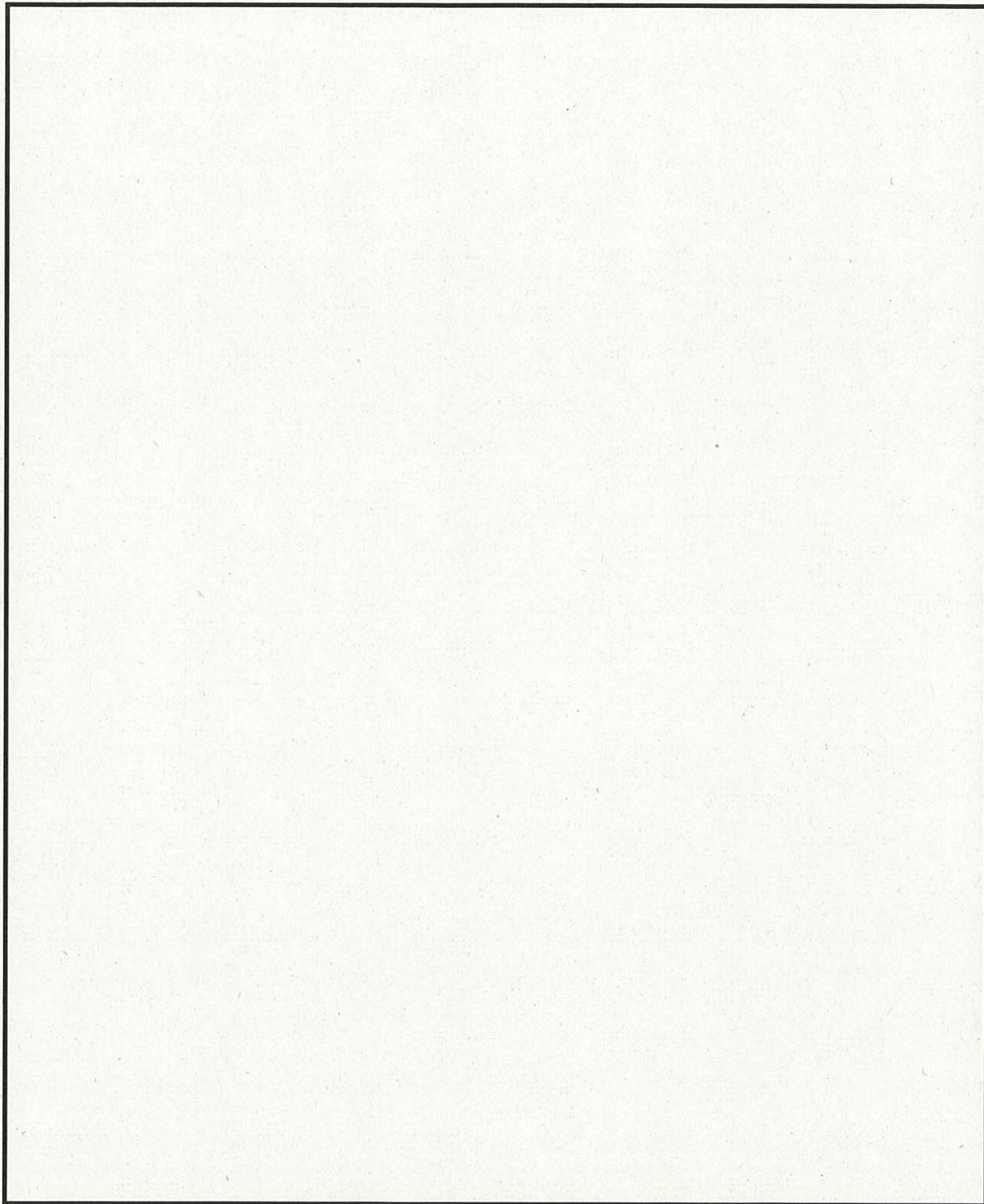


第 62-7-6 図 重大事故等発生 屋内アクセスルート (5 / 8)



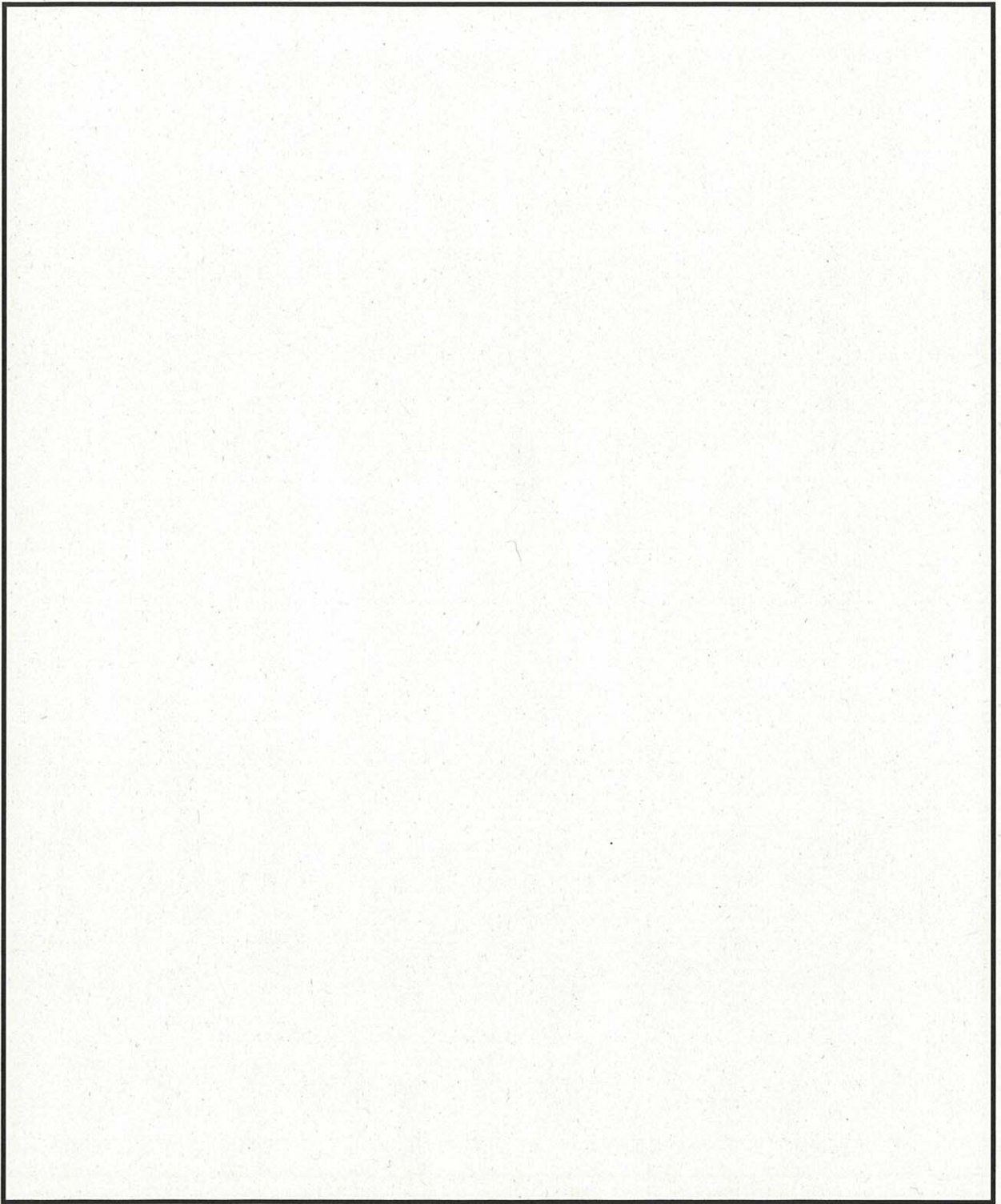


第 62-7-7 図 重大事故等発生 屋内アクセスルート (6 / 8)



第 62-7-8 図 重大事故等発生 屋内アクセスルート (7 / 8)





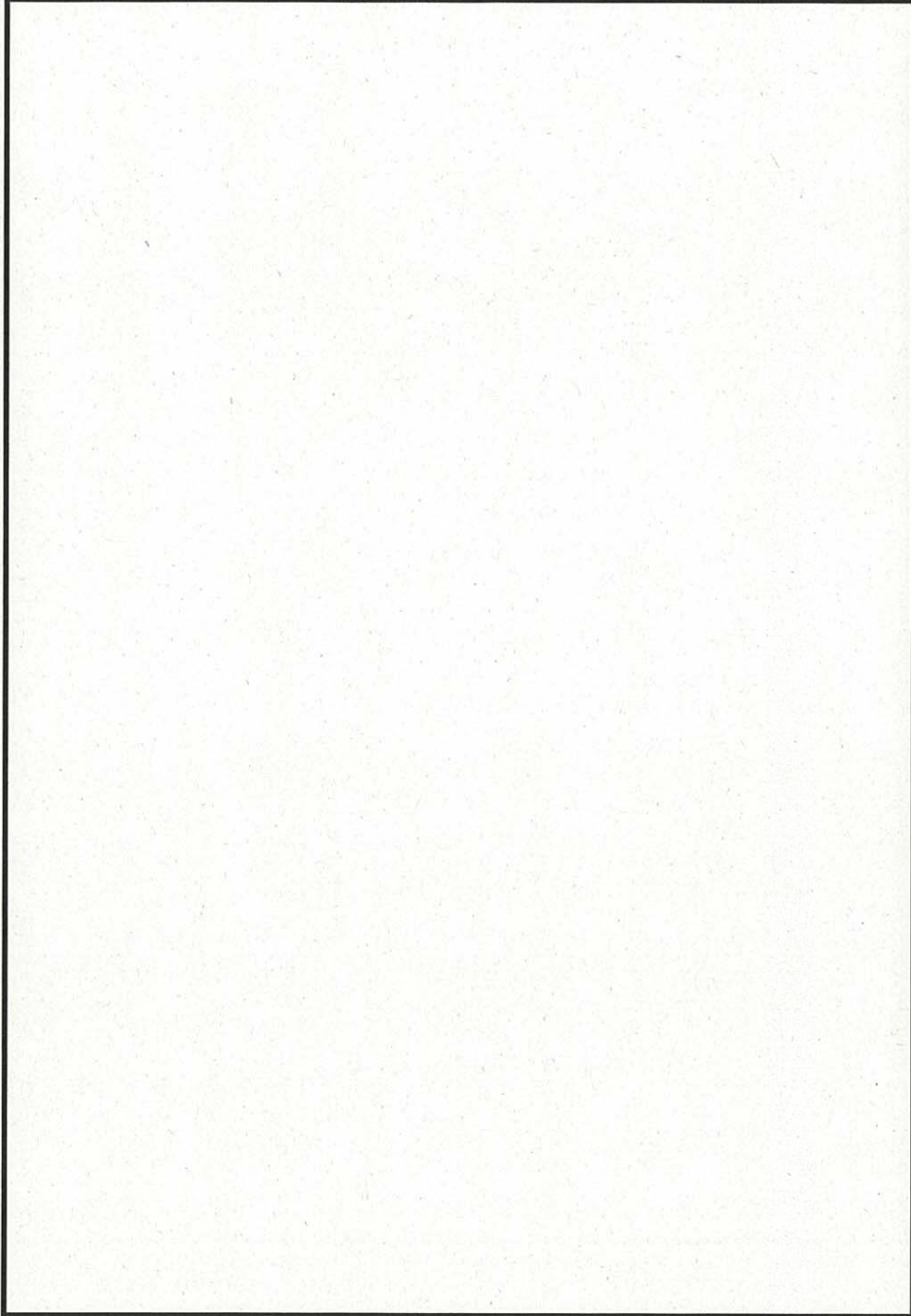
第 62-7-9 図 重大事故等発生 屋内アクセスルート (8 / 8)

62-8

設備操作及び切替に関する説明書

62-8-1

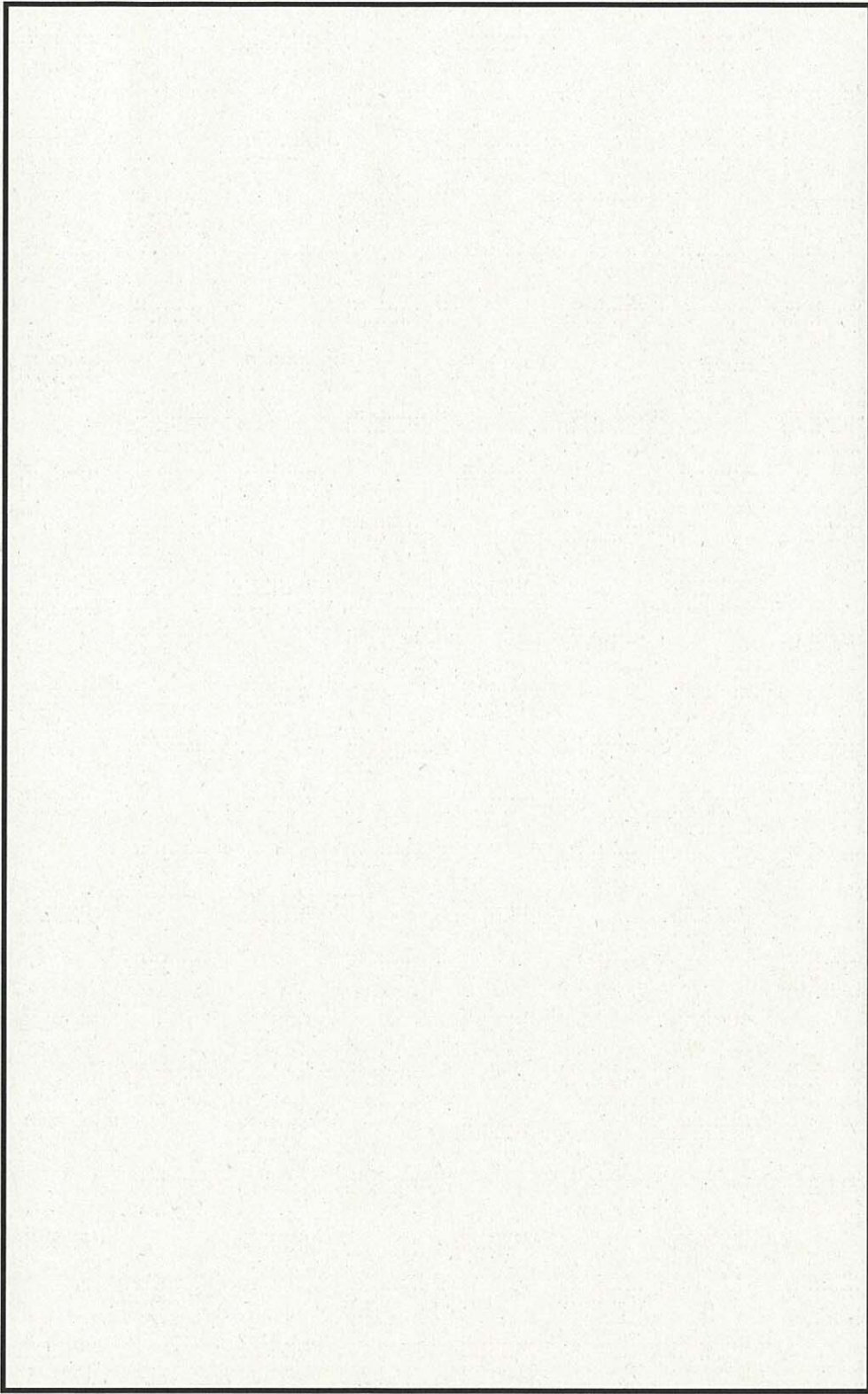




・写真については、一部イメージを含む。

・配備又は保管場所については、今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。

第 62-8-1 図 操作概要図 携行型有線通話装置  
(原子炉建屋附属棟 3 階 中央制御室)



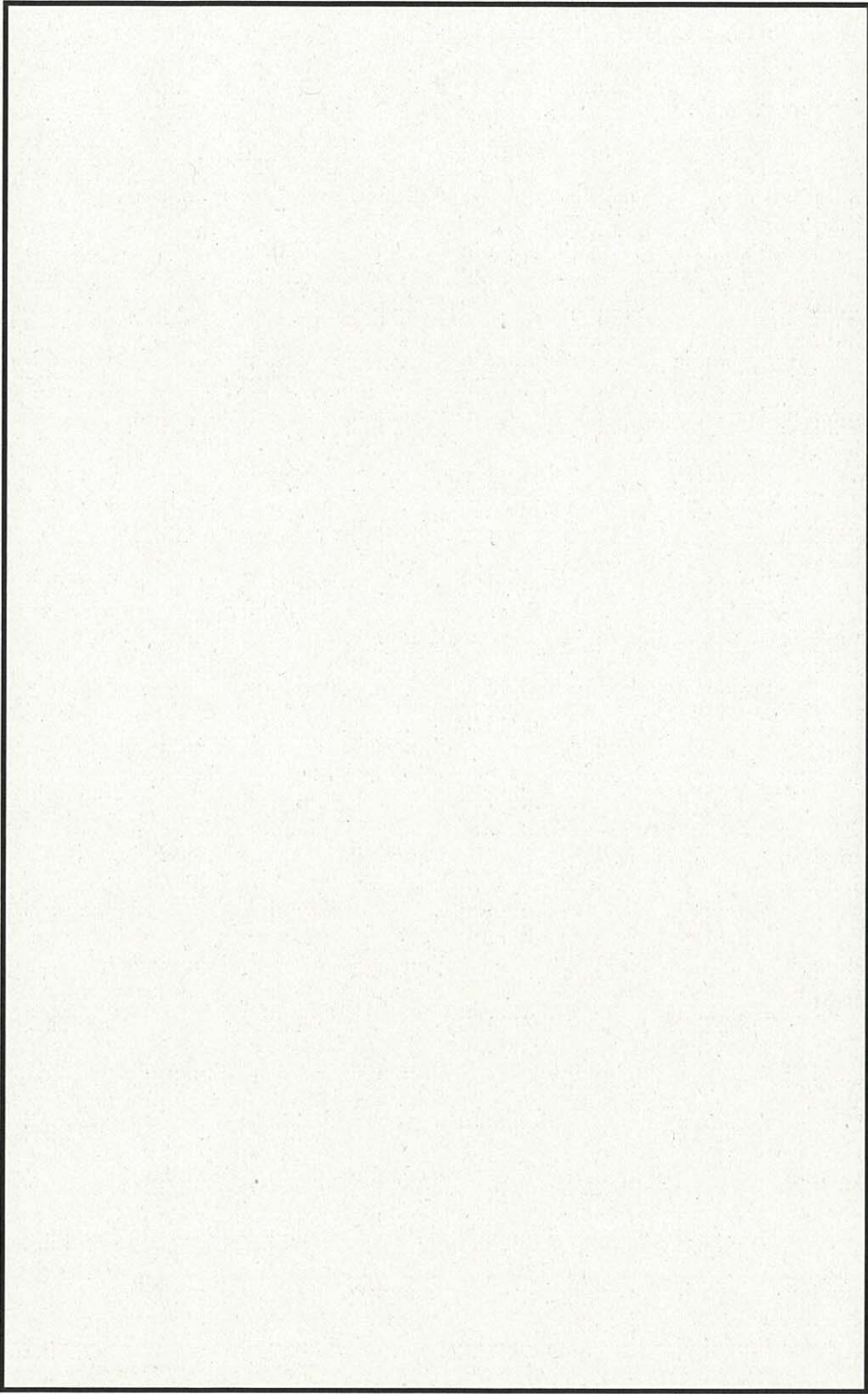
・写真については、一部イメージを含む。

・配備又は保管場所については、今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。

第 62-8-2 図 操作概要図 衛星電話設備 (固定型)

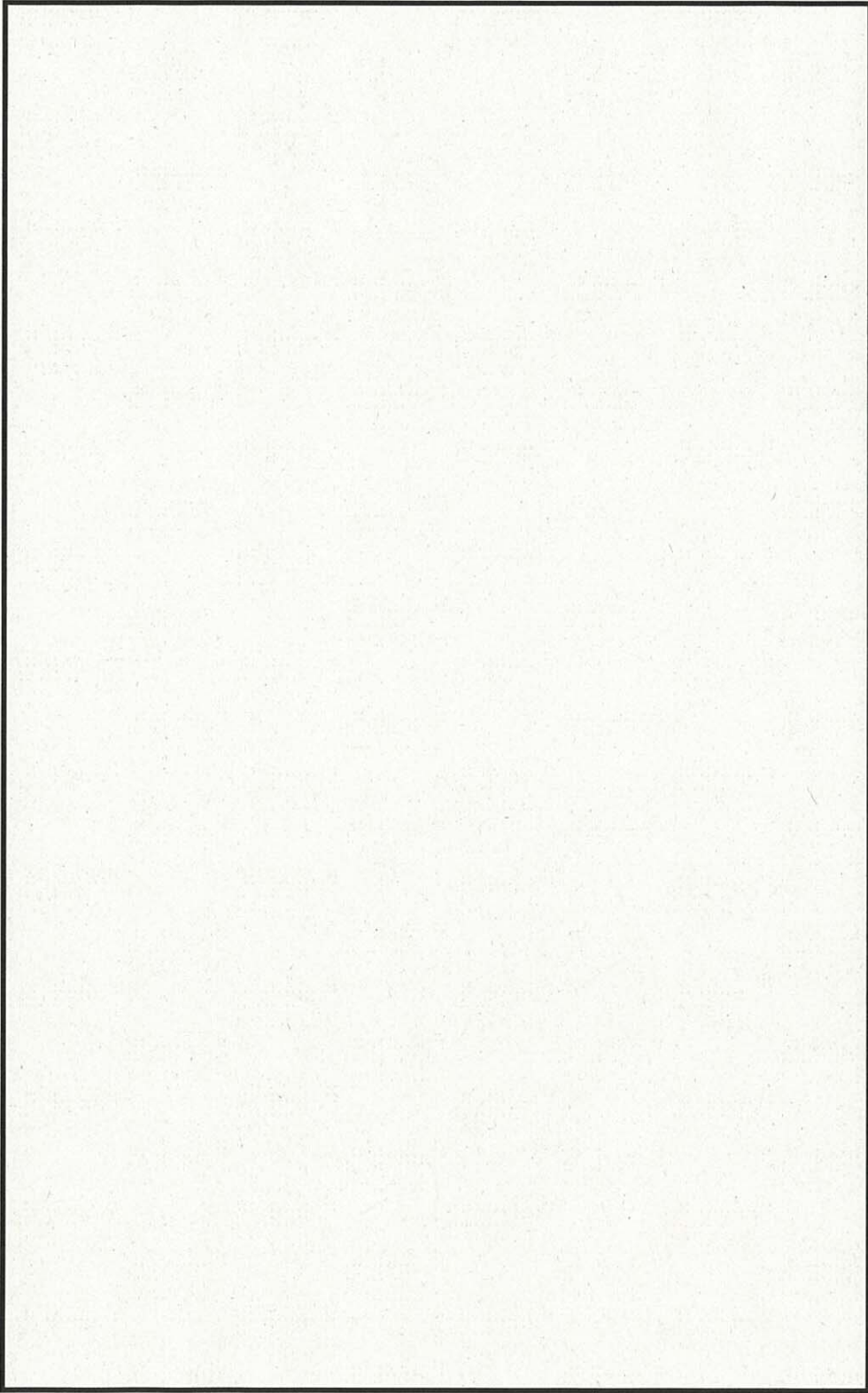
(原子炉建屋附属棟 3 階 中央制御室)





- ・写真については、一部イメージを含む。
  - ・配備又は保管場所については、今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。
- 第 62-8-2 図 操作概要図 無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）  
（緊急時対策所 2 階）





- ・写真については、一部イメージを含む。
  - ・配備又は保管場所については、今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。
- 第 62-8-3 図 操作概要図 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備**  
(テレビ会議システム, I P 電話, I P - F A X) (緊急時対策所 2 階)